



The EU Framework Programme  
for Research and Innovation

# HORIZON 2020



## AGA –注釈モデル助成合意書

バージョン 2.1  
2015/10/30

### 免責事項

このガイドは、受益機関を支援することを目的としている。このガイドは、情報目的のためだけに提供されたものであり、適用すべき法的ソースの協議に取って代わることを意図していない。欧州委員会も執行機関も(またはその代理を行っているいかなる個人も)、この手引き文書の使用に対して責任を負わない。



| 変更履歴  |               |   |
|-------|---------------|---|
| バージョン | 発行日           | 変更点   |
| 1.0   | 2013年12月20日   | - 初版。第6条。   |
| 1.2   | 2014年2月17日    | ☐ 第7条から第14条、第17条19条、第23a条から第25条、第35条、第52条から第54条、第56条、および第58条追加  |
| 1.3   | 2014年3月26日    | ▪ 第16条、第32条から第34条、および第41条から第44条追加   |
| 1.4   | 2014年4月16日    | ☐ 第4条から第6条、第9条から第16条、第20条、第21条、第23条、第24条、第39条、第40条、第45条から第52条、および第57条追加または修正  |
| 1.5   | 2014年12月4月25日 | ▪ 第22条、第26条から第31条、第36条から第38条、および第55条追加  |
| 1.6   | 2014年12月5月2日  | ▪ 新しい注釈：ERC、SME インストルメンツ、ERA-NET 共同基金、PCP-PPI 共同基金、EJP 共同基金、枠組みパートナーシップおよび特定の合意書  |
| 1.6.1 | 2014年6月16日    | ▪ クリック可能な目次追加   |
| 1.6.2 | 2014年7月17日    | ▪ タイムシートモデルおよび人件費についての申告書モデルへのリンク   |
| 1.6.3 | 2014年8月20日    | ▪ 「主要ワークプログラムの MSC 公募条件」（55 頁）へリンクを変更   |
| 1.7   | 2014年12月19日   | - モデル助成合意書、具体的には第3条、第9条、第20.6条および第38.1.2条の修正による更新<br>- 第6.2.A条、第6.2.E条、第6.2.F条、第22.4条、第22.5条の新しい注釈<br>- よくある質問によって生じた新しい説明および例、具体的には、第2条、第6.1条、第6.2.D.2条、第6.2.D.3条、第6.3条、第6.4条、第6.5条、第10条、第13条、第14条、第18条、第20.4条、第34条、第39条、第41.5条、第43条、第49.1条、第50.3条、第55条および第57条<br>- 派生モデル助成合意書：<br>- ERC：第2条、第4条、第6.2条、第8条、第32条、第56.1条および第56.a条<br>- SME：第2条、第5.4条、第8条、第21条、第41条、第42条、第43条、第44条、第50条フェーズ1、ならびに、第2条、第4条および第6条フェーズ2<br>- ERA-NET 共同出資：第4条、第6.2.B条および第13条（PCP のオプション）<br>- EJP 共同出資：第4条、第6.2条<br>- MSCA に対する新しい注釈<br>- 他の小規模な訂正および説明<br>- 条文を含むクリックできる目次の改良 |
| 2.0   | 2015年3月30日    | - オンライン AGA 様式への再フォーマット。<br>感嘆符を有する情報および案内標識への合理化されたアプローチ黄色および青色のテキストボックスの提示。<br>- クリックできる相互参照（条文）<br>- 事業契約の異なる種類の取扱いを説明している新しい表（第6.2.A条に基づく）。<br>- よくある質問によって生じた新しい説明および例、具体的には、第2条、第3条、第6.2.A条、第6.2.D条、第6.2.E条、第6.2.F条、第13条、第18.2条、第21条、第27条、第28.3条、第29条、第30条、第38条、第41条、第47条、および、第55条の大幅な更新。<br>- 派生モデル助成合意書の更新：<br>- ERC：ERC GA 序文、第56a条<br>- MSCA：ITN 第6.2条、第19.2条、第32条、IF 第6.2条、第8条、第32条、RISE 第6.2条、第19条、共同出資 第6.2条、第15条、第19条<br>- FPA：第13条、SGA：第17条<br>- 他の小規模な訂正および説明   |
| 2.0.1 | 2015年5月18日    | - MSCA-ITN および MSCA-RISE 助成の第4条の注釈の誤り   |
| 2.1   | 2015年10月30日   | - よくある質問によって生じた新しい説明および例、具体的には、第5.2条、第6.1条、第6.2.A条、第6.2.D条、第6.5条、第9条、第11条、第12条、第13条、第14条、第20条、第21条、第22.2条、第24条、第26条、第29条、第30条、第31条、第34条、第40条、第43条、第47条、第50条、第55条および第56条。  |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  |  | <ul style="list-style-type: none"> <li>- 新しい節 1.3『特定の国に適用すべき問題のリスト』が追加される一国税、補助金の適格性に関する説明</li> <li>- 派生モデル助成合意書の新しい注釈および更新： <ul style="list-style-type: none"> <li>- ERC MGA: 序文、第 6 条、第 8 条、第 18 条、第 29 条および第 56a 条</li> <li>MSCA: ITN 第 4 条、第 6.2 条、第 8 条、第 31 条、第 32 条、IF 第 4 条、第 6.1 条、第 6.2 条、第 8 条、第 31 条、第 32 条、第 56a 条、RISE 第 4 条、第 6.2 条、第 8 条、第 18 条、第 31 条、共同出資 第 4 条、第 6.2 条、第 8 条、第 15 条</li> <li>- SME 証書 フェーズ1: 第 5 条</li> <li>- SME 証書 フェーズ2: 第 13 条</li> <li>- ERA-NET 共同出資: 第 5.2 条、第 6.2.A 条および第 20 条</li> <li>- FPA: 第 5 条</li> <li>- MGA 一括払い: 新しい注釈。</li> </ul> </li> <li>- 他の小規模な訂正および説明。</li> </ul> <p>簡単に識別できるように、新しい解釈を有する項、割り符または節は、シンボルマーク ■ と共に左側にマーク付けされる。</p> |
|--|--|---|

## 重要通知

**AGA-注釈モデル助成合意書**は、2014年—2020年についての Horizon 2020 枠組みプログラムのための、**申請者**および**受益機関**に対する一般モデル助成合意書（「一般 MGA」）およびそれぞれ異なる特定の助成合意書（「特定 MGA」）の説明が記載された使用者案内書である。

本書の目的は、専門的な語彙、法律用語、および専門語を避け、読者が助成合意書の特定の部分に関して抱いた実務的な疑問の答えを見い出すことを助けることにより、使用者が助成合意書を理解し、解釈するのを助けることである。

その精神において、本書の構成は、助成合意書の構成と同一になっている。本書では、各助成合意書の条項が説明され、適宜事例が記載されている。

特定 MGA は一般 MGA と同様の構成および規定になっている（すなわち、特定 MGA はすべて一般 MGA に基づき作成されている）ので、注釈は、主に一般 MGA を扱っている（そして、その他の MGA の注釈は、一般 MGA との重要な違いに限定されている）。ただし、それぞれの者に対する助成金額、費用形態、および適格条件は、すべての MGA について説明されている（各 MGA の第 4 条から第 6 条参照）。

注釈は、いくつかの例外を除き、複数受益機関版について記載されている。複数受益機関版と単一受益機関版とは、その大半において同一である。

### 本書のアプローチ

1. 関連する条項の文面は、注釈と区別するために、灰色に網掛されている。

注釈が付けられている**概念**は、太字で下線がつけられている。

条項に対する注釈は、そのすぐ下に記載されている。

長い条項は、注釈を関連部分の下に表示できるように、分けて表示されている。

**例**、**ベストプラクティス**は、太字にて緑字で表示されている。

**特定の事例**および**例外**は、太字にてオレンジ色で表示されている。

新しい説明（最終更新と比較して）は、以下でマーク付けされる。：

2. AGA は、包括的であることを意図されているので、異なる助成合意書の条項で想定されているすべての可能な**オプション**が網羅されている。

これらのオプションの多くは、それぞれの者の助成には無関係である場合がある（それらは、それぞれの者が署名する助成合意書に記載されていないか、または「該当しない」と記されている）。

特定の規則が適用されることをそれぞれの者が容易に見分けられるようにするために、選択されたオプションは、イタリック体で（角括弧なしで、かつオプションという表題なく）表示される。

### 更新

バージョン 2.0 において、本書は、クリック可能なオンライン版に変更される。

当該オンライン版は、実経験および継続的な発展に基づき、新しい例および説明を加えて定期的に更新される。

### その他の情報

AGA は、Horizon 2020 MGA の規定の注釈に限定されている。Horizon 2020 の助成がどのように運営されるのかについてのより一般的な概要については、[オンラインマニュアル](#)を参照して下さい。

すべての Horizon 2020 の参考書面（法律、ワークプログラム、およびテンプレートを含む）の包括的なリストが、受益機関ポータルサイトの[受益機関ポータルページ](#)に掲載されている。

Horizon 2020 の用語は、受益機関ポータル[用語集](#)において説明されている。

必要に応じて、Horizon 2020 ヘルプデスクに連絡することもできる。

## H2020 関連法

**H2020 枠組みプログラム** — 欧州議会および Horizon 2020 を確立している 2013 年 12 月 11 日の評議会の規則(EU)番号 [1291/2013](#) - 研究およびイノベーションに関する枠組みプログラム(2014 年から 2020 年)(OJ L 347、20.12.2013 年 12 月 20 日、104 ページ)。

**欧州原子力共同体の研究および訓練プログラム(2014 年から 2018 年)** — Horizon 2020 を補足している、欧州原子力共同体(2014 年から 2018 年)の研究および訓練プログラムに関する 2013 年 12 月 16 日の評議会規則(欧州原子力共同体)番号 [1314/2013](#) - 研究およびイノベーションに関する枠組みプログラム(OJ L 347、2013 年 12 月 20 日、948 ページ)。

**H2020 特定プログラム** — Horizon 2020 を実施している特定プログラムを確立している 2013 年 12 月 3 日の評議会決定 [2013/743/EU](#) - 研究およびイノベーションに関する枠組みプログラム(2014 年から 2020 年)(OJ L 347、2013 年 12 月 20 日、965 ページ)。

**参加に関する規定(RfP)** — Horizon 2020 の参加および普及に関する規定を制定している、欧州議会および 2013 年 12 月 11 日の評議会の規則(EU)番号 [1290/2013](#) - 研究およびイノベーションに関する枠組みプログラム(2014 年から 2020 年)(OJ L 347、2013 年 12 月 20 日、81 ページ)。

**金融規則(FR)** — 欧州議会および欧州連合の総予算に適用すべき金融規定に関する 2012 年 10 月 25 日の評議会の規則(EC、欧州原子力共同体)番号 [966/2012](#) (OJ L 298、2012 年 10 月 26 日、1 ページ)。

**適用規定(RAP)** — 欧州議会および連合の総予算に適用すべき金融規定に関する評議会の I 規制(EC、欧州原子力共同体)番号 [966/2012](#) の適用規定に関する 2012 年 10 月 29 日の欧州委員会規則(EC、欧州原子力共同体)番号 [1268/2012](#) (OJ L 298、2012 年 10 月 26 日、1 ページ)。

## 目次

|  |     |
|--|-----|
| I. 1. 一般モデル助成合意書 (H2020 一般合意書)         | 8   |
| I.1 背景情報                               | 8   |
| I.2 H2020 一般合意書: 注釈                    | 9   |
| 第1章 総則                                 | 12  |
| 第1条—合意書の対象                             | 12  |
| 第2章 アクション                              | 13  |
| 第2条—実施されるべきアクション[—補足的助成][—共同資金提供アクション] | 13  |
| 第3条—アクション継続期間および開始日                    | 15  |
| 第4条—予算見積もりおよび予算移動                      | 17  |
| 第3章 助成                                 | 20  |
| 第5条—助成金額、助成形態、補償率、および費用形態              | 20  |
| 第6条—適格および不適格費用                         | 31  |
| 第4章 当事者の権利および義務                        | 107 |
| 第1節 アクションの実施に関する権利および義務                | 107 |
| 第7条—アクションを適切に実施する一般的義務                 | 107 |
| 第8条—アクションを実施するための資源—アクションに関与する第三者      | 108 |
| 第9条—EU 基金を受領しない受益機関によるアクションタスクの実施      | 112 |
| 第10条—物品、業務およびサービスの購入                   | 115 |
| 第11条—有償で第三者から提供された現物出資の使用              | 118 |
| 第12条—無償で第三者から提供された現物出資の使用              | 121 |
| 第13条—下請業者によるアクションタスクの実施                | 124 |
| 第14条—提携する第三者によるアクションタスクの実施             | 130 |
| 第15条—第三者に対する財政支援                       | 135 |
| 第16条—研究施設に対する越境または仮想アクセスの提供            | 140 |
| 第2節 助成運営に関する権利および義務                    | 147 |
| 第17条—一般的情報提供義務                         | 147 |
| 第18条—記録の維持—根拠書面                        | 150 |
| 第19条—成果物の提出                            | 158 |
| 第20条—報告—支払請求                           | 159 |
| 第21条—支払および支払取決め                        | 170 |
| 第22条—点検、検討、監査、および調査—認定の拡張              | 177 |
| 第23条—アクションの影響の評価                       | 193 |
| 第3節 背景的情報および成果に関する権利および義務              | 194 |
| 第1款 総則                                 | 194 |
| 第23a条—知的財産の管理                          | 194 |
| 第2款 背景的情報に関する権利および義務                   | 195 |
| 第24条—背景的情報に関する合意                       | 195 |
| 第25条—背景的情報に対するアクセス権                    | 197 |
| 第3款 成果に関する権利および義務                      | 200 |
| 第26条—成果の所有権                            | 200 |
| 第27条—成果の保護—EU 基金の可視性                   | 204 |
| 第28条—成果の利用                             | 207 |
| 第29条—成果の普及—オープンアクセス—EU 基金の可視性          | 209 |
| 第30条—成果の譲渡およびライセンスの付与                  | 217 |
| 第31条—成果に対するアクセス権                       | 222 |
| 第4節 その他の権利および義務                        | 227 |
| 第32条—研究者の募集および労働条件                     | 227 |
| 第33条—男女平等                              | 230 |
| 第34条—倫理                                | 231 |
| 第35条—利益相反                              | 235 |

|  |            |
|--|------------|
| 第 36 条—秘密保持 .....  | 237        |
| 第 37 条—セキュリティ関連義務 .....                                    | 239        |
| 第 38 条—アクションの促進—EU 基金の可視性 .....                            | 241        |
| 第 39 条—個人データの処理 .....                                      | 246        |
| 第 40 条—[欧州委員会][執行機関]に対する支払請求権の譲渡 .....                     | 250        |
| 第 5 章 受益機関の役割および責任の区分—補足的受益機関との関係—共同アクションのパートナーとの関係 .....  | 251        |
| 第 41 条—受益機関の役割および責任の区分—補足的受益機関との関係—共同アクションのパートナーとの関係 ..... | 251        |
| 第 6 章 費用の却下—助成の削減—回収—罰則—損害—停止—終了—不可抗力 .....                | 259        |
| 第 1 節 費用の却下—助成の削減—回収—罰則 .....                              | 259        |
| 第 42 条—適格費用の却下 .....                                       | 259        |
| 第 45 条—行政罰および罰金 .....                                      | 278        |
| 第 2 節 損害についての責任 .....                                      | 282        |
| 第 46 条—損害についての責任 .....                                     | 282        |
| 第 3 節 停止と終了 .....  | 285        |
| 第 47 条—支払期限の停止 .....                                       | 285        |
| 第 48 条—支払の停止 .....   | 288        |
| 第 49 条—アクション実施の停止 .....                                    | 291        |
| 第 50 条—単一または複数受益機関の合意書の解除または参加の終了 .....                    | 296        |
| 第 4 節 不可抗力 .....   | 312        |
| 第 51 条—不可抗力 .....  | 312        |
| 第 7 章 最終規定 .....   | 314        |
| 第 52 条—当事者間の通信 .....                                       | 314        |
| 第 54 条—期間計算、日付および期限 .....                                  | 318        |
| 第 55 条—合意書の変更 .....  | 319        |
| 第 56 条—合意書への加入 .....                                       | 330        |
| 第 57 条—適用法および紛争解決 .....                                    | 333        |
| 第 58 条—協定の発効 .....   | 337        |
| <b>I.3 特定国への適用問題 .....</b>                                 | <b>338</b> |



## I. I. 一般モデル助成合意書 (H2020 一般合意書)

### I.1 背景情報

---

一般モデル助成合意書 (H2020 一般 MGA) は、すべての種類の研究イノベーションアクション (RIA)、イノベーションアクション (IA)、および調整支援アクション (CSA) についての助成のために使用される。

*例:* パート III、社会的課題 3『安定した、クリーンで効率的なエネルギー』に基づくアクション (スマートシティおよび団体公募を参照)、パート I、『研究基盤』に基づくアクション (研究基盤公募を参照)、パート III、社会的課題 1『健康、人口動態の変化と福祉』に基づくアクションなど。

 一般 MGA は、特定 MGA (すなわち、一括払い MGA、ERC MGA、MSCA MGA、SME 証書 MGA、ERA-NET 共同出資 MGA、PCP/PPI 共同出資 MGA、EJP 共同出資 MGA または枠組みパートナーシップ) のうちの 1 つに該当するアクションに対して使用されない。

## I.2 H2020 一般合意書: 注釈

## 助成合意書

番号 [番号を挿入] — [頭文字を挿入]

本合意書（「合意書」）は、以下の当事者間のものである。

一方において、

[オプション1：欧州委員会（「欧州委員会」）により代表される**欧州連合**（「EU」）]<sup>1</sup>

[オプション2：欧州委員会（「欧州委員会」）により代表される**欧州原子力共同体**（「Euratom」）]<sup>1</sup>

[オプション3：欧州委員会（「欧州委員会」）から委任された権限に基づく [研究執行機関 (REA)]  
[欧州研究会議執行機関 (ERCEA)] [イノベーション・ネットワーク執行機関 (INEA)]  
[中小企業執行機関 (EASME)]（「執行機関」）]<sup>1</sup>

本合意書の署名については [機能 [総局、局、ユニット] [部]] の [氏名]<sup>1</sup>により代表される。

および

他方において、

1. 「コーディネータ」

[正式名称 (略称)] [法形態] [正式な登録番号] 設立場所 [完全な正式住所] [付加価値税番号]  
[EU 助成金を受けていないコーディネータのためのオプション：『EU 助成金を受けていない受益機関』（第9条を参照）として] [本合意書の署名については [機能、氏名] により代表される。

およびそれぞれの「加入様式」（別紙3および第56条参照）に署名した場合の以下のその他の受益機関。

2. [正式名称 (略称)] [法形態] [正式な登録番号] 設立場所 [完全な正式住所] [付加価値税番号]

[EU 助成金を受領しない受益機関のためのオプション：X。 [正式名称 (略称)] [法形態] [正式な登録番号]  
設立場所 [完全な正式住所] [付加価値税番号] 「EU 助成金を受領しない受益機関」（第9条参照）として。]

[各受益機関について同様]

[JRC が受益機関の場合のオプション：およびX。共同研究センター (JRC) 設立場所 [完全な正式住所]  
「管理協定」（別紙3b 参照）に署名した場合]。

別段規定されていない限り、単独の「受益機関」または複数の「受益機関」には、コーディネータが含まれる [JRC が参加する場合のオプション：および共同研究センター (JRC)]。

上記に言及されている当事者は、以下の諸条件に基づき合意書を締結することに合意した。

合意書または加入様式 [JRC が受益機関の場合のオプション：または管理協定] に署名することにより、受益機関は、それぞれ自身の責任において、助成を受け、合意書に規定されているすべての義務および条件とともに合意書に従って助成をその目的に適用することに合意する。

合意書は、以下により構成される。

諸条件

別紙 1 アクションの説明

別紙 2 アクションのための見積予算

別紙 3 加入様式

**[第14条が適用され、[欧州委員会][執行機関]により連帯責任が要求された場合に使用されるオプション：3a 提携第三者の連帯責任に関する申告]**

**[JRCが受益機関の場合のオプション：3b 管理措置]**

別紙 4 財務諸表用モデル

別紙 5 財務諸表に関する証明書用モデル

別紙 6 方法論に関する証明書用モデル

1. 欧州議会および Horizon 2020 を確立している 2013 年 12 月 11 日の評議会の規則 (EU) 番号 1291/2013— 研究およびイノベーションに関する枠組みプログラム (2014 年から 2020 年) (『H2020 枠組みプログラム規則番号 1291/2013』) (OJL 347、2013 年 12 月 20 日、104 ページ)。
2. イタリア体テキストは、本契約に適用可能なモデル助成合意書のオプションを示している。
3. イタリア体テキストは、本契約に適用可能なモデル助成合意書のオプションを示している。
4. イタリア体テキストは、本契約に適用可能なモデル助成合意書のオプションを示している。
5. 欧州委員会/執行機関の代表を務める者は、2001 年 2 月 22 日の文書 60008『*Mise en place de la Charte des ordonnateurs*』に従って指名された許可を与える役員 (代表者) でなければならない。



## 1. コーディネーター 受益機関

「**受益機関 (Beneficiaries)**」とは、欧州委員会/執行機関と助成合意書 (GA) を署名した法人 (すなわち、助成により支援されるアクションにおける「**受益機関 (participant)**」<sup>1)</sup>) を意味する。

「**コーディネーター**」とは、欧州委員会/執行機関との間の中心的連絡窓口であり、コンソーシアムを代表する (欧州委員会/執行機関に対して受益機関である)。

**⚠** 受益機関およびコーディネーター両者とも、アクションを実施する (すなわち、その期待される目的および成果を達成する) ための十分な能力/資力を有しなければならない。

欧州委員会/執行機関は、制度上、アクションのために求められた EU 出資が 500,000 ユーロ以上の場合、コーディネーターの能力/資力を検証する。例外的に、欧州委員会/執行機関はまた、(コーディネーターまたはその他の受益機関) の能力/資力に疑いを持つ事由がある場合、それらの者の能力/資力を検証する。

**i** 財務能力/能力に関する詳細な情報については [オンラインマニュアル](#) を参照。

<sup>1</sup> 定義については、参加規則第 2.1 (15) 条参照: 「**受益機関 (participant)**」とは、規則 (EU) 1291/2013 号に基づくアクションまたはアクションの一部を実施し、本規則の規定に基づき、欧州連合またはその他の資金提供団体に対して権利および義務を有する法人を意味する。

コンソーシアム内部での役割および責任の区分は、[第 41.2 条](#)において説明されている。

一般論として：

- コーディネータは、助成を調整し、管理しなければならず、欧州委員会/執行機関との中心的連絡窓口である。
- 受益機関は、全機関共同して、助成の円滑で良好な実施に貢献しなければならない（すなわち、アクションの適正な実施に貢献し、GAに基づくそれぞれの義務を遵守し、コーディネータの義務についてコーディネータを支援する）。

署名方法は以下の通りである。

- コーディネータは、直接 GA に署名する。
- その他の受益機関は、加入様式に署名することにより GA に署名する（[第 56 条参照](#)）。

GA の変更がある場合には、コーディネータにより、その他の受益機関の代わりに署名される。

助成を受け入れる（GA に署名することにより）申請者は、助成の受益機関となり、助成のすべての規定により拘束される。

このことは、受益機関は以下を行わなければならないことを意味する。

- 別紙 1 に詳細に規定されているようにプロジェクト（特に研究業務）を実施し（「技術的实施」）、
- GA のすべてのその他の規定、ならびに EU、国際、および国内法のすべての適用ある規定を遵守する。

アクションに参加するが GA に署名しないその他の機関（受益機関とつながりのある機関を含む）は、「アクションに関与する第三者」とみなされる（[第 8 条参照](#)）。

それらの機関は、GA の規定に拘束されない。反対に、欧州委員会/執行機関は、第三者に対して義務を負わない。

## 2. 名称、法的形態、正式な登録番号、住所 - 法人データ

受益機関の法人データ（正式名称、住所、法的形態、法的代表者等）は、受益機関ポータルサイトの「[受益機関登録簿](#)」から引用している。

『公式登録番号』は、受益機関登録簿によって割り当てられる『参加者識別コード(PIC)』を指すのではなく、国家登録簿の公式登録番号を指す。

これらのデータは、本助成（[第 52 条参照](#)）およびその他の H 2020 助成に関するすべての連絡に自動的に使用される。



受益機関は、本助成終了後も含め、常時このデータを最新データに維持しなければならない（[第 17 条](#)も参照）。これらのデータに変更があった場合、当該受益機関の法人指名代表者（LEAR）は、受益機関ポータルサイトから直接変更請求書を行わなければならない（[第 17 条](#)および[第 52 条](#)参照）。

## 第1章 総則

### 第1条—合意書の対象

#### **第1章 総則**

##### **第1条—合意書の対象**

本合意書は、第2章に規定されているアクションを実施するために受益機関に付与される助成に適用される権利、義務および諸条件を規定するものである。

## 第2章 アクション

### 第2条—実施されるべきアクション[—補足的助成][—共同公募プロジェクト]

#### 第2章 アクション

##### 第2条—実施されるべきアクション [—補足的助成] [—共同資金提供アクション]

別紙1に規定されているように、助成は、[アクションの題名を挿入]—[頭文字を挿入]という表題のアクション（「アクション」）について付与される。

[ワークプログラムに記載がある場合の補足的助成についてのオプション：助成は、[提案の公募 [公募識別子：H2020—テーマー]]に基づく助成合意書] [以下の補足的助成番号：

- [番号を挿入] [頭文字を挿入]
- [番号を挿入] [頭文字を挿入]

に対する「補足的助成」である。]

[共同アクション（第三国または国際組織との共同公募）についてのオプション：別紙1に規定されているように、このアクションは、[第三国または国際組織の名称を挿入]と称する「共同アクション」と連携されていなければならない「共同公募プロジェクト」である。]



### 1. RIA、IA、および CSA アクション

何であるか？ 一般 MGA 基金<sup>2</sup>の RIA、IA および CSA 助成：

- **研究およびイノベーションアクション (RIA)：**  
新しい知識を確立、もしくは新しい技術、製品、プロセス、サービスまたはソリューションの実現可能性を探るための研究開発を目的とする。(基礎・応用研究、技術開発および統合、研究室もしくは模擬環境における小規模な試作品に関するテストおよび検証を含む)
- **イノベーションアクション (IA)：**  
計画の作成、ならびに新規、変更または改善製品、プロセスまたはサービスについての取決めやデザインを目的としたイノベーション活動(試作化、テスト、デモンストレーション、ケーステスト、大型製品の検証および市場試行が含まれる)<sup>3</sup>。
- **調整支援アクション (CSA)：**  
標準化、普及、啓発およびコミュニケーション、ネットワーキング、コーディネートもしくは支援サービス、政策対話、ならびに相互学習の演習および研究のような付随的施策<sup>4</sup>。

<sup>2</sup> アクションの種類に関する詳細な情報は、[ワークプログラムの一般別紙](#)に記載されている。

<sup>3</sup> 定義については、[参加規則第2.1 \(6\) 条](#)参照:「イノベーションアクション」とは、計画の作成ならびに新規、変更または改善製品、プロセスまたはサービスについての取決めまたは設計を直接的な目的とした活動により主に構成されるアクションを意味する。

<sup>4</sup> 定義については、[参加規則第2.1 \(7\) 条](#)参照:「調整支援アクション」とは、新インフラストラクチャーのための設計研究を含む標準化、普及、啓発およびコミュニケーション、ネットワーキング、調整支援サービス、政策対話、ならびに相互学習の演習および研究のような付随的方策により主に構成されるアクションを意味し、異なる国におけるプログラムの間のネットワーキングおよび調整を行う補足的活動も含む場合がある。

**⚠** 『アクション』という用語は、金融規則番号 966/2012 および適用規則番号 1268/2012 の規定から来ていて、『プロジェクト』を意味する。(以前の EU 研究枠組みプログラムでは『プロジェクト』が使用されている。)

RIA、IA および CSA アクションは、単一の受益機関または複数の受益機関のアクションである。

Horizon 2020 枠組みプログラムのすべてのパートにおいてそれらは資金供給される(例えば、[H2020-FETOPEN-2014-2015-RIA](#)、[H2020-WIDESPREAD-2014-3](#))。

**i** RIA、IA および CSA アクションに関する詳細な情報については、[オンラインマニュアル](#)および[受益機関ポータル](#)の [H2020 助成概況報告書](#)を参照すること。

## 2. 補足的助成

『補足的助成』は、それらを『補足的アクション』と識別することによって、ワークプログラム／公募と『関連がある』、異なった EU 助成である。

受益機関および補足的助成の受益機関は、協力して、その結果へのアクセスを提供しなければならない。

各機関は、補足的助成の調整およびアクションの業務に関して書面で『**協力契約**』を締結しなければならない([第41.4条](#)を参照)。(それは、FP7 の特別条項 41 に基づき含まれる場合に適用される。)

## 3. 共同公募アクション(共同アクション)

『共同アクション』は、提案に対する**共同公募**または**調整公募**の結果であり、EU および第三国(例えば、*科学的および技術的組織または資金提供執行機関*)または国際組織によって同時に開始される(EU に対して明かな付加価値がある場合、一般の権益および予想される相互利益の方針範囲内)<sup>5</sup>。

**共同公募**について:

申請者は、EU および第三国／国際機関の**両方**に提出される共同提案を作成する、提案は、各当事者によって指名された独立専門家のバランスの取れたグループが関与する、共同評価および選択手続きを通して、評価されて選択される。

**調整公募**について:

申請者は、調整提案に従って行われた業務の要約と共に別々の提案を提出する(EU および第三国/国際機関に対し)。欧州委員会／執行機関は、EU アクションの提案のみを評価する、ただし、評価は調整することができる(すなわち、第三国/IO の専門家が同じ専門家パネルを使用すること、同じ評価基準を適用することなどを含む)。

両方の種類の公募について、第三国受益機関が自己の資金提供執行機関／国際機関との GA に署名する一方で、EU 受益機関は EU との GA に署名する。アクションの記述(GA の別紙 1)には、EU アクションに基づき実行される研究を含む(しかし、第三国／国際機関アクションに基づき実行される研究についての詳細な説明も含む)。

調整を確実にする目的で、2 つのアクションの受益機関は、アクションをつなげるために(法的に別々であるにもかかわらず)、および、円滑な成功したプロジェクトの実施を確実にするために、『**調整契約**』([第 41.5 条](#)を参照)を締結しなければならない。

**i** 調整契約に関する手引きについては、[手引き—調整契約を作成する方法](#)を参照。

<sup>5</sup> 参加に関する規定の第 12 条を参照。



## 第3条—アクション継続期間および開始日

### 第3条—アクション継続期間および開始日

アクション継続期間は、**[既定のオプション：合意書の発効日の次の月の初日（第58条参照）]** **[アクションのために必要な場合のオプション：[日付を挿入]]**（「アクション開始日」）現在 **[数値を挿入]** 6か月である

- 6 この日付は、申請者が助成合意書の発効日より前にアクションを開始する必要性、または月の初日以外の日にアクションを開始する必要性を証明した場合で、許可する役員が別段許可しない限り、月の初日で、合意書の発効日より後でなければならない。いずれの場合にも、開始日は、助成申請書提出日より前であってはならない（第130FR条）。



### 1.アクション開始日

アクション開始日は、欧州委員会/執行機関により GA において定められる。

アクション開始日は通常、GA の発効日が属する月の翌月の初日である。GA は、最後の当事者が署名した時点で発効する（第58条参照）。

予め定めた開始日を、欧州委員会/執行機関およびコンソーシアム間で合意することも可能である。

例外的に、欧州委員会/執行機関は、コンソーシアムがアクション開始を要請して（通常、提案により）、その時にアクションを開始する必要がある（例えば環境条件に左右されるアクション）ことを示せる場合、アクションが月の最初の日より後の日に開始することに同意することができる。

その開始日は、以下のいずれかである。:

- GA の効力発生前、すなわち、助成契約が両当事者によって署名される前

*例：助成合意書は、2014年12月30日にコーディネータによって署名された。欧州委員会は、2015年1月5日に署名。アクション開始日は通常2015年2月1日になるが、資金供給されたアクションは以前のFP7プロジェクトの継続なので、コンソーシアムは提案により(2014年5月15日にコンソーシアムによって提出された)2014年9月1日の指定開始日を要請。理由を考慮した上で、この指定開始日は承認された。*

コンソーシアム(コーディネータを通して)が、GA の効力発生前の指定開始日を要請する場合、コンソーシアムは、GA に署名する前にアクションを開始することによって示されるリスク、具体的には、生じた費用に対して払い戻されないというリスクを負担する（例えば、結果的に提案が成功しない場合、または GA が署名されない場合）

 アクション開始日は、決して提案の提出日前になることはない。

- GA の効力発生後、すなわち、助成契約が両当事者によって署名された後であるが、翌月の最初の日より後の日


時間的にかなり後になる指定された開始日（例えば GA の署名から 2、3 カ月後）は、事前融資支払いのタイミングに影響を与えるし、それを遅延させることになる。



## 2.アクション期間

アクションの期間(『アクション期間』)は、GA で欧州委員会／執行機関によって定められる。

アクション期間は、アクション開始日からアクションの終了日までの連続の月数で表される。

 アクション期間は、アクション作業(別紙 1 に定められる)が実施される期間のみに関係する。

従って、アクションの終了日は、『プロジェクトの終了』または GA の終了と同時ではない。

アクションの終了日以後、受益機関は、依然として自己の最終報告書を提出しなければならないし、欧州委員会／執行機関は残高の支払いを行わなければならない。さらに、GA に基づく特定の義務はその後も継続する。

## 第4条—予算見積もりおよび予算移動

### 第4条—予算見積もりおよび予算移動

#### 4.1 予算見積もり

アクションのための「予算見積もり」は、別紙2に記載されている。

予算見積もりには、予測適格費用、費用形態、受益機関 [ (および提携第三者) ] 毎の内訳および予算類型が記載されている (第5条、第6条 [および第14条] 参照)。 [第9条が適用される場合に使用されるオプション: 予算見積もりにはまた、EU基金を受領しない受益機関の予測費用が記載されている (第9条参照)。]

#### 4.2 予算移動

別紙2に記載されている見積もり予算は、受益機関間または予算類型間 (または両者) で金額を移動することにより調整することができる。アクションが別紙1に記載されている通りに実施される場合、この調整には、第55条に従った変更は必要でない。

ただし、受益機関は当該追加的下請け契約が修正案または第13条に従って承認されない限り、別紙1で定められていない下請けに関する費用を加えることができない。

[第5.2条で一括払いが予測される場合のオプション: 別紙2に定められる一括払いは、決して調整することはできない。]



### 1. 予算見積もり

アクションの予算見積もりは、コンソーシアムが提出した予測適格費用に基づき計算され、GAに別紙として添付される (別紙2)。

これらの予測適格費用は、アクションの「助成金額上限」を決定するのに使用される (FP7プロジェクトでは、「EU/Euratom出資」とよばれている。第5.1条参照)。

EU基金を受領しない受益機関の費用は、別紙2に記載されるが、総適格費用には含まれず、助成金額上限について算入されない (第9条参照)。

### 2. 予算類型

予算類型は、第6.2条に列記されており、別紙2の表に反映されている。

#### 一般 MGA の予算類型:

- 直接人件費
  - 従業員(または相当する者)のための費用
  - 直接契約に基づき働いている個人のための費用
  - 支払いに対して、第三者によって支持される人員の費用
  - 無給のSMEオーナーのための費用
  - 無給の自然人である受益機関のための費用
  - 研究基盤への国境を越えたアクセスを提供するための人件費
- 直接下請費用

- 第三者に対する財政支援の提供にかかる直接費用(オプションが適用される場合)
- その他の直接費用
  - 旅費および関連する特別手当
  - 器材費用
  - 他の物品およびサービスの費用
  - 大規模な研究基盤の資本化費用および運営費用
- 間接費用
- 特定の費用類型(オプションが適用される場合)

この「特定の費用類型」の予算類型は、特定のアクションが単位費用または一括費用により補償される場合にのみ適用される。一般 MGA については、この類型には、「研究施設に対する越境アクセスの提供についてのアクセス費用」、「建物のエネルギー効率性測定費」、および「臨床研究費」が現在該当する

 予算類型は、予算見積もり(第4条および別紙2)、費用形態(第5条)、費用適格規定(第6.2条)および費用申告(すなわち財務書類、第20条および別紙4)に関連している。

### 3. 予算移動

別紙2に記載されている予算は、見積もりである。

従って、報告時、受益機関は、予算に計上されている予測適格費用と異なる費用を申告することができる。

特に、受益機関は、アクションが別紙1に記載されている通りに実施される場合、欧州委員会/執行機関に対する届出または変更(第55条参照)を必要とすることなく、受益機関間または予算類型間で金額を移動することにより調整を行うことができる。

 助成金額上限(第5条参照)は増額できない。

#### 何を移動できるのか？

実際に負担した適格費用が予測適格費用を下回る場合、差額は他の受益機関または他の予算類型に割り当てることができる。従って、その他の受益機関(その補償率の適用により)またはその他の予算類型(予算移動先となる)に対する補償額は、予定よりも高なる場合がある。

**例:** 予算見積もりには、受益機関Aについての60,000ユーロおよび受益機関Bについての75,000ユーロの人員費が含まれる。しかし、アクション終了時、受益機関Aの実際の人員費は、給与増額または別紙1に記載されているタスクを実施するために追加的な人員を採用することが必要であったことから、75,000ユーロとなり、他方受益機関Bの実際の人員費は60,000ユーロであった。このようなことは、受益機関Aの追加的な費用が、第6条の適格要件を満たし、第5.1条に定められた助成金額上限以内(アクションレベルで)であるならば、認められる。

**単位費用** —GAにおいて単位費用が予定されている場合、受益機関が使用した(または生じさせた)単位の実数が別紙2において予測されていた数未満であれば、単位費用として申告した金額を別の類型または別の受益機関に移動することができる。単位当たりの費用を変更することはできない。

**例:**  
受益機関Aについての予測費用総額: 10,000ユーロ (100単位 × 100ユーロ/単位)

受益機関Aが使用した(または生じさせた)実際の単位費用総額: 8,000ユーロ (80単位 × 100ユーロ/単位)  
別の予算類型に移動可能な総額: 2,000ユーロ

#### 何を移動できないのか？

GAでは予算の移動が認められており、タスクの移動は認められていない。

受益機関は、(その受益機関のために)別紙2において予定されていない費用形態に予算を移動することはできない。

**例:** 受益機関は、予算見積もりにおいて、その直接人件費をすべて「実費」として計上する(別紙2のA(a)欄)。しかし、最初の報告期間末時点で、受益機関は、その直接人件費を「その通常の費用会計実務に従って決定した単位費用」(別紙2のA(b)欄の平均人件費)として申告する。当該行為は、直接人件費の形態を変更するためにGAを変更しない限り認められない。

予算移動が別紙1の重大な変更を原因とする場合、GAの変更が必要である。重大な変更とは、技術業務(アクションの「タスク」)に影響を与える変更である。

**ベストプラクティス:** コーディネータは、予算移動に関し、変更を必要とするような別紙1の重大な変更となるか否かを欧州委員会/執行機関に確認することができる。

**一括金** — GAに一括金が規定されている場合、別紙2に記載されている一括金を別の類型または別の受益機関に移動することはできない。

また、一括金の金額は、決して増額、減額または分割できない。

**例:** 別紙2(「その他の直接費用」の欄)において旅行について予定されている一括金30,000ユーロは、旅行についての一括金15,000ユーロおよび人件費についての15,000ユーロに変更できない。

**新下請契約** — 「下請契約」についての適格費用増額を意図した予算移動は、通常変更を必要とする別紙1の重大な変更であるとみなされる(受益機関が第13条に規定されている正式変更なしの簡易承認手続を使用しない限り)。

**例(修正)** 受益機関Aが、当初予定したように追加的職員を採用することを止め、しかし下請業者を使用することを決定したことから、アクション実施中にアクションタスクを下請に出す。それは、修正(第55条を参照)を介した事前評価承認を要請する

**例(簡略化された承認手続き):** 受益機関が、当初は自ら実施するはずであったタスクを下請に出したいと考える。当該受益機関は、人件費から下請費用に100,000ユーロ移動したい。この新下請が可能であり、その費用が適格であるようにするためには、下請を行う前にGAの変更が必要である。しかし、受益機関は、変更を請求せず、しかしその次回の定期技術報告においてのみ変更を申請する(受益機関自身のリスクにおいて)。欧州委員会が報告書を承認すれば、追加的下請契約の費用は適格である。



『簡略化された承認手続き』を利用する受益機関は、欧州委員会/執行機関による非承認および不認可(第13条を参照)について全リスクを負う。

## 第3章 助成

### 第5条—助成金額、助成形態、補償率、および費用形態

#### 第3章 助成

#### 第5条—助成金額、助成形態、補償率、および費用形態

##### 5.1 助成金額上限

「助成金額上限」は、[金額を挿入(文字で金額を挿入)]ユーロである。

##### 5.2 助成形態、補償率、および費用形態

助成により、[研究イノベーションアクション(RIA)についてのオプション:アクション適格費用の100%]、[すべての受益機関およびすべての提携第三者が非営利法人<sup>9</sup>の場合のイノベーションアクション(IA)<sup>7</sup>についてのオプション:アクション適格費用の100%]、[すべての受益機関およびすべての提携第三者が営利法人の場合のイノベーションアクション(IA)についてのオプション:アクション適格費用の70%]、[受益機関および提携第三者の一部が非営利法人で、一部が営利法人の場合のイノベーションアクション(IA)についてのオプション:非営利法人である[受益機関][および][提携第三者]のアクション適格費用の100%、ならびに営利法人である受益機関[および提携第三者]のアクション適格費用の70%]、[ワークプログラムに記載されている場合の例外事案についてのオプション:アクション適格費用の[...%]](第6条参照)が補償される(「適格費用助成金の補償」)(別紙2参照)。

アクションの予測適格費用は、[金額を挿入(文字で金額を挿入)]ユーロである。

適格費用(第6条参照)は、以下の形態(「費用形態」)で申告されなければならない。

(a) 直接人件費について[(ポイント(f)に基づく単位原価[ノ—括弧])によって適用される直接人件費を除外する]<sup>8</sup>:

- 実際に支出した費用として(「実費」)または
- 受益機関の通常の会計実務に従って受益機関により計算された単位当たり費用基準(「単位費用」)

給与を受領しない自然人であるSME所有者または受益機関についての人件費(第6.2条ポイントA.4およびA.45参照)は、別紙2(単位費用)に記載されている単位当たり費用に基づいて申告されなければならない。

- (b) 下請け契約の直接費について [下請け契約の直接費について[(ポイント(f)に基づく単位原価[ノ—括弧])によって適用される下請け費用を除外する)]<sup>10</sup>: 実際に支出した費用として(「実費」)
- (c) 第三者に財政援助を提供する直接費について[(ポイント(f)に基づく単位原価[ノ—括弧])によって適用される財政援助の費用を除外する]<sup>11</sup>: [第15条が適用する場合に使用されるオプション: 実際に支出した費用として(「実費」)] [オプション: 適用されない]
- (d) 他の直接費について [(ポイント(f)に基づく単位原価[ノ—括弧])によって適用される他の直接費を除外する]<sup>12</sup>: 実際に支出した費用として(「実費」)
- (e) 間接費について [(ポイント(f)に基づく単位原価[ノ—括弧])によって適用される間接費を除外する]<sup>13</sup>: 第6.2条、ポイントEに規定されるように適用された定率(『定率費用』)に基づいて
- (f) [特定の単位原価(欧州委員会の決定によって予測されて、助成に適用できる単位原価)の場合のオプション: [特定の費用類型の名称を挿入<sup>14</sup>]]について: 別紙2に定める単位毎の金額(単位原価)に基づいて。<sup>15</sup>

[オプション：特定の費用類型：適用されない]

[特定の一括払い費用についてのオプション（欧州委員会の決定によって予測され、助成に適用できる一括払い）：[特定の費用類型の名称を挿入] について：別紙2（『一括払い費用』）に定められる一括払いとして。]

7 定義については、Horizon 2020 の参加および普及に関する規定を制定している、欧州議会および 2013 年 12 月 11 日の評議会の規則（EU）番号 1290/2013 の第 2.1 条(6)を参照（「研究およびイノベーションに関する枠組みプログラム（2014 年から 2020 年）」（『参加規則番号 1290/2013 に関する規定』）（OJ L 347、2013 年 12 月 20 日、81 ページ）：『イノベーションアクション』とは、新しい、変更され、もしくは改良された製品、プロセスまたはサービスの計画および措置または設計を生み出すことを直接的に意図している活動から主に構成されるアクションを意味する。この目的上、それらには、プロトタイプングを作成すること、テストを行うこと、デモをすること、試験的に行うこと、大規模な製品確認および市場反響を含むことができる。

8 定義については、参加規則番号 1290/2013 に関する規定の第 2.1 条(14)を参照：『非営利法人』とは、その法的形態によって非営利である、または、株主もしくは個人会員に利益を分配しない法的なもしくは法令による義務を有する法人を意味する。

9 ポイント(f)のオプションが使用される場合のみ使用。

10 ポイント(f)のオプションが使用される場合のみ使用。

11 ポイント(f)のオプションが使用される場合のみ使用。

12 ポイント(f)のオプションが使用される場合のみ使用。

13 ポイント(f)のオプションが使用される場合のみ使用。

14 費用類型の正確な名称を挿入（単位原価／一括払いの使用を許可する欧州委員会の決定における）。例：『研究基盤への国境を越えたアクセスを提供するためのアクセス費用』、『臨床研究』の費用、『建物の省エネ対策』の費用。

15 別紙 2 は、関係している各受益機関（および提携第三者）に対して、単位原価のすべてのパラメータを明確に示さなければならない（すなわち、単位、単位毎の金額、それが使用される研究設備／基盤、それが使用される臨床研究など）。



## 1. 助成金額上限

本条に定められる助成金額上限を越えることはできない。

 たとえアクションの適格費用が計画された費用より高い場合であっても、助成金額上限を増加させることはできない。

助成金額上限は、「最終助成金額」ではなく、受益機関に対して支払われるべき「価格」でもない。

## 2. 補償率

いくら？ RIA アクションの「補償率」は、通常適格費用総額<sup>6</sup>の 100%である。IA アクションについては、通常適格費用総額の 70%<sup>7</sup>である。

イノベーションアクションに参加する非営利受益機関/提携第三者の適格費用は、100%<sup>8</sup>補償される。

ワークプログラム/公募で定められる例外的な場合、より低い補償率を適用することができる。

一般原則としては、アクション毎に、アクションのすべての活動およびすべての受益機関について同一の単一の資金提供（補償）率が存在する（1つのプロジェクト—1つの補償率）。

<sup>6</sup> 参加規則第 28(4)条参照。

<sup>7</sup> 参加規則第 28(5)条参照。

<sup>8</sup> 参加規則第 28(5)条参照。



しかし、もし非営利受益機関/提携第三者が営利受益機関/提携第三者と共に同一のイノベーションアクションに存在する場合、それぞれの適格費用は、それぞれの異なる補償率に基づき補償される。

補償率は、すべての費用形態(実費、単位費用、一括金および定率費用)<sup>9</sup>およびすべての予算類型に適用される。

 助成は、第 5.1 条に定められる助成金額上限を超えて支払うことができない。

### 3.費用形態

一般 MGA では、4 つの費用形態(実費、単位費用、定率費用および一括費用)についてのオプションが予定されている<sup>10</sup>。実際、一括金を除き(一括金は、SME インスツルメンツアクションについてのみ使用されている)、これらは現在すべて使用されている。

#### 一般 MGA の費用形態:

- 以下についての**実費**(即ち、実際のものであり、予測または予算でない費用):
  - 直接人件費(単位費用として申告されない限り)
    - 例:上級研究者 A の実際の年俸 62,500 ユーロ*
  - 下請費用
    - 例:臨床研究を下請に出すために支払った実際の価格*
  - 第三者に**財政支援**を提供するための費用(オプションが適用される場合)
    - 例:第三者に実際に支払った財政支援*
  - その他の直接費用
    - 例:コンピュータの実際の価格 2,000 ユーロ*
- 以下についての**単位費用**(即ち、単位当たりの金額):
  - SME 所有者/給与を受領しない**自然人**の直接人件費<sup>11</sup>
  - 受益機関の通常の費用会計実務に従って受益機関により計算された直接人件費(「**平均人件費**」)<sup>12</sup>
  - 以下についての特定の費用類型:
    - 「建物の**エネルギー効率性測定費**」<sup>13</sup>
    - 「研究施設に対する越境アクセスの提供についての**アクセス費用**」<sup>14</sup>
    - 「**臨床研究費**」<sup>15</sup>

<sup>9</sup> 参加に関する規定の第 28 条(6)を参照。

<sup>10</sup> 財務規則第 123 条および第 124 条参照。

<sup>11</sup> 中小企業の所有者ならびに Horizon 2020 研究イノベーションのための枠組みプログラムおよび欧州原子力共同体の研究および訓練プログラム(2014 年- 2018 年)に基づき給与を受領しない自然人である受益機関の人件費についての単位費用基準の補償の使用を認める 2013 年 12 月 10 日の欧州委員会決定 C(2013) 8197 号。  
[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit\\_costs/unit\\_costs\\_sme-owners\\_natural-persons-no-salary\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit_costs/unit_costs_sme-owners_natural-persons-no-salary_en.pdf) に掲載されている。

<sup>12</sup> 参加規則第 33 (2) 条参照。


<sup>13</sup> Horizon 2020 枠組みプログラムのエネルギーチャレンジアクションに基づく建物のエネルギー効率性措置についての単位費用基準の補償の使用を認める 2013 年 12 月 10 日の欧州委員会決定 C(2013)8196 号。

[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit\\_costs/unit\\_costs\\_energy\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit_costs/unit_costs_energy_en.pdf) に掲載されている。

<sup>14</sup> Horizon 2020 枠組みプログラムの研究施設パートに基づく越境アクセスを伴うアクションについての単位費用基準の補償の使用を認める 2013 年 12 月 10 日の欧州委員会決定 C(2013)8199 号。

[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit\\_costs/unit\\_costs\\_tna-infra\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit_costs/unit_costs_tna-infra_en.pdf) に掲載されている。

<sup>15</sup> Horizon 2020 枠組みプログラムの「社会的チャレンジ 1:健康、人口構造の変化、および福祉」に基づく臨床研究の実施を必要とするアクションについての単位費用基準の補償の使用を認める 2014 年 3 月 7 日の欧州委員会決定 C(2014)1393 号。

- 以下についての**定率費用**(即ち、その他の種類の適格費用について事前に定めた割合を適用することにより計算された費用):
  - 間接費(間接費用について 25%の定率  Horizon 2020 で新規に導入)<sup>16</sup>
  - **一括払い費用**(すなわち、アクションのすべての費用または特定の費用類型に適用するとみなされる全体的な金額)。

例: アクションの範囲内で研究を行うために 150 000 ユーロ

一般 MGA は、現在のところ一括払い費用を使用しない。

単一の助成において、異なる費用形態を使用することができる。

例: 単位費用の対象となる予算類型(例えば人件費)および実費の対象となる別の予算類型(例えば設備費)

下記の表は、一般 MGA に基づく Horizon 2020 アクションに使用することのできる異なる予算類型および費用形態の概要である。

| 費用形態 | 予算類型   |         |   |          |      |   |
|------|--|---------|---|----------|------|---|
|      | 直接人件費  | 下請の直接費用 | 第三者に対する財政支援の提供にかかる直接費用(第 15 条が適用される場合に) | その他の直接費用 | 間接費用 | 特定の費用類型第 6.2 (F) 条が適用される場合にオプションが使用された場合) |
| 実費   | 可能   | 可能      | 可能                                      | 可能       | 不可能  | 可能  |
| 単位費用 | 以下についてのみ可能:<br>-受益機関の通常<br>の費用会計実務に従<br>って設定された費用<br><br>-SME 所有者および<br>給与を受領しない自<br>然人の費用 | 不可能     | 不可能                                     | 不可能      | 不可能  | 欧州委員会決定により予定されている場合のみ可能                   |
| 定率費用 | 不可能  | 不可能     | 不可能                                     | 不可能      | 可能   | 不可能                                       |
| 一括費用 | 不可能  | 不可能     | 不可能                                     | 不可能      | 不可能  | 欧州委員会決定により予定されている場合のみ可能                   |

[http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit\\_costs/unit%20costs\\_clinical\\_studies.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit_costs/unit%20costs_clinical_studies.pdf)に掲載されている。

<sup>16</sup> 参加規則 第 29 (1) 条 参照。



### 5.3 最終助成金額—計算

「最終助成金額」は、アクションが実際にどの程度合意書の諸条件に従って実施されているかによる。

この金額は、—差額が支払われる時に(第 21.4 条参照)— [欧州委員会][執行機関]により、以下のステップで計算される。

ステップ 1—補償率の適格費用への適用

ステップ 2—助成金額上限に制限

ステップ 3—非営利規則による減額

ステップ 4—不適切な実施またはその他の義務違反による減額

#### 5.3.1 ステップ 1—補償率の適格費用への適用

補償率(第 5.2 条参照)は、受益機関[および提携第三者]により申告され(第 20 条参照)、[欧州委員会][執行機関]により承認された(第 21 条参照)適格費用(実費、単位費用、および定率費用[および一括費用額];第 6 条参照)に適用される。

#### 5.3.2 ステップ 2—助成金額上限に制限

ステップ 1 の後で得られた金額が第 5.1 条に規定されている助成金額上限を超える場合、当該金額は、後者に制限される。

#### 5.3.3 ステップ 3—非営利規則による減額

助成により利益が生じてはならない。

「利益」とは、ステップ 1 および 2 の後で得られた金額にアクションの総受取額を加算した額がアクションの総適格費用を上回る部分を意味する。

「アクションの総適格費用」は、[欧州委員会][執行機関]により承認された連結総適格費用である。

「アクションの総受取額」は、アクションの継続期間中に得られた連結総受取額である(第 3 条参照)。以下が受取額とみなされる。

- (a) アクションにより得られた所得; 所得が合意書に基づき購入された設備またはその他の資産の売却から得られたものである場合、受取額は、合意書に基づき適格として申告された金額を上限とする。
- (b) アクションのために使用されるために特定して第三者から受益機関[または提携第三者]に与えられた出資。
- (c) 適格費用として申告された場合の無償でかつアクションのために使用されるために特定して第三者から提供された現物出資。

ただし、以下のものは、受取額とみなされない。

- (a) アクションの成果を利用することにより得られた所得(第 28 条参照)。
- (b) 適格費用以外の費用に充てる場合の第三者による出資(第 6 条参照)。

- (c) 第3条に記載されている期間の終わりに未使用となった金額を返金する義務のない第三者による出資。

利益が存在する場合、ステップ1および2の後で得られた金額から当該利益は控除される。

### 5.3.4 ステップ4—不適切な実施またはその他の義務違反による減額

助成金が減額される場合(第43条参照)、[欧州委員会][執行機関]は、第5.1条に規定されている助成金額上限から減じる金額(第43.2条に従いアクションの不適切な実施または義務違反の重大性に比例して計算される)を控除することにより減額された助成金を計算する。

最終助成金額は、以下の2つのいずれか低い方となる。

- ステップ1ないし3の後で得られた金額、または
- ステップ4の後の減額された助成金額。



## 1.最終助成金額

最終助成金額は、支払われるべき差額を決定するために、アクション終了時に(またはGAが終了した場合)、欧州委員会/執行機関により計算される。

最終助成金額は、2つの種類の基準に基づいている。

- **業務実施基準**、すなわち、業務は別紙1に記載されているように実施されたか？  
これは、アクション中に実施された業務の欧州委員会/執行機関によるGA別紙1に記載されている活動と比較した分析である。
- 以下を含む**財務基準**:
  - 適格費用額
  - 補償率
  - 助成金額上限(第5.1条を参照)。

### 最終助成金額計算手続:

#### 最終助成金額の計算

ステップ1—補償率の適格費用への適用

ステップ2—助成金額上限に制限

ステップ3—非営利規則による減額

ステップ4—不適切な実施またはGAに基づくその他の義務違反による減額

最終助成金額は、ステップ1から3の後、またはステップ4の後に得られた2つの金額のうちより低い金額である。



最終助成金額

**ステップ 1**— 不適格費用の却下および補償率の適用


**不適格費用**(すなわち、1つまたは複数の費用適格条件を満たさない不適格費用。[第 6 条参照](#))は、差額支払時に発見された場合、**却下**される(すなわち、承認されない)。

イノベーションアクション(IA)について、異なる**補償率**が異なる受益機関について存在する場合、欧州委員会/執行機関は、各受益機関の補償率を、欧州委員会/執行機関が当該受益機関について承認した費用に適用する。

**ステップ 2**— 出資は、最終助成金額に限定される([第 5.1 条参照](#))。**ステップ 3**— 非営利規則および受取額による減額

助成金額は受益機関に利益を生じさせる目的または効果を有してはならないので、要求された資金総額+受取額は、総適格費用を上限とする。ステップ 1 および 2 後の助成金額に受取額を加算した金額は、承認された費用を超えることができない。

助成金額 + 受取額 > 総適格費用の場合 □ 助成金額の減額

 利益は、個々の受益機関レベルでなく、アクションレベルで評価されなければならない  
 (**Horizon 2020** で新規に導入)

考慮に入れられる助成金額、受取額、および適格費用は、連結助成金額(ステップ 1 および 2 の後の)、連結受取額、および連結適格費用である。

アクション期間中([第 3 条](#)を参照)、考慮されるべき**受取額**は、以下の受取額:

- 確立された(すなわち、回収されて、勘定に登録された収益)、
- 発生した(すなわち、まだ回収されていないが発生した収益)、または
- または確認された(すなわち、まだ回収されていないが、受益機関が約束または書面による確認を行った収益)

以下のものは、『**受領額**』とみなされる。:

- アクションにより得られた所得(即ち、アクションのために購入され、アクション継続中に売却された資産を含むアクション自体により得られた所得)

*例:* コンソーシアムが主催する会議への参加費、アクションのために購入された設備の売却

資産売却による受領額は、資産に対して申告された費用の金額に制限される。

*例:*

*X 年に 21,000 ユーロで購入し、X + 4 年に(両者ともアクション継続中) 16,000 ユーロで売却した機械。*

*とある機械が、50%アクションのために使用され、3年間で完全に償却された(7,000 ユーロ/年、そのうち 3,500 ユーロ/年がアクションにつけられた)*

*申告されるべき受取額の金額: 10,500 (3X 3 500) を上限とする 16,000 の 50% = 8,000 ユーロ。*

- アクションのために使用されるために特定して第三者から与えられた出資(即ち、GA の対象であるアクションのために特定して第三者から受益機関/提携第三者に対して寄付として与えられたお金)
- 適格費用として申告された場合、特に無償かつアクションのために第三者から提供された現物出資(即ち、金銭ではなく、GA の対象であるアクションのために特定して第三者(寄付者)から与えられた無償の現物出資)

**例：設備の無償使用、払い戻しなしの専門家の出向**

無償の現物出資は、出資のための第三者費用として申告された金額によって制限される。

以下は**受取額**とはみなされない。

- 結果を効率よく利用することはアクションの主要な目的のうちの 1 つであるので、プロジェクトの結果を利用することによって発生する収益(例えば IPR)は、受取額とはみなされない
- アクションのために使用されるために特定して第三者(寄付者)から与えられた出資で、寄付者の規則により適格費用以外の費用に充てるために使用可能な場合。

**例 為替損**

- アクションのために使用されるために特定して第三者(寄付者)から与えられた出資 アクションが終わりに未使用となった金額を返金する義務を寄付者が課さない場合。

この場合、(未使用額のみでなく、) **出資全額**が受取額とみなされない。

**例：**費用がGA内の大学により請求されるが、給与が省庁から支払われ、大学から払い戻しされない大学教授。この第三者(省庁)からの現物出資は、当該教授が省庁の命により当該アクションのために業務を行うために大学に出向させているのでない限り、受取額とみなされない。言い換えれば、大学が自由に教授の業務を割り当てられるのであれば、教授の給与は、大学の「固有資源」に吸収され、受取額でない。

- 受取額は第三者かの給与のみなので、同一のアクション内での**ある受益機関から別の受益機関**に対して行われた出資も、受取額とみなされない。(逆に言えば、当該出資は、アクションのための費用として申告することもできない。)

**例：**イノベーションプロジェクト(すなわち、70%資金提供されている)における受益機関 A(大企業)が、小規模かつ専門性のある SME に対してアクションに参加することを奨励するために、当該 SME の費用の追加的 10%を提供することで、当該 SME に補助金を与えることを決定。

**!** 受取額は、差額支払(すなわちアクション終了時の最終支払)時にもみ欧州委員会/執行機関により考慮に入れられる。

受益機関は、受取額を最終報告提出時に申告しなければならない。ただし、受益機関は、定期報告においても受取額を申告することができる。

多くの場合、受取額は、利益につながらないので(アクションのレベルで)助成金額に影響を及ぼさない。ただし、特に 100%資金を供給されるアクションにおいて、受取額は影響を与えて、減少させる場合がある。

**例：**

1. 適格費用: 100 であり助成金額: 70  
受取額が: 30 の場合⇒影響なし  
受取額が: 20 の場合⇒影響なし  
受取額が: 60 の場合⇒助成金額は、40 に減額される。
2. 適格費用: 100 および助成金額: 100  
受取額が: 0 の場合⇒影響なし  
受取額が: 20 の場合⇒助成金額は、80 に減額される。

**ベストプラクティス：**受取額の潜在的意味は、コンソーシアム契約(第41.3条を参照)で取り上げられる。

**ステップ 4 – 不適切な実施または GA に基づくその他の義務違反による減額**

適正な実施かどうかは、実施された業務(定期および最終技術報告に基づく)を別紙 1 に記載されている活動と比較することで、欧州委員会/執行機関が分析する。

**不適正な実施**は、事案ごとに(かつコーディネータまたは関連する受益機関との対立手続の後にのみ：第 43 条参照)、**助成の削減**(すなわち、「助成金額上限：第 5.1 条参照」の減額)につながる場合がある。原則として、欧州委員会/執行機関は、別紙 1 において予定されている技術業務の軽微な遅滞/乖離については最終助成金額を減額しない。

**例(削減)**: 3つのテスト工場にうちの1つは建設されず、テスト活動は実施されなかった、EU エンブレムを表示する義務または秘密として特定された情報の秘密性を尊重する義務の違反。

**例(削減なし)**: 担当研究者が病気休暇であるため成果物が数日遅れる、気象条件が原因で学術的なテストを後日再実施しなければならない。

 助成金額上限の減額は、制裁でなく、GA に基づく義務の違反の結果である。

#### 例(最終助成金額の計算):

適格費用が 100%補償され、間接費用が直接費用の 25%定率をベースに(下請費用、受益機関の施設で使用されない第三者が負担した費用、および第三者に対する財政支援の提供費用を控除して)計算される場合の助成金額上限 3,000,000 ユーロのコンソーシアム用助成金。

欧州委員会/執行機関が承認したコンソーシアムの総適格費用は、2,500,000 ユーロである。

受益機関の 1 つは、このプロジェクトのために 1 名の若手研究者の報酬の補償専用の 60,000 ユーロを私企業から支援を受けており、別の受益機関(大学)は、政府からプロジェクト(「アクション」)に特定の割り当てられた学術者の出向という現物出資の形で受けとっている。この出向学術者の給与(80,000 ユーロ)は、政府により支払われているとしても、この受益機関により適格として申告される。

これらの寄与は両者とも、受取額の定義に合致する(上記参照)。

#### 不適格費用の却下および補償率の適用:

適格費用=直接費用 2,500,000 ユーロ(下請についての 20,000 ユーロを含む) + 間接費用についての 575,000 ユーロ  
(直接費用の定率 25% から下請費用を控除) = 3,075,000 ユーロ  
補償率= 100%

取得金額= 3,075,000 ユーロ

#### 助成金額上限に制限:

総適格費用の 3,075,000 ユーロは、助成金額上限の 3,000,000 ユーロを超える。しかし、助成金額上限は増額できないので、3,000,000 ユーロに制限される。

#### 非営利規則および受取額による減額:

上記の例では、アクションレベルの利益は、黒字額 3,000,000 ユーロ(ステップ 1 および 2 に後の得た金額)にアクションの総受取額(60,000 + 80,000)を加算した金額が、アクションの承認された総適格費用(3,075,000 ユーロ)を超える部分として計算される。

$3,000,000 + 60,000 + 80,000 = 3,140,000$  ユーロ

総適格費用: 3,075,000 ユーロ

利益:  $3,140,000$  ユーロ -  $3,075,000$  ユーロ =  $65,000$  ユーロ

非営利規則による減額後の助成金額:  $3,000,000$  ユーロ -  $65,000$  ユーロ =  $2,935,000$  ユーロ

#### 不適切な実施または GA に基づくその他の義務違反による減額

コーディネータが GA 第 36 条の秘密保持義務に違反したため、助成金額上限の 2%減額、すなわち、60,000 ユーロ  
 $\dots 3,000,000 - 60,000 = 2,940,000$  ユーロ

:最終助成金額は、以下の 2 つのうちより低い金額となる。

- 助成金額上限の制限内で、非営利規則適用後、総適格費用に補償率を適用した結果得られる金額(ステップ 1、2 および 3): 2,935,000
- ステップ 4 で得た減額後の助成金額上限: 2,940,000

**最終助成金額** = 2,935,000 ユーロ



## 5.4 修正最終助成金額—計算

差額（特に、点検、検討、監査、および調査後；第22条参照）支払後に— [欧州委員会] [執行機関] が費用を却下し（第42条参照）または助成金額を減額する（第43条参照）場合、 [欧州委員会] [執行機関] は、認定により、関係する受益機関について「**修正最終助成金額**」を計算する。

当該金額は、以下のように、認定に基づき、 [欧州委員会] [執行機関] により計算される。

—費用却下の場合：関係する受益機関について、 [欧州委員会] [執行機関] により承認された修正適格費用に補償率を適用することにより計算。

—助成金額減額の場合：関係する受益機関によるアクションの不適切な実施または義務違反の重大性に比例した減額された助成金額における関係する受益機関の割当額を計算することにより計算（第43.2条参照）。

費用却下および助成金額減額の場合、関係する受益機関の修正最終助成金額は、上記2つの金額のいずれか低い方となる。



### 1. 修正最終助成金額

欧州委員会/執行機関は、差額支払後に不適格費用、アクションの不適切な実施またはその他の義務違反を発見した（従って費用を却下または助成を削減した）場合、関連する各受益機関について（すなわち、受益機関レベルで）、最終助成金額を変更する。

費用の却下について：欧州委員会/執行機関は、却下した金額を最終要約財務諸表において受益機関が申告した総適格費用から控除する（第42.3条参照）。変更後の最終助成金額は、補償率を当該受益機関の変更後の適格費用に適用することにより計算される。

例：

助成金額上限：500,000

3つの受益機関 A、B、および C がいる。

補償率：100%

差額支払時に受益機関 A について承認された直接適格費用：150,000

差額支払時に受益機関 A について承認された総適格費用 = 150,000 + 25% (間接費用) = 187,500

監査後却下された費用：30,000

修正直接適格費用：120,000

修正総適格費用 = 120,000 + 25% (間接費用) = 150,000

修正最終助成金額：150,000 の 100% = 150,000



受益機関にとって修正最終助成金額が最終助成金額の当初割当分未満である場合、回復措置がとられる（第44.1.3条参照）。

助成の削減について：欧州委員会/執行機関は、

- 不適切な実施または違反の重大性に応じて第5.1条に定める助成金額上限を減額する（第43条参照）。
- 関連する各受益機関の不適切な実施または違反の重大性に応じて当該各機関に減額金額を割り当てることにより、（当該各機関についての）最終助成金額を計算する。

**例1:**

助成金額上限および最終助成金額: 500,000

3つの受益機関 A、B、および C がいる。

補償率: 100%

予算見積もりによれば、受益機関 A は、別紙 I に記載されているその業務を実施するために上限 2,000,000 の出資に対する権利を有した。

差額支払時に受益機関 A について承認された総適格費用 = 187,500

**1a:** 欧州委員会/執行機関は、受益機関 A は、別紙 I に記載されているその業務の 80% しか実施しなかったことを発見。

受益機関 A の修正最終助成金額: 助成金額上限における受益機関 A の割当分の 80%: 200,000 の 80% = 160,000

**1b:** 欧州委員会/執行機関は、受益機関 A は、その秘密保持義務に違反し、当該違反はアクション全体に影響すると認定し、減額率を 2% とした。

助成金額上限の 2% = 10,000

違反が全体として受益機関 A の責に帰すべきものである: 減額の 100% が受益機関 A に割り当てられる。受益機関 A の修正最終助成金額: 187,500 - 10,000 = 177,500

 受益機関にとって修正最終助成金額が最終助成金額の当初割当分未満である場合、回復措置がとられる (第44.1.3 条参照)。

**費用の却下および助成の削減について:** 関係する受益機関に対する修正最終助成金額は、上記の 2 つの金額のうち低い方の金額である。

**例:**

受益機関 A についての修正最終助成金額は 150,000 (150,000 (不適格費用の却下後に得られた金額) および 160,000/177,500 (上記の 2 つの例における助成の削減後の金額) の低い方) である。

## 第6条—適格および不適格費用

## 第6条 適格および不適格費用

## 6.1. 適格費用の一般条件

「適格費用」は、以下の基準を満たす費用である。

## (a) 実費について:

- (i) 受益機関により実際に支出されなければならない。
- (ii) 最終報告期間についての定期報告および最終報告の提出(第20条参照)に関する費用を除き、第3条に規定されている期間内に支出されなければならない。
- (iii) 別紙2に記載されている予算見積もりに記載されていなければならない。
- (iv) 別紙1に記載されているアクションに関して支出され、当該アクションに必要でなければならない。
- (v) 特定可能で検証可能であり、特に受益機関が設立された国において適用されている会計基準および受益機関の通常の費用会計実務に従って受益機関の会計に計上されていなければならない。
- (vi) 税金、労働および社会保障に関する適用ある国内法を遵守していなければならない。
- (vii) 合理的で、正当化され、健全な財務管理原則、特に経済および効率性における当該原則を遵守していなければならない。

## (b) 単位費用について:

- (i) 以下のように計算されなければならない。

{別紙2に記載されている単位当たり費用または受益機関の通常の費用会計実務に従って受益機関により計算された金額(第6条ポイントA参照)に

実際の単位数を

乗じる。}

- (ii) 実際の単位数は、以下の条件を遵守しなければならない。

—単位は、第3条に規定されている期間内に実際に使用または生み出されていなければならない。

—単位は、アクションの実施に必要なまたはアクションにより生み出されていなければならない。

—単位数は、特定可能で検証可能であり、特に記録および書面の根拠が存在しなければならない(第18条参照)。

## (c) 定率費用について:

- (i) 別紙2に記載されている定率を適用して計算されなければならない。および
- (ii) 定率が適用される費用(実費または単位費用[または一括費用])は、本条に規定されている適格条件を遵守しなければならない。[././]

## (d) [第5.2条に一括金が規定されている場合のオプション:一括費用について:

- (i) 適格金額が、別紙2に記載されている金額と等しい。および
- (ii) アクションの対応するタスクまたは部分が別紙1に従って適切に実施されている。]





## 1. 適格費用

**助成では、適格費用しか払い戻されない**(すなわち、本条に記載されている一般および特定の条件に合致する費用)(「**適格費用助成金の払い戻し**)。

**!** 適格費用のみ、アクションの予算見積もりに入れることができ(第4条を参照)、財務書類で申告することができる(第20条を参照)。

また、適格性の立証責任は、受益機関側(および提携第三者側)にある。これらの者は、それぞれが申告した費用を証明するために、十分な証拠書類を用意しなければならない(第18条参照)。

適格規定の遵守は、欧州委員会/執行機関によるチェックまたは監査を受ける対象となりうる。不適格な費用が見つかった場合、却下される(第42条を参照)。

第6.1条は、費用形態毎に一般的な適格条件について規定している(第5条参照)。

第6.2条は、予算類型毎に特定の適格条件について規定している(第4条参照)。

**i** 個々の国における特定の状況/法的枠組みに関する適格問題の連結リストについては、参加者ポータルにおける特定の国に適用すべき問題のリストを参照すること。

## 2. 実費についての一般的適格条件

適格であるには、実費は以下の通りでなければならない。

- **受益機関により実際に負担されたもの**(すなわち、
  - 実際の費用であり、予算見積もりまたは帰属されたものでなく、
  - 受益機関に確定的かつ純粋に負担されたもの(他の団体によってではなく)
- **アクション期間中に負担されたもの**(すなわち、費用を生じさせた事象がアクションの継続期間中に生じなければならない。)

アクション継続期間は、アクション開始日からアクション終了日までである(3条参照)。

終了日以後に費用が請求されるかまたは支払われる場合、アクション期間中にすでに存在する負債(証拠書類によって裏付けされる)および最終費用が財務報告の時に公表されている場合のみ、それらは適格である。

受益機関(またはその提携第三者)に提供されたサービスまたは設備の費用は、アクション継続期間中にサービスまたは設備を受益機関(またはその提携第三者)が使用した場合には、アクション終了日の後に請求および支払が行われることも可能。対照的に、アクションの終了後または解除後に供給されたサービスまたは器材の費用は適格でない。

**例:** 費用請求のための協議は、アクション期間中に行う必要がある。

- **アクションの予算見積もりにおいて関連する予算類型に適格費用として計上されている**(別紙2参照)。

助成金の最終金額が計算される際、当初の予算見積もりが変更されまたはそれらの追加費用が第11条から第13条に従って承認されたのでない限り、アクションの予算見積もりに記載されていなかった費用を予算類型に含むことはできない。

予算見積もりに記載されている費用は、第 4.2 条に規定されている条件に基づき GA を変更せずに受益機関間または予算類型間で移動することができる。

- **別紙 1 に記載されているアクションとつながりを有する**(すなわち、アクションの目的を達成するために必要)。

EU/Euratom 助成を、欧州委員会が承認した活動以外の活動に資金を提供するために使用することはできない。

- **特定可能で検証可能**(すなわち、受益機関の会計から直接来ており(当該会計と直接照合可能)、書面の根拠がある)

受益機関は、業務の実費、すなわち、業務に対して実際に支払われた費用を証明することができなければならない(記録および支持文書と共に、第 18 条を参照)(および、減価償却費用について: 受益機関の損益勘定において実際に記録された費用)。

費用は、受益機関が設立された国の適用ある会計規則および受益機関の通常の費用会計実務に従って計算されなければならない。

*例: 受益機関は、特定の費用を常に間接費用として計上している場合、H2020 アクションについてもそのようにしなければならず、間接費用として計上してはならない。*

これをその他の GA の規定を遵守しないことの口実としてはならない。受益機関は、その通常の費用会計実務をすべての GA の規定に沿ったものにするために必要な変更を行わなければならない。

*例: 生産的時間の計算条件(下記参照)、償却費適格条件(国の会計規則と異なる場合のある国際会計基準に沿っている)*

**⚠ Horizon 2020 で新規に導入:** 会計文書は、直接費の場合のみ必要である。間接費は定率を使用して申告されるので、裏付けとなる証拠を必要としない。

- **租税、労働、および社会保障に関する適用ある国内法に従うこと**
- **合理的で正当化され、特に経済性および効率性に関して健全な財務管理の原則に合致していなければならない**(すなわち、公金を支出する時のグッドハウスキーピング慣習に沿っており、過剰でない)

「経済性」は、活動に使用される資源の費用を最小化し(インプット)、他方品質を最良にすることを意味する。「効率性」とは、アウトプットとそれらを生成するために使用される資源の間の関係である。

**例:**

1. 受益機関は、欧州委員会/執行機関の支援を理由に、その職員の報酬を増額したり、その旅行方針または購入基規則をアップグレードすることはできない。
2. 娯楽または接待費用(贈与、特別な食事および夕食会を含む)は、通常適格でない。
3. 義務づけられていないチップは、適格でない。対照的に、『サービス』に対する支払いとして飲食店の請求書に特定の義務的金額がある国がある。この場合、その他の適格条件が満たされた場合には、金額は適格であるとみなされうる。

#### 特定の場合(実費):

**無償の現物出資および提携第三者の費用**—第三者によって無償で提供された現物出資および提携第三者の費用については、適格規定が準用する(第 6.3 条および第 6.4 条を参照)。

従って、費用は以下の通りでなければならない。:

- 実際に第三者によって負担される
- 第三者の会計記録に記録される
- 第三者が設立された国で適用すべき会計基準に従って算出される
- 第三者の通常の費用会計実務に従って算出される。

**アクションのために使用されるがアクションの開始前に購入された器材の減価償却費用**—器材が、受益機関の通常の費用会計実務に従ってまだ全額償却されていない場合、残りの減価償却費用は適格にすることができる(アクション期間に該当する部分、および、アクションの実際の使用割合に対してのみ、[第 6.2.D.2 条を参照](#))。

**提案を作成、提出および交渉することに関する費用**は、アクションに対して適格であるとして申告することができない(アクションが開始する前にそれらは生じる)。

**コンソーシアム契約の立案に関する費用**は、コンソーシアム契約はアクション開始前に署名されなければならないので、適格でない。ただし、アクション期間中に生じた場合、コンソーシアム契約の更新に関連する費用は適格である。

**キックオフ会議のための旅費**—旅行の最初の行程がアクション開始日前(例えばキックオフ会議の前日)に生じる場合でも、アクション期間中に会議が行われる場合、費用は適格にすることができる。

**アクション終了時の報告の費用**—最終報告期間の定期報告書および最終報告書を立案ならびに提出することに関する費用は、それらがアクション期間後に生じた場合であっても適格である。

- この費用には、GA が要求する財務書類に関する証明書の費用、および、最終報告の提出前に欧州委員会／執行機関が実行する最終審査に参加する費用を含む。この費用にはまた、最終報告期間の定期報告書および最終報告書を作成するのに必要な人員の費用も含めることが可能。ただし、この費用には、アクションの終了日以後に引き受けた研究またはイノベーション活動を含まない。

### 3. 単位費用についての一般的適格条件

**適格**であるためには、単位費用は、以下の通りでなければならない。

- 業務を実施するために使用した**実際の単位数**(例えば、アクションのための勤務時間数、実施テスト数等)または生成した**実際の単位数**(例えば、建物のエネルギー効率性のための平方メートル数)を**単位当たりの価値**(「単位当たりの金額」)で乗じることにより計算。

*例: 実験室解析の単位費用をテスト当たり 300 ユーロに設定する欧州委員会決定。この単位当たりの金額も、別紙 2 に設定されている。*

- **単位数**は、アクションのために無くてはならないものである
- **単位**は、アクション期間中に、使用されるかまたは生み出される必要がある

および

- 受益機関は、申告された単位数とアクションに関する業務との**関連を示さなければならない**。

受益機関は、申告された単位数が実際にアクションのために使用されたことを示す必要がある(記録および裏付けとなる証拠と共に、[第 18 条を参照](#))。(実際の業務費用は関係ない。)

*例: 受益機関(SME)は、給料を受け取っていない当該SMEのオーナーに、2014年にアクションのために300時間働いたことを申告する。監査がある場合、受益機関(SME)は、アクションのためにオーナーが働いた時間数の記録を示さなければならない。*

**特定の場合(単位原価):**

**受益機関の通常の費用会計実務に基づき申告された人件費**—受益機関の通常の費用会計実務に基づき申告された人件費(「平均人件費」)については、受益機関は、

- 当該費用(平均または標準人件費)をその通常の費用会計実務に基づき計算しなければならない。
- 総額を予算として立て、申告しなければならない。単位あたりの金額は、別紙 2 に記載してはならない。

他の費用を通常の費用会計実務に従って申告することはできない。他の費用については、単位毎の金額が欧州委員会／執行機関によって定められる(GA の別紙 2 で、第 5.2 条を参照)。

*例: 受益機関の通常の費用会計実務に基づき申告されたマイナーな消耗品の費用(例えば、ある部門の勤務時間当たりのマイナーな消耗品の費用総額)。これは、Horizon 2020 規則で認められない。*

#### 4. 定率費用についての一般的適格条件

**適格**であるためには、定率費用は、関連する適正費用(実費か、単位費用か、一括費用かを問わない)に**定率を適用することにより**計算されなければならない。

*例(間接費用について定率 25%):*

給与を受領しない所有者の費用をつけている受益機関(SME)が、イノベーションアクションについて業務を行っており、人件費について別紙 2 において定率として記載されている時間当たり 30 ユーロの単位費用を使用する。受益機関(SME)は、最初の報告期間中に、イノベーションアクションにおける業務について、その所有者について 300 時間の直接人件費+その他の直接費用についての 1,400 ユーロ+下請についての 1,500 ユーロを適格として申告する。

適格直接費用:  $(30 \times 300 = 9,000) + 1,400 + 1,500 = 11,900$

適格間接費用: 9,000 の定率 25%+ 1,400 (下請のための 1,500 ではなく) = 2,600 ユーロ

総適格費用:  $11,900 + 2,600 = 14,500$  ユーロ

償還率 70% (イノベーションアクション、「営利」受益機関) = 10,150 ユーロ。

受益機関は、定率が適用された費用は適格であることを示さなければならない(記録および裏付けとなる証拠と共に、第 18 条を参照)。(実際の間接費は関係ない。)

#### 5. 一括費用についての一般的適格条件

**適格**であるためには、

- 一括費用は、別紙 2 に記載されている金額と等しく、
- **業務**は、GA 別紙 1 に従って**実施**されていなければならない

受益機関は、アクション作業が別紙 1 に記載されているように実行されたことを示さなければならない(記録および裏付けとなる証拠と共に、第 18 条を参照)。(実際の業務費用は関係ない。)

## 6.2. 適格である費用の特定の条件

費用は、一般条件（上記参照）および以下の予算類型毎に下記に規定されている特定条件を遵守している場合に適格である。

- A. 直接人件費
- B. 下請の直接費用
- C. 第15条が適用される場合のオプション：第三者に対する財政支援の提供にかかる直接費用 [オプション：該当しない]
- D. その他の直接費用
- E. 間接費用
- F. [特定の単位 [／一括払い] 費用についてのオプション： [特定の費用類型の名称を挿入<sup>16</sup>]

「直接費用」とは、アクションの実施に直結し、従ってアクションの実施に直接起因しうる費用である。直接費用には、間接費用を一切含めてはならない（下記ポイントE参照）。

「間接費用」とは、アクションの実施に直結していなく、従ってアクションの実施に直接起因しえない費用である。

16 費用類型の正確な名称を挿入（単位費用／一括払いの使用を許可している欧州委員会の決定を例に。例：『研究基盤への国境を越えたアクセスを提供するためのアクセス費用』、『臨床研究』の費用、『建物の省エネ対策』の費用。



### 1. 適格である費用の特定の条件

第6.2条は、予算類型毎に適用すべき特定の適格条件について参照している。

容易に参照できるように、第6.2条の注釈は、一予算類型毎に一適格な費用を確立するのに必要な情報を要約している、すなわち

1. 予算類型毎に適用される費用の種類
2. 費用が申告される必要のある費用形態（すなわち、実費、単位費用、定率）
3. 適格の条件
4. どのように費用が算出されなければならないか。

 個々の国における特定の状況／法的枠組みに関する適格問題の連結リストについては、参加者ポータルにおける特定の国に適用すべき問題のリストを参照すること。

### 2. 直接費用

「直接費用」とは、アクションの実施に直接関連付けられており、従ってアクションに直接計上可能な特定費用である。

直接費用は、

- 全額が当該プロジェクトの活動により生じた費用、
- または複数のプロジェクトにより全体が生じ、単一のプロジェクトへの帰属性が直接算定でき（即ち、割当キー、コスト増減要因、または代理行為を通じて間接的に起因するものではない）、算定された費用である。

受益機関は、アクションとの関連を示すことができなければならない(記録および裏付けとなる証拠と共に)。

### 3. 間接費用

「間接費用」とは、アクションの実施に直接関連付けられている特定費用として特定できない費用である。

実際には、それは、アクションにつながっていることを直接的に判断することができない(または判断されなかった)が、コスト増減要因または代理行為(すなわち、合計間接費(諸経費)を受益機関の様々な活動に割り当てるパラメータ)だけによって判断される費用である。

 Horizon 2020 において、間接費は、適格直接費用の 25% の定率として申告される (特定の直接適格費用を差し引く、[第 6.2.E 条を参照](#))。



## A. [(ポイントFでカバーされない)直接人件費]

**適格人件費の種類**

**A.1 人件費**は、雇用契約(または同等の任命行為)に基づき受益機関のために勤務し、アクション(プロジェクト)に配属された職員に関連する場合、適格である(「従業員(または同等の者)の費用」)。当該費用は、給与(育児休暇中を含む)、社会保障負担、税金、および報酬に含まれるその他の費用で国内法または雇用契約(または同等の任命行為)から生じる費用に限定されなければならない。

非営利法人である受益機関<sup>17</sup>は、以下の場合、アクションに配属された職員についての**追加的報酬**(性質にかかわらず、補足的契約に基づく支払を含む)を人件費として申告することもできる。

- (a) 受益機関の通常の報酬実務の一環であり、同種の業務または専門性が必要な場合に常に一貫した方法で支払われている。
- (b) 補足的支払の計算に使用される基準が、客観的であり、使用される資金源にかかわらず、受益機関により一般的に適用されているものである。

アクションに配属された職員についての追加的報酬は、以下を上限として適格である。

- (a) その者が、満一年間フルタイムで、アクションに専属的に勤務する場合：8,000 ユーロまで。
- (b) その者が、アクションに専属的に勤務するが、フルタイムでないか、または満一年間は勤務しない場合：8,000 ユーロの相当する割合金額まで。または、

- (c) その者が、アクションに専属的には勤務しない場合：以下のように計算される割合金額まで。

{[8,000 ユーロを、

年間生産的時間数(下記を参照)

で割って、}

年度中にその者がアクションのために勤務した時間数を乗じた金額]

**A.2 雇用契約以外の受益機関との直接契約に基づき勤務する自然人の費用**は、以下の場合適格人件費である。

- (a) その者は、受益機関の指示に基づき、受益機関と別段合意されていない限り、受益機関の施設で勤務する。
- (b) 実施された業務の成果は、受益機関に帰属する。
- (c) 費用は、受益機関との雇用契約に基づき類似の仕事を実施する職員の費用と大幅には異なるない。

**A.3 有償で第三者から出向されてきた職員の費用**は、第 11.1 条の条件を満たす場合適格人件費である。

**A.4 アクションのために勤務し、給与を受領しない中小企業である受益機関の所有者(「SME 所有者」)の費用**は、別紙 2 に記載されている単位当たり費用にアクションのための実働時間数を乗じた金額に相当する場合適格人件費である。

**A.5 給与を受領しない「自然人でない受益機関」の費用**は、別紙 2 に記載されている単位当たり費用にアクションのための実働時間数を乗じた金額に相当する場合適格人件費である。

**[A.6 [研究施設に対する越境アクセスのために使用されるオプション：研究施設に対する越境アクセスを提供するための人権費は、第 16.1.1 条に規定されている条件も満たす場合にのみ適格人件費である。][研究施設に対する仮想アクセスのために使用されるオプション：研究施設に対する仮想アクセスを提供するための人権費は、第 16.2 条に規定されている条件も満たす場合にのみ適格人件費である。]]**

**計算**

人件費は、以下のように受益機関により計算されなければならない。

{[時間給に

アクションのための実働時間数

を乗じ、}

非営利法人について：上記(ポイント A.1)に規定されている条件に基づきアクションに配属された職員に対する追加的報酬

を加算]

ある者について申告される実働時間数は、特定可能で検証可能でなければならない(第 18 条参照)。

EU または Euratom の助成において申告された一人当たりの年間の時間総数は、時間給の計算に使用された年間生産的時間を超えることはできない。従って、助成のために申告することができる時間数上限は以下の通り：

{当該年度の年間生産的時間数(下記参照)から

その他の EU または Euratom の助成において受益機関により申告されたその者についての当該年度の時間総数

を控除した金額}。

「時間給」は、以下のものの 1 つである。

(a) **実費**として申告された人件費：時間給は、以下のように計算される金額である。

{その者の実際の年間人件費(追加的報酬を除く)を

年間生産的時間数

で割った金額}。

受益機関は、年間人件費および年間生産的時間数を、関係する報告期間に含まれる各会計年度において使用しなければならない。会計年度が報告期間の終わりに終了しない場合、受益機関は、利用可能な直近に終了した会計年度の時間給を使用しなければならない。

「年間生産的時間」については、受益機関は、以下の 1 つを選択することができる。

(iii) 「固定時間数」：フルタイム勤務の者について 1,720 時間(またはフルタイム勤務でない者についてこれに応じた比例割合時間)

(iv) 「個別年間生産的時間」：以下のように計算される受益機関のためにその者が年度中に勤務した時間総数

{その者の年間勤務可能時間(雇用契約、適用ある労働協約、または国内法に基づく)に

時間外勤務時間

を加算し、

欠勤(病欠および特別休暇等)

を控除する}。



「年間勤務可能時間」とは、雇用契約、適用ある労働協約、または勤務時間に関する国内法に基づき、その者が雇用者の意向に従い、自分の活動または責務を実施して勤務しなければならない期間を意味する。

契約（または適用ある労働協約もしくは勤務時間に関する国内法）により年間生産的時間が決定できない場合、このオプションは使用できない。

- (v) 「標準年間生産的時間」：受益機関がその通常の費用会計実務に従ってその職員について一般的に適用している標準年間時間数。この数値は、「標準年間勤務可能時間」の少なくとも 90% でなければならない。

標準年間勤務可能時間について適用可能な参照値が存在しない場合、このオプションは使用できない。

すべてのオプションについて、アクションに配属された者により育児休暇に使用された実時間は、年間生産的時間数から控除することができる。

(b) **単位費用**として申告された人件費：時間給は、以下の 1 つである。

(i) 自然人である SME 所有者または受益機関について：別紙 2 に記載されている時間給（上記ポイント A.4 および A.5 参照）。

(ii) 受益機関の通常の費用会計実務に基づき申告された人件費について：以下の場合には、受益機関の通常の費用会計実務に基づき受益機関により計算された時間給。

- 使用される費用会計実務が、使用される資金源にかかわらず、客観的基準に基づき一貫した方法で適用されている。
- 時間給が、不適格費用または他の予算類型に含まれる費用を除き、受益機関の会計に計上された実際の人件費を使用して計算されている。

実際の人件費は、予算化されたまたは予測された要素に基づき受益機関により調整可能。

これらの要素は、人件費の計算に関係し、合理的であり、客観的かつ検証可能な情報に対応していなければならない。

および

- 時間給は、年間生産的時間数を使用して計算されている（上記参照）。

<sup>17</sup> 定義については、参加規則規則 1290/2013 号第 2.1(14) 条の以下の規定を参照。「非営利法人」とは、その法形態から利益を生み出さないか、またはその株主もしくは個人構成員に利益を分配しない法的もしくは制定法上の義務を有する法人を意味する。



## 1. 直接人件費：費用の種類—費用形態—適格条件—コスト計算

この予算類型は、一般 MGA に基づき、すべての RIA、IA および CSA 助成に適用する。

研究基盤へのアクセスについての追加的オプション（該当する第 16 条および他の規定と共に）は、アクションが研究基盤へ

受益機関は、以下の種類の費用を直接人件費として申告することができる。

- 従業員(または同等の者)の費用:
  - 基本報酬(基本給および手当) および
  - 非営利法人について: 追加的報酬(「賞与支払」)
- 直接契約に基づき勤務する自然人の費用
- 第三者から出向してきた職員の費用
- 給与を受領しない SME である受益機関の給与を受領しないその所有者の費用
- 「給与を受領しない自然人でない受益機関」の費用
- 研究施設に対する越境または仮想アクセスを提供するための人件費(オプションが適用される場合)

### 1.1 直接人件費:従業員(または同等の者)の費用

#### 1.1.1 どんなものか? 『従業員または相当する者の人件費』(すなわち、雇用契約または同等の採用行為に基づき受益機関のために働いている者)には以下を含む。:

- 基本報酬(たとえば基本給および手当) および
- 非営利法人に対してのみ: 追加的報酬

アクションに取り組んだ人員に対して。

#### 『基本報酬』および『追加的報酬』とは何であるか、どのように区別するか?

基本報酬は、従業員の『基本給』にポイント 1.1.3 で説明される適格条件を満たしている『手当』を加えたものをいう。

基本給には、以下を含む(及び以下に限定される)。

- 受益機関の従業員支払い名簿で定められる給料(たとえその部分が従業員支払い名簿に登録されている場合であっても、その給料のうち『追加的報酬』としてみなされなければならない部分は除外する)
- 社会保障負担(従業員およびその者を雇用している受益機関が支払う義務的部分) — 追加的報酬に含まれる部分を除く。
- 報酬に含まれる税金(例えば、その者を雇用している受益機関が雇っている従業員が支払う所得税) — 追加的報酬に含まれる部分を除く。
- 報酬に含まれる他の費用(例えば、従業員の補完的健康保険のために受益機関が支払う料金) — 追加的報酬に含まれる部分を除く。

「手当」には、以下を含むことができる。

- 国内法令、集团的労働協約または雇用契約から生じる、基本給に対する義務的手当

*例(義務的手当): 13 か月目の分の支払、危険な業務または夜勤手当、通勤手当等。*

- — それらがポイント 1.1.3 に定められる適格条件を満たす場合、特定のプロジェクト<sup>17</sup>における業務によって引き起こされない、変化する手当

■ 17 この文脈において、『プロジェクト』とは、特定の目的で行われる一連の活動をいう。

(例えば、国内法令に基づき許可されていて、通常の業務に対して変化する金額を有する雇用契約で予想される手当)

**例(基本報酬として認められる変動報酬要素):** 教授職としての契約では、教えることおよび研究の両者が通常のタスクの一部に含まれる。当該契約には、1,000 ユーロ/月の基本定額報酬、および研究活動に費やした各時間について10 ユーロ/時間の変動部分が予定されている。

- 対照的に、**追加的報酬**は、従業員の通常の報酬に加えて行われる支払いをいう(例えば、追加の業務または特定の専門的技能に対して)、それにより結果として特定のプロジェクト<sup>18</sup>において割増時間給になる。

追加的報酬には、追加給料を含むだけでなく、社会保障負担、税金、およびその追加給料に起因する報酬に含まれる他の費用も含む。

**例(追加的報酬になるもの):** プロジェクトへの参加に対する『賞与』、主要な契約に基づく給料より高い給料である特定の作業に関する追加的契約


**例(追加的報酬でなく基本報酬になるもの):** 従業員の標準給料条件に従って追加の時間に対して報酬を受ける場合、雇用契約で定められるように(例えば、その追加の時間に対する時間外労働または追加的契約)、標準の業務または専門的技能に関する追加の労働時間に対して従業員に支払われる追加給料(すなわち、結果として割増時間給にはならない)。ここで留意すべきは、その追加の時間の間の義務的手当に対して標準給料条件を提供することができることである(例えば、夜勤の間の時間外労働)。

従って、基本または追加のような報酬構成要素を明らかにするのに役立つ2つの主な特徴は、以下の通りである:

- 時間給(時間給を変更しないことは基本報酬を示す、一方で、割増時間給は通常追加的報酬を示す)、および
- 業務または専門的技能の種類(契約または異なる/追加的業務または専門的技能に従った、通常の種類業務または専門的技能)。

| 業務または専門的技能 | 時間給     |  |
|------------|---------|--|
|            | 通常      | 割増   |
| 通常         | 基本報酬となる | <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 追加的報酬となる: プロジェクトへ参加によって引き起こされる場合</li> <li>○ ただし、プロジェクトまたはプロジェクトの種類に左右されない場合、基本報酬とみなすことができる(したがって、すべての活動、例えば、問題になっている従業員の実績に基づく活動に及ぶ)</li> </ul> |
| 追加的/異なる    | 基本報酬となる | 追加的報酬となる   |

疑わしい場合、国税法に基づく構成要素の分類も考慮して、分類が行われる(すなわち、税務当局が、明確にそれを従業員の基本報酬の一部としてまたは追加的報酬としてみなす場合)。


 それは、時間給を算出するために使用されなければならない基本報酬である (下記参照)。

■ 18 この文脈において、『プロジェクト』とは、特定の目的で行われる一連の活動をいう。

### 1.1.2 従業員(または相当する者)の費用は、以下に基づいて申告される必要がある。:

- アクションに参加している各従業員の個々の実際の人件費(最もよくある例)または
- 単位費用のいずれかに基づく:
  - 特定適格基準に従う場合、通常の費用会計実務に従って受益機関によって算出される(すなわち『平均人件費』)(下記参照)または
  - 該当する場合、欧州委員会によって定められる単位費用、例えば、無給のSME所有者および自然人に対する義務的単位費用。

### 1.1.3 従業員(または相当する者)の費用は、適格性に関する以下の条件を遵守しなければならない。:

 アクションに割り当てられた(すなわち、内部指図書、組織図または他の文書化された経営上の決定に従って、アクションのために働いている)人件費だけが適格になることができる。(その個人が他のプロジェクトに関して働くために雇われたことを雇用契約が示している場合、雇用契約を変更しなければならない。)

### 基本給および義務的手当について:

- 費用が適格である一般条件を満たしている(すなわち、アクション期間に生じる、必要である、など、第6.1条(a)および第6.1条(b)を参照)

従業員に対する配当の支払い(利益の分配)は、第6.5条(a)(i)に基づき不適格である。(ただし、組織の全体の財務実績(例えば収益率または余剰金)に基づく手当は、それが下記に定める条件を満たす場合、変化する手当として認めることができる。)

#### 例(認められる):

期末の会社の利益が、 $x$ ユーロを超える(または $x\%$ を超える)場合、各従業員は、自己の基本報酬の $z\%$ の手当を受ける(または全体の給料の一部として $x$ ユーロ追加された定められた手当)。

#### 例(認められない):

期末の会社の利益が $x$ ユーロを超える(または $x\%$ を超える)場合、その利益の $z\%$ が追加的報酬を通して従業員に分配される。

商売上の目標(例えば、売上目標に達するために $x$ ユーロ、販売に関して $x\%$ )または資金調達目標(例えば、外部に資金供給された獲得プロジェクト毎の奨励金 $x$ ユーロ、外部の獲得資金提供の $x\%$ )を基準にして算出された報酬の一部は不適格である。その理由は、それらが別紙1に記載されているアクションの業務に関連して生じたのではなく、その実施のために必要でもないからである。

例(資金調達目標と関連があるので、適格でない): 特定の助成を獲得した報酬として支払われる奨励金は、適格でない。

- 国内法令、集团的労働協約または雇用契約に従って定められて(条件および金額または割合)且つ義務的である

例: 法人と個人との間での雇用契約は、1ヶ月当たり3000ユーロの全体の給料に1就業日につき5ユーロの交通機関手当を加えた金額を定めている。

- 従業員の通常の業務、責務または作業(雇用契約/同等の採用行為において定義される)に対して、従業員に支払われる(またはその者に利益を与える)。従って、それらは、特定のアクション/プロジェクトの参加によって決めることはできない。

『特定のアクション/プロジェクトとの関連がある支払い』とは、従業員がアクション/プロジェクトの業務に参加しなかった場合、その従業員が受けとらなかつたであろう支払いである

(すなわち、引き起こしている事由は、アクション／プロジェクト(例えばEU アクション)への参加であり、雇用契約／同等の採用行為において定義される作業の履行ではない)。

基本報酬によってカバーされる報酬以外の作業との関連がある報酬の一部、具体的には、特定のアクション／プロジェクトへの参加によって引き起こされた金額は、基本報酬の一部として適格でない。(ただし、それは依然として追加的報酬として適格である可能性がある、下記参照。)

**可変手当について(上記の1番目の条件および3番目の条件に追加される):**

- 変化する手当は、国内法令、集团的労働協約に基づき許可されるか、または、雇用契約／同等の採用行為において設定される。

*例:*

1. 集团的労働協約は、すべての研究者が、勤務年数に基づいて、1ヶ月当たり100ユーロから200ユーロの間の手当を受けることができるように設定されている。
2. 国内法令は、公立大学が従業員の実績に基づいて手当を支払うことを許可している。
3. 契約は、論文審査のある国際研究専門誌に掲載された各論文に対して1000ユーロの奨励金を定めている。

- 変化する手当として実際に支払われる金額は、客観的条件(それは、例えば受益機関の内部規制において、設定されて文書化されなければならない)によって決定される。

*例:* 集团的労働協約(上記の最初の例を参照)の規定に基づいて、雇用者の内部規制は、以下のように定める。:勤務年数が3年間から5年間の間のすべての研究者は、150ユーロの手当を受けるとし、勤務年数が5年間を上回るすべての研究者は、180ユーロの手当を受けるとする。

可変手当は、管理者の単独裁量権で従業員に支払われてはならない(**任意の手当**)。手当を許可するという決定は客観的条件に基づいていなければならない。当該条件は文書化されて証明可能でなければならない。

*例:* 国内法令は、公立大学が従業員の実績または履行に基づいて手当を支払うことを許可しているし、また、公立大学の内部規制は、各従業員の実績項目を決定するために年間評価を行うことを定めている。内部規制はまた、『実績項目』が決定される客観的基準も設定している。内部規制は、10個以上『実績項目』を有するすべての研究者が1000ユーロの手当を受けると定めている。

■ 可変手当を支払うという決定が実際に客観的条件に基づいているかどうか、欧州委員会／執行機関が疑いを抱く場合、欧州委員会／執行機関は、以下の場合に手当(その一部)を依然として認める可能性がある。

- 従業員が、H2020助成の授与前に(およびそれとは無関係に)同じ手当をすでに受けたことがある
- 手当はH2020助成の授与後に増加しなかった。
- 他の費用適格条件が満たされている。

H2020助成の授与後の手当の増加は、これらの場合、不適格であるとみなされる。欧州委員会／執行機関は、H2020助成の授与前に支払われた金額と同程度の金額までのみ認めることになる。

**追加的報酬について(非営利法人に対してのみ):**

- 費用が適格である**一般条件**を満たしている(すなわち、アクション期間に発生し、必要であり、アクションとの関連がある、など、[第6.1条\(a\)](#)および[第6.1条\(b\)](#)を参照)

直接的にEUアクションへの参加との関連がない追加的報酬(例えば他のプロジェクトへの参加に基づく追加的報酬)は、適格でない。



**例:**

公立研究センター(非営利)の原子力研究者が、1,720 生産時間働いた。

報酬構成要素:

*a* = 年俸: 50,000 ユーロ

*b* = 管理職((例えば、部長)に就くことについての給与手当: 1,600 ユーロ

*c* = プロジェクトで主任学術者となることについての追加的報酬: 2,000 ユーロ

*d* = 内部アクションについての首席アシスタントとなることについての追加的報酬: 1,000 ユーロ

*a* および *b* が、研究者の時間給を計算するのに使用される:

EU アクションについての時間給 =  $\{(50,000 + 1,600) / 1,720\} = 30$  ユーロ

*c* は、追加的報酬についての特定適格条件に服する。適格である場合、適格上限に服する。

*d* は、EU アクションへの参加とつながりを有しないので、適格ではなく、EU アクションについての時間給の計算には考慮されない。

- **追加的業務**の履行またはその者の通常の作業以外の種々の専門的スキルに関して、従業員に支払われる(またはその者に利益を与える)

実施される業務(または使用される専門的スキル)は、雇用契約/同等の採用行為(において定義されている標準業務または専門的スキル)と異ならなければならない。この違いは検証可能でなければならない。

- 受益機関の通常の報酬実務の一部であり、同一種類の業務または専門的スキルが要求される場合に一貫して適用される。
- 使用される資金の出所にかかわらず、受益機関により客観的に一般的に適用される基準に基づき計算される。

客観的基準は、追加的業務または専門的スキルに関連するものでなければならない。

**例(認められる基準):**

通常の給料が教えることに対して支払われる+追加的報酬が研究を行うことに対して支払われる。

通常の給料が研究を行うことに対して支払われる+追加的報酬が研究チームおよび基盤の管理を担うことに対して支払われる。

通常の給料が研究室での研究に対して支払われる+追加的報酬が実地研究に対して支払われる。

通常の給料が内部プロジェクトに関する研究に対して支払われる+追加的報酬が例えば国際的協力プロジェクト、競争的公募に基づき与えられたプロジェクトなど、特別な種類のプロジェクトへの参加に対して支払われる。

**例(認められない基準):**

英語を使用することに対して支払われる追加的報酬。

EU が出資するアクションに参加する場合のみ、追加的報酬が支払われる。

追加的支払を行うための制度が、受益機関が内部規則において設定されているか、少なくとも書面化され、従業員が認識していなければならない。(変化する手当と同様に、追加的報酬は、管理者の単独裁量権で従業員に支払われてはならない(任意の手当)。)

**例(認められる):**それぞれの通常の教授活動に加えて研究を実施するすべての教授が、それぞれの給与の10%に相当する追加支払を取得する。

**例(認められない):**取締役が、研究を実施する1名の教授に対して追加的10%を支払うことをその単独の発意により決定する。

ただし、追加的報酬は、同じプロジェクトで働いているすべての者に対して同じである必要はない。追加的報酬を決定するために用いられる客観的基準は、同じプロジェクトで働いている者に対して、結果として異なる金額になる場合がある(例えば、規定は以下の通りである。その通常の教授活動に加えて研究を行うすべての教師が自己の給料の10%と20%の間の追加支払いを受ける。教師およびプロジェクト毎の正確な割合は、特定のプロジェクトにおける責任のレベルに従って決定される)。

追加的報酬に関する規定は、資金が出る場所によって異なることはできない。具体的には、その規定は、特定の援助資金供与者によって資金供給されたアクションに対して設定することができない。


(EU アクションだけに適用できる追加的報酬制度は認められない。)

**例(認められる):** 研究を実施するすべての教授が、10%の追加支払を受ける。

**例(認められない):** 研究を実施するすべての教授が、EU が出資するアクションに関する業務の時に10%の追加支払を受ける

また、それは、予算利用可能性の対象となることはできない(すなわち、プロジェクト予算に残りの資金がある場合のみ支払われる)。

追加的報酬は、**特定の上限までのみ適格である**(『適格上限』、ポイント 1.1.4 を参照)。

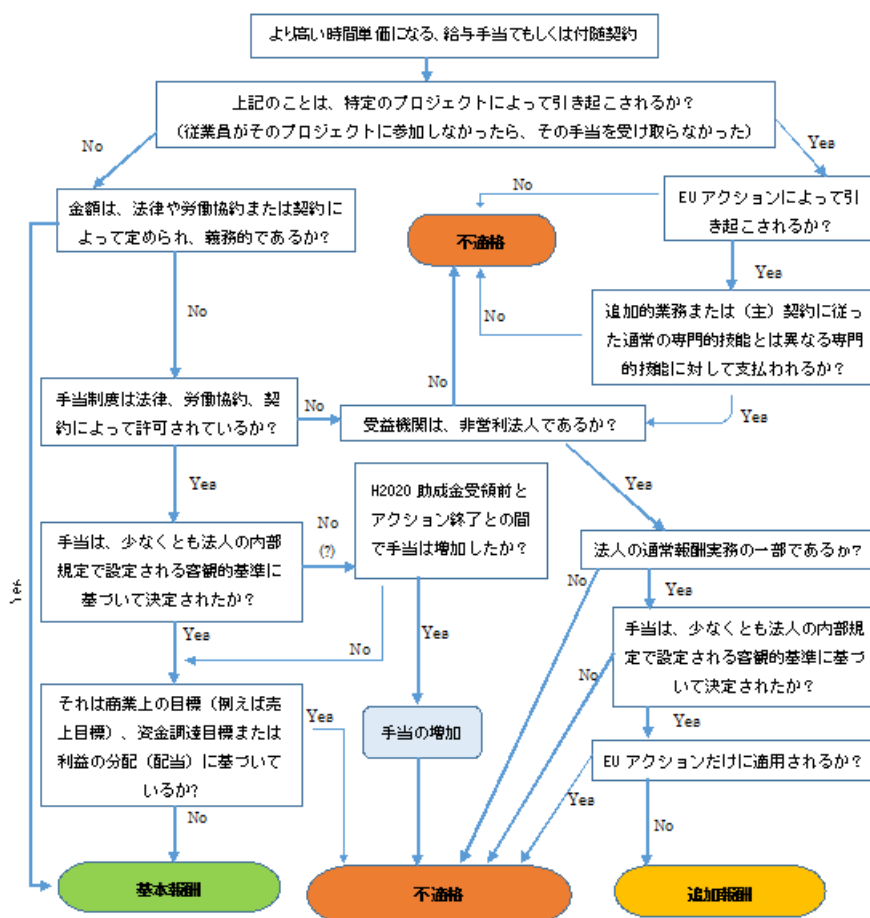
 不正使用を避けるために、追加的報酬の規定は、それが EU アクションへの参加に関して人為的に増加した場合、例外的に基本報酬に対しても適用される。

**例:**

1. 受益機関のために働き、退職し、EU アクションに関してより高い給料で働くために受益機関と新たな契約を締結した研究者。追加的報酬の規定は、その者が受領していた給料(退職する前)と新たなより高い給料との間の差額に適用する(ポイント 1.1.4 を参照)。
2. 受益機関のために働き、退職し、EU アクションに関してより高い給料で働くために提携第三者(または現物出資を提供している第三者)と新たな契約を締結した研究者。追加的報酬の規定は、その者が受領していた給料(退職する前)と新たなより高い給料との間の差額に適用する(ポイント 1.1.4 を参照)。
3. EU アクションのみの実行を任されている、会社の特定の部門/サービスを行う従業員が、同程度の専門的スキルレベルを必要とする同じ作業を実行する他の部門の相当する者より高い給料を支払われる(すなわち、給料格差が資金供給源に起因している)。追加的報酬の規定は、特定の部門で働いている従業員の給料と同じレベルの専門的スキルがあり同じ作業を実行している他の部門の従業員の給料との間の差額に適用する(ポイント 1.1.4 を参照)。



■ 手当の適格性を決定する決定木：



特別な場合(従業員(または相当する者)の直接人件費)：

**在宅勤務** — 受益機関の建物で働いていない(すなわち在宅勤務)従業員(または相当する者)の報酬費用は、それが受益機関の通常の慣行である場合(すなわち、明確な規定が入手できる場合)適格として認められることができる。実施されているシステムは、アクションのために働いた時間を特定して且つ記録することができなければならない。

**現物給付** — 受益機関が人員に提供する現物給付の費用(例えば、自分自身の使用のために従業員の特定の類型で利用できる社用車の費用)、または金銭的なものに相当する給付の費用(例えば、昼食引換券の費用)は、それらが、受益機関の通常の報酬慣行に従って、人件費として正当化されて登録される場合、適格として認めることができる。すべての費用と同様に、それらは、第6条に定められる適格条件を満たさなければならない。

**求人費用** — 受益機関はアクションを実施するのに必要な人的ソースを有している必要があるため、求人費用は通常、直接人件費として適格でない。受益機関がアクション期間中に追加の人員を採用する必要がある場合、関連する費用は法人の通常の間接費の一部とみなされることになり、それは、適格直接費の25%の定率によって Horizon 2020 で適用される。

**奨学金、インターンシップまたは他の類似した契約に基づき受益機関のために働いている学生(従業員でない)の報酬** — 人件費と同様に、学生(博士号を含む)の人件費は、それらが第6条に定められる条件を満たす場合、適格である。この文脈において、奨学金/特別研究員の給費/給付金は、給料と同一視される。ただし以下であることを条件とする：

- この報酬は、税金、労働および社会保障に関する適用すべき国内法令に従う

- 作業の割当ては、受益機関が設立された場所の現行法を遵守している
- 学生は、H2020 アクションとの関連で生じる作業の履行のために必要な資格を有する。

このように、契約が研修志向である場合（すなわち、学生が専門スキルを身につける手助けをすることを目的とする場合）、その費用は、助成に充当されない。

**学費** — 学生が大学で働いており、学費（その一部）を支払うことを免除されている場合、学生の契約が、その報酬の一部として免除された料金の金額を含む場合、その料金（またはその一部）は人件費として適格である。第 6 条に定められる他の条件は、同様に満たされていなければならない（例えば、免除された料金の価格を含んだ全報酬が、大学の勤定書に記録されなければならない）。

**育児休暇** — 育児休暇（出産休暇または育児休暇のいずれか）の間に支払われる給料および社会保障負担は、以下の場合のみ、基本給の一部として適格である。：

- 社会保障負担は、国内法令に基づき、関連する労働協約（例えば法令で定める産休手当）に基づき、または雇用契約に基づき義務的である
- 受益機関は、実際に社会保障費用を負担した
- 社会保障負担は、国内当局（中央当局、地域当局または地方当局）によって払い戻されない（すなわち、受益機関によって支払われる正味金額は適格である）

および

- 従業員は、人件費を算出するために使用される会計年度中に、アクションのために働いた。

**公務員に関連する費用** — 公共団体について、中央政府、地域政府または地方政府の予算から直接的に支払われる、公務員に関連した費用は、それらが第 6 条に定められる条件を満たす場合、適格であるとみなされることができる（公務員を雇用している中央政府、地域政府または地方政府に適用される）。この場合、公務員は、第三者（政府）によって、無償で提供される現物出資（利用可能なリソース）とみなされる（第 12 条を参照）。

**付随契約** — 特定のアクション（例えば国際的プロジェクト）に関して作業を実行するための付随契約（形式がどうであれ、すなわち、受益機関と従業員との間の主要な契約に追加される契約）は、それが受益機関の通常の慣行であり、国内法令に基づき許可される場合、認められる。ただし、追加的契約で支払われる報酬と最初の非アクション関連の契約における標準報酬パッケージ（基本報酬）との差額は、『追加的報酬』とみなされる。このように、それは、追加的報酬に関して上記に説明される特定の費用適格条件の対象となり、適格である場合、適格上限の対象となる。

### 1.1.1 費用は、以下のように計算されなければならない。

[[時間給に

**アクションのための実働時間数**

を乗じ、]

非営利法人について：上記（ポイント A.1）に規定されている条件に基づきアクションに配属された職員に対する**追加的報酬**を加算]

**!** 実際にはアクションに関して働いた時間のみ、計数することができる。当該時間は、時間記録により、または、個人が排他的にアクションのために働く場合は申告により登録されなければならない（第 18.1.2 条を参照）

**!** 1 年間に 1 人の者に対して EU および欧州原子力共同体助成に申告される合計時間数は、時間給の算出に使用される年間生産的時間数より多くなってはならない（下記参照）。

## 直接人件費（あるいは同等費）の計算手続:

### ステップ 1 — 時間給の計算（一人当たり）

GAによれば、**実費**として申告された人件費については、**時間給**は、以下のように計算されなければならない。

{その者の実際の年間人件費(追加的報酬を除く)を

**年間生産的時間数**

で除した金額}。

**例(時間給の計算について)**

公立研究センター(非営利)のために勤務する原子力研究者が、1,600 生産的時間働いた:  
報酬構成要素:

*a* = 年俸: 50,000 ユーロ

*b* =放射線の危険を伴う職位に就くことについての追加的支払: 5,000 ユーロ

*c* =プロジェクトの主任学術者となることについての追加的報酬: 2,000 ユーロ

*a* および *b* が、時間給を計算するのに使用される。計算は、適格であれば別に計算されなければならない追加的報酬を除外して行われなければならない。

EU アクションについての時間給 =  $\{(50,000 + 5,000) / 1,600\} = 34$  ユーロ

簡易であるように、また誤算をさけるために、時間給は、**会計年度**(すなわち、実体の年次決算でカバーされた12 か月)毎に、常に会計その全期間を基準に計算されなければならない。

**例:** 会計年度が暦年と同一の場合(大半の場合)、すなわち1月1日から12月31日までである場合、2014年の勤務時間の時間給は、2014年1月1日から12月31日までの人件費と生産時間を用いて計算される。

報告期間の終了時に会計年度がまだ終わっていない月がある場合(例えば、会計年度がまだ続いている、その年のために必要な情報がまだ利用できない、など)、受益機関は、その月の費用を申告するために、入手することができる直前に終了した会計年度の数を使用しなければならない(すなわち、同様に、その月の労働時間についての人件費を算出するために、入手することができる直前に終了した会計年度の時間給を使用する)。

**例:** 2015年10月1日から2017年3月31日までの18か月間の1報告期間に伴うアクション。受益機関の会計年度は毎年12月31日に終了する。

時間給の算出:

2015年10月1日から2015年12月31日までのアクションに関する労働時間について: 2015年の時間給が使用されなければならない、すなわち、終了した会計年度2015年の年間人件費および年間生産的時間に基づき算出される時間給。

2016年1月1日から2016年12月31日までのアクションに関する労働時間について: 2016年の時間給が使用されなければならない、すなわち、終了した会計年度2016年の年間人件費および年間生産的時間に基づき算出される時間給。

2017年1月1日から2017年3月31日までのアクションに関する労働時間について: 入手することができる直前の終了した会計年度に対して算出される時間給、例えば2016年の時間給が使用されなければならない。従って、受益機関は、2017年1月1日から2017年3月31日までの期間に対して他の時間給を算出しない。そのかわりに、それは単に、3月31日までは、2017年の労働時間に対して2016年に対して算出された時間給を適用し続けるということになる。

入手することができる直前に終了した会計年度とは、GAに従って時間給を算出するのに必要なすべての情報が利用できる直近の**通算会計年度**をいう。従って、それは、年次財務諸表が監査されるまで待つ必要はない。

一旦申告されると、人件費は通常、時間給の再計算が理由で調整/変更することはできない(たとえ期間の終了時に継続中である会計年度の終了後の再計算で、他の結果になったとしても)。修正は、その費用を申告するために使用された時間給の算出に誤り(例えば**不正確な会計情報**)がある場合のみ可能である(且つ、行われなければならない)。

**例:** 受益機関の年次財務諸表の内部監査により、後日、時間給を算出するために使用された会計情報の誤りがわかった。

**営業年度と異なる会計年度** — 会計年度が営業年度(すなわち所得税を算出するために使用される12か月の期間)と異なる場合、法人は、人件費に関する時間給を算出するために、会計年度の代わりに**営業年度**を使用することができる。

ただし、その方法は連続して適用されなければならないし、同じ助成の内でも変更することはできない。

**年間人件費**には、適格人件費しか含めることができず、適格追加的報酬は除外されなければならない(適格追加的報酬は計算の最後に別に加算されるので)。

■ 年1回支払われる基本報酬の一部(例えば休日給与)は、それが勘定書に発生した年の時間給に対して考慮に入れられる。

**年間生産的時間**の計算については、受益機関は、以下の3つのオプションのうちの1つを使用しなければならない。

- フルタイム勤務の者について 1,720 時間(またはフルタイム勤務でない者についてこれに応じた比例割合時間)(「**1,720 固定時間**」)
- 受益機関のためにその者が年度中に勤務した時間総数(「**個別年間生産的時間**」)
- 受益機関がその通常のコスト会計実務に従ってその職員について一般的に適用している「標準年間時間数」(「**標準年間生産的時間**」)

■ 原則として、同じオプションは、H2020 アクションにおいて受益機関のために働いているすべての人員に適用されなければならない。ただし、以下の場合、受益機関は、異なる種類の人員に対して異なるオプションを使用することができる。:

- 同じオプションが、少なくとも類似した条件に基づき雇用された人員のグループ毎(例えば同じスタッフ類型、同じ種類の契約、など)に適用される、および
- そのオプションが連続して適用される(例えば、オプションの選択は、特定の従業員に対して変更されない)。

受益機関は、1つの通算会計年度の間、年間生産的時間数を算出するのに同じオプションを使用しなければならない。受益機関は、次の会計年度にのみオプションを変更することができる。


その者が年度中に育児休暇を取った場合、年間生産的時間は、育児休暇に使用した実時間を控除することにより削減することができる。

この表は、年間生産的時間の3つの異なるオプションを説明している。:

| オプション                               | 何を意味するのか？   | どのような場合に使用できるのか？どのように使用すべきなのか？  | 間違えた場合、どういうことになるのか？   |
|-------------------------------------|---|---|---|
| <b>オプション 1</b><br><b>1,720 固定時間</b> | 時間数は、フルタイム従業員について定められている(そして、時間数はパートタイムで勤務する従業員、または、受益機関のためにその年の一部のみ働いている従業員については、比例割合による)。   | <p>あらゆる場合に使用可能。いずれの受益機関も、このオプションを使用できる。</p> <p>以下の場合、1720 時間の比例割合を使用することができる。:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 従業員が、受益機関のために通年働かなかった、または</li> <li>- 従業員の契約は、当該契約によってカバーされるフルタイムに相当する正確な割合を明確に定めている(または決定することができる)。</li> </ul> <p><b>例(比例割合算出):</b></p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1. 研究者 X は、10 月 1 日から 12 月 31 日まで、すなわち満 3 ヶ月間受益機関 Z のために働いた。年間生産的時間の比例割合は、以下の通りに算出される。:<br/> <math display="block">1720 / 12 (\text{月}) \times 3 (10 \text{ 月}, 11 \text{ 月}, 12 \text{ 月}) = 430 \text{ 生産的時間}</math> </li> <li>2. 受益機関 Z でフルタイムの従業員は 1 週間に 40 時間働く一方で、研究者 Y の受益機関 Z との契約では、研究者 Y は 1 週間に 20 時間働かなければならないと定めている。就業日および休暇権利は、同じである。年間生産的時間は以下の通りに算出される。:<br/> <math display="block">1720 \times [20 \text{ 時間} (\text{研究者 Y}) / 40 \text{ 時間} (\text{フルタイムの従業員})] = 1720 \times 50\% (\text{時間部分の割合}) = 860 \text{ 生産的時間}</math> </li> </ol> |   |
| <b>オプション 2</b><br><b>個別年間生産的時間</b>  | 時間数は、従業員の「年間勤務可能時間」を基準に計算される(すなわち、時間外勤務および欠勤(例えば、病欠またはその他の種類の特別休暇)を含む受益機関のために従業員が勤務している時間総数)。 | <p>このオプションは、以下の場合使用可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「個別年間生産的時間」数は、助成合意書に規定されている算定式に従って計算される。<br/> <math display="block">\{ \text{その者の年間勤務可能時間} (\text{雇用契約、適用ある労働協約、または国内法に基づく}) \}</math> </li> </ul>   | <p>当社の監査役が受益機関は間違っていたことを発見した場合、欧州委員会／執行機関は、以下の通りに適格費用を再計算する。:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 算出方法が一貫して適用されない場合(例えば、受益機関が、1 人の従業員に対してオプション 2 を使用して、類似した条件に基づき雇用される他の従業員に対してオプション 3 を使用した): 監査役は、可能な場合、すべての関係者</li> </ul> |


|  |  |  |   |
|--|--|--|---|
|  |  | <p>時間外勤務時間を加算し、休暇(病気休暇および特別休暇等)を控除する}。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 「年間勤務可能時間」は、以下の1つに従って設定される。             <ul style="list-style-type: none"> <li>- その者の雇用契約</li> <li>- 適用ある労働協約</li> <li>- 勤務時間に関する国内法</li> </ul> </li> </ul> <p><b>例: 週当たり35時間勤務を規定した契約</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- この算出方法は、一貫して適用される(類似した条件に基づく人員のグループ毎に)。</li> </ul> <p><b>例 個々の年間労働可能時間の算出について:</b></p> <p>X は、研究センターZ におけるフルタイムの研究者である(月曜日から金曜日まで、1日に8時間働いている)。X の契約には、22 就業日の年次休暇プラス8日の祝祭日がある。該当する報告期間によってカバーされる会計年度に、X は、29 時間の時間外労働を行い、5 日間の病気休暇があった。</p> <p>従って、個々の年間労働可能時間は以下の通りである。:</p> $365 \text{ 日} - 104 \text{ 日 (土曜日および日曜日)} - 22 \text{ 日 (年次休暇)} - 8 \text{ 日 (祝祭日)} = 231 \text{ 日} \times \text{一日当たり} 8 \text{ 時間} = 1848 \text{ 時間}$ <p>研究者 X の個々の年間生産的時間: 年間労働時間= 1848</p> <p>+ 時間外労働(時間) = 29</p> <p>- 年間病気休暇(5日 × 8時間)= 40</p> <p>⇒ 研究者 X の分離した年間生産的時間= 1837</p> <p>研究センターZ は、この研究者に対して個々の年間生産的時間として1837を使用することができる。</p> | <p>にオプション2を適用することによって年間生産的時間数を調整する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 雇用契約、適用すべき集团的労働協約または国内の労働時間の法律により、個々の年間労働可能時間数を決定することができない場合: 監査役は、オプション1を適用する。</li> <li>- すべての年間労働可能時間が含まれていない場合、監査役は、すべての労働可能時間を含めて生産的時間を再計算する。</li> </ul> |
|--|--|--|---|



|   |  |   |   |
|---|--|---|---|
|   |  |  <p>雇用契約、労働協約または国内法令により個々の年間労働可能時間数を決定することができない場合、このオプションは使用することができない。</p>   |   |
| <p><b>オプション3</b><br/><b>標準年間生産的時間</b></p> | <p>時間数は、受益機関が通常の費用会計実務に従って人員に対して一般的に適用する『標準年間生産的時間』に基づき算出される。</p> <p>標準年間生産的時間は、機関全体について、職員類型毎、コストセンター毎等について計算することができる。</p> <p>受益機関は、標準年間生産的時間を計算する際、一定の活動（例えば、一般的訓練、総会等）を含むことも除外することも、それが受益機関の通常の費用会計実務に沿っているのであれば、可能である。</p> | <p>このオプションは、以下の場合使用可能である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 標準年間生産的時間数は、受益機関の通常の費用会計実務に従って計算されている。</li> <li>－ この計算方法が一貫して（類似の条件で雇用されている職員のグループ毎に）適用されている。</li> <li>－ 標準年間生産的時間数は、「標準年間勤務可能時間」の少なくとも90%である。</li> </ul> <p>標準年間勤務可能時間は、以下において定義されている同一の標準生産的時間のグループのフルタイム従業員（「参照グループ」、例えば、ある従業員類型、コストセンターの従業員等）が通常の事情において出勤しなければならない標準時間数である。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 参照グループの雇用契約</li> <li>－ 適用ある労働協約</li> <li>－ 勤務時間に関する国内法</li> </ul> <p>標準年間生産的時間数が90%より高い場合、受益機関は標準年間生産的時間数を使用しなければならない。</p> <p>標準年間生産的時間数が90%より低い場合、受益機関は90%を使用しなければならない、または、他のオプションの1つを選択しなければならない。</p> | <p>本助成における監査役が、受益機関が誤ったことを発見した場合、欧州委員会/執行機関は、以下のように適格費用を再計算する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>－ 標準年間生産的時間数が受益機関の通常の費用会計実務に従って計算されていない場合、監査役は、可能であればオプション2を適用することにより年間生産的時間を調整する。</li> <li>－ 計算方法が一貫して適用されているのでない場合、監査役は、可能であればオプション2を適用することにより年間生産的時間を調整する。</li> <li>－ 標準年間勤務可能時間についての適用ある参照がない場合、監査役は、オプション1を適用する。</li> <li>－ 受益機関が使用した標準年間生産的時間数が標準年間勤務可能時間の90%を未達であった場合、監査役は、標準年間勤務可能時間の90%またはオプション1のいずれかより受益機関に有利な方を使用する。</li> <li>－ 中間の欄（通常の会計慣行に従って算出される数および一貫して適用される算出方法）の2つの最初の請求が満たされたが、受益機関が通常の会計慣行を使用することにより達した年間生産的時間数（90%を超える）の代わりに、標準労働可能時間の90%を使用した場合、監査役は、より高い数に生産的時間数を調整する。</li> </ul> |



|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p><b>標準年間労働可能時間算出例:</b></p> <p>研究センターZにより雇用されているフルタイム研究者の雇用契約には、月曜日から金曜日まで一日8時間勤務する旨が規定されている。国内法には、年次有給休暇 22 勤務日分および公休日 8 日が規定されている。適用ある労働協約では、3日の追加の年次有給休暇が加えられている。</p> <p>従って、研究センターZの標準年間生産的時間数は、<br/> <math>365 \text{ 日} - 104 \text{ 日(土日)} - 22 \text{ 日(年次有給休暇)} - 8 \text{ 日(公休日)} - 3 \text{ 日(労働協約)} = 228 \text{ 日} * \text{一日当たり} 8 \text{ 時間} = 1,824 \text{ 時間}</math></p> <p>研究センターZの標準年間生産的時間数:</p> <p>研究センターZは、EU アクションのための時間給を計算するためにその通常の費用会計実務を使用したい。当該センターは、以下のように標準年間生産的時間数を計算する。</p> <p>年間勤務日 = <b>228</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 平均年間病欠休暇(日) = 3</li> <li>- 一般訓練日数 = 4</li> <li>- その他の非生産的活動(日) = 9</li> </ul> <p>••生産的日数 = <b>212</b></p> <p>一日当たり8時間で乗じる</p> <p>••標準年間生産的時間数 = 1,696</p> <p>次に、この標準年間生産的時間数は、標準年間勤務可能時間の 90 %と比較されなければならない(この例では、1,824)。</p> <p><math>1,824 \text{ の } 90 \% = \mathbf{1,642}</math></p> <p><b>1,696 時間(通常の費用会計実務) &gt; 1,642 時間(90 %年間勤務可能時間)</b></p> <p>標準年間生産的時間数は年間勤務可能時間の 90 %を超えるので、研究センターZは、EU アクションに対して、標準年間生産的時間数(すなわち、1,696)を適用できる。</p> <p>標準年間時間数が、1,642 より低い場合(例えば、9日ではなく20日の他の非生産的な作業→1,608年間生産的時間)</p> |  |
|--|--|--|--|

|  |  |  |  |
|--|--|--|--|
|  |  | <p>研究センターZは、1,642時間（年間労働可能時間の90%）を適用しなければならない。<br/>標準年間生産的時間数が90%より高い場合（当社の例において、それが93%である：1,696/1,824）、研究センターZは、この数を使用しなければならない（年間労働可能時間の90%ではない）。</p> <p> 雇用契約、労働協約または国内法令により、職員グループの年間労働可能時間数を決定することができない場合、このオプションを使用することはできない。</p> <p><b>例（標準年間労働可能時間に対して適用できる参照がない）：</b><br/>研究者は、1カ月の固定給で受益機関のために研究を実行。ただし、雇用契約では労働する時間数を決定することはできない。適用できる労働協約はないし、国内の法律は、この種の労働協約に対して、1年当たりの労働可能時間数を規制していない。<br/>この場合、標準年間労働可能時間に対して適用できる参照はない。従って、受益機関はオプション1（1,720年間生産的時間）を使用しなければならない。</p> |  |
|--|--|--|--|

**ステップ2— 時間給をアクションに関して働いた実時間数で乗じる**

時間給をその者が実際に働いた時間数で乗じることにより、人件費として申告できる金額を決定する。

**ステップ3— 非営利法人について:追加的報酬(ある場合)の加算**

その者が適格追加的報酬を受領した場合(かつ受益機関が非営利法人である場合)、受益機関はまた、下記の方法によりアクションに帰属させることのできる追加的報酬の割合分も申告することができる。

結果として得た金額が、以下の**適格上限**を超える場合、金額は上限に制限されなければならない。

| 業務                                 | 契約  |                           |
|------------------------------------|---|---------------------------|
|                                    | 年間全体についてフルタイム雇用                           | 年間全体についてフルタイム雇用<br>なのではない |
| 通算会計年度の間、EU アクションのために専属的に勤務        | 8,000 ユーロ                                 | 8,000 ユーロの比例割合分           |
| 通算会計年度の間、EU アクションのために専属的に勤務するのではない | {8,000 / 年間生産的時間 FTE} * 年間にアクションのために働いた時間 |                           |

適格上限は、各フルタイム当量(FTE)について年当たり8,000ユーロに定められる、すなわち、**年間全体についてアクションのために専属的に勤務するフルタイム従業員**について8,000ユーロである。

この上限は、追加給料だけでなく、追加給料によって引き起こされたすべての追加の税金、費用および社会保障費用もカバーする。

**アクションのために専属的に勤務するが年間全体についてフルタイムで雇用されているのではない従業員**については、上限は比例的に減額される。

**例:**

- 1 年間全体の間、1週間に4日間パートタイムで働くように受益機関によって雇用された研究者は、0.8FTEに相当する→上限は、8,000ユーロ×0.8=1年当たり6,400ユーロに定められる。
- 2 1月から3月まで(すなわち3か月間)アクションのために働くためにフルタイムで雇用された研究者は、0.25 FTE⇒(12か月中の3か月)に相当する→上限は、8,000ユーロ\*0.25=2,000ユーロに定められる。

**アクションのために専属的に勤務するが年間全体についてフルタイムで雇用されているのではない従業員**については、上限は比例的に減額される。

$$\frac{8,000\text{€}}{1\text{FTEの年間生産的時間}} * \text{年間に従業員がアクションのために働いた時間}$$

**例:**

従業員がEUアクションのためのプロジェクト責任者になることについて2,000ユーロの賞与を受領。当該従業員は、1,600年間生産的時間を働き、そのうち800時間がEUアクションのためであった。EUアクションについて適格な追加的報酬上限(適格上限):

$$\{8,000\text{ユーロ} / 1,600\} * 800 \rightarrow 5 * 800 = 4,000\text{ユーロ}$$

EU アクションについて支払われた追加的報酬は、適格上限未満であるので、全額適格である(2,000 < 4,000)。

アクションにおいて主任学者になることについて支払われた追加的報酬が 2,000 ユーロでなく 7,000 ユーロであった場合、適格上限が適用され、4,000 ユーロのみをアクションにつけることができる(実際の支払額が 7,000 ユーロであっても)。

研究者が EU アクションのために 800 時間ではなく 200 時間働いた場合、適格上限は、以下となる。

$$\{(8,000 \text{ ユーロ} / 1,600) * 200 \rightarrow 5 * 200 = 1,000 \text{ ユーロ}$$

この場合も、2,000 ユーロ(支払われた追加的報酬) > 1,000(上限)なので、上限が適用される。実際の支払額が 2,000 ユーロであっても、1,000 ユーロのみをアクションにつけることができる

### 従業員(または相当する者)に対する直接人件費の算出例:

公共研究室(非営利的な)で働いている原子力研究者は 1 600 生産的時間働いたアクションに対して 800 時間申告した(40 ユーロの時間給で)他の EU 助成に対して 400 時間申告した

その者は、プロジェクトの代表者として 2 000 ユーロの適格追加報酬を受領した  
人件費の算出: 40 ユーロ/時間 × 800 時間 = 32,000

追加報酬の追加: = 2,000

一年間にアクションに対して請求される合計費用: 32,000 + 2,000 = 34,000 ユーロ

条件: アクションに対して申告された実際の時間 + 他の EU 助成に対して申告された実際の時間 ≤ 合計生産的時間 (800 + 400 < 1,600)

### 特定の場合(従業員(または相当する者)に対する直接人件費):

**専らアクションのために働いている者** — 100%アクションのために働いているスタッフについては、異なる算出方法はない。(アクションに費やされる時間の割合は、人件費が算出されなければならない方法に影響を与えない、保管されなければならない記録の種類のみ重要である(第 18.1.2 条を参照))。従って、第 6.2.A 条の人件費の算出方法が適用する。

『アクションのために独占的に働くことに関する申告書』に署名した個人については、申告書によってカバーされる期間中にアクションのために働いた時間数は、時間給を算出するために使用された年間生産時間の比例割合になる(独占的に働いた期間に相当する)。

#### 例:

研究者 Y は、2014 年 10 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日までの続いている報告期間中に、H2020 アクションのために独占的に働いた。実際の年間人件費は、2014 年の間が 32,000 ユーロで、2015 年の間が 34,400 ユーロであった。受益機関は、年間生産的時間として 1,720 時間を適用する。

報告される人件費は、以下の通りに算出される。:

|        | 時間給   | プロジェクトのために働いた時間                       |             |
|--------|---|---------------------------------------|-------------|
| 2014 ☐ | (32,000 / 1,720) × [(1,720 / 12 カ月) × 3 (10 月、11 月、12 月)] |                                       |             |
|        | 18,60   | x 430                                 | = 8,000     |
| 2015 ☐ | (34,400 / 1,720) × 1,720                                  |                                       |             |
|        | 20  | x 1,720                               | = 34,400    |
| 2016 ☐ | 会計年度は完了されていないので、当社は 2015 年の時間給を使用する                       |                                       |             |
|        | 20  | x [(1,720 / 12 カ月) × 3 (1 月、2 月、3 月)] | = 8,600     |
|        |   |                                       | 合計 = 51,000 |

**進行中の会計年度の間(報告期間の終了時に)雇用された従業員**— これらの従業員は、昨会計年度の間、受益機関のために働かなかつたので、時間給は、報告期間の間に発生したその者の人件費に基づいてのみ算出することができる。

■ 例: 報告期間は、2014 年 10 月 1 日から 2016 年 3 月 31 日まで続いている。受益機関は、新入社員を 2016 年 2 月 1 日に雇用する— 時間給は、2016 年 2 月と 3 月の間のその者の人件費を考慮して算出される。

算出の誤りを避けるために、年間生産的時間の比例割合を正確に決定することが特に重要である(例えば、1,720 時間が使われる場合、2 月から 3 月の間の生産的時間は、1,720/12 × 2 = 287 である)。

**契約終了の損失補償**— 契約終了の損失補償を得る権利は、多くの場合、会計年度より長い期間にわたって発生するので、受益機関は、従業員の契約が終了する報告期間における損失補償の相当する部分を請求することができる。

ただし、損失補償は以下の場合のみ認められる。：

- 適用すべき国内の労働法から生じた場合
- 受益機関の勘定書に記録されている場合、および
- アクション期間中に生じた場合（但し、実際の支払いは後に生じてもよい）。

アクションに関して個人が働いた時間に相当する損失補償の部分のみ、請求することができる（すなわち、権利が発生した合計時間に比例する）。

**『1 時間毎』に報酬を受ける雇用契約**— 雇用契約のいくつかは、固定給および働く時間数を設定するのではなくて、従業員が働く各時間に対して支払われる金額を設定する。

その場合、個々の年間生産時間（すなわちオプション 2）は、以下の条件のすべてが満たされている場合のみ、適用することができる。：

- 雇用契約が、支払われる時間給を明確に定めている
- 給料は時間給に働いた時間数を乗じた金額になることを、雇用契約が設定した
- 雇用契約に基づき支払われる合計給料は、確認可能であり、監査可能な文書（例えば税務当局に対する給与明細および申告）により裏付けされている
- 雇用契約は、個人とその法人との間での唯一の契約である（すなわち、他のいかなる類似した契約もない）。

これらの条件が満たされる場合、『個々の年間生産時間』は、以下の通りに算出することができる。：

{会計年度に従業員に支払われた合計給料を、  
雇用契約で定められる時間給で割る}。

**通常の費用会計実務に基づく人件費**— 受益機関の通常の費用会計実務に基づき申告された人件費（すなわち『平均人件費』）については、時間給は、その人員の時間給を決定するための受益機関の通常の費用会計実務に従って算出されなければならない。

GA は、以下の条件を定めている。：

- 使用される費用会計実務は、資金提供のソースに関係なく、一貫した方法で、客観的基準に基づいて適用されなければならない

受益機関は、監査がある場合には証明できなければならない客観的基準に基づいて、通常の費用会計実務を一貫して適用しなければならない。誰がアクションに資金供給を行っているとしても、受益機関は、これを行わなければならない。

これは、費用会計実務が、受益機関のすべての種類の従業員、部門またはコストセンターに関して同じでなければならないことを意味しない。例えば、受益機関の通常の費用会計実務が、常勤職員と臨時職員に対して異なる算出方法を採用する場合、これは認められる。ただし、受益機関が、特定の研究アクションまたはプロジェクトに対して、臨時ベースで異なる方法を使用することはできない。

**例(認められる通常の費用会計実務)**：1 研究者に対しては、個々の(実際の)人件費が使用されて、技術支援スタッフに対しては、平均人件費(受益機関の通常の費用会計実務に従って算出される単位原価)が使用される。

**例(認められない通常の費用会計実務)**：外部に資金提供されるプロジェクトにおける費用を算出する場合のみ、平均人件費が使用される。

- 時間給は、すでに他の予算類型に含まれる不適格費用を除外して、実際の人件費を使用して算出されて且つ受益機関の勘定書に記録されなければならない。

欧州委員会によって不適格であるとみなされたが、受益機関の通常の会計慣行に含まれる費用は、アクションの人件費を算出するときに除外されなければならない。

必要に応じて、それは、すべての適格条件を満たすように調整されなければならない。

**例:** 受益機関は、通常の費用会計実務に従って時間給を算出して、報酬に含まれない税金を含める。これらは不適格であり、従って、アクションに関して働いている人員に対して申告される時間給から取り除かなければならない。

他の予算類型にすでに含まれる費用は、取り除かなければならない(同じ費用の倍の資金提供)。

**例:** 受益機関は、時間給の算出のために、費用会計実務に第 6.2 条に基づく間接費を含める。これらの間接費は、H2020 アクションに請求される時間給を算出するために使用された費用集計額から取り除かれなければならない。H2020 アクションにおいて、間接費は 25%の定率を使用して申告されなければならない、従って、人件費に間接費を含めることができない。

予算を計上されたかもしくは推定される金額は、実際に生じた費用ではなく、以下の条件がある場合にのみ、時間給の適格な構成要素として認められる。:

- 関連がある。すなわち、人件費と明らかに関連性がある
- 合理的な方法で使用される。すなわち、それらは時間給を算出する際に重大な役割を果たさない
- 客観的および証明できる情報と一致している。すなわち、その根拠が明確に定義されていて、受益機関はそれらがどのように算出されたかを証明することができる

**例:** 2013 年の従業員名簿データを用いて 2014 年の平均時間給を算出し、基本給が示される CPI (消費者物価指数) を足すことによって平均時間給を増加させる。

- □ 時間給は、年間生産的時間数に関して MGA で提供される 3 つのオプションのうちの 1 つを用いて算出されなければならない(例えば、オプション 3『標準年間生産時間』)。

受益機関は、自己の通常の費用会計慣行の監査証明書を提出することによって(以下のアドレス経由で: [EC-H2020-UNIT-COST-METHODOLOGY-CERTIFICATION@ec.europa.eu](mailto:EC-H2020-UNIT-COST-METHODOLOGY-CERTIFICATION@ec.europa.eu))、受益機関が使用する方法論について承認を要請することができる(第 18.1.2 条(b)および別紙 6 を参照)。承認された方法論に基づいて申告された費用は、以後、異議を申し立てられない(受益機関が、承認の目的上、情報を隠していた場合を除く)。

## 1.2 直接人件費: 直接契約に基づき勤務する自然人の費用

- 1.2.1 誰が含まれるか? この予算類型は、一般的に、アクションに関して働いた企業内のコンサルタントおよび類似した個人(すなわち従業員に対する労働法によって支配されない契約に基づき、アクションのためにパートタイムまたはフルタイムで働いている自営業の自然人—会社でない—)の費用をカバーする。
- 誰が含まれないのか? 労働者派遣事業者から提供された者または、より一般的に、価格に対してその他の法人から提供された者(この場合、個人と受益機関との間に直接の契約はないので、受益機関との契約ではなくて、個人を雇っている法人との契約である)。

ただし、その費用は、以下として適格であることができる。:

- 個人によって行われる業務が、別紙 1 で特定されるアクション作業の一部ではない場合、『サービスの購入』(第 10 条を参照)として、または
- 個人によって行われる業務が、別紙 1 で特定されるアクション作業の一部である場合、『下請け費用』(第 13 条を参照)として。

両方の場合において、受益機関は、金額に見合う最高の価値についての条件を遵守しなければならないし、契約/下請けを締結するときに利益の衝突がないことを満たさなければならない(他の適格条件を用いるときと同様に)。

- 1.2.2 直接契約に基づき勤務する自然人の費用は、実費としてまたは単位費用に基づき(通常の費用会計実務に従い、すなわち「平均人件費」)申告することができる(第 5.2 (a)条参照)。

- 1.2.3 費用は、以下の適格条件を満たさなければならない。

- 費用が適格となるための一般条件(すなわち、アクション継続期間中の負担/使用、必要性、アクションとのつながり等。第 6.1 (a)条および第 (b)条参照)を満たす。



- 自然人(個人)と受益機関の間で**直接契約**を結ばなければならない。

この契約は第三者である法主体と交わしたものであってはならない(例えば労働者派遣事業者)。

- この者は、**受益機関の指示**に基づいて作業しなければならず、在宅勤務契約を通じて受益機関と別途合意する場合を除き、**受益機関の敷地内**で作業しなければならない。

すべての作業に関する決定、設計および監督を行うのは受益機関でなければならない。コンサルタントは、受益機関に報告をしなければならない。

- 実施される作業の結果は、**受益機関に帰属**する。

結果的な特許または著作権など、実施された作業はすべて受益機関に帰属する。

- 受益機関との雇用契約に基づき同様の業務を履行する者に対する費用と**大幅に異なる**。

報酬は、特定の成果/生産物を提供することによってではなく、労働時間に基づいていなければならない。これは、受益機関が、アクションのために働いた時間の記録を保管しなければならないことを意味する(例えばタイムシートなど、[第18.1.2条](#)を参照)。

#### **1.2.4 費用の計算**は、契約設定方法(すなわち、時間給であるのか月給か、または固定の金額であるのか)に基づく。特に自然人が異なるプロジェクトで働く場合に、算出方法が必要となる。

直接契約に基づき受益機関のために作業する自然人の費用は、[第1.1.4条](#)に説明するのと同じ**計算式**に従って計算しなければならない(すなわち、時間給にそのアクションに関する実際の作業時間数を乗じたもの)。

ただし、時間給は異なる(給与支払簿に登録された年間人件費に基づいていないため)。

**時間給**に関して、受益機関は次の選択肢のいずれかを使わなければならない。


- 契約に時間給が定められている場合:この時間給を使わなければならない。
- 契約に、自然人のサービスに対する固定金額と労働時間数が定められている場合:この包括的な金額を、契約に基づき受益機関のために勤務した時間数で除したものとする。

契約が全体的金額だけを定めており、働く時間を指定していない場合、費用は人件費として申告することができない。しかしながら、費用はサービスの購入([第10条](#)を参照)または下請け([第13条](#)を参照)として適格となりうる。


この表は、H2020 に基づき費用を申告するために異なる種類の業務契約を取り扱う方法を説明 19:


| 一般的な場合：法人と個人との間の一回の契約  |   |  |
|--|---|--|
| <p><b>契約の特徴</b></p>  | <p><b>時間に対して報酬を与える契約</b><br/>(例えば、契約上では、個人は雇われている法人のために1週間に40時間働かなくてはならないと規定している)</p>   | <p><b>責務に対して報酬を与える契約(働く時間について条件を指定することなしに)</b><br/>(例えば、契約は、個人は特定の作業を実行しなければならないが、働く時間(時間数)は契約、労働協約または国内法令で定義されないと規定している)</p>  |
| <p><b>契約は、雇用契約である、すなわち：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内の労働法によってこのように認識されている</li> </ul> <p>および</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 雇用している法人は、雇用された個人に対して社会保障費用を支払っている</li> </ul> | <p><b>ケースA</b></p> <p>これは、標準的状況である。<br/>費用は、『人件費—従業員(または相当する者)の費用』(第6.2.A.1条)として申告することができる。<br/>それらは、第6.2.A条に記載されているように算出されなければならない。算出(上記のポイント1.1.4):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 受益機関は、時間給を算出するために年間生産的時間に関する3つのオプションの中から選択することができる。</li> </ul> | <p><b>ケースB</b></p> <p>費用は、『人件費—従業員(または相当する者)の費用』として申告することができる(第6.2.A.1条)。<br/>それらは、第6.2.A条に記載されているように算出される必要がある。算出(上記のポイント1.1.4):</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ ただし、オプション1(すなわち1,720の年間生産時間)のみ、時間給を算出するために用いることができる。</li> <li>→ 雇用契約が通算会計年度をカバーしない場合、年間生産時間は、1,720時間の割合として算出されなければならない。</li> </ul> <p><i>例: 2015年1月1日から2015年3月31日までの契約。年間生産時間 = (1,720/12) × 3 (1月、2月、3月) = 430</i></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>→ 人件費は、時間給にアクションのための個人の労働時間数(タイムシートで記録されるように)を乗じた金額になる。</li> </ul> |

19 これらの説明は、SME所有者または給料を受領していない自然人である受益機関に適用しない(第6.2.A.4条および第6.2.A.5条を参照)。

|  |  |   |
|--|--|---|
| <p><b>その他の契約</b><br/>(すなわち、上記でカバーされない)</p> | <p><b>ケース C1:</b>費用は、第 6.2.A.2 条の条件を満たしている。<br/>費用は、『人件費 — 直接契約に基づき働いている自然人のための費用』(第 6.2.A.2 条)として申告することができる。<br/>費用は、ポイント 1.2.4 に記載されているように算出されなければならない。</p> <p><b>ケース C2:</b>費用は、第 6.2.A.2 条の条件を満たしていない。<br/>費用は、『人件費』として申告することができない。<br/>ただし、それらは他の予算類型に基づき適格であることができる。:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約が別紙 1 に記載されている作業をカバーする場合:『下請け直接費』(第 6.2.B 条および第 13 条)として、または</li> <li>- 『他の物品およびサービスの費用』(第 6.2.D.3 条および第 10 条)として。</li> </ul> <p style="text-align: center;">受益機関は、金額に見合う最高の価値を確保して、利益の衝突を避けるために、契約を与えなければならない(第 10 条および第 13 条を参照)。</p> | <p><b>ケース D</b><br/>費用は、『人件費』として申告することができない。<br/>ただし、それらは他の予算類型に基づき適格であることができる。:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約が別紙 1 に記載されている作業をカバーする場合:『下請け直接費』(第 6.2.B 条および第 13 条)として、または</li> <li>- 『他の物品およびサービスの費用』(第 6.2.D.3 条および第 10 条)として。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 10px; margin-top: 10px;"> <p> 受益機関は、金額に見合う最高の価値を確保して、利益の衝突を避けるために、契約を与えなければならない(第 10 条および第 13 条を参照)。</p> </div> |
|--|--|---|

|  |  |  |
|--|--|--|
| <p><b>特別なケース：H2020 アクションの業務をカバーしている契約は、個人の法人との他の契約に追加される</b></p>   |  |  |
| <p><b>追加的契約の特徴</b></p>   | <p><b>時間に対して報酬を与える追加的契約</b></p> <p>(例えば、追加契約は、基本契約に加えて、雇っている法人のために1週間に10時間働かなければならないと規定している)</p>   | <p><b>責務に対して報酬を与える追加的契約（働く時間について条件を指定することなしに）</b></p> <p>(例えば、追加契約は、個人は特定の作業を実行しなければならないが、必要とされる労働時間は定義されないと規定している、例えば、契約は、主要な契約の労働時間の範囲内で業務が実行されなければならないことを定めている)</p>   |
| <p><b>契約は、雇用契約である、すなわち：</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 国内の労働法によってこのように認識されている</li> </ul> <p>および</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 雇用している法人は、雇用された個人に対して社会保障負担を支払っている</li> </ul> | <p><b>ケース E1：</b>追加契約は、H2020 アクションへの個人の参加によって引き起こされない（例えば、契約は助成契約に先行して、助成契約より長く続く）。費用は、『人件費—従業員（または相当する者）の費用』として申告することができる（第6.2.A.1条）。</p> <p>それらは、第6.2.A条に記載されているように算出されなければならない。算出（上記のポイント1.1.4）：</p> <p>→ この場合、単一の時間給は、主要な契約および追加的契約の数値を一緒に取り入れて算出されなければならない（すなわち、合計基本報酬および合計年間生産的時間）。</p> <p><b>ケース E2：</b>追加契約は、H2020 アクションへの個人の参加によって引き起こされる。費用は、『人件費—従業員（または相当する者）の費用』として申告することができる（第6.2.A.1条）。</p> <p>それらは、第6.2.A条に記載されているように算出されなければならない。算出（上記のポイント1.1.4）：</p> <p>→ ただし、時間給は、追加契約のみに対して算出</p> | <p><b>ケース F</b></p> <p>費用は、『人件費—従業員（または相当する者）の費用』として申告することができる（第6.2.A.1条）。</p> <p>それらは、上記のケースBに記載されるように追加契約に対して算出されなければならない。：</p> <p>→ ただし、追加契約の時間給が主要な契約の時間給より高い場合、その差額は追加報酬として取り扱われなければならない（第6.2.A.1条を参照）</p> <p>従って：</p> <p><b>ケース F1</b>（雇用している法人が非営利法人である）：追加的契約の費用は、以下の上限まで適格であることができる：</p> <p>{アクションのために働いた時間（時間記録に記録される）に、<br/>{主要な契約の時間給+4.65ユーロ}を乗じた金額}</p> <p>注：4.65ユーロは、8,000ユーロ（追加報酬の年間上限）を、1,720時間（オプション1年間生産的時間）で割った金額である、従って、4.65は、年間上限の1時間毎の比例割合である</p> |

|  |  |   |
|--|--|---|
|  | <p>しなくてはならない(追加的契約の報酬および生産的時間)。</p> <p>追加契約の時間給が、主要な契約の時間給より高い場合、その差額は追加報酬としてみなされなければならない(第 6.2.A.1 条を参照)</p>  | <p><b>ケース F2</b>(雇用している法人は非営利法人ではない、すなわち、利益法人である): 追加契約の費用は以下の上限まで適格であることができる。:</p> <p>{アクションのために働いた時間(時間記録に記録される)に、<br/>主要な契約の時間給を乗じた金額}</p>   |
| <p><b>その他の契約</b> (すなわち、上記でカバーされない)</p> | <p><b>ケース G1:</b> 費用は、第 6.2.A.2 条の条件を満たしている。主要な契約に従って、費用は以下のいずれかとして申告することができる。:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 『従業員(または相当する者)の費用』(第 6.2.A.1 条)として、または</li> <li>- 『直接契約に基づき働いている自然人のための費用』(第 6.2.A.2 条)として。</li> </ul> <p>主要な契約がケース A、ケース B またはケース C1 に基づく場合、費用は、ケース E1 またはケース E2 に対して上記に示されるように算出されなければならない(追加的契約が H2020 アクションへの参加によって引き起こされるか、引き起こされないかによる)。</p> <p>主要な契約が、ケース C2 またはケース D に基づく場合、費用はポイント 1.2.4 に記載されているように算出されなければならない。</p> <p><b>ケース G2:</b> 費用は、第 6.2.A.2 条の条件を満たしていない。</p> <p>費用は、『人件費』として申告することができない。</p> <p>ただし、それらは他の予算類型に基づき適格であることができる。:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約が別紙 1 に記載されている作業をカバーする場合: 『下請け直接費』(第 6.2.B 条および第 13 条)として、または</li> <li>- 『他の物品およびサービスの費用』(第 6.2.D.3 条および第 10 条)として。</li> </ul> | <p><b>ケース H</b></p> <p>費用は、『人件費』として申告することができない。</p> <p>ただし、それらは他の予算類型に基づき適格であることができる。:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 契約が別紙 1 に記載されている作業をカバーする場合: 『下請け直接費』(第 6.2.B 条および第 13 条)として、または</li> <li>- 『他の物品およびサービスの費用』(第 6.2.D.3 条および第 10 条)として。</li> </ul> <div style="border: 1px solid black; background-color: #fff9c4; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p> 受益機関は、金額に見合う最高の価値を確保して、利益の衝突を避けるために、契約を与えなければならない(第 10 条および第 13 条を参照)。</p> </div> |

|  |   |  |
|--|---|--|
|  | <p> 受益機関は、金額に見合う最高の価値を確保して、利益の衝突を避けるために、契約を与えなければならない（第10条および第13条を参照）。</p> |  |
|--|---|--|



### 1.3 直接人件費：支払いに対する第三者から出向してきた職員への費用

**1.3.1 何が含まれるか？**この予算類型は、アクションのために働いており、『支払いに対する現物出資』（第11条を参照）として第三者から出向してきた個人の費用をカバーする。

**③** 第三者から無償で提供される現物出資についての情報は、第6.4条および第12条を参照のこと。

■ **1.3.2** 第三者から出向してきた職員に対する費用は、実費のみ申告される。

**1.3.3** 費用は、次の適格条件に適合していなければならない。

- 適格となる費用に関する一般条件を満たすこと（すなわち、アクション期間に負担／使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。（第6.1(a) および(b)を参照）
- 職員が出向すること。

出向とは、第三者から受益機関への一時的な異動をいう。出向してきた職員は、引続き第三者からの支払いおよび雇用を受けるが、受益機関で勤務する。この職員は、受益機関の意向に従う。

**例：**公的研究機関に所属する研究者は、GAにおける受益機関である大学で勤務するために出向している。

■ **ベストプラクティス：**出向は、出向契約を介して正式に承認される。出向契約は、出向の条件を詳述していなければならない（作業、1つの法人からその他の法人への支払い（があるかどうか）、出向期間、所在地など）。

■ 出向は、通常、出向してきた個人に対して受益機関の建物で働くことを要求する。但し、特定の場、それは出向契約で同意することができる。

- 受益機関は第三者に対して費用を償還する（無償ではない）。
- 第11.1条に定める追加の適格条件を満たす。

■ **1.3.4** 特定の費用算出方法はない、費用は、受益機関によって支払われる価格に相当する必要がある—実際に第三者によって負担される費用が上限（第11.1条を参照）。

上限の算出（すなわち第三者の実費）については、ポイント1.1.4と同じ算出規定が適用する。

上記規定は、とりわけ、受益機関が、アクションのために出向してきた個人が働いた時間について、信頼できる時間記録を保管しなければならないことを意味している。

### 1.4 直接人件費：給与を支給されていないSME所有者に対する受益機関の費用—給与を支給されていない自然人である受益機関の費用

**1.4.1 何が含まれるのか？** これらの予算類型は、SME所有者の費用およびアクションに取り組んで給与を支給されていない自然人である受益機関の費用を含む。

これは、給料とは別の手段（例えば、配当、会社と所有者との間でのサービス契約、など）によって、SMEのための業務に対して報酬をうける／補償されるSME所有者を含む。

**何が含まれないのか？** 給与を支給されているSME所有者（SMEの会計にそのように登録されている）は、この給与が専らSMEの管理にのみ対応している（そして、そのためにアクションに関連づけられない）ことを示せる場合を除き、この予算類型に基づいて人件費を申告することはできない。（この場合、SMEの管理に対する給与は申告できない）。

アクションの期間中に SME 所有者の報酬体制に変更があった場合、受益機関は使用される費用の形態を変更するために修正(例えば、単位費用から実費へ)を要請しなければならない(第55条を参照)。

**例:**

所有者が給与の受領者でない SME と 2014 年に GA が署名された。このアクションの person cost は、別紙 2 に定める単位費用に基づいて計算される。

2016 年に SME はこの所有者の勤務に対して給与の支払いを開始する。その時点から、H2020 のアクションに対して課される費用は、単位費用を削除して SME 所有者がその給与に基づき person cost を課するために、GA への修正を必要とする。SME はこれ以降、その所有者の費用を申告するために単位費用を使用することはできない。

**1.4.2** これらの費用は、欧州委員会決定 C(2013)8197<sup>20</sup>によって決定されて且つ GA の別紙 2 および別紙 2a に掲げられる単位費用(時間給)に基づいて申告されなければならない。

正確な単位費用は、決定によって事前に定められることはない、『単位毎の金額』(時間給)は、以下の公式に従って、各個人に対して—GA の署名の前に—算出されなければならない。:

$$\text{単位毎の金額} = \{ \{ 4,650 \text{ ユーロ} / 143 \text{ 時間} \} \times \{ \text{受益機関が設立された国のその国特定の補正率} \} \times \{ \text{その国特定の補正率とは、主要なワークプログラム—公募時に有効な MSCA21<sup>21</sup>に定められるものである。} \}$$

**例:**ある給与を支給されていないドイツの SME 所有者は、次の通り時間給を計算する:  $4.650 \text{ ユーロ} / 143 * 98.8\% = 32.13 \text{ ユーロ} / \text{時間}$

実際には、自然人である SME 所有者および受益機関の費用の申告は、非常に単純であり、ほぼ完全に自動化される。つまり、受益機関は、アクションのために働いた時間数のみを示さなければならない。費用はその後、自動的に IT システムによって算出される。

**1.4.3** この費用は、次の**適格条件**に従わなければならない。

- 適格となる費用に関する**一般条件**を満たすこと(すなわち、アクション期間の間使用される単位、必要性、アクションとのつながりや正しい計算など。第6.1(a)条および(b)条を参照)
- SME 所有者／アクションの作業を行うが給与を支給されていない自然人に関して申告しなければならない。  
所有者は、配当金、会社と所有者との間のサービス契約などによって償還を受けることができる。

欧州委員会／執行機関は、受益機関がこの単位費用を使用するための条件を満たしていることを確認することができる。

**1.4.4** 費用は、以下の通りに算出される(自動的に IT システムによって)。:

$$\text{単位毎の金額(時間給、別紙 2a GA を参照)} \text{ (hourly rate; see Annex 2a GA)} \times \text{アクションのために働いた実働時間数}$$

**⚠ 1 年間** (すなわち 1 会計年度) で、SME 所有者に対して、EU および欧州原子力共同体助成において申告される合計時間数は、時間給の算出のために使用される標準年間生産的時間数 (すなわち 1 720 時間) より長くなることができない。

**1.5 直接人件費: 研究施設に対する国境を越えた、もしくは仮想アクセスを提供するための人件費**

**1.5.1 何が含まれるか?** この予算類型は、インフラストラクチャー活動へのアクセスに関する人件費をカバーする、すなわち:

<sup>20</sup> [http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit\\_costs/unit-costs\\_sme-owners\\_natural-persons-no-salary\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit_costs/unit-costs_sme-owners_natural-persons-no-salary_en.pdf) で入手可能

<sup>21</sup> [http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/funding/reference\\_docs.html#h2020-work-programmes](http://ec.europa.eu/research/participants/portal/desktop/en/funding/reference_docs.html#h2020-work-programmes) で入手可能。

- 従業員のための費用(または同額)
  - 基本報酬、および
  - 非営利の法主体に対して：追加報酬
- 直接契約に基づいて勤務する自然人のための費用、および、
- 有償で第三者から出向してきた職員の費用

**1.5.2** 研究施設に対する国境を越えた、または仮想アクセスを提供するための人件費は、実費として、または(通常の費用会計実務(すなわち「平均人件費」)に従い単位費用に基づいて申告できる(第5.2条(a)を参照)。

**1.5.3** この費用は、次の**適格条件**に従わなければならない。

- 適格となる費用に関する**一般条件**を満たす(すなわち、アクション期間に負担/使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。第6.1(a)条および(b)条を参照)
- 従業員のための費用(または同額)、直接契約に基づき勤務する自然人のための費用または有償で第三者から出向してきた職員の費用に関する特定の条件を満たす
- 研究施設に対する越境または仮想アクセスを提供するために発生した
- 第16.1条または第16.2条に記載される**追加コストの適格条件**を満たす

**1.5.4** 1.5.4 ポイント 1.1.4、1.2.4、1.3.4 と同様の**コスト計算**が適用される。

**B. [ (ポイントFに含まれない) ] 下請の直接費用** (受益機関が支払った関連する関税、税金、および非控除付加価値税 (VAT) のような課徴金を含む) は、第13.1.1条の条件を満たす場合適格である。

*[研究施設に対する越境アクセスのために使用されるオプション：研究施設に対する越境アクセスを提供するための下請費用は、第16.1.1条に規定されている条件も満たす場合にのみ適格である。]*

*[研究施設に対する仮想アクセスのために使用されるオプション：研究施設に対する仮想アクセスを提供するための下請費用は、第16.2条に規定されている条件も満たす場合にのみ適格である。]*



## 1. 下請けの直接費用: 費用の種類—費用形態—適格条件—コスト計算

この予算類型は、一般 MGA に基づくすべての RIA、IA および CSA 助成に適用する。

研究施設へのアクセスに対する追加的オプション (対応している第 16 条および他の規定と共に) は、アクションが研究施設へのアクセスも含む場合、GA に挿入される。

**1.1 何を含むのか?** この予算類型は、下請けに支払われる価格および関連する税金 (VAT、第 6.5 条参照) を含む。

**1.2** 下請けの直接費用は、実費 (すなわち、実際に支払われた価格に基づく) として申告しなければならない (第 5.2 (b) 条を参照)。

**1.3** 費用は、次の適格条件に従わなければならない。

- 適格となる費用に関する一般条件を満たす (すなわち、アクション期間に負担/使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。第 6.1 (a) を参照)
- 別紙 1 に記載するアクションタスクの下請けによって発生するものである (第 13 条を参照)
- 第 13.1.1 条に定める追加コスト適格条件を満たす
- 研究施設に対する越境または仮想アクセスを提供するために発生したものである: 第 16.1 条または第 16.2 条に記載される追加の適格条件を満たす

**1.1** 特定のコスト計算方法はない。費用は、実際に発生した適格な費用に対応していなければならない。

C. [ (ポイントFに含まれない) ] 第三者に対する財政支援の提供にかかる直接費用 [第15条が適用される場合のオプション：第15条の条件を満たす場合適格である。]

[オプション：該当しない]



## 1. 第三者に対する財政支援の提供にかかる直接費用：費用の種類—費用形態—適格条件—計算

このオプションの予算類型(対応している第15条および他の規定と共に)は、アクションが第三者に対する財政支援も含む場合、GAに挿入される。

**1.1 何を含むのか?** この予算類型は、第三者への財政支援のための費用を含む。

**1.2 第三者への財政支援のための直接費用は実費(すなわち、実際に支払われた財政支援に基づく)として申告しなければならない(第5.2(c)条を参照)。**

**1.3 費用は、次の適格条件に従わなければならない。**

- 適格となる費用に関する**一般条件**を満たす(すなわち、アクション期間に負担/使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。第6.1(a)条を参照)
- 第15.1.1.条に定める**追加適格条件**を満たすこと。

**1.4 特定のコスト計算方法はない。費用は、実際に発生した適格な費用に対応していなければならない。**

**D. [ (ポイントFに含まれない) ] その他の直接費用**

D.1 旅費および関連する生活費手当（受益機関が支払った関連する関税、税金、および非控除付加価値税（VAT）のような課徴金を含む）は、旅行に関する受益機関の通常の実務に沿っている場合適格である。

*[研究施設に対する越境アクセスのために使用されるオプション：研究施設に対する越境アクセスを提供するための旅費は、第16.1.1条に規定されている条件も満たす場合にのみ適格である。]*

**1. 旅費および関連する生活費手当：費用の種類—費用形態—適格条件—コスト計算**

この予算類型は、一般 MGA に基づくすべての RIA、IA および CSA 助成に適用する。

国境を越えた研究施設へのアクセスに対する追加的オプション（対応している第 16 条および他の規定と共に）は、アクションが研究施設へのアクセスも含む場合、GA に挿入される。

**1.1 何が含まれるか？**この予算類型は、アクションに使われる旅費および関連する生活費手当（受益機関が支払った関連する関税、税金課税金が、旅行に関する受益機関の通常の実務に沿っている場合はこれをすべて含む）（非控除付加価値税など；第 6.5 条参照）第 15 条に基づく第三者への財政支援のための費用を含む。

**ベストプラクティス：**受益機関は、欧州委員会／執行機関に連絡し、特に高額な旅費計画が認められるか否かについて尋ねることができる。

旅費および生活費手当では、受益機関の職員と同様、臨時のアクションに参加した（例えば特定の会合への出席など）外部専門家に対しても、その専門家の参加が別紙 1 で予見されていた場合に適用することができる。この場合、受益機関はこの専門家に償還するか、または旅行手続きを自身で行う（かつ直接請求される）ことができる。

ヨーロッパの内外の行き来には区別がない。

**1.2 旅費および生活費手当では、実費（第 5.2 (d) 条を参照）**

**1.3 費用は、次の適格条件に従わなければならない。**

- 適格となる費用に関する**一般条件**を満たす（すなわち、アクション期間に負担／使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。**第 6.1 (a) 条を参照**）

費用を請求する旅行は、アクションに必要なものでなければならない（例えば、会議の結果を示す書面の提出など）。受益機関がアクションに特に関係ない作業を実行したあるイベントに関連する旅費は適格でない

すべての旅費は、アクションに必要なものに限定されなければならない。その拡張部分（職務上または私的なその他の理由による）に関連する費用は適格ではない。

さらに、上記は適切に記録されねばならない。

- 受益機関の通常の出張実務に沿ったものである

**例：**

受益機関 A がその職員の 1 人のためにビジネスクラスの航空機の費用を請求した。

受益機関が通常そのカテゴリーの職員に対してビジネスクラスの出張費を支払っている場合、ビジネスクラスの旅費は適格である。

受益機関の通常の実務上そのカテゴリーの職員に対してエコノミークラスの出張費しか支払わない場合、ビジネスクラスの旅費は適格ではない。



受益機関が旅費または関連する生活費手当を一括金または日当として償還する場合、これは適格費用とみなされる金額の一括金または日当であり、この一括金または日当を受け取る者が支払った実費ではない。（助成の目的上、これらの費用は、第 5.2 条に基づく単位費用でも一括払い費用でもなく、実費のままである。それらは、受益機関の勘定書に記録されなければならない、監査がある場合には検査される。）

- **研究施設への越境アクセス**を提供するために発生した旅費および生活費手当である場合：第 16.1 条に定める**追加コスト適格条件**を満たすものである。

**1.4** 特定の**コスト計算方法**はない。費用は、実際に発生した適格な費用に対応していなければならない。

**D.2 [既定のオプション: 受益機関の会計に計上されている(新規または中古の)設備、インフラストラクチャー**

**またはその他の資産の償却費用**は、第10.1.1条に従って購入され、国際的会計基準および受益機関の通常の会計実務に基づき評価が切り下げられている場合適格である。

設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の**レンタルまたはリース費用**(受益機関が支払った関連する関税、税金、および非控除付加価値税(VAT))のような課徴金を含む)もまた、類似の設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の償却費用を超えず、融資費用を含まない場合、適格である。

**有償で現物出資された設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の費用**は、類似の設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の償却費用を超えず、融資費用を含まず、第11.1条に規定されている条件を満たす場合、適格である。

考慮に入れられる費用は、アクション継続期間およびアクションのために実際に使用される割合に対応する部分のみである。]

[**ワークプログラムに記載されている場合に使用されるオプション(上記オプションの代わり)<sup>15</sup>**: (受益機関の会計に計上されている) (新規または中古の) **設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の購入費用**は、設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産が第10.1.1条に従って購入された場合適格である。

設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の**レンタルまたはリース費用**(受益機関が支払った関連する関税、税金、および非控除付加価値税(VAT))のような課徴金を含む)もまた、類似の設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の償却費用を超えず、融資費用を含まない場合、適格である。

**有償で現物出資された設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の費用**は、類似の設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の償却費用を超えず、融資費用を含まず、第11.1条に規定されている条件を満たす場合、適格である。]

[**研究施設に対する越境および仮想アクセスのために使用されるオプション(上記2つのオプションの1つに追加して)**: 例外として、受益機関は、研究施設に対する越境または仮想アクセスを提供するための当該費用(すなわち、設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産のレンタル、リース、および購入費用)を申告してはならない(第16条参照)。]

<sup>15</sup> アクションの性質、および設備または資産を使用する事情において正当化され、ワークプログラムに記載されている場合にのみ、例外として使用される。



## 1. 設備の費用: 費用の種類—費用形態—適格条件—コスト計算

この予算類型は、一般 MGA に基づくすべての RIA、IA および CSA 助成に適用する。

全購入費用に関するオプションは、ワークプログラム/公募で明確に提供される場合 GA に挿入される。

受益機関は、次のような**種類**の**設備費用**を「その他の直接費用(設備費用)」として申告することができる

次のうちいずれか:

- 設備、インフラストラクチャーもしくはその他の資産の**償却費用**
- または、設備、インフラストラクチャーもしくはその他の資産の**購入費用のすべて**(オプション適用の場合)、

および:

- 設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産のレンタルまたはリース費用
- **有償で現物出資された設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の費用**

### 1.1 設備費用: 設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の償却費用

**1.1.1 何が含まれるのか?** この予算類型は、アクションに使用される設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の償却コストを含む。

場合によって(インフラストラクチャーなど)、設備費用には資産を使用目的に適した状態に保つために必要な費用も含むことがある(敷地造成、配送および輸送、据付けなど)。

**何が含まれないか?** 受益機関の実務で耐久消費財の費用(またはその一部)を間接費として考える場合はこれらを直接費として申告してはならないが、直接費の定率 25%が適用される(第 6.2.E 条を参照)。H2020 のアクションに基づいて直接費用として申告される償却費用は、受益機関の費用会計実務に基づく直接費用でなければならない(第 6.2 条を参照)。

**1.1.2** 設備費用は、実費として申告しなければならない(第 5.2(d)条を参照)。

**1.1.3** 設備費用は、実費として申告しなければならない(第 5.2(d)条を参照)。

- 適格となる費用に関する**一般条件**を満たす(すなわち、アクション期間に負担/使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。第 6.1(a)を参照)
- 第 10.1.1 条に従って購入されたものである
- 受益機関の**通常の会計実務**および**国際会計基準**に沿って**控除**されたものである

「国際会計基準」とは、国を超えて参照および理解のために策定され、国際的に認められている帳簿管理および会社会計報告のための規則一式である。

**例:** 最初に EU が策定し、現在では全世界で共通に使われている ISA16 (国際会計基準) または国際財務報告基準書 (IFRS)

■ **1.1.4** これらは以下の原則に従って**計算**しなければならない

- 設備の償却可能価額(購入価格)は、組織的に、耐用年数(すなわち、設備が使用に耐えると予想される期間)にわたって配分されなければならない。設備の耐用年数が 1 年以上である場合、受益機関は、品目の合計費用を 1 年の間に請求することができない(下記の『現金主義会計』も参照)
- 減価償却される設備費用が、設備の購入価格を超えることはできない
- 減価償却が、設備の耐用年数より長い期間にわたることはできない
- 実際にアクションのために使用される設備の『全能力』<sup>22</sup>の部分だけ、申告することができる(すなわち、アクションのために使用される時間、および、共有使用が生じた場合、アクションのための実際の使用割合)。受益機関がアクションのために排他的に設備を使用しない場合(または受益機関が全能力で設備を使用しない場合)、設備がプロジェクトのために使用された時間が記録されなければならない

<sup>22</sup> 全能力とは、受益機関による設備の全潜在的な使用に相当する生産的時間数/日数/月数を意味する。これには、設備が使用可能であるが使用されない時間を含むが、法人の営業時間、修理および保守の時間などの実際の制限を十分に考慮する。

**例:** アクション開始前に顕微鏡を購入して、全額償却済みではなかった。報告期間1の6か月間、50%の時間はアクションのために使用され、残りの50%の時間は他の活動のために使用された。受益機関の通常の業務に従って定額法が適用される(顕微鏡の予想される使用期間にわたる減価償却)。:1年当たり100,000ユーロ(6か月間で50,000ユーロ)。顕微鏡を購入したが、アクションが開始する前に完全に償却できなかった。報告期間1内の6か月間、50%の時間はアクションに使われ、残りの50%の時間は他の行為に使われた。受益機関の通常業務に従った定額法(予測される顕微鏡の使用期間に渡る償却)が適用される。:年間100,000ユーロ(6か月間で50,000ユーロ)

プロジェクトで申告される費用・50,000ユーロ(6か月間の使用)にこの6か月に使用した50%を乗じた額=25,000ユーロ

- 受益機関は、設備の購入前の期間中の減価償却費を請求することはできない

**例:** 12月1日に顕微鏡を購入した。報告期間は12月31日に終了して、会計年度も12月31日に終了する。受益機関が請求することができる減価償却の上限は、1か月間(12月1日から31日まで)、すなわち年間減価償却費の1/12である。たとえ受益機関が12月31日にその品目に対して勘定書で丸一年の減価償却費を記録した場合であっても、これは適用する。

減価償却費用は、各報告期間に対して算出されなければならない。

### 特定の場合(設備費用):

- **1年の資産の正規の価格**—原則として、受益機関は、GAが明確にそのオプションを予測しない限り、設備の合計購入価格をアクションに対して請求することができない。設備が、一年間を超えて使用されると予想される場合、1年間に正規の価格を申告することは、国際会計基準に準拠していないとして、または『過剰な』費用として考慮される可能性がある—従って、両方の場合において不適格である、下記の『現金主義会計』を参照。

**アクション開始前に購入した設備**—アクションのために使用されたが、アクションが開始する前に購入された設備費用は、第6.1(a)条の一般適格条件を満たしていれば適格である。この残存償却費用(アクションの開始前に設備が完全に償却されていない場合)は、アクション期間に対応した部分およびアクションの目的に実際に使われた割合に対応する部分のみが適格である。

**例:**

受益機関の会計実務に従って、2013年1月に購入した設備の償却期間は48か月間である。

GAが2015年1月(償却期間のうち24か月間がすでに経過した時点)に署名され、その設備がこのアクションのために使用された場合、受益機関はアクションのためにその設備を使用する割合に応じて、残りの24か月間に発生する償却費用を申告することができる。

- **現金主義会計**—原則として、受益機関は、GAが明確にそのオプションを予測しない限り、設備の合計購入価格をアクションに対して請求することができない。一般の場合において、受益機関は、その結果、アクションのために使用された設備の『全能力』の部分に相当する年間減価償却費用のみを請求することができる。この減価償却費は、国際会計基準に従って(すなわち、特に、設備の耐用年数にわたるように)算出されなければならない。

『耐用年数』とは、設備が受益機関のために役立つ期間を意味する。受益機関が、通常は減価償却費を算出しない場合、受益機関は、設備の耐用年数を定義するために国内の税法を参照することができる。

従って、設備の耐用年数が1年を超える場合、受益機関は、1年の間に品目の合計費用を請求することができない。たとえ受益機関の通常の会計慣行が、1年間で設備の合計購入費用を経費として記録する場合であっても、これは適用する。

**例:**

現金主義会計を採用している受益機関が、2015年3月にある機械を100,000ユーロで購入した。この機械は、2015年7月1日からその50%がアクションのために使用されている。アクションは2015年1月に開始され、2単位の報告期間を含む3年間継続される。機械の耐用期間は6年間である。

2016年6月に終了する報告期間に、受益機関はアクションのための使用時間および機械の耐用期間を考慮に入れた減価償却費を申告しなければならない。

$100,000 \text{ ユーロ} \times (12/72 \text{ か月}) \times 50 \% \text{ (アクションのための使用)} = \text{最初の報告期間にこの機械に対して申告される金額}$

2017年12月に終了する報告期間に、受益機関は次の通り申告しなければならない。

$100,000 \text{ ユーロ} \times (18/72 \text{ か月}) \times 50 \% \text{ (アクションのための使用)} = \text{第2の報告期間にこの機械に対して申告される金}$

**プロトタイプまたはパイロットプラント(アクション作業の一部として建設される)**—通常、受益機関は、プロジェクトのために使用される設備、インフラストラクチャーまたは他の資産の減価償却費用のみ申告することができる。

ただし、(全)建設費用(プロトタイプまたはパイロットプラントの)は、以下のすべてが適用する場合、『設備費用』として例外的に適格であることができる。:

- プロトタイプまたはパイロットプラントを建設することはアクション作業の一部である(すなわち、GA の別紙 1 に記載されている)
- 費用は、予算見積もり(GA の別紙 2)で予測されている
- **第 6.1 条および第 6.2 条**の費用適格条件が満たされている(具体的には、国家会計基準に従って、および、受益機関の通常の費用会計慣行に従って、受益機関の勘定書に記録されている、**第 6.1 条(a)(v)**を参照)。

**例:**

国家会計基準に従って、プロトタイプが減価償却されなければならない場合、受益機関は、全建設コストではなくて、減価償却費用のみ申告することができる(勘定書で記録されるように)。

建設に関する全建設費用が適格であるが、建設が第三者(提携第三者以外)に外在化された場合、費用は、『設備費用』として申告することはできないが、『下請け直接費』として適格であることができる(**第 6.2.B 条および第 13 条**を参照)。

## 1.2 設備費用: 設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産のすべての購入費用

この予算類型は、アクションに使用される資産設備、インフラストラクチャーまたはその他の資産の全購入費用を含む(関連の報告期間の償却費用のみならず)。

『資本化』とは、受益機関の貸借対照表に資産として記録されることを意味する。

## 1.3 設備費用: 設備のレンタルまたはリース費用

**1.3.1 何が含まれるのか?**この予算類型は、アクションに使用される設備のレンタルまたはリース(ファイナンスリース、レンタルおよびオペレーションリース)の費用を含む。

**1.3.2** 設備費用は、実費として申告しなければならない(**第 5.2 (d) 条**を参照)。

**1.3.3** 費用は、次の**適格条件**に従わなければならない。

- 適格となる費用に関する一般条件を満たす(すなわち、アクション期間に負担/使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。**第 6.1 (a) 条**を参照)
- **類似の設備、インフラストラクチャーまたは資産の償却費用を超えない**
- **融資費用を含まない**

**1.3.4** これらは、次の原則に従って**計算**しなければならない。

- 耐久財を購入するためのオプション付きのリース(ファイナンスリース)の場合:
    - 受益機関がリースする設備は、受益機関の資産として記録され、対応する償却費用は、受益機関の通常の会計実務に沿って申告されなければならない。
    - 申告される費用は、その設備を購入し、通常の会計実務に基づいて償却されていた場合に発生するであろう費用を超えてはならない。
- ファイナンスリースの支払に含まれる金融諸費用は従って適格ではない。
- 申告される費用は、購入のための融資による利子またはその他いかなる種類の融資費用をも含まない。

- レンタルおよびオペレーションリースの場合：受益機関がレンタルまたはリースした設備は、受益機関の資産として記録されない。償却は発生しない(物品が引き続きレンタル会社またはリース会社の財産であるため)が、受益機関のレンタルまたはリースの費用(すなわち、レンタル会社またはリース会社に対する定期的な支払)は、それが受益機関の通常の会計実務に沿っている場合、かつ設備の購入費用を超えない場合(すなわち、類似の設備の償却費用と同等である場合)に適格である。

#### 1.4 設備費用: 有償で現物出資された設備、インフラストラクチャーまたはその他資産の費用

**1.4.1 何を含むのか?** この予算類型は、アクションで使用された有償で現物出資された設備、インフラストラクチャーまたは資産の費用を含む。

**1.4.2** 設備費用は実費として申告しなければならない(第5.2(d)条を参照)。

**1.4.3** 費用は、次の適格条件に従わなければならない。

- 適格となる費用に関する一般条件を満たすこと(すなわち、アクション期間に負担/使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。第6.1(a)を参照)
- 類似の設備、インフラストラクチャーまたは資産の償却費用を超えない
- 融資費用を含まない
- 第11.1条に定める追加コスト適格条件を満たす

**1.4.4** 費用は、受益機関によって支払われる金額に一致していなければならない、第三者の減価償却費用を超えてはならない。



**D.3 その他の物品およびサービスの費用**（受益機関が支払った関連する関税、税金、および非控除付加価値税（VAT）のような課徴金を含む）は、以下の場合適格である。

(a) 第10.1.1条に従って、アクションのために特定して購入された。または

(b) 第11.1条に従って有償で現物出資された。

当該物品およびサービスには、例えば、消耗品、備品、宣伝（オープンアクセスを含む）、成果の保護、財務諸表証明書（合意書により要求される場合）、方法論証明書、翻訳、および公表が含まれる。

*[研究施設に対する越境アクセスのために使用されるオプション：研究施設に対する越境アクセスを提供するためのその他の物品およびサービス費用は、第16.1.1条に規定されている条件も満たす場合にのみ適格である。]*

*[研究施設に対する仮想アクセスのために使用されるオプション：研究施設に対する仮想アクセスを提供するためのその他の物品およびサービス費用は、第16.2条に規定されている条件も満たす場合にのみ適格である。]*



## 1. その他の物品およびサービスの費用: 費用の種類—費用形態—適格条件—計算

予算類型は、一般 MGA に基づくすべての RIA、IA および CSA 助成に適用する。

研究施設へのアクセスに対する追加的オプション（対応している第 16 条および他の規定と共に）は、アクションが研究施設へのアクセスも含む場合、GA に挿入される。

**1.1 何を含まぬのか？** この予算類型は、以下の通り、アクションのために購入された（または有償で現物出資された）物品およびサービスのコストを含む。

- 消耗品および備品のための費用（例えば、原材料）
- 普及費用（アクション中のオープンアクセスに関する費用、例えば、物品の処理または同等の料金を含む）、データの保守または保管に関する費用、およびプロジェクトに関連する研究を発表するための学会参加費用
- 知的財産権（IPR）に関連する費用（結果またはアクションを実施するために必要であるアクセス権に対して支払われるロイヤリティを保護するための費用を含む）
- 財務諸表証明書（CFS）および方法論証明書（EU または Euratom の分担金が第 20.4 条の閾値を超えないとして不要でない限り、または証明書が最終報告のためではなくその前に提出されていた場合）
- 翻訳費用（アクションの実施に翻訳が必要な場合は適格となる、など）。

**ベストプラクティス:** 費用が適格であるかどうか疑義が生じた場合は欧州委員会／執行機関に連絡すべきである。

**何が含まれないか？** これらの費用のいずれか（またはすべて）を間接費とみなすことが受益機関の通常の会計実務に沿っている場合、直接費として申告することはできない（既に 25% の定率が適用されているため）。

**1.2 その他の物品またはサービスの費用は、実費として申告しなければならない（第 5.2 (d) 条を参照）**

### 1.3 費用は、次の適格条件に従わなければならない。

- 適格となる実費に関する**一般条件を満たす**(すなわち、アクション期間に負担/使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。[第 6.1 \(a\)](#)を参照)および

および

- アクションのために**特別に購入され、第 10.1.1 条に従っているか、または、**  
または、  
• **有償で現物出資され、第 11.1 条に従っている**
- **研究施設に対する越境アクセスまたは仮想アクセスを提供するためのその他の物品およびサービス費用：第 16.1 条または第 16.2 条に規定されている追加適格条件を満たす**

### 1.4 特定の計算方法はない。費用は、実際に発生した適格な費用に対応していなければならない。

#### 特定の場合(他の物品およびサービスの費用)：

**IPR アクセス権** — IPR アクセス権(および、延長線上で考えると、一括払いの支払い)に対して支払われるロイヤルティは、すべての適格条件が満たされる場合(例えば、アクションの実施のために必要である、アクション中に生じた、合理的である、など)、通常、適格である。

ただし、以下は適格でない(または特定の範囲内でのみ適格である)：

- 排他的ライセンスのためのロイヤルティ：その排他性(および、従って高価なロイヤルティ)は、アクションの実施のために不可欠であることを示すことができる場合のみ、適格である。
- アクション開始前にすでに有効であった実施許諾契約に対するロイヤルティ：アクションに関連しているライセンス料の部分のみ、適格である(推定上、ライセンスがアクションの実施を越えた時から)
- [第 25.2 条](#)に基づき他の受益機関によって与えられたバックグラウンドに関するアクセス権のためのロイヤルティ：デフォルト規則では、アクセス権はロイヤルティ無料ベースで許諾されて、受益機関が GA 署名前に同意された場合のみ規則から外れることができるので、ロイヤルティは、GA 署名前にすべての受益機関によって明確に同意されて且つすべての他の適格条件が満たされた(例えば、アクションの実施のために必要である、合理的である、など)場合のみ適格である。  
**ベストプラクティス：**受益機関がデフォルト規則から外れることを意図する場合、これについて提案で詳細に説明することを推奨される。
- [第 25.3 条](#)に基づき他の受益機関によって与えられたバックグラウンドに関するアクセス権のためのロイヤルティ(および、延長線上で考えると、結果の利用のために第三者に支払われたロイヤルティ)：適格でない。

**結果の保護** — アクション結果の保護に関する費用(例えば、コンサルタント料、特許登録のために特許局に支払われる料金、[第 27 条](#)を参照)は、適格条件が満たされる場合、適格である。他の知的財産(例えば従来の特許)の保護に関する費用は適格でない。

**結果の利用および普及についての計画** — 『結果の利用および普及についての計画』を作成する費用は、提案を作成するためにアクション開始前に生じるので、通常適格でない。この計画を改正するかまたは実行するときに生じる費用は、適格であることができる。

- **オープンアクセス** — オープンアクセスに関連した費用は、適格条件が満たされる場合適格である。欧州委員会/執行機関による明確な合意により、それは、メンバーシップ制度に課される料金を含めることもできる(これがオープンアクセスに発表する要件である場合、または、メンバーシップが、物品の処理料金を大幅に低くするための前提条件である場合)。

**在庫の必需品** —すでに受益機関の在庫であった必需品および消耗品は、それらがアクションのために使用されて、第 6.2 条に基づく直接費の定義に適合している場合、直接費として適格であることができる。

**内部的に請求書を発行される費用** —内部的に請求書を発行される費用(すなわち、特定のリソースの使用が、同じ組織の異なるユニットの間で分担されて、その使用の費用が内部請求書によって申告される場合)は、アクションための使用および使用の方(時間数)が具体的に記録されて、それが請求書に記載される場合、適格であることができる。内部請求書には、特定のリソースのアクションのための使用/貢献(例えば、研究者毎、設備の部分など)を記載しなければならない。

**例(認められる内部請求書):** 技術者が 16 時間分析を行った費用および使用されたテスト用設備の 10 時間の減価償却費についての内部請求書。

**例(認められない内部請求書):** 研究施設の使用(例えば研究室)またはサービス(例えば分析)に対する全体的価格についての内部請求書。

費用は、請求書が発行されたリソース(例えば、人員、設備、他の直接費など)に対応する予算類型に基づき申告されなければならない。第 6.1 条および第 6.2 条に定められる適格条件を満たしていなければならない。

内部請求書には、間接費の要素または利益率または値上げを含めることができない。

人員の業務に対する内部請求書は、時間記録(第 18.1 条を参照)によって裏付けられなければならない。時間給は、第 6.2.A 条に記載されているように算出されなければならない。

設備の使用に対する内部請求書は、関連する報告期間中の減価償却費に限定されなければならない(報告期間に申告することができるアクションのために設備が使用された時間に対応する減価償却費用の部分のみ)。設備の使用は、アクションのための使用について直接測定ができるようにするために、且つ、監査可能性を確実にするために、適切に記録されなければならない(第 6.2.D.2 条を参照)。例えば割り当てられた間接費(例えば保守)を含む、内部的に請求書を送られた設備の全部込みの平均原価を算出することはできない。

■ **自己生産消耗品** —消耗品の適格費用は、通常、購入価格によって決定される。購入価格は、受益機関の消耗品の実際の直接費である。しかし、受益機関自身が製造した(生産した)消耗品には購入価格がない。消耗品は、通常、受益機関の勘定書に(在庫の一部として)生産費用で記録される。結果として、自己生産消耗品の適格費用は、会計価値を基礎として、以下の条件に基づき決定されなければならない。:

- 消耗品の会計価値(生産費用)の範囲内での直接費としてのみ、請求することができる。直接費に対応する会計価値の部分を正確に決定することができない場合、受益機関は、会計価値を 1.25 で割った価格を請求することができる(間接費の H2020 定率を取り去る目的で)

および

- 上記の請求から生じる金額は、消耗品の市場価格より大幅に高くなることはできない。

**例:**

森林農法の研究分野におけるアクションでは、受益機関は、テストを実行するために 100 本の植物を必要とする。受益機関は、その植物の在庫を保持するために温室を持っている。その植物の市場価格(例えば、インターネットに表示される付け値または価格と照合される)は、一本当たり約 10 ユーロである。受益機関は、150 本の植物を在庫として持っており、その全体的会計価値は 1,200 ユーロである(= 一本当たり 8 ユーロ)。その会計価値のどの部分が、その植物の生産直接費に対応しているかについて特定することはできない。

受益機関は、アクションのために自己生産植物を使用することができ、一本当たり 6.4 ユーロ(8/1.25)を請求することができる。



受益機関は、自己生産消耗品に対して商業価格で請求することができない。

D.4 「大規模な研究施設」<sup>1</sup>の資本化された費用および運用費用[既定のオプション: でアクションのために直接使用されたものは、以下の場合適格である。

- (a) 大規模な研究施設が、全固定資産の少なくとも75%(合意書の署名日より前に直近に終了した貸借対照表において、または研究施設のレンタルまたはリース費用に基づき決定した歴史的価値<sup>6</sup>)を占める。
- (b) 大規模な研究施設費用を申告するための受益機関の方法論が、欧州委員会により肯定的に評価されている(「事前評価」)。
- (c) 受益機関が直接適格費用として申告するのは、アクション継続期間およびアクションのために実際に使用される割合に対応する部分のみである。および
- (d) 当該費用は、H2020 助成合意書の注釈に更なる詳細が記載されている条件を遵守している。]

【「研究施設」部における公募の範囲内のすべてのトピック(電子基板トピックを除く)についてのオプション: 該当しない】

【ワークプログラムに記載されている場合に使用されるオプション: 該当しない】

<sup>6</sup> 「大規模な研究施設」とは、合意書の署名日より前に直近に終了した貸借対照表に記載され、または研究施設のレンタルまたはリース費用に基づき決定したところにより、当該受益機関の各研究施設の歴史的総価値として計算して、少なくとも 20 百万ユーロの総価値を有する研究施設を意味する。

<sup>17</sup> 定義については、H2020 枠組みプログラム規則 1291/2013 号第 2(6) 条の以下の規定を参照。「研究施設」とは、研究団体により、その分野における研究を実施し、革新を促進するために使用される施設、資源およびサービスを意味する。該当する場合、当該施設は、例えば教育または公共サービスのために、研究を超えて使用されることができる。当該施設には、主要な学術設備(または器械一式)、収集、保存または学術データのような知識に基づく資源、データおよび計算システムや通信ネットワークのような電子基盤、ならびに研究および革新において卓越した成果を達成するために必須の固有の性質を有するその他の施設が含まれる。そのような施設は、「単一の場所」、「仮想」または「分散」されている場合がある。



## 1. 大規模な研究施設の資本化された費用および運用費用: 費用の種類—費用形態—適格条件—コスト計算

このオプションの予算類型は、以下でない限り、RIA、IA および CSA GA に挿入される。:

- それは、ワークプログラムによって除外される、または
- Horizon 2020 枠組みプログラムのパート『研究施設』(電子インフラストラクチャー・トピックを除く)に基づく公募に関する。

**1.1. 何が含まれるのか?** この予算類型は、アクションのために使われた研究施設の**資本化された費用**および**運用費用**に適用される。

『資本化された費用』とは以下である。:

- 研究施設設立および/または更新する際に生じるすべての費用、および
- 研究施設および部品または本質的で不可欠な構成要素の特定の修理ならびに保守に関する費用。<sup>23</sup>

これらの費用は、貸借対照表に資産として記録されて、長年にわたって経費として落とされる。それらは、減価償却費用によって直接費として請求することができる。研究施設の資本化された費用は、国際会計基準に基づいて(特に、インフラストラクチャーの実用的経済活動に基づいて)、且つ、受益機関の通常の会計慣行に基づ


<sup>23</sup> 国際財務報告基準第 16 も参照

いて減価償却されなければならない。<sup>24</sup> 実際の使用に対応する研究施設の減価償却費用のみ、適格直接費として申告することができる。

方法および国別報告実務は異なることがあるが、H2020 助成合意書に基づく費用の申告には、財務報告書に関してこれらの手引書に必ず従う必要がある。

受益機関は、「通常の会計原則」、すなわち、法/法定の財務会計を集計するために使用する一般会計原則および費用会計原則、基準および手続き（貸借対照表、損益勘定など）と共に、分析的管理情報を用いなければならない。これらの基準および原則は、EU が出資したアクションに基づく費用の申告のために特別に設定したものであってはならない。これらは、EU の費用適格性条件に従うために厳密に必要な場合のみ変更/適合されるべきである。その場限りの会計/管理計画は認められない。

研究施設のレンタル/リース費用（融資費用/利子を除く）は、適格な直接費として申告することもできる。償却に関しては、実際の使用に対応する研究施設のリース費用のみを適格な直接費として申告できる。

 (賃借人である) 受益機関が、研究施設のレンタルまたはリースの契約額を 20 百万ユーロの限界値の計算のために使用し（下記参照）、その結果として当該施設のための費用を申告する場合、他の H2020 合意書に基づく他の受益機関（特に研究施設の所有者でない場合）はこの費用を考慮することも申告することもできない。

#### 運用費用とは、次の費用をいう

- 受益機関が明確に研究施設（学者、技術者、監督者を含む）の運営のために負担した（すなわち、直接アクションのための研究施設に使われた）費用および、
- 研究施設に直接関連する費用

法定会計では、これらは受益機関の包括利益計算書（損益勘定）に記録される。

次の運用費用のみを直接費として請求することができる。

- 研究施設の部署に直接配属された管理担当者および支援担当者の人件費
- 研究施設のレンタル/リース費用（実際にアクションに使われた期間に応じる）
- 研究施設の部署に特に付与された維持管理および修理の契約（標準化および試験を含む）の費用
- 研究施設のために特に使われた消耗品、資材および予備品の費用
- 警備費用、保険料、品質管理および認証、国内または EU の品質へのアップグレード、安全または保護基準（資本化されていない場合）など、特に研究施設の部署に対して付与された施設管理契約の費用
- 特に研究施設に供給されたエネルギーおよび水

#### 何が含まれないのか？

<sup>24</sup> 金融規制 第 126 を参照



次の費用は、直接費として申告することはできない(完全なリストではない)


- 直接アクションのために使われたのではない建物または工場のレンタル、リースまたは償却費用(例えば、管理用の建物、本社など)
- 法定の監査または法定費用(GAに基づいて要求される証明書の費用を除く)
- 事務所の備品および些細な事務所設備(一括大量購入されるもの)
- その他一般サービス(清掃、医療、図書館、出版物、通信および連絡手段、郵便料金、会費および購読料、衣服費、パンフレット、輸送、仕出しおよび類似の費目(すなわち、総勘定元帳と同じ会計に基づいて受益機関が記録する費目))
- 管理業務および部門横断的なサービス(会計および管理、本社、企業広報、HR および研修、内部監査、管理、品質管理、戦略的発展など)
- 特定ではなく、活動に関連がなく、プロジェクトに関係ない費用(一般費用): 消耗品、管理費、一般的な施設管理費、会合、主催業務、警備費用、保険料、一般設備、エネルギーおよび水、ならびに類似の費用(すなわち、総勘定元帳と同じ会計に基づいて受益機関が記録する費用)

これらの費用は、間接費の定率によって償還される(第6.2.Eを参照)。

**1.2** 資本化された費用および大規模な研究施設の運用費用は、実費(第5.2条(d)を参照)として申告されなければならない。

**1.3** 費用は、**適格に関する以下の条件**を遵守しなければならない。:

- 実費が適格である**一般条件**を満たしている(すなわち、アクション期間に生じる、必要である、アクションとの関連がある、など、第6.1条(a)を参照)
- GA の締結日前の直前に終了した貸借対照表に記載される、または、研究施設のレンタルおよびリース費用に基づいて決定される、受益機関の**個々の研究施設の取得資産価値の合計**が、その受益機関に対して最低でも 2000 万ユーロの合計価値に相当する
- 受益機関の**大規模な研究施設の価値**が、合計固定資産(GA の締結日前の直前に終了した貸借対照表における取得価値で、または、研究施設のレンタルおよびリース費用に基づいて決定される)の最低でも 75%に相当する
- 大規模な研究施設の費用を申告するための受益機関の方法論が、欧州委員会によって明確に評価された(『事前評価』という)。
- 受益機関が、アクションの目的上、**アクション期間**および**実用**の割合に対応する**部分**だけを直接適格費用として申告する、ならびに
- それらが、以下に定められる**条件**を遵守している。

 受益機関は、大規模な研究施設の定義(すなわち、最低でも 2000 万ユーロの合計価値で、合計固定資産の最低でも 75%に相当する)に該当する研究施設を運用しなければならない。この場合には、**アクションに使用される特定の研究施設**(および、その費用が申告される)の**価値は、重要でない**(すなわち、それは、2000 万ユーロより低くても高くてもよい)(下記の**ポイント 2**も参照)。

**1.4** 費用算出は、ポイント 4.4 で説明される。



## 2. 大規模な研究施設

受益機関は、第 6.2 D.4 条に記載される定義に従っている場合（特に、大規模な研究施設が少なくとも 20 百万ユーロの総価値を有し<sup>25</sup>、大規模な研究施設の価値が、歴史的価値において受益機関の総固定資産の少なくとも 75%を占めている場合）、**「大規模な研究施設」**の資本化された費用および運用費用を申告することができる。

研究施設のレンタルおよびリース契約の価値は、（賃借人である）受益機関の 20 百万ユーロの限界値を算出する際に考慮に入れることができる（上記参照）。

アクションに使用されるインフラストラクチャーは、専門用語の**「研究施設」**、すなわち、研究団体が自身の分野で研究を行い、革新を促進するために用いる設備、資源またはサービスでなければならず、例えば教育または公共サービス等、研究を超えて用いられることがある<sup>26</sup>。

これは、例えば次のものに適用される

- 主な学術設備（または器械一式）
- 収集物、記録文書、学術データのような知識に基づく資源
- データ、計算システム、通信ネットワークのような電子基盤。

このようなインフラストラクチャーは、「単一の場所」で、「仮想的に」または「分散して」存在することがある。


さらに、これは会計用語で研究施設、すなわち**「費用分類」**（建物、機械、器具、IT、職員、修理およびメンテナンス、特定の警備費用など、幅広い分野で構成されている）に基づいて受益機関の会計に記録され、特に研究施設の専用であり、これが機能するために必要であり、かつ駐車場、会議室および教室のような、研究施設に付随的またはそこへのアクセスに必要なものを除くものでなければならない。


分析的（費用）会計では、この費用分類を多くの異なる方法で記録することができる。

**ベストプラクティス:** 特定の研究施設の様式で、または原価部門に従って記録すること。

## 3. 事前評価

費用の方法論が肯定的な評価を受けた受益機関のみが、この予算類型の元に大規模な研究施設の資本化された費用および運用費用を申告することができる。

 費用は、欧州委員会から明確に事前評価を得た後に初めてこの予算類型に基づき申告することができる。ただし、一旦明確な事前評価を得たならば、受益機関は、例外的に以前の財務書類を訂正することができる。

 明確な事前評価に従って申告された費用は、不正行為または詐欺行為の場合を除き、監査中に異議を申し立てられない。監査役は、以下のみ行う：

- 使用される方法論が事前評価のために提出されたものであることを確実にする、および
- 算出（方法論を適用している）が正しいことを確認する。

<sup>25</sup> GA の署名日より前の直近に終了した受益機関の貸借対照表に記載される通り、または研究施設のレンタルおよびリース費用に基づいて決定される通り、個々の研究施設の歴史的資産価値の総額として計算される。

<sup>26</sup> H2020 枠組みプログラムの第 2(6)条を参照

いつ？ 事前評価の申請は、助成契約に関する助成準備中、いかなる時でも提出することができる。

どのように？ 事前評価は2つのステップ、資格の検証および方法論の遵守から構成されている。

#### 事前評価のための手続き：

**ステップ1— 資格の検証** (受益機関が第6.2 D.4条に基づいて費用を請求するための定義および条件を満たしているかどうか)

受益機関は、上記に定める条件(特に、20百万ユーロおよび75%の限界値)を自らが満たしているかどうかについて、受益機関ポータルサイトの「[受益機関登録](#)」の適切な分野に記入することにより自己申告しなければならない。受益機関はその後、1か月以内に関連の根拠書面を欧州委員会に提出しなければならない。

欧州委員会は、資格を確定または— 対立手続の後— 却下し、それに応じて受益機関に通知する。

**ステップ2— 方法論の遵守** (受益機関の方法論が、下記に定める条件に従っているか否か)

詳細な(原則的には現場での)評価に続いて、欧州委員会は報告書案を発行し、受益機関との対立手続のためにこれを付託する。この段階の期間中、受益機関は不遵守の部分を削除することによって方法論を修正する機会がある。その後、最終的な(肯定的または否定的な)「事前評価報告書」が発行される。

## 4. その他の条件

### 4.1 費用は確認可能であり、検証可能でなければならない

申告されたすべての費用は、**確認および検証**が可能でなければならない。すなわち、十分な監査履歴を可能にする説得力のある証拠によって根拠づけられなければならない。

提供された証拠の妥当性および説得力は、監査履歴と同様、[国際監査基準](#)に照らして評価される。

償却費用として資本化された費用は、次のものによって根拠づけられなければならない。

- 資産台帳への適正な記録
- アクションへの実際の使用の証拠。例えば時間記録などによる。
- 潜在的使用に関する適切な計算(全生産時間)
- 資産の有益な経済的耐用期間の適切な計算
- 償却が、受益機関の通常の会計原則および適用される会計基準に沿って計算されたものである証拠

### 4.2 費用は、研究施設およびアクションとの直接の関連性によって発生したものでなければならない

受益機関は、完全に調査志向のものであっても(例えば研究組織、技術大学、研究企業など)、完全に組織的な、または一般営業活動の費用を申告することはできない([第6.2.Eを参照](#))。これらの費用は、直接費用のための定率で賄われる。

研究施設との直接の関係により発生し、アクションの実施のために必要な費用のみを第 6.2.D.4 条に基づく直接費として請求できる。

これは、次の場合に適用される。

- 資本化された費用に関して：アクションの実施のために、特に研究施設の利用が必要であった場合
- 運用費用に関して：研究施設の運用に、特に管理および支援のための人員の配置またはサービスの提供もしくは供給の契約付与が必要である場合

受益機関は、監査履歴および次のような十分な証拠によって、適格性を示すことができなければならない

- 通常の管理実務および手続き

受益機関の社内管理の枠組みの一部であり、書面による承認済の実務および手続きのみが認められる。口頭による供述は認められない。

- 基本的な取引の承認のために必要な社内管理職の交代
- 購入注文書、物品書、請求書、支払証明書その他、契約または合意への署名の前に顧客とプロバイダーとの間に交わされた証拠  
受益機関は、基本となる取引の現実性を証明しなければならない(貸方表または取引を相殺する未払い支出の不存在など)。当該証拠の収集には、受益機関の総勘定元帳の包括的な分析が必要となる場合がある。
- 作業契約に関して、仕掛品に関する説明、出荷状況または組立ての概要

最後の 3 ポイントで述べた証拠は、特定の研究施設またはアクションおよび特定の費目に明示的に関連づけられなければならない。

受益機関は、他の説得力のある証拠によって直接の関連を証明することができる。提供された他の証拠の妥当性および説得力は、監査履歴と同様、国際監査基準に照らして評価される。

#### 例 1 (研究施設とアクションの関連):

異なる研究分野に参入している受益機関が、いくつかの研究施設：海洋調査船および細菌分析のための研究所を所有している。

海洋調査船に関連した費用は、それを使わないアクションに関し、直接費として申告できない(例えば、アフリカでのマラリア撲滅のアクションまたは、社会的知能のネットワーク設定など)。

ただし、調査船の費用の一部は、調査船がアクションのために使われる場合は、受益機関がその使用範囲を示す(記録簿などにより)ことによって請求できる(地震海洋学または海洋生態系に関するアクションなど)。

同様に、研究所の費用の一部は、研究所がそのアクションのために使用された範囲を受益機関が示すことを条件に、アフリカでのマラリア撲滅に関するアクションまたは海洋生態系に関するアクションについて請求できる。

2 つの研究施設の費用は、**社会的知能**のネットワーク設定に関するアクションについては申告できない。



#### 4.3 費用は、その他のカテゴリーに直接費として含めてはならない。

費用を2回申告してはならない<sup>27</sup>(第6.5条を参照)。したがって、

- 資本化された資産として記録された費目(の一部)は、事実上インフラストラクチャーの償却費に含まれるため、他の費用カテゴリーで申告することはできない(例えば、大きな望遠鏡を据え付ける資本化された費用が償却される場合、これを運用費用として申告することはできない)。
- 他のEUまたはEuratomの助成(EUまたはEuratomの予算を執行するために、加盟国によって、または欧州委員会以外の団体によって付与された助成を含む)に関してすでに申告されたあるインフラストラクチャーの費用(の一部)は、再び申告することはできない(例えば、あるインフラストラクチャーを設定または更新するためにFP7アクションにおいて既に申告された費用; Horizon 2010の研究施設の部分に基づくアクションにおいて既に申告された費用(すなわち、研究施設への越境アクセスの提供; 第16条を参照); 構造基金またはESIF基金によって共同融資された助成において既に申告された費用)。

これは、構造基金またはESIF助成に基づいて既に申告された費目を、Horizon 2020の助成に基づいて再び申告することができないことを意味している。ただし、構造基金またはESIF助成に基づいて申告されていない費目は、それが同じアクションに属するものであっても、Horizon 2020の助成に基づいて申告することができる(「Horizon 2020と構造基金およびESIF基金の相乗作用」)。

 異なる体制—Horizon 2020、構造基金およびESIF基金—に基づく専門用語は異なることがある(例えば、Horizon 2020における「資本化された費用」と構造基金における「投資費用」など)。

#### 4.4 費用は直接算定しなければならない

費用は、「直接算定された」(すなわち、指定の費目に割り当てられた金銭的価値またはその一部によって直接定量化された)場合のみ、第6.2 D.4条に基づく直接費用として請求することができる。受益機関が使用する算定システムは、費用を正確に定量化し(すなわち実際の真価を反映し)、充分説得力のある証拠により根拠づけられ、監査可能でなければならない。

これは、算定単位(一般にサプライヤーの請求書により取得される)が、項目の直接消費を算定するために使われる場合であるとみなされる。

この算定は正確でなければならない(すなわち、実際の消費またはアクションに関する費目を示している)、従って、実際の費用および消費または使用の構成要素のみが認められる。

費用の直接算定とは、プロキシまたはコスト推進要因を通じた公正な取決め(これはFP7に基づき実際の間接費用を申告するための基準である)を意味するのではない。公正な取決めは算定ではなく、アクションのために発生した費用を算出するための試みである。直接測定は、費用が、割付キー、コスト推進要因または代理行為を介してプロジェクトに起因することができないことを意味する。)

<sup>27</sup> 金融規則の第129条(1)を参照。

**例2 (公正な取決めと直接算定との比較):**

公正な取決め方式に基づき、受益機関がアクションのために使用する研究所の運営にかかる一般的な電気代は、間接費用の協同資金に割り当てられ、その後、吸収測定法(m2 など)によって公平に分担される。

直接算定方式に基づき、費用は直接費用として請求されるが、ただし受益機関は電気代の請求書に必ず研究施設のための電気費用を記載するようにしなければならない(明示的にラベルを付した請求書または個別の請求書)。さらに、費用はその後、アクションのための研究施設の使用時間に関して算定されなければならない。



正確な算定システムは費用の性質によって異なるが、通常これにはアクションのために実際に使われた時間(「プロジェクト時間」)が含まれ、そのため信頼できる時間の記録(勤務時間表、業務日誌、計算機などを使って)が必要である。算定システムは、十分な説得力を持つ証拠を通じて正当性を証明でき、監査可能でなければならない。

**プロジェクト時間**は、以下に対応していなければならない。

- 研究施設の業務に直接配属された管理および支援のための職員の人件費に関して:アクションのために実際に勤務した時間数に対応し、参加法令規則 1290/2013 号の第 31 条に従って算定および文書化される。
- 研究施設のその他の費用に関して:全能力の一部としてアクションのために実際に研究施設を使用した時間/日数/月数に対応する(すなわち、インフラストラクチャーの潜在的な全使用に対応する生産的な時間/日数/月数)

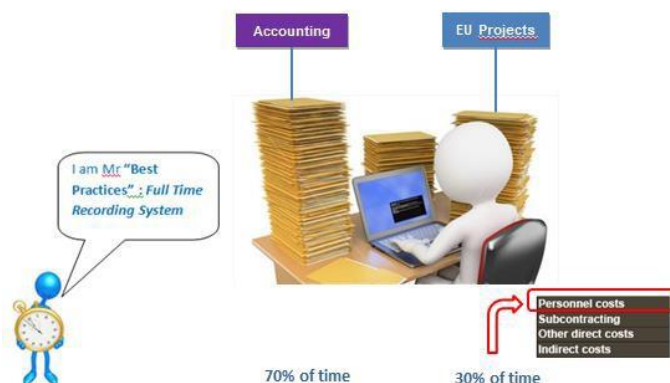
これには、研究施設が使用可能であったが使用しなかった時間も含まれるが、参加者の営業時間、修理およびメンテナンス時間(調整および試験を含む)など、研究行為による実際の制限を十分に考慮する。

研究施設に対し費用を直接算定することができるが—技術上の制限のために—アクションに対して直接算定できない場合、受益機関は正確な技術仕様および実際のデータによって根拠づけられ、受益機関の分析的費用会計システムに基づいて決定されるアクションのための「**実際の使用単位**」を用いて費用を算定することができる。

**例3 (研究施設の業務に直接配属された管理および支援のための人件費):**

管理および経理部門の従業員が、アクションのために使われる研究施設の運営に必要な特定の業務を実行するために雇用された場合(例えば、ユーザー間の時間帯の割り当て、実際の使用の監視、セキュリティ窓口の管理など)、その人件費は、従業員が実際にアクションに費やした時間の割合に応じて、かつこれが確実に記録されることを条件として、アクションの直接費用として申告できる。





**例4 (アクションのための研究施設の部分的使用):**



海洋調査船が2か月間、専従でEU資金提供のアクションに使われ、3か月間はEUの資金提供を受けていない調査プロジェクト(または調査以外の行為(商業的行為、産業的行為など))に使われ、7か月間は使われていなかった。

調査船の年間費用(資本化された費用および運用費用)が120,000ユーロである場合、EU資金提供のアクションに計上できる部分は、次の通りである。

$$(120,000 \text{ ユーロ} / 12 \text{ か月}) \times 2 \text{ か月} = 20,000 \text{ ユーロ} \text{ であって}$$

$$(120,000 \text{ ユーロ} / 5 \text{ か月}^{28}) \times 2 \text{ か月} = 48,000 \text{ ユーロ} \text{ ではない}$$

レンタルまたはリースの費用は、次の通り、アクションに直接算定できる。

**例5 (レンタル/リースの費用):**

受益機関がレンタル/リースしている建物の表面積は、次の通り占有される。

- \* 研究施設に50%;
- \* 会議室および事務所に50%

全レンタル/リース費用は年間100,000ユーロ(レンタル/リース契約に従う)で、次の通り分割される。

- \* 80,000ユーロは研究施設;
- \* 20,000ユーロは会議室および事務所

この研究施設を使ったアクションのための直接費用として請求できるレンタル費用は、次の通り決定される。

**ステップ1 研究施設に直接帰属できるレンタル費用の計算**

レンタル/リース契約に基づき、請求書には研究施設と会議室/事務所とで分けた金額を記さなければならない(レンタル/リース費用は、それぞれの表面積に基づいて直接割り当てることができない)。

<sup>28</sup> 5か月 = EU資金提供のアクションに2か月 + EU以外の研究またはその他の活動に3か月。



計算の元とするのは、80,000 ユーロであって、50,000 ユーロ(100,000 x 面積平方メートル当たり 50%)ではない。

ステップ2 研究施設に関して請求されるレンタル/リースの金額(すなわち 80,000 ユーロ)は、これを使用した活動およびプロジェクトの間で正確に配分しなければならない(**ベストプラクティス**: 実際の使用時間)。設備使用能力は考慮され(休止時間を除外しないため)、結果的に使用した単位あたりの費用に、実際のアクションへの使用量を乗じる(従って、総レンタル/リース費用の負担部分を合わせる)

#### ベストプラクティス(直接算定に関して):

- 償却(資本化された費用について): 資産の使用可能性の適切な計算(全能力に基づく総生産可能時間)を示すため、受益機関の償却方針を添えた財務諸表(通常の会計原則に基づく)+ 資産の有益な経済的耐用期間の計算、プロジェクト時間の証拠(またはアクションのために実際に使用された単位)およびアクションのために資産を実際に使った証拠
- 研究施設のレンタルまたはリース: 特に明示的にラベルを付したレンタルまたはリースの請求書/契約; 資産の使用可能性の適切な計算(全能力に基づく総生産可能時間)+ 資産の有益な経済的耐用期間の計算、プロジェクト時間の証拠(またはアクションのために実際に使用された単位)およびアクションのために資産を実際に使った証拠
- 人件費(管理および支援のための職員: 時間記録(実際にアクションに参加したことへの説得力のある証拠を要求する権利を損なうことなく);
- メンテナンスおよび修理(標準化および試験を含む): 研究施設に関連して特に明示的にラベルを付した請求書+ プロジェクト時間(またはアクションのために実際に使用された単位)
- 消耗品、資材および予備品: 可能な場合は、研究施設に関連して特に明示的にラベルを付した請求書または棚卸; アクションのために実際に消費した分(分析的な原価計算に基づく)またはプロジェクト時間(またはアクションのために実際に使用された単位)
- 警備費用、保険料、品質管理および認証、国内または EU の品質へのアップグレード、安全または保護基準(資本化されていない場合)などの施設管理費用: 研究施設に関連して特に明示的にラベルを付した請求書+ プロジェクト時間(またはアクションのために実際に使用された単位)
- エネルギーおよび水: 研究施設に関連して特に明示的にラベルを付した請求書 + プロジェクト時間(またはアクションのために実際に使用された単位)

特定の研究施設のエネルギー消費量は、技術仕様書に記載されるか、または供給業者もしくは独立団体により提供される測定消費量(例えば使用時間当たりのキロワット数など)によって取得できる。これらの仕様は、証明または検証が可能でなければならない。

**ベストプラクティスの代替:** 受益機関は、各研究施設の資本化された直接費用および運用直接費用の類型に基づいて適格な直接費用を決定することができる。

直接測定により、アクションのために使用される研究施設の運用に関するすべての実際の直接費用、すなわち、減価償却費用に必要な研究施設の運用費用を加えた費用をカバーする『**使用単位当たりの費用**』を決定することができる。ただし、この費用は、**第 5.2 条**に基づく単位費用ではなくて、実費のままである。

**使用単位当たりの費用**は、次の通り計算しなければならない。

$$\frac{\{\text{研究施設のすべての資本化された費用}\} + \{\text{研究施設のすべての運用費用}\}}{\{\text{年間総能力}\}}$$

使用単位は、以下に対応しなければならない。

- (i) 時間、日数または月数で表され、証拠によって根拠づけられる時間、または
- (ii) アクセス数。これに関して根拠づけのための証拠は、アクセス提供単位の記録の形式または電子記録の形式とすることができる。

計算は、実際の制限(営業時間など)を考慮しなければならないが、研究施設の全能力を反映し、研究施設が使用可能であったが使用されなかった時間または利用可能であったが利用されなかったアクセス単位を含めたものでなければならない。

請求できる**直接費用**は、次の通りに**計算**する。

{使用単位当たりの実際の適格費用} x {アクションに使われた使用単位の実数}

計算は検証可能、すなわち十分な監査履歴によって受益機関の法定会計に適合していなければならない。

## E. [ (ポイントFに含まれない) ] 間接費用

間接費用は、以下を除き、適格直接費用の25%の定率に基づき申告される場合適格である（上記第5.2条ポイントAないしD参照）。

- (a) 下請費用 [および]
- (b) 受益機関の施設で使用されない第三者からの現物出資の費用 [および]
- (c) [第15条が適用される場合のオプション：第三者に対する財政支援の提供費用 [および] ] [オプション：該当しない] [および]
- (d) [第6.2.F条が適用して、特定の単位費用 [／一括払い] 費用が間接費をカバーする場合のオプション： [第5.2条(f)および第6.2.F条に基づく単位費用。] [第5.2条(f)および第6.2.F条に基づく一括払い費用。] ] [オプション：適用できない。]

EUまたはEuratom予算により資金提供される運営助成を受領する受益機関<sup>21</sup>は、運営助成に含まれる期間についての間接費用を申告できない。

21 定義については、連合の総予算に適用可能で、且つ、評議会規則（EC、欧州原子力共同体）番号 1605/2002 を無効にしている金融規定（『金融規則番号 966/2012』）（OJ L 218、2012年10月26日、1ページ）に関する欧州議会および2012年10月25日の評議会の規則（EU、欧州原子力共同体）番号 966/2012の第121条(1)(b)を参照：『運営上の助成』とは、一般的EU権益の目的を追求するかまたはEU方針の一部を形成する役割およびEU方針を支援する役割を有する、団体が機能するように融資する目的で、寄付として予算から直接的に財政的出資を行うことを意味する。



## 1. 間接費用: 費用の種類—費用形態—適格条件—コスト計算

この予算類型は、一般 MGA に基づくすべての RIA、IA および CSA 助成に適用する。

**⚠** ただし、EU または欧州原子力共同体予算によって融資された運営上の助成を受けた受益機関は、運営上の助成によってカバーされる報告期間中、間接費を申告することができない。

**ベストプラクティス**：受益機関は、コーディネータおよび欧州委員会／執行機関の両方に、助成準備中および財務書類の提出前に（参加者ポータルを通して）知らせなければならない。

『運営上の助成』は、法人の運営およびランニングコストに融資するために別々の助成契約によって与えられる（通常年間の）助成である、例えば、『市民のためのヨーロッパ』プログラムに基づく公募 [COMMC2/01-2013](#)。

**1.1** この予算類型は、アクションのためではあるが、アクションに直接関連づけられないすべての費用に適用される（[第6.2条](#)を参照）

**1.2** 間接費用は、定率に基づいて申告しなければならない（[第5.2\(e\)条](#)を参照 **⚠ Horizon 2020 で新規に導入**）。

実際には、申告は、完全に自動化される：間接費は、IT システムによって自動的に算出される（直接費に基づく）。

**1.3** この費用は、次の適格条件に従わなければならない。

- 適格な定率費用に関する一般条件を満たす（すなわち、定率が適用される費用が適格であり、正しい計算であること、など；[第6.1\(c\)条](#)を参照）。

**1.4** これは、受益機関の適格な直接費用に 25%の定率を適用し、そこから

- 下請費用(第13条を参照)を減じて計算しなければならない。

#### 例 世論調査の下請

別紙 1 に記載されているアクション作業でない物品の購入、業務またはサービス(第10条を参照)は、下請けとはみなされない、その結果、25%の定率を算出するときに差し引かれない。別紙 1 に記載されるアクション作業(第10条を参照)ではない物品、作業またはサービスの購入は下請けとはみなされず、したがって 25%の定率を計算する際に減算しない。

- 受益機関の施設以外で第三者により発生した現物出資の費用
- 第三者への財政支援の提供費用(オプション適用の場合)
- 間接費を含む特定の費用類型からの費用(単位費用または一括払い費用)(例えば、『建物の省エネ対策のための費用』、『研究施設への国境を越えたアクセスを提供するためのアクセス費用』および『臨床研究のための費用』)。

#### 例(間接費用):

公立大学が助成合意書に基づく受益機関であり、以下の費用を負担した

- 人件費として 100,000 ユーロ(そのうち 7,000 ユーロは、公立研究センターの研究員がアクションのための作業を行ったことによる現物出資である)
  - 下請費用として 20,000 ユーロ
  - 消耗品費用として 10,000 ユーロ
- 適格な直接費用  $100,000 + 20,000 + 10,000 = 130,000$  ユーロ  
 適格な間接費用:  $(100,000 - 7,000 + 10,000)$  の 25% = 25,750 ユーロ  
 総適格費用: 155,750 ユーロ

F. [オプション：[特定の費用類型の名称を挿入<sup>22</sup>]] [助成に適用すべき特定の費用類型がない場合のオプション：特定の費用類型]

[特定の単位費用のためのオプション（欧州委員会決定によって予測されて、助成に適用すべき単位費用）：[特定の費用類型の名称を挿入] は、それらが別紙2に定められる単位毎の金額に実際の単位数を乗じた金額に相当する場合、[および[もしあれば適格条件を挿入]の場合]、適格である]

[特定の一括払い費用のためのオプション（欧州委員会決定によって予測されて、助成に適用すべき一括払い：[特定の費用類型の名称を挿入] は、それらが別紙2に定められる一括払いに対応する場合、且つ、対応する作業またはアクションの一部が別紙1に従って適切に実施された場合]、適格である。

[特定の費用カテゴリー毎に同じ]

[オプション：適用できない]

22. 費用類型の正確な名称を挿入（単位費用／一括払いの使用を許可している欧州委員会決定にある名称と同じ名称）。例：『研究施設への国境を越えたアクセスを提供するためのアクセス費用』、『臨床研究』の費用、『建物の省エネ対策』の費用。



## 1. 特定の費用カテゴリー：費用の種類—費用形態—適格条件—コスト計算

このオプションの予算類型は、受益機関が特定の単位費用または一括払い費用を申告することができる活動をアクションが含む場合、RIA、IA および CSA GA に挿入される、すなわち、現在のところ：

- 建物の省エネ対策：『建物の省エネ対策の費用』に關与する、Horizon 2020 枠組みプログラム のパート III、社会的課題 3『安定した、クリーンで効率的なエネルギー』に基づくアクション

この単位費用は、スマートシティおよび団体公募（例えばワークプログラム 2014-2015 の SCC01-2014）ならびに、建築関連のデモンストレーション活動にのみ適用する。

- パート I『研究基盤』：『研究施設への国境を越えたアクセスを提供するためのアクセス費用』に基づくアクション

単位費用は、『アクセス活動の供給』を伴うアクションにのみ適用する。

例：INFRAIA1-2014-2015、INFRADEV-3-2015 および INFRADEV4-2014-2015

- パート III、社会的課題 1『健康、人口動態の変化と福祉』：『臨床研究のための費用』に基づくアクション

単位費用は、臨床研究を伴うアクションにのみ適用する。

**⚠** 特定の単位費用または一括払い費用として申告された費用は、他の予算類型に基づき申告すること（二度目に）はできない（カバーされる費用については下記を参照）。

例：

『建物の省エネ対策』の費用は、省エネ対策に関する下請け費用をカバーする。これらは、下請け直接費として申告することができない。対照的に、単位費用に含まれない下請けの費用（例えば、アクションの実施によって必要とされるが、省エネ対策に関連しない下請け）は、申告することができる。

## 1.1 『特定の費用類型—建物の省エネ対策の費用』

### 1.1.2 この予算類型は、直接費用および間接費用の3つのカテゴリーをカバーする。：

- 建物の追加的省エネ対策のために直接必要である、設備、インフラストラクチャー、および他の資産の購入費用
- その対策のために必要な業務の下請け費用
- その対策のための間接費。

例：建築要素（例えば、新しい絶縁物、新しい換気システム、窓、ドア、発熱体、管理システム）の費用、および、建築要素を設置するための人がカバーされる。

何が含まれないか？ 流動物。

### 1.1.2 追加的省エネ対策の費用は、欧州委員会決定 C(2013)8196<sup>29</sup> で定められて且つ GA の別紙 2 および別紙 2a に定められる単位費用に基づいて申告されなければならない。

『単位毎の金額』（適格条件付きの全体の床面積のユーロ／平方メートル）は—GA の署名前に—以下の公式に従って、算出されなければならない。：

$$\text{単位毎の金額} = \{0.1 \text{ ユーロ} \times 1 \text{ 年につき} 1 \text{ 平方メートル当たりの削減された見積合計キロワット時} \times 10\}$$

しかし、受益機関は見積量よりも少ない平方メートルあたり年間削減 kWh に対する融資を要請する提案書を提出することができる。ただし、これは他の提案書に対する有利な点とは評価されない。

省エネ対策および単位毎の金額は、すでに提案（公募ページに提供される提案のひな形および最適な表を参照）の一部でなければならないし、別紙 1 および別紙 2a に含まれなければならない。

#### 1.1.2 費用は、次の適格条件に従っていないなければならない。

- 適格となる費用に関する一般条件を満たす（すなわち、アクション期間に負担／使用し、必要となり、アクションに関連するものなど。第 6.1 (a) 条を参照）
- 国内の法令を超えて、または適用される国内の法令がない場合は市場の慣習を超えて、建物の省エネルギー対策に関して（建物の改装など）発生したものであること。

#### 1.1.3 これらは、次のように計算しなければならない

$$\text{単位当たりの量 (別紙 2a GA を参照のこと)} \times \text{建築または改装された実際の床面積の平方メートル数} \\ \text{ (『条件付き』)}$$

『適格条件付きの全体の床面積の平方メートル』には、例えば駐車場などの対策によって影響を受けない建物の部分を含めることはできない。

<sup>29</sup> [http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit\\_costs/unit\\_costs\\_energy\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit_costs/unit_costs_energy_en.pdf) で入手可能。



**省エネ対策の単位費用を算出する例：**

建物の改装によって 100 kWh/m<sup>2</sup>/払い戻し期間の省エネルギー成果が得られたと仮定する(計算で用いられた標準の数字) = 10 年

1 kWh を削減するための標準費用(ユーロ) (計算で用いられた標準の数字) = 0,1 ユーロ/kWh この公式は、

$$\{1 \text{ kWh を削減するための標準費用(ユーロ)} * \text{年間の平方メートル当たりの総 kWh の見積もり量} * \text{標準の払い戻し期間(年)}\} = 0.1 \text{ ユーロ/kWh} * 100 \text{ kWh/m}^2 / \text{年} * 10 \text{ 年} = 100 \text{ ユーロ/m}^2$$

イノベーションアクションに対して 70% (または、非営利の受益機関/提携第三者の場合: 100%) の資金提供レートの適用後、それは、70 ユーロ/平方メートル (または資金提供レートが 100% の場合、100 ユーロ/平方メートル) の EU 出資を示す。

**1.2 ‘特別類型「研究施設に対する越境アクセスを提供するためのアクセス費用」’**

**1.2.1** この予算類型は、直接および間接の「研究施設への越境アクセスを提供するためのアクセス費用」(すなわち、設備の運用費用および、設備の使用に必要な現地でのユーザーの訓練および準備業務および終了業務など、物流、技術および学術面でのユーザーへの支援に関連した費用など)に適用される。

**何が含まれないのか？** アクセスを得るためのユーザーの旅費および生活費は、アクセス費用には含まれない(これらの費用は「その他の直接費用」として別途償還することができる; 第 6.2.D.1 条および 第 16 条を参照)。

**1.2.2** 費用が、この予算類型(すなわち、特定の費用類型 — 研究施設への国境を越えたアクセスを提供するためのアクセス費用)に基づき申告される場合、費用は、欧州委員会決定 C(2013)8199 Decision C(2013) 8199<sup>30</sup>に基づき算出されて、且つ GA の別紙 2 および別紙 2a に定められる単位費用に基づいて申告されなければならない。

正確な単位費用は、決定によって事前に定められない、それは、各アクセスプロバイダおよび設備に対して—GA の署名の前に設定されなければならない。

設備に対する『アクセスの単位』は、特定されなければならない(すなわち、設備がユーザーに与える総アクセス数を測定するために使用される単位)

『アクセスの単位毎の金額』(ユーロ/アクセスの単位)は、以下の公式に従って算出されなければならない。:

$$\text{単位費用} = \frac{\text{年間総アクセス費用の平均(過去 2 年間<sup>31</sup>)}}{\text{年間総アクセス数の平均(過去 2 年間<sup>32</sup>)}}$$

平均は、以下に基づかなければならない。

- 受益機関の認定されたか監査可能な履歴データ
- 受益機関の通常原価計算実務に従って設備に割り当てられる費用(設備の運用が 2 年未満である場合も含める)および、
- 設備が使用不可であった期間(故障、修理中、長期のメンテナンス中)を除く期間  
ただし、アクセスプロバイダは、取得原価より低い平均原価に基づき算出される単位費用で提案を提出することができる。

「総アクセス数」には、以前の助成合意書(もしあれば)に基づく EU に出資されたアクセスも含め、設備により毎年提供されるすべてのアクセス単位を含む。

「設備に対する年間総アクセス費用」は、次の適格費用の類型に基づいて計算される。

- 参考期間(N-1 年および N-2 年)の認定済みまたは監査可能な損益計算書に記載される通り、「設備に対する年間総アクセス数」に関してアクセス提供者に発生する次のような直接費用。

<sup>30</sup> [http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit\\_costs/unit-costs\\_tna-infra\\_en.pdf](http://ec.europa.eu/research/participants/data/ref/h2020/other/legal/unit_costs/unit-costs_tna-infra_en.pdf). で入手可能

<sup>31</sup> 例外的に、または正当化される場合、欧州委員会は異なる参考期間に同意することがある。

<sup>32</sup> 例外的に、または正当化される場合、欧州委員会は異なる参考期間に同意することがある。

- 設備の業務およびユーザーの支援に直接配属された管理、技術および学術のための職員の人件費  
例外として、これらの費用は受益機関の通常の前価計算実務に従って計算することができる(「平均人件費」)。
  - 特に設備の業務のために付与された(資本化されない場合)メンテナンスおよび修理の契約費用(特定の清掃、標準化および試験を含む)
  - 特に設備およびユーザーの研究業務のために使われた消耗品の費用
  - 警備費用、保険料、品質管理および認証、国内またはEUの品質のためのアップグレード、安全またはセキュリティ基準(資本化されない場合)など、特に設備に関し発生した設備の管理のための契約費用
  - 設備のために供給された電力および水の費用
  - 提供されたアクセスサービスに特に含まれていた場合の一般サービスの費用(図書費用、輸送費、移動費)
  - アクセスサービスを提供するために必要な場合には、データ管理および計算のためのソフトウェアライセンス、インターネット接続その他の電子サービスの費用
  - 提供されたアクセスに含まれる、またはアクセスの提供に必要な特別な学術的サービスの費用
- 適格な直接費用の25%と同等である設備に対するアクセス提供のための間接費用から、下請費用(すなわち「メンテナンスおよび修理のための契約費用」、「設備の管理」、「学術サービス」、「その他電子サービス」)を減じたもの。

以下を除く:

- 設備の資本投資へのすべての出資(建物のレンタルもしくはリース費用または償却費用と器具の償却およびリース費用を含む)。(これらの費用は適格ではない。第6.2.D.2条も参照)。
- ユーザーの旅費および生活費。

#### 例(単位費用)

例えば、N-1の年に6,100時間のアクセスがあり、N-2の年に5,900のアクセスがあった望遠鏡で、上記の費用類型に基づき計算された2年間の総アクセス費用(これらの総アクセス数を提供するための)が、(資本投資への出資ならびにユーザーの旅費および生活費を除いて)それぞれ3,200,000ユーロと2,800,000ユーロだったと仮定すると、単位費用は、平均費用=(3,200,000と2,800,000)の平均=3,000,000となり、平均時間=(6,100と5,900)の平均=6,000  
単位費用=(3,200,000と2,800,000)の平均/(6,100と5,900)の平均=3,000,000/6,000=500€となる。

単位費用を算出するためのアクセス活動およびパラメータは、すでに提案(公募ページに提供される提案のひな形および算出表を参照)の一部でなければならぬし、別紙1および別紙2aに含まれなければならない。

提案には、設備を使用する目的で、提供されるアクセスサービス、ならびに、ユーザーが必要とするロジスティック支援、技術的支援および科学的支援(設備を使用するのに必要な臨時的研修ならびに予備活動および最終活動を含む)の両方を記載しなければならない。

上記のとおり、GAの署名前に、受益機関は、単位費用ではなく他の予算類型(第6.2.A-E条を参照)に基づく実費として、費用の申告について依然として選択することができる。(設備およびアクセスプロバイダ毎に1つの費用形態)。

国境を越えたアクセス活動のための単位費用の使用はオプションである、すなわち、各受益機関/提携第三者は、単位費用、実費、または二つの組み合わせによって支払われるかどうか、単独で決めることができる。

GAの間に、受益機関は、その選択を変更することができるが、契約の修正(第55条を参照)を介してのみ変更することができる。

**1.2.2** この費用は、次の適格条件に従わなければならない。

- 適格となる実費に関する**一般条件を満たす**(すなわち、アクション期間に負担／使用し、必要となり、アクションに関連するもの、計算が正しいことなど。[第 6.1 \(a\) 条](#)および**(b) 条**を参照)
- **研究施設に対する越境アクセス**を学術団体に提供したことによって発生した
- [第 16.1 条](#)に定める追加の**適格条件**を満たすものである

**1.2.3** これらは、次の通り計算しなければならない。:

単位費用 (別紙 2a GA 参照のこと) x 実際に提供されたアクセス単位数

### 1.3 『特定の費用類型 — 臨床研究のための費用』

**1.3.1** この予算類型は、『臨床研究』(すなわち、複数もしくは個々の患者の観察、当該患者からのデータ収集、または当該患者に関する診断または治療上の介入に関連する、業務の実質的金額に参与している臨床研究)に関する以下の直接費および間接費をカバーする。:

- 研究を行った、医師および他の医療関係者および技術者(データ管理者を含む)の直接人件費
- 研究のために使用した消耗品の直接費、
- 以下を含む研究のために使用した医療機器の直接費:
  - 減価償却費用
  - 機能を果たすために必要なサービス契約の費用(特定の手入れ、保守および修理を含む)
  - 研究のために必要な他の特定のサービス契約の費用(下請けの場合データ分析を含む)
  - 研究のための間接費

**1.3.1** それらが、この予算類型(すなわち特定の費用類型 — 『臨床研究のための費用』)に基づき申告される場合、費用は、欧州委員会決定 [C\(2014\)1393](#) で定められて、且つ、GA の別紙 2 および別紙 2a に記載される単位費用に基づいて申告されなければならない。

正確な単位費用は、決定によって事前に定められない、『単位毎の金額』(ユーロ／臨床試験に含まれる患者または対象者)は、各研究、および、受益機関／提携第三者／現物出資を提供している第三者に対して—GA の署名の前に—以下の公式に従って算出されなければならない。:

単位毎の金額 = {作業 1

{単位費用構成要素『人件費』  
+ 単位費用構成要素『消耗品の費用』  
+ 単位費用構成要素『医療機器の費用』  
+ 単位費用構成要素『他の特定のサービスの費用』  
+ 単位費用構成要素『間接費』}

+作業 2

{単位費用構成要素『人件費』  
+ 単位費用構成要素『消耗品の費用』  
+ 単位費用構成要素『医療機器の費用』  
+ 単位費用構成要素『他の特定のサービスの費用』  
+ 単位費用構成要素『間接費』}

[他のすべての作業に関して同様] }

単位費用構成要素は、以下の通りに算出されなければならない。:

単位費用構成要素『**人件費**』(すなわち『医師の人件費』+『他の医療関係者の人件費』+『技術者の人件費』)

単位費用構成要素『医師の人件費』に関して：

{『医師の平均的1時間毎の費用』、すなわち：

N-1年の医師の公認のもしくは監査可能な合計人件費

}{1,720×N-1年の人員類型の医師のフルタイムに相当する数}に、作業に対して医師が働いた推定時間数(患者/対象者毎に)を乗じた金額}

単位費用構成要素『他の医療関係者の人件費』に関して：

{『他の医療関係者のための平均的1時間毎の費用』、すなわち：

N-1年の他の医療関係者の公認のもしくは監査可能な合計人件費

}{1,720×N-1年の人員類型のその他医療関係者のフルタイムに相当する数}に、作業に対して他の医療関係者が働いた推定時間数(患者/対象者毎に)を乗じた金額}

単位費用構成要素『技術者の人件費』に関して：

{『技術者のための平均的1時間毎の費用』、すなわち：

N-1年の技術者の公認のもしくは監査可能な合計人件費

}{1,720×N-1年の人員類型の技術者のフルタイムに相当する数}に、作業に対して技術者が働いた推定時間数(患者/対象者毎に)を乗じた金額}

『合計人件費』とは、実際の給料+実際の社会保障負担+報酬に含まれる実際の税金および他の費用を意味する。ただし、それらが国内法令または雇用契約／同等の採用行為から生じることを条件とする

単位費用構成要素『**消耗品の費用**』(すなわち『消耗品類型1の費用』+『消耗品類型2の費用』+『消耗品類型3の費用』など)

消耗品の各類型について：

{『項目毎の平均価格』、すなわち：

{関係する消耗品の類型に関する、N-1年における消耗品の購入についての公認のもしくは監査可能な合計費用

関係する消耗品の類型に関する、N-1年で購入された品目の合計数に、作業に対して使用された推定品目数(患者/対象者毎に)を乗じた金額}

『消耗品の購入の合計費用』とは、N-1年に引き渡される消耗品のために受益機関が締結する供給契約の合計価値(例えば控除できない付加価値税などの関連した関税、税金および諸費用を含む)を意味する。ただし、契約が、金額に見合う最高の価値の原則に従って、および利益の衝突なしで与えられたことを条件とする。

単位費用構成要素『**医療機器の費用**』(すなわち『医療機器類型1の費用』+『医療機器類型2の費用』+『医療機器類型3の費用』、など)

医療機器の各類型について：

{『減価償却費および単位毎の使用に直接的に関連したサービスの平均原価』、すなわち：

{関係する設備の類型に関する、N-1年における公認のもしくは監査可能な合計減価償却費用 + 関係する設備の類型に関する N-1年におけるサービスの購入についての公認のもしくは監査可能な合計費用}

N-1年の全能力に、作業に関する設備の使用の推定単位数(患者/対象者毎に)を乗じた金額}

『合計減価償却費用』とは、関係する設備の類型に関して、N-1年の受益機関の勘定書で記録される、合計減価償却費の割当額を意味する。ただし、設備が金額に見合う最高の価値の原則に従って、および利益の衝突なしで購入されたことを条件とする + 関係する設備の類型に関する、N-1年におけるレンタルするかまたはリースする契約の合計費用(例えば控除できない付加価値税などの関連した関税、税金および諸費用を含む)、ただし、それらが、類似した設備の減価償却費用を超えないこと、および、融資金金を含まないことを条件とする

単位費用構成要素『**他の特定のサービスの費用**』(すなわち『特定のサービス 1 の契約費用』+『特定のサービス 2 の契約費用』+『特定のサービス 3 の契約費用』など)

特定のサービスの各類型について：

『患者または対象者毎の特定のサービスの平均原価』、すなわち：

臨床研究行為のために必要な特定のサービスの類型に関して、N-1 年におけるサービスの購入についての公認の  
もしくは監査可能な合計費用

---

特定のサービスが N-1 年に引き渡された臨床試験に含まれる合計患者数または対象者数

『サービスの購入の合計費用』とは、臨床研究行為について、N-1 年に引き渡される特定のサービスに関して受益機関が締結した契約の合計価値(例えば控除できない付加価値税などの関連した関税、税金および諸費用を含む)を意味する。ただし、契約が、金額に見合う最高の価値の原則に従って、および利益の衝突なしで与えられたことを条件とする

単位費用構成要素『**間接費**』

{25%に、  
{単位費用構成要素『人件費』+単位費用構成要素『消耗品の費用』+単位費用構成要素『医療機器の費用』  
を乗じた金額}

以下は、除外されなければならない：

- 受益機関の建物で使用されない、第三者によって提供された現物出資の費用、および
- 財政支援を第三者に提供する費用(もしあれば)。

リソースの概算は、臨床研究に関するプロトコルに基づき行われなければならない。(また、すべての受益機関/提携第三者/関与する第三者に対して同じでなければならない)。

各受益機関/提携第三者/現物出資を提供している第三者は、N-1 年の公認のもしくは監査可能な損益勘定書(助成申請の提出時における直前に終了した会計年度)に記録される取得原価を用いて、直接費を算出しなければならない。

人件費は、欧州委員会決定で定義される 3 つの類型(医師、他の医療関係者、技術者)で定義されなければならない。他のいかなる類型(例えば『*看護師*』)も使用することができない。

単位費用を算出するためのリソースおよびパラメータの説明は、すでに提案(公募ページ上で提供される臨床試験/研究/調査を含む、提案のために提供される、*提案のひな形*および重要な情報のひな形を参照)の一部でなければならないし、GA の別紙 1 および別紙 2a に含まれなければならない。

上記のとおり、GA の署名前に、受益機関は、単位費用ではなく他の予算類型(第 6.2.A-E 条を参照)に基づく実費として、費用の申告について依然として選択することができる。(研究および受益機関/第三者毎に 1 つの費用形態)。

臨床研究のための単位費用の使用は、オプションである、すなわち、各受益機関/提携第三者は、単位費用に基づいて支払われるか、または、実際に所与の臨床研究に対して発生した費用に基づいて支払われるかについて、単独で決めることができる。

**1.3.1 費用は、適格に関する以下の条件を遵守しなければならない。：**

- 単位費用が適格である一般条件を満たしている(すなわち、アクション期間中に単位が使用される、必要である、アクションとの関連がある、算出を修正する、など、第 6.1 条(b)を参照)
- 臨床研究の実行に対して発生する。

**1.3.1 それらは、以下の通りに算出されなければならない。：**



### 6.3 提携第三者費用の適格条件

[第14条が適用される場合のオプション：提携第三者が負担した費用は、本条(第6.1条および第6.2条)および第14.1.1条に規定されている一般および特定条件を一準じて一満たす場合適格である。]

[オプション：該当しない]

単位毎の金額(別紙2a GAを参照) x 研究に参加した患者または対象者の数



#### 1. 提携第三者のコスト

このオプション(対応している第14条および他の規定と共に)は、アクションが提携第三者と共に実施される場合、GAに挿入される。

提携第三者の費用は、以下の場合に**適格である**。:

- 適格となる費用の**一般条件**および**特別条件**に—必要な変更を加えて—従っている(第6.1条および6.2条を参照)ならびに
- 第14.1.1条に定める**追加の適格条件**を満たしている

「必要な変更を加えて」とは、必要な変更を行うという意味であり、同じ規則を必要に応じて変更して、提携第三者に適用できるようにすることである。

例:

1. 「受益機関が負担する」を「提携第三者が負担する」と読み替える
2. 「受益機関の給与名簿に」を「提携第三者の給与名簿に」と読み替える

費用の種類に応じて、それは、対応する予算類型(受益機関が自己の費用に対して使用するような)に基づき、提携第三者によって**申告されなければならない**。

例:

1. 従業員の報酬は、『人件費』(第6.2.A.1条)として申告されなければならない。
2. 設備の減価償却費用は、『他の直接費—設備』(第6.2.D.2条)として申告されなければならない。



## 6.4 無償で第三者から提供された現物出資の適格条件

無償で提供された現物出資は、本条(第 6.1 条および第 6.2 条)および第 12.1 条に規定されている一般および特定条件を一準じて満たす場合(受益機関 [または提携第三者] にとっての) 適格直接費用である。



### 1. 無償で第三者から提供された現物出資

無償で第三者から提供された現物出資は、次の場合に**適格**である。

- 適格となる費用の**一般条件**および**特別条件**に—必要な変更を加えて—従っていること(第 6.1 条および 6.2 条を参照)ならびに、
- 第 12.1 条に定める追加の適格条件を満たしていること

費用の種類に応じて、それは、受益機関が自己の費用に対して使用する予算類型に基づき、**申告されなければならない**(受益機関／提携第三者によって)。

**例:** 無償で与えられた設備の減価償却費用は、『他の直接費—設備』(第 6.2.D.2 条)として申告されなければならない。

**!** 『無償の現物出資』は、『有償の現物出資』と**区別されなければならない**(第 11 条を参照)。

有償の現物出資は、受益機関／提携第三者の費用である(それらの者が支払わなければならないので)、従って、異なる予算類型に明確に記載される(第 6.2.A.3 条、第 6.2.D.2 条、第 6.2.D.3 条を参照)。それらは、その予算類型に基づき申告されなければならない。

**例:**

1. 有償で出向してきた人員の費用は、『人件費—有償で第三者によって出向してきた人員の費用』として申告されなければならない(第 6.2.A.3 条)。
2. 有償で与えられた設備の費用は、『他の直接費—設備—設備、インフラストラクチャーまたは有償で現物出資された他の資産の費用』(第 6.2.D.2 条)として申告されなければならない。

## 6.5 不適格費用

不適格費用とは、以下である。

(a) 上記(第6.1条ないし第6.4条)に規定されている条件、特に以下の条件を遵守していない費用。

- (i) 資本利益に関連する費用
- (ii) 負債および負債返済請求金額
- (iii) 将来の損失または負債のための引当金
- (iv) 支払うべき利息
- (v) 不良債権;
- (vi) 為替損失
- (vii) [欧州委員会] [執行機関] からの振込について受益機関の銀行により課される銀行費用
- (viii) 過剰または無謀な出費
- (ix) 控除可能なVAT
- (x) アクション実施中断期間に負担した費用（第49条参照）。

(b) 別の EU または Euratom の助成（加盟国により付与され、EU または Euratom の予算から資金提供された助成、および EU または Euratom の予算を執行するために [欧州委員会] [執行機関] 以外の組織体により付与された助成を含む）において申告された費用；特に、同時期に EU または Euratom の予算から資金提供された運用助成を既に受益機関が受領している場合の間接費用。[;/.]

[(c) ワークプログラムで明確に除外された費用類型に対するオプション： [除外された費用類型の名称を挿入] ]。



### 1. 不適格コスト

次のいずれかが当てはまる場合、費用は不適格である。

- 第 6.1 ないし 6.4 条に定める一般および特別な適格条件の条件を満たしていない

**例:** 営利団体または非営利団体により支払われた追加的報酬(「賞与」)は、第 6.2 条に定める条件を満たさず、下請費用は、第 13 条を満たさない。

— 特に第 6.5 条に列挙されている場合

- 投資収益または投資により発生した利益に関する費用

**例:** アクションにおける投資の報酬として支払われた配当金; 会社の持分への株式として支払われた報酬

- 負債および負債返済請求金額

「負債返済」は、借金の元本および利子について一定期間に支払われる金額である。

**例:** 受益機関が 100,000 ユーロのプロジェクトのために、9%の利率で 10 年間のローンを組んで機器または消耗品を購入した場合、初年の負債返済額(元利)は、15,582 ユーロである。

- 将来の損失または負債のための引当金

「引当金」とは、発生の時期または金額が未定であるが発生することがわかっている負担金のために組織の会計に保留しておく金額を意味する。これには、不良債権または貸倒金のための割当金が含まれる。

- **支払うべき利息** (資本金のローンの利息)
- **過剰または無謀な出費**  
「過剰」とは、製品、サービスまたは人員に対して、一般的な市場レートまたは受益機関の通常の実務を大幅に超えた支払いをすること(その結果、本来なら避けられた財務損失をアクションに与えること)を意味する。  
「無謀」とは、製品、サービスまたは人員の選定において注意を怠ること(その結果、本来なら避けられた財務損失をアクションに与えること)を意味する。
- **為替損失** (すなわち、ユーロ以外の通貨を使用し、または自身が使用している通貨と異なる通貨で請求を立てている受益機関に関し、為替レートの変動によって生じた損失(例えば、請求日と支払日との間に発生する))
- **銀行費用** 欧州委員会／執行機関からの送金について受益機関の銀行により課される費用

反対に、EU 基金の分配のための銀行手数料は、コーディネーターに対する適格費用となることのできる(第 6.1 条および第 6.2.D.3 条の費用適格条件が満たされる場合)。

#### - **控除可能な VAT**

「控除可能な VAT」とは、国内の VAT システム(すなわち、国内の VAT についての法律に基づく回収および控除システム)に基づいて回収可能な VAT を意味する。当該 VAT は、真正かつ確実な費用ではなく、会計基準に従って、そのように記録すべきではない。従って、実際には受益機関の負担ではない。

原価計算および収益勘定は、控除可能な VAT から除外しなければならない。当該 VAT は、収益項目に影響を与えることのない個別の出入金可能な会計に記録しなければならない。

支払われた VAT は、税務機関に対する請求である。これは、賃借対照表の「資産」の部分に記録しなければならない。支出として損益勘定に記録してはならない(VAT を除く物品およびサービスの購入価格のみを記録しなければならない)。同様に、購入された機器または資産の価値に関して、正味の購入原価のみを賃借対照表の固定資産の項目に記録しなければならない。償却費用は VAT を除いたこの価格に基づいて計算しなければならない。

回収された VAT は、税務機関に対する負債であり、賃借対照表の「責任額」の部分に記録しなければならない。

逆に、VAT が控除可能でない場合、これは適格費用である。

受益機関が購入した物品またはサービスの全額は、正味価格とこれに計上された VAT の額を区別せず、損益計算表に支出として記録することができる。購入された機器および資産の全額を賃借対照表の「固定資産の項目に記録することができ、これが損益計算書に記録された償却引当金の基となる。

－ **アクションの実施が中止されている期間に発生した費用**

**例:** アクションが中止され、受益機関の1つが中止日以降も作業を継続した

－ **その他の EU または Euratom に基づいて申告された費用(すなわち二重出資)。これには、次のものを含む。**

- － 欧州委員会または行政機関によって管理される EU プログラムにより直接出資された費用 (例えば、*Horizon 2020 のその他の助成*)
- － 加盟国によって管理/出資/付与されたが、EU/Euratom が共同出資した費用 (例えば、*欧州の構造と投資のファンド(ESIF)*)
- － 他の EU、国際または国内の団体によって付与/出資/管理され、EU/Euratom のファンドと共同出資された助成のための費用 (*185 の TFEU 団体との共同事業など*)。
- － 受益機関が EU/Euratom から運用助成<sup>33</sup> (その業務に出資した助成)を受けている場合、その受益機関の間接費用は適格ではなく、25%の定率を適用してはならない。

**例 (運用助成):** 欧州の利益を目指す特定の機関、例えば欧州の大学、欧州基準団体 (CEN、CENELEC、ETSI) の経常費を支援するために付与された助成

－ **ワークプログラム/公募で明確に除外された費用類型 (オプションが適用する場合)。**

**特定の事例(不適格費用):**

**特定不能な VAT** — 供給者によって計上された VAT を受益機関が特定できない例外的な場合 (例えば、少額の EU 以外の請求書)、特定不能な VAT は控除されないため、全購入額を会計に記録することができる。VAT はこの場合適格である。

- **部分的に控除可能な VAT** — 一部の法人は、混合 VAT 制度を有している。それは、VAT の免除または範囲外の活動、および、VAT の課税される活動を意味する。これらの法人によって物品またはサービスに支払われた VAT が、活動のどちらか一方の類型に直接割り当てられることができない場合、それは部分的に控除可能である。従って、それも部分的に適格である。適格な部分は、その法人に対して控除できない VAT の比例割合に対応する。

これらの場合、受益機関は、その年の間の暫定的(予測される)控除割合を使用する。最終的割合は、営業年度の終了時にのみ決定される。勘定を締めるときに、受益機関は VAT を調整しなければならない。従って、受益機関は、助成のために申告される VAT 費用も調整しなければならない(次の報告期間に、暫定的控除割合と最終的割合との間の差異の調整を申告することによって)。

<sup>33</sup> 定義に関しては、*財務規則の第 121 (1) (b) 案*を参照。「運用助成」とは、一般的な EU の利益目的を追求し、EU の方針を形成し支援する団体の業務に出資するために予算から寄付することによる直接出資付与を意味する。

## 6.6 不適格費用申告の帰結

申告された不適格である費用は、却下される（第42条参照）。

そのような申告は、第6章に規定されているその他の措置につながることもある。



### 1. 不適格費用申告の帰結

第6章に記載されるその他の措置（助成の縮小など）は、不適格費用の却下に加えて適用されることがある。

## 第4章 当事者の権利および義務

### 第1節 アクションの実施に関する権利および義務

#### 第7条—アクションを適切に実施する一般的義務

##### 第4章 当事者の権利および義務

##### 第1節 アクションの実施に関する権利および義務

##### 第7条—アクションを適切に実施する一般的義務

###### 7.1 アクションを適切に実施する一般的義務

受益機関は、別紙1に規定されているように、かつ合意書の規定ならびに適用あるEU、国際および国内法に基づくすべての法的義務を遵守してアクションを実施しなければならない。

###### 7.2 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある（第43条参照）。

そのような違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある



### 1.アクションの適切な実施

受益機関は、アクションを適切に実施しなければならない。この全般的な義務には、次の2つの要素がある。

- 受益機関は、別紙1に詳述される通りにプロジェクト(とりわけ研究業務)を実行しなければならない(「技術的实施」)

受益機関は、アクションを実施する際の遅延を防がなければならない、または、可能な限り当該遅延を減らさなければならない。加えて、受益機関は、欧州委員会／執行機関に遅延についてただちに知らせなければならない(第17条を参照)。

および

- 受益機関は、GAのその他すべての条項ならびにEU、国際法および国内法のすべての適用される条項に従わなければならない。

**例:** 受益機関はとりわけ、アクションの業務を行う職員に適用される労働法を遵守し、関連の国内法に基づいて実行される活動に関する税務および社会的義務を履行しなければならない。



通常、受益機関は設立された国の国内法およびアクションが実施される国の国内法の双方を遵守しなければならない。



## 第8条—アクションを実施するための資源—アクションに関与する第三者

### 第8条—アクションを実施するための資源

受益機関は、アクションを実施するための適切な資源を有していなければならない。

アクションを実施するために必要な場合、受益機関は、以下を行うことができる。

- 物品、業務およびサービスの購入（第10条参照）。
- 有償で第三者から提供された現物出資の使用（第11条参照）。
- 無償で第三者から提供された現物出資の使用（第12条参照）。
- 別紙1に記載されているアクションタスクを実施するために下請業者に頼ること（第13条参照）。
- 別紙1に記載されているアクションタスクを実施するために提携第三者に頼ること（第14条参照）。

これらの場合、受益機関は、アクションの実施について、[欧州委員会] [執行機関] およびその他の受益機関に対する単独の責任を保持する。



### 1.適切な資源の保有—第三者の資源の使用—アクションに参加する第三者

受益機関は通常、自身でアクションを実行するのに必要な技術的および財務的資産を有していなければならない。

資源は、業務の実施の時点で利用可能でなければならない(ただし、提案書の提出またはGAの署名の時点では必ずしも必要ではない)。

ただし次の最後の2件の例で、受益機関は必要になった場合にどう資源を入手するかについて提案書で示さなければならない。

**例 (承認可能):** 新規の会社で、提案書の提出時には資産がないが、申請書に信頼できる事業計画が記載されている。

**例 (承認可能):** 成功した場合に生産能力/人員を2倍にする意図があるSME。

**例 (承認不可):** 業務の大半を下請に出している状態で提案書を提出したコンサルタント会社

例外として、受益機関は、物品、業務またはサービス(第10条を参照)を購入することができる、第三者により提供された現物出資(第11条および第12条を参照)を使用することができる、または、下請業者もしくは提携第三者(「アクションに関与する第三者」)にアクションに基づく業務(第13条および第14条を参照)を実行するように要求して、且つ、アクションに関するこれらの費用を申告することができる。例外として、受益機関は物品、業務またはサービスを購入し(第10条を参照)、第三者から提供された現物出資を使用し(第11条および12条を参照)、下請または提携第三者(「アクションに参加する第三者」)にアクションに基づく業務を実行するように求め(第13条および14条を参照)これらの費用を申し立てる。

**⚠ 第三者を使う受益機関は、GAに基づいてそれらの全責任を負う。**

アクションに参加する第三者は、GAに署名しない(第1条を参照)。

下請(第13条)と、物品、業務またはサービスを購入するためのその他の契約(第10条)との違い:

| 第 10 条<br>物品、業務またはサービスを購入するための契約                                     | 第 13 条<br>下請   |
|--|--|
| これらの契約はアクションタスクの実施には適用されないが、受益機関によるアクションタスクの実施に必要である                 | 下請は、アクションタスクの実施にかかわる。これは、アクションの一部であり、別紙 1 に記載される特定のタスクの実施を含む     |
| 別紙 1 に記載されている必要はない   | 別紙 1 に記載されていなければならない   |
| これらの契約の価格は、「その他の直接費用」—別紙 2 の D 行—として、財務諸表で申告される。間接費用のための定率の適用を考慮に入れる | 下請の価格は、「下請の直接費用」—別紙 2 の B 行—として、財務諸表で申告される。間接費用のための定率の適用を考慮に入れない |

**例 (契約):** コンピュータの契約; 財務諸表の監査認定の契約; 文書翻訳の契約; パンフレット発行の契約; アクションの受益機関が共に作業できるウェブサイトの作成の契約(ウェブサイトの作成は、アクションタスクではない); 会合のための部屋および仕出しの手配の契約(会合の手配が別紙 1 に記載されるアクションタスクではない場合); IP コンサルタント/代理人の雇用の契約

**例 (下請):** 別紙 1 に記載の研究またはイノベーションタスク(の一部)の契約

下請(第 13 条)および契約(第 10 条)と提携第三者(第 14 条)との違い

| 第 10 & 13 条 契約および下請   | 第 14 条 提携第三者による実施  |
|---|--|
| 受益機関は、物品、作業もしくはサービスの購入または特定のアクションタスクの実施を目的として契約者および下請人と契約上の連携を有する | 受益機関は、アクションに限定されず、物品、作業もしくはサービスの購入または特定のアクションタスクの実施のための契約に基づくものでなく、提携第三者と法的な連携を有する |
| 適格費用は、契約者または下請人により受益機関に課された金額(通常、契約者または下請人の利ざやを含むが、受益機関の利ざやは含まない) | 適格費用は、提携第三者の費用のみで、利益は(提携第三者のためであれ受益機関のためであれ)認められない                                 |
| 受益機関は、契約者または下請人を、価格以上の価値(または最低価格)に基づき、かつ利益の衝突がないことに基づき遇しなければならない  | 提携第三者は、受益機関の関連会社であるか、受益機関と法的な関係(第 14 条の説明の通り)がなければならない                             |

**例 (提携第三者による実施):** X 社と Y 社は互いに支配関係にないが、共に Z 社に完全所有されている。X 社は助成の受益機関であり、Y 社は別紙 1 に記載のアクションタスクのいくつか(高温下での新しいコンポーネントの抵抗の試験および分析ならびに試作品工場の建設)を実施している。

## 契約(第10条)と有償の現物出資(第11条)との違い

| 第10条<br>契約  | 第11条<br>有償の現物出資  |
|---|--|
| 契約者は、アクションに必要な物品、作業またはサービスを受益機関に販売する経済上の運用者として行為する                | 現物出資する第三者は、受益機関に対して自身の資源を経済的活動としてではなく提供する(職員の出向、機器の提供、インフラストラクチャーその他の資産物品、サービスなど)    |
| 適格費用は、契約者または下請人により受益機関に課された金額(通常、契約者または下請人の利ざやを含むが、受益機関の利ざやは含まない) | 適格費用は、第三者の費用を上限として、受益機関が契約に従って提供者に支払う金額(提供者に支払われる金額には通常は利ざやは含まないが、含まれる場合、利ざやは適格ではない) |

**例(有償の現物出資):** 教授として公立大学で勤務している公務員の場合。その給与は雇用主である政府(省)により支払われる。出向契約に従って、受益機関(大学)は、支払われた給与に相当する額を政府に払い戻さなければならない。払い戻された額は受益機関の費用であり、収支計算書に費用として記録される。受益機関は、政府に払い戻した金額を決算書にて申告する。

**例(無償の現物出資):** 教授として公立大学で勤務している公務員の場合。その給与は受益機関(大学)ではなく政府(省)によって支払われる。出向契約に従って、政府は対価として償還を求めない(現金以外の寄付)。受益機関はこの給与が第三者に(省/政府)によって支払われたものであっても、これを決算書にて申告する。

## 特定の場合(アクションに関与する第三者):

- **管理を行うための権限付与** — 中等教育機関または高等教育機関、および、公共体であるコーディネーターは、他の法人(第三者)、大抵の場合は財団法人に、例外的に支払い管理を委任することができる。

第三者は、以下の条件を満たさなければならない。:

- コーディネーターによって『管理を行うための権限付与』を与えられていなければならない および
- EU 基金の受領および管理を含む、庶務を取り扱う目的で、コーディネーターと提携しているか、コーディネーターによって管理されているかまたは、コーディネーターによって設立されていなければならない。

 調整および管理作業は、アクション作業とみなされる。

管理を行うための権利付与と共に、第三者を使用するコーディネーターは、GAに基づきそれに対して全責任を負い続ける。

この場合、第 21.8 条に基づき提供される預金口座番号は、その法人の口座番号でなければならず、支払いは直接その法人へ送金される。従って、法人は、**受益機関登録簿**に登録されて、欧州委員会/執行機関によって認可されなければならない。当該法人は受益機関でないが、自己の PIC を得ることになる。

法人の費用は、現物出資としてコーディネーターによって申告されることができる(無償もしくは有償で、第 6 条、第 11 条および第 12 条を参照)。

## ■ 第三者要約表:

| 第三者の種類         | 特徴   |              |          |                |      |                       |            |
|----------------|--|--------------|----------|----------------|------|-----------------------|------------|
|                | アクション業務実施                                      | リソースやサービスを提供 | 何が適格なのか？ | 別紙1に示さなければならない | 間接費用 | 第三者の選択                | 条文         |
| 提携第三者          | YES  | NO           | 費用       | YES            | YES  | 提携しているか又は法的関係性が必要     | 14条        |
| 下請業者           | YES  | NO           | 価格       | YES            | NO   | 金額に見合う最高の価値、利益衝突を回避   | 13条        |
| 現物出資を提供している第三者 | NO   | YES          | 費用       | YES            | YES  | 規定を回避するために使用することはできない | 11条<br>12条 |
| 請負業者           | NO   | YES          | 価格       | NO             | YES  | 金額に見合う最高の価値、利益衝突を回避   | 10条        |
| 第三者への財政支援      | 公募で許可される場合のみ<br>受益機関の活動は、目標母集団へ財政支援を提供することに存する |              |          | YES            | NO   | 別紙1の条件に従う             | 15条        |

## 第9条— EU 基金を受領しない受益機関によるアクションタスクの実施

**第9条— EU 基金を受領しない受益機関によるアクションタスクの実施****[EU 基金を受けていない受益機関に対するオプション:9.1 EU 基金を受領しない受益機関によるアクションタスクの実施]**

EU 基金を受領しない受益機関は、別紙1においてそれぞれに割り当てられたアクションタスクを第7.1条に従って実施しなければならない。

それらの受益機関の費用は別紙2において推算されているが、

—補償されず、また

—助成の計算において考慮に入れられない(第5.2条、第5.3条、第5.4条、および第21条参照)。

**[EU 基金を受けていない受益機関がコーディネーターでない場合で、且つ、EU 基金を受けている提携第三者がない場合に使用されるオプション1: 第3章、第10条から第15条、第18.1.2条、第20.3(b)条、第20.4(b)条、第20.6条、第21条、第23a条、第26.4条、第27.2条、第28.1条[オプション:(追加的利用義務を除く)] 第28.2条、第30.3条、第31.5条、第40条、第42条、第43条、第44条、第47条および第48条は、[デフォルトのオプション:これらの受益機関][3つのオプションのうちの1つ以上が助成に適用する場合のオプション:[受益機関の短い名称を挿入]]に適用しない。**

[それら] [受益機関] は、第22条に基づく財政的検査、審査および監査を受けない。]

**[EU 基金を受けていない受益機関/コーディネーターが EU 基金を受けている提携第三者を有する場合に使用されるオプション2: 第3章、第10条から第15条、第20.6条、第23a条および第40条は、[デフォルトのオプション:これらの受益機関] [3つのオプションのうちの1つ以上が助成に適用する場合のオプション:[受益機関の短い名称を挿入]]に適用しない。**

第26.4条、第27.2条、第28.1条 [オプション:(追加的利用義務を除く)]、第28.2条、第30.3条、第31.5条は、EU 基金なしで発生した結果に適用しない。

[これらの受益機関] [受益機関] は、[これらの受益機関] [受益機関] 自身の費用に関して、第22条に基づく財政的検査、審査および監査を受けない。]

**[EU 基金を受けていない受益機関がコーディネーターである場合で、且つ、EU 基金を受けている提携第三者がない場合に使用されるオプション3: 第3章、第10条から第15条、第18.1.2条、第20.6条、第23a条、第26.4条、第27.2条、第28.1条[オプション:(追加的利用義務を除く)], [オプション:(追加的利用義務を除く)], 第28.2条、第30.3条、第31.5条および第40条は、[デフォルトのオプション:これらの受益機関][3つのオプションのうちの1つ以上が助成に適用する場合のオプション:[受益機関の短い名称を挿入]]に適用しない。**

[これらの受益機関] [受益機関] は、[これらの受益機関] [受益機関] 自身の費用に関して、第22条に基づく財政的検査、審査および監査を受けない。]

EU 基金を受領しない受益機関は、別の受益機関に現物出資を行うことができる。この場合、第11条および第12条については、それらの受益機関は第三者とみなされる。

**9.2 不遵守の帰結**

EU 基金を受領しない受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、当該受益機関による合意書に対する参加は終了させられる可能性がある(第50条参照)。

そのような違反は、当該受益機関に適用される第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。]

[オプション:該当しない]



## 1. EU 基金を受領しない受益機関

この選択条項は、アクションが EU 基金を受けていない受益機関によって実施される場合、GA に盛り込まれる。

これらの受益機関は、『受益機関』とみなされる (EU 基金を受けていないにもかかわらず) ので、アクションに基づく業務を実行して、GA に基づく大部分の義務を遵守しなければならない。ただし、いくつかの義務は適用されない。

「EU 基金を受領しない受益機関」は通常、次のような第三国の参加者 (すなわち、EU 加盟国でも H2020 関連国でもない参加国<sup>34</sup>)

- **メインワークプログラム**の一般添付書 A に記載のない国、および、
- 欧州委員会/執行機関により例外的な EU 基金を付与されていない (選定手続き中) 国

 第三国参加国の詳細については、オンラインマニュアルを参照。

その作業は別紙 1 に記載されて、その予想される費用 (適格でないにもかかわらず) は別紙 2 に記載される。

受益機関はアクションに参加するとはいえ、GA に基づく義務のすべてが受益機関に適用するというわけではない。(どの義務が適用されるか否かは、助成における受益機関の役割によって、および、EU 基金を受けている提携第三者の存在可否によって決まる)。

<sup>34</sup> 定義については、第 2.1(3) 条、参加規則:「**関連国**」とは、法令 (EU) No 1291/2013 の第 7 条に規定される通り、欧州連合との国際契約の当事者である第三国を意味する。



この表は、EU 基金を受けていない受益機関に適用しない一般 MGA の義務を要約している(各オプションに基づく)。

| Beneficiary                              | Articles 5, 6 — Grant amount, form of grant, reimbursement rates and forms of costs |  |   |   |                       |   |                                |   |   |   |   |   |                                   |  |   |  |
|--|---|--|---|---|-----------------------|---|--------------------------------|---|---|---|---|---|-----------------------------------|--|---|--|
|  | Articles 10 to 15 — Purchases, subcontracting, in-kind contributions, etc           | Article 18, 1, 2 — Keeping records for costs | Article 20, 3, (b) and Article 20, 4, (b) — Financial reports | Article 20, 6 — Currency for financial statements | Article 21 — Payments | Article 22 — Financial checks, reviews and audits | Article 23a — Management of IP | Article 26, 4 and Article 27, 2 — EU ownership to protect results | Article 28, 1 — Obligation to exploit results * | Article 28, 2 — Results contributing to standards | Article 30, 3 — EU/Agency right to object to transfers or licensing | Article 31, 5 — Access rights for EU and MS | Article 40 — Assignment of claims | Article 42 to 44 — Rejection of costs, reduction, recovery | Articles 47 and 48 — Suspension of payments |  |
| オプション 1—コーディネーターではなく、EU 基金を受けている第三者がいらない | X   | X  | X   | X   | X                     | X   | X                              | X   | X   | X   | X   | X   | X                                 | X  | X   |  |
| オプション 2—EU 基金を受けている提携第三者を有する             | X   | X  |   |   | X                     |   |                                |   |   |   |   |   | X                                 |  |   |  |
| オプション 3—コーディネーターだが、EU 基金を受けている提携第三者がいらない | X   | X  | X   |   | X                     |   |                                |   |   |   |   | X   |                                   |  |   |  |

\*追加的利用義務の可能性を除く。それは、該当する場合、有効になったサブオプションである。

これ以外は他の受益機関と同様に扱う。

その他の義務は、通常の受益機関と同様に適用される(例えば、要求された情報の提供やアクションの影響に関する技術チェック、見直し、監査、調査または評価の受入れ、秘密保持、安全関連の義務の遵守、アクションの促進、EU 基金への可視性など)

義務に違反した場合、その参加は終了し、その他第 6 章の措置(費用の却下、助成または回収金の減額を除く)が適用される。

**例:** EU 基金を受領していない EU 以外の受益機関は、別紙 1 で課されるタスクを実行しない。

アクション終了時、実施された部分のアクションのみ⇒ 精算時に欧州委員会は、アクションタスクが適切に実施されていない場合、第 43 条に従って付与される助成金を減額。

さらに、受益機関が基本的な倫理規範に違反⇒ EU または Euratom により出資されるすべての契約または助成を最大で 5 年間除外される(第 45 条を参照)。

- **ベストプラクティス:** 欧州委員会/執行機関は、アクションレベルで(受益機関レベルではなく)EU 基金を受けていない受益機関による義務の違反または不適切な実施の結果を評価する。従って、受益機関は、コンソーシアム契約において、— GA の署名前に—この状況を予測するように助言される。

## 第 10 条—物品、業務およびサービスの購入

## 第 10 条—物品、業務およびサービスの購入

## 10.1 物品、業務およびサービスの購入についての規則

10.1.1 アクションを実施するために必要な場合、受益機関は、物品、業務またはサービスを購入することができる。

受益機関は金額に見合う最も価値の高いもの、または適切な場合最安価となるようにそのような購入を行わなければならない。その際、受益機関は、利益相反を避けなければならない(第 35 条参照)。

[オプション: 更に、購入価値が[...]ユーロを超える場合、受益機関は、以下の規則を遵守しなければならない。  
[...]<sup>23</sup>]

受益機関は、[執行機関、]欧州委員会、欧州会計監査院(ECA)および欧州不正対策局(OLAF)がそれぞれの契約者に対しても第 22 条および第 23 条に基づくそれぞれの権利を行使できるようにしなければならない。

10.1.2 指令 2004/18/EC<sup>24</sup> の意味における「契約当局」または指令 2004/17/EC<sup>25</sup> の意味における「契約事業者」である受益機関は、公共調達に関する適用ある国内法を遵守しなければならない。

## 10.2 不遵守の帰結

受益機関が第 10.1.1 条に基づくその義務に違反した場合、当該契約に関連する費用は不適格となり(第 6 条参照)、却下される(第 42 条参照)。

受益機関が第 10.1.2 条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第 43 条参照)。

それらの違反は、第 6 章に規定されているその他の措置にもつながることもある。

<sup>23</sup> 許可する役員が特定の規則を設定することを決定した場合、当該役員は、契約の価値、ならびにアクション総費用およびリスクに対する EU 出資の相対的規模を考慮して、比例原則に十分配慮しなければならない。特定の規則は、財務規則に規定されている規則に基づいていなければならない。適用ある規定を特定せずに、財務規則を引用することは避けるようにしなければならない。特定の規則は、60,000 ユーロを超える価値の契約の付与についてのみ規定することができる。許可する役員は、リスク評価に基づき、60,000 ユーロを超える基準を設定することができる。

<sup>24</sup> 公共事業契約、公共供給契約および公共サービス契約の落札手続の調整に関する 2004 年 3 月 31 日の欧州議会および理事会指令 2004/18/EC(官報 L 134、2004 年 4 月 30 日 p. 114)。

<sup>25</sup> 水道、エネルギー、運送、および郵便サービスセクターにおいて営業する事業者の調達手続を調整する 2004 年 3 月 31 日の欧州議会および理事会指令 2004/17/EC(官報 L 134、2004 年 4 月 30 日 p. 1)。



## 1. 物品、業務またはサービスの購入

アクションの実施に必要な場合、受益機関は物品、業務またはサービスを購入することができる。

**!** FGA の目的上、『**購買契約**』とは、消耗品および供給品の購入を含む、アクションを実行するために必要な、サービス、業務(すなわち建物)または物品(例えば設備)に関する普通の契約を意味する。

**例(契約)**: コンピュータに関する契約、財務書類の監査証明書に関する契約、文書の翻訳に関する契約、パンフレットの刊行に関する契約、アクションの受益機関が共に働くことができるウェブサイトの作成に関する契約(ウェブサイトの作成がアクション作業でない場合)、会議の準備を行うためのロジスティック支援(例えば、部屋、ケータリングの準備)に関する契約(これが、別紙 1 に記載されているアクション作業でない場合)、IPR コンサルタント/代理業者の雇用に関する契約。

購買契約、下請け、有償の現物出資と提携第三者による実施との間の相違は、第 8 条で説明される。.

**購買契約の特徴：**

- それらは通常、費用および範囲で制限される。

 第10条には、追加の費用適格条件（第10.1.1条）および『他の義務』（第10.1.2条）の両方を含む。

**2.追加の適格条件: 価格以上の価値または最低価格**

受益機関は、提案されるサービス、物品または業務の質を考慮して、その基準を価格以上の価値（「**最大の費用対効果**」とも呼ぶ）または最低価格に置かなければならない。

この要件は、物品、業務またはサービスの購入の費用に対する、第6.1(a)(vii)条に定められる一般費用適格条件の単なる適用である（すなわち、その費用は合理的であり、且つ、堅実な財務管理の原則に従っていなければならない）。この要件は、一般費用適格条件第6.1(a)(vii)（適格であるためには、費用は妥当で健全な財務管理の原則に従うものでなければならない）を物品、業務またはサービスの購入費用に適用したに過ぎない。

金額に見合う最高の価値の原則は、すべての場合において、**競争的選択手続き**を必要とするというわけではない。（ただし、受益機関がいくつかの申し出を要請しなかった場合、受益機関は、それにもかかわらず、どのようにして金額に見合う最高の価値が保証されたかについて示さなければならない。）

最大の費用対効果のためには、技術的品質、経常費、納入時期、販売後のサービスおよび技術支援などの品質基準と同様、価格が重要な点であるが、必ずしも**最低価格**の提案を自動的に選択するということではない。（ただし、契約が条件を満たし、最低価格をつけた会社に付与される場合は、自動的な付与手続きとして最低価格の選定が適切である。）

*例: 消耗品の電子入札*

費用対効果の分析をうまく行うために、「品質」を定義した基準は明確かつ購入の目的に沿ったものでなければならない。

場合によって（かつ60,000ユーロを超える価値の契約に対してのみ）、欧州委員会/執行機関は、（契約およびEU出資の規模を考慮して財務上のリスクの可能性に鑑み）**追加条件**を設定することがある。この条件も、ワークプログラム/指令に下請費用のための特別な適格条件として記載されなければならない、自身の調達契約に関して欧州委員会に適用される規則に基づいていなければならない。

*例（追加条件）: 受領する提案の最低数; 公的機関誌またはインターネット、国内紙などの特定のメディアでの公示*

**3.追加の適格条件: 契約者の管理（欧州委員会/執行機関、ECA および OLAF）— アクションの影響評価**

受益機関は、欧州委員会/執行機関、欧州会計監査院(ECA)および欧州不正対策局(OLAF)が契約者に関するチェック、見直し、監査および調査を実行する権利を有することを確認する（第22条を参照）。

受益機関はまた、欧州委員会/執行機関が第23条に基づくアクションの影響を評価する権利を有することを確認する。

この義務が契約者によって受け入れられるようにするのは受益機関の責任である（例えば、契約者がアクセスを拒否し、欧州委員会/執行機関が費用の適格性を検証できない場合、これは却下される）。

#### 4. 'その他の義務: 国内の調達規則の遵守

「契約機関」または「契約団体」である受益機関（EU の公式調達指示書 2004/18/EC<sup>35</sup> および 2004/17/EC<sup>36,37</sup>—またはこの指示書に代わる EU の法令の意味において<sup>35</sup>）は何よりも適用される**公共の調達に関する国内法**を遵守しなければならない。この規則は通常、適用される契約の種類に対する特別な調達手続きを規定する。

「契約機関」とは、公共の法に支配される国家、地方または地域の機関、公共の法に支配される団体、当該機関の 1 つまたは複数によって形成される協会または公共の法に支配される当該団体の 1 つまたは複数を意味する（指示書 2004/18/EC 第 1 (9) 条を参照）。

「公共の法に支配される団体」には、国家、地方もしくは地域の機関に大半が出資されている団体、または公共の法に支配される団体およびこれらの団体に支配される主体も含まれる（完全な定義については、指示書の第 1 (9) 条を参照）。

「契約主体」とは、設備部門（水、エネルギー、輸送、郵便サービス）で作業する主体を意味する。これは契約機関、公共事業または特別もしくは独占的な権利に基づいて働く主体でもよい（完全な定義については、指示書 2004/17/EC の第 2 条を参照）。

#### 特定の場合（購入品）:

- **枠組み契約または下請け**—これが受益機関の通常の慣行である場合、プロバイダを選択するために枠組み契約を使用することができる（例えば一種の物品に対して）。適格にする目的で、枠組み契約は、金額に見合う最高の価値および利益の衝突の不存在に基づきもたらされる必要がる（もたらされた筈である）。枠組み契約は、アクションの開始前に必ずしも締結される必要はない。

<sup>35</sup> 公共事業契約、公的供給契約および公共サービス契約の付与のための手続きの調整に関する欧州議会および 2004 年 3 月 31 日の会議における公共調達指示書 2004/18/EC (OJ L 134, 30.4.2004, p. 114)。

<sup>36</sup> 水、エネルギー、輸送および郵便サービス部門で作業する主体の調達手続きの調整に関する欧州議会および 2004 年 3 月 31 日の会議における公共調達指示書 2004/17/EC (OJ L 134, 30.4.2004, p. 1)。

<sup>37</sup> D 指令 2009/81/EC は、指令 2004/17/EC および 2004/18/EC の定義を使用している（指令 2009/81/EC の第 1 条(17)を参照）。

<sup>38</sup> 公共調達に関する 2014 年 2 月 26 日の欧州議会の公共調達指示書 2014/24/EU (OJ L 94, 28.3.2014, p. 65) および水、エネルギー、輸送および郵便サービス部門で作業する主体の調達手続きに関する 2014 年 2 月 26 日の欧州議会の公共調達指示書 2014/25/EU (OJ L 94, 28.3.2014, p. 243) を参照

## 第 11 条—有償で第三者から提供された現物出資の使用

## 第 11 条—有償で第三者から提供された現物出資の使用

## 11.1 有償の現物出資の使用についての規則

アクションを実施するために必要な場合、受益機関は、**有償**で第三者から提供された**現物出資**を使用することができる。

**受益機関は**、現物出資の**支払に関連する費用を**、出向者、出資設備、施設もしくはその他の資産、またはその他の出資物品およびサービスのための**第三者の費用を上限として**、適格として**申告することができる**(第 6.1 条および第 6.2 条参照)。

**第三者およびそれぞれの出資は、別紙 1 に記載されなければならない。**ただし、**[欧州委員会][執行機関]**は、以下の場合、**変更**(第 55 条参照)**を行わずに**、別紙 1 に記載されていない現物出資を**承認**することができる。

—定期技術報告において具体的に正当化されている。および

—それらを使用することにより、助成を付与する決定が疑問となり、または申請者の平等取扱原則の違反となるような合意書の変更が生じない。

受益機関は、**[執行機関]**、**欧州委員会**、欧州会計監査院(**ECA**)および欧州不正対策局(**OLAF**)が**第三者**に対しても第 22 条および第 23 条に基づくそれぞれの権利を行使できるようにしなければならない。

## 11.2 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、現物出資の支払に関連する費用は不適格となり(第 6 条参照)、却下される(第 42 条参照)。



## 1. 有償の現物出資

アクションの実施に必要な場合、受益機関は、第三者から有償で提供された現物出資を使用することができる。

「第三者」とは、GA に署名していない法主体を意味する(第 1 条を参照)。

本条では、受益機関が**有償**で受領する「現物出資」(すなわち、第三者からその処分を受益機関の裁量に任された金銭以外の資源)について述べる(この場合、受益機関は支払いを行うため、費用が発生する)。

**例:** 研究を行うために病院から大学に提供された医療機器

本条および第 12 条の両方だけが現物出資を参照している。それらは、別紙 1 に記載されているアクション作業(第 14 条を参照)の一部を実行している提携第三者の場合には関係しない。本条および第 12 条では現物出資についてのみ述べ、別紙 1 (第 14 条参照)のアクションの業務の一部を実行する提携第三者の場合には関わっていない。

**!** 第 11 条は、追加の費用適格条件を含む。



## ■ 2.追加の適格条件: 第三者の費用を上限とする第三者への支払費用

受益機関は、他の適格条件が満たされる場合（具体的には第6.1条および第6.2条を参照、例えば、アクションのために必要である、受益機関の勤定書に記録される、など）、現物出資（例えば第三者からの請求書）を支払うためにその費用を申告することができるが、最高でも実際に第三者が負担した費用のみ申告できる。

上限（第三者の実費）については、通常、直接費用のみが考慮される。

第三者が負担した直接費用は、単位費用<sup>39</sup> または一括金とすることはできない（すなわち、第三者の会計で特定可能かつ検証可能でなければならない）。従って、受益機関は、例えば給与を受領していない SME 所有者または自然人に対する単位費用としてこの費用を使うことはできない。

第三者が負担した実費を算出する場合、第三者の間接費用は、以下のいずれかである。:

- リソース（現物出資）が受益機関の建物で使用される場合、考慮されない、または
- 現物出資が第三者の建物で使用される場合、25%の定率を使用することにより考慮される。この場合、実際に第三者が負担した直接費用は、その費用に関して25%の定率を増加させることができる。

### 例（第三者の間接費用は認められない）

研究者が法主体により受益機関に出向している。この研究者は受益機関のためにその敷地で勤務している。第三者は研究者の直接費用（給与および関連の社会保険費として50,000ユーロ）を計上し、受益機関により償還された。

さらに、受益機関は200,000ユーロの適格な直接費を有する。第三者の直接費用は50,000ユーロと同額である。

受益機関が申告する全適格費用は、次の通りである。

- 適格な全直接費用: 200,000ユーロ（受益機関の直接費用）+ 50,000ユーロ（第三者の直接費用の上限額）= 250,000ユーロ
- 適格な間接費用: 250,000ユーロの25%\* = 62,500ユーロ。作業の下請はなく、第三者による財政支援もない。

受益機関が申告する適格な費用総額: 250,000ユーロ + 62,500ユーロ = 312,500ユーロ

### 例（第三者の直接費用に間接費用のための25%の定率を加える）

法主体は、受益機関がアクションのために必要とする設備または特別な一部のインフラストラクチャーを利用できるようにする。第三者は、この直接費用および間接費用の全額を計上し、受益機関により償還を受ける。

第三者の費用は、実際の直接費用である20,000ユーロに実際の間接費用である8,000ユーロを加えた額である。これは、受益機関がアクションに対し申告できる費用である。しかし、H2020のアクションの間接費用は、適格な直接費用の25%の定率を基に償還される（GAの第6.2条に示される計算方法により）ため、受益機関は、有償の現物出資に関する適格費用として、20,000ユーロ（第三者の直接費の支払）+ 5,000ユーロ（第三者の間接費用の上限として）（20,000ユーロの25%の定率）= 25,000ユーロとなる。

さらに、受益機関は200,000ユーロの適格な直接費用を有している。受益機関が申告する適格な費用総額は、次の通りである。

- 適格な直接費用の総額: 200,000ユーロ（受益機関の直接費用）+ 25,000ユーロ（有償の現物出資の適格費用）= 225,000ユーロ
- 適格な間接費用: 50,000ユーロ = 200,000ユーロの25%\*（受益機関の敷地内で使用されなかった現物出資の費用を除く受益機関の直接費用）。作業の下請はなく、第三者による財政支援もない。

受益機関が申告する適格な費用総額: 225,000ユーロ + 50,000ユーロ = 275,000ユーロ

監査によって、受益機関が申告した費用が第三者の負担した実際の費用よりも高いことが判明した場合、（受益機関が実際に支払った額に対応している場合であっても）差分は不適格として却下される。

<sup>39</sup> 特定の条項が適用する臨床研究を行うための単位費用を除く（第6.2.F条に基づく『特定の費用類型—臨床研究のための費用』を参照）



### 3. 追加の適格条件: 第三者およびその出資が別紙 1 に定められていること—簡略化された承認手続き


**第三者の現物出資**(すなわち金銭以外の資源)およびその現物出資に**予算化された費用**の見積は、GA の別紙 1 に定められていなければならない。

**新しい現物出資**— GA の署名時に第三者の現物出資の必要性が知られていなかった場合、コーディネーターは、これを別紙 1 に組み込むために GA の改定を要求しなければならない。例外的に、欧州委員会/執行機関は、GA を正式に改定することなく別紙 1 に記載されていない現物出資の支払に関連する費用を承認することができる。(『簡略化された承認手続き』)。

*例:* H2020 のアクションの実施 2 年目の機関に、アクションのために作業するチームに新しい研究者が参入した。受益機関は、この研究者が公共の研究センターから受益機関(大学)に出向してきたことをコーディネーターに伝えず、そのために GA は(これを別紙 1 に記載するために)改訂されない。この研究者が実行した業務を記載した技術報告書で、これらの状況が説明され、正当化された。

現物出資がプロジェクトの性質を本質的に変える恐れがある場合(プロジェクトが依然として(本質的に)選定されたものと同じであるか否かについて、または受益機関が依然としてアクションを実行するための運営能力を有しているか否かについて疑義がある場合)、承認は付与されない。

*例(非承認):* ある提案に、一流の研究所を所有し、招聘された分野に特化した技術者のチームを雇用した受益機関が含まれていた。この提案はアクションにおけるこの研究所の参加により得られる価値を考慮して評価を経て選定された。GA が署名されたが、その後、受益機関は欧州委員会に通知せず、GA を改定せずに他の第三者の研究所で試験を実行することを決定した。

 承認は、欧州委員会/執行機関の裁量であり、それに対する自動的な資格はない。『簡略化された承認手続き』を当てる受益機関は、欧州委員会/執行機関による非承認および費用の却下の全リスクを負う。

### 4. 追加の適格条件: 第三者に対する管理(欧州委員会/執行機関、ECA および OLAF) — アクションの影響評価

受益機関は、欧州委員会/執行機関、欧州会計監査院(ECA)、欧州不正対策局(OLAF)が第三者に対し点検、検討、監査、および調査を行うこと(第 22 条を参照)、かつ、とりわけその基本的な費用を監査する権利を有することを確認しなければならない。

また、欧州委員会/執行機関が第 23 条に基づきアクションの影響を評価する権利を有することを確認しなければならない。

この義務を第三者に受け入れてもらうようにすることは、受益機関の責任である(例えば、アクセスを拒否したために欧州委員会/執行機関が費用の適格性を検証できない場合、費用は却下される)。

## 第 12 条—無償で第三者から提供された現物出資の使用

## 第 12 条—無償で第三者から提供された現物出資の使用

## 12.1 無償の現物出資の使用についての規則

アクションを実施するために必要な場合、受益機関は、**無償**で第三者から提供された**現物出資**を使用することができる。

**受益機関**は、出向者、出資設備、インフラストラクチャーもしくはその他の資産、またはその他の出資物品およびサービスのために**第三者が負担した費用**を第 6.4 条に従って適格として**申告することができる**。

第三者およびそれぞれの出資は、別紙 1 に記載されなければならない。ただし、**[欧州委員会][執行機関]**は、以下の場合、変更(第 55 条参照)を行わずに、別紙 1 に記載されていない現物出資を承認することができる。

—定期技術報告において具体的に正当化されている。および

—それらを使用することにより、助成を付与する決定が疑問となり、または申請者の平等取扱原則の違反となるような合意書の変更が生じない。

受益機関は、**[執行機関]**、**[欧州委員会]**、欧州会計監査院 (ECA) および欧州不正対策局 (OLAF) が第三者に対しても第 22 条および第 23 条に基づくそれぞれの権利を行使できるようにしなければならない。

## 12.2 法令違反の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、現物出資の支払に関連して第三者が負担した費用は不適格となり(第 6 条参照)、却下される(第 42 条参照)。

そのような違反は、第 6 章に規定されているその他の措置にもつながることもある。



## 1. 無償の現物出資

アクション実施のために必要な場合、受益機関は第三者から無償で提供された**現物出資**を使用することができる。

本条では、第三者が受益機関に対し**無償**で(すなわち、第 11 条に記載される場合と反対に支払がなく)その資源を利用できるようにする場合について述べる。(この場合、受益機関は支払をせず、従って受益機関に費用は発生しない)

**例 (第三者により無償で提供される現物出資):**

公立大学に教授として勤務する公務員の場合。その給与は受益機関(大学)ではなく政府(省)によって支払われる。受益機関はこの給与が第三者に(省/政府)によって支払われたものであっても、これを財務諸表で申告する。

受益機関の管理/財務業務を扱うために設立された財団、スピンオフによる新会社など。これは通常、受益機関によって設立または管理され、受益機関の財務管理を担当し、アクションの学術/技術上の業務を実行しない法主体である場合が多い。この第三者は、ほとんどの場合、こうした公共団体の財務管理を向上させ、合理化することを目的として、受益機関の RTD アクションへの参与の財務および管理— 職員の雇用および支払、機器、消耗品などの購入に関連する事項— を扱う。

 第12条には、追加の費用適格条件を含む。

## ■ 2.追加の適格条件: 第三者の費用

受益機関は、第12.1条および第6.4条に定める適格条件を満たしている場合（第三者に実際に発生したこと、アクションに必要であること、アクションの継続期間中に発生したことなど）、現物出資に関する第三者の費用を申告することができる。

これらの費用は、第三者の会計に記録しなければならない。通常、第三者の直接費用のみ、申告することができる。

これらの直接費用は、単位費用<sup>40</sup>または一括払いに基づくことはできない（例えば、それは、第三者の勤定書で確認可能且つ証明可能でなければならない）。このように、例えば、受益機関は、給料を受け取っていないSME所有者または自然人に対して単位費用を使用することはできない。

第三者が負担した実費を算出する場合、第三者の間接費用は、以下のいずれかである。:

- リソース（現物出資）が受益機関の建物で使用される場合、考慮されない、または
- 現物出資が第三者の建物で使用される場合、25%の定率を使用することにより考慮される。この場合、実際に第三者が負担した直接費用は、その費用に関して25%の定率を増加させることができる。

間接費用がこのようにして請求された場合、受益機関は、自己の間接費用を算出するために、二度それらを含めることはできない。

無償の現物出資はまた、受領額（第5.3.3(c)条を参照）として申告されなければならない—出資に関して、第三者費用として申告された金額によって上限を定められる。

監査によって、受益機関が申告した直接費用が第三者の負担した費用よりも高いことが判明した場合、差分は不適格として却下される。

## 3.追加の適格条件: 別紙1に定める第三者およびその出資— 簡略化された承認手続き

第三者、その現物出資、および現物出資に予算化された費用の見積は、GAの別紙1に記載されなければならない。

**新しい現物出資**— GAの署名時に第三者の現物出資の必要性が知られていなかった場合、コーディネーターは、これを別紙1に組込むためにGAの改定を要求しなければならない。例外的に、欧州委員会/執行機関は、GAを正式に改定することなく別紙1に記載されていない現物出資の支払に関連する費用を承認することができる。（『簡略化された承認手続き』、第11条を参照）。

## 4.追加の適格条件: 第三者に対する管理（欧州委員会/執行機関、ECA および OLAF による） — アクションの影響評価

<sup>40</sup> 特定の条項が適用する臨床研究を行うための単位費用を除く（第6.2.F条に基づく『特定の費用類型—臨床研究のための費用』を参照）

受益機関は、欧州委員会/執行機関、欧州会計監査院(ECA)、欧州不正対策局(OLAF)が第三者に対し点検、検討、監査、および調査を行うこと(第22条を参照)、かつ、とりわけその基本的な費用を監査する権利を有することを確認しなければならない。

また、欧州委員会/執行機関が第23条に基づきアクションの影響を評価する権利を有することを確認しなければならない。

この義務を第三者に受け入れてもらうようにすることは、受益機関の責任である(例えば、アクセスを拒否したために欧州委員会/執行機関が費用の適格性を検証できない場合、費用は却下される)。

## 第 13 条—下請業者によるアクションタスクの実施

**第 13 条—下請業者によるアクションタスクの実施****13.1 アクションタスクを下請に出すことについての規則**

13.1.1 アクションを実施するために必要な場合、受益機関は、別紙 1 に記載されている一定のアクションタスクの実施を対象とする下請契約を与えることができる。

下請は、アクションの限定的な部分のみを対象とすることができる。

受益機関は、一番の値打ち物、または適切な場合には最安価となるように、下請契約を与えなければならない。

その際、受益機関は、利益相反を避けなければならない(第 35 条参照)。

[オプション: 更に、下請契約の価値が[...]ユーロを超える場合、受益機関は、以下の規則を遵守しなければならない。[...]。<sup>26</sup>]

[PCP または PPI が関与するアクションについてのオプション: また、商用前調達(PCP)または革新的ソリューションの調達(PPI)については、受益機関は、少なくとも以下を含む透明な非差別的手続をとらなければならない。

(i) 「事前情報通知(PIN)」を通じて欧州連合官報に公表され、広く奨励および宣伝されている「オープン市場協議」

(ii) 欧州連合官報に公表され、広く奨励および宣伝されている最短でも 2 か月の入札受付期限を認める「契約通知」

(iii) 下請契約を実施するための実務的立ち上げを説明した機能または性能に基づく仕様(オープン市場協議の結果を考慮に入れた)に基づいた「入札募集」

(iv) 入札の客観的かつ非差別的な評価を行うことおよび金額に見合った最高の価値を提案する入札に下請契約を落札させること

(v) 欧州連合官報に公表される「契約落札通知」

受益機関はまた、下請に関して公表されるすべての事前情報通知、契約通知、または契約落札通知に、以下の責任否認を記載するようにしなければならない。

「本調達は、助成合意書(番号)号に基づき欧州連合の Horizon 2020 研究イノベーションプログラムに基づく資金を受領している。ただし、EU は、本調達に契約当局として参加していない。」

[PPI が関与するアクションについてのみのオプション: PPI 入札手続への参加は、EU 加盟国、関連国、および EU が公共調達の分野において協定を有するその他の国からの入札に対して同等の条件で開かれなければならない。WTO 政府調達協定が適用される場合、PPI 下請契約はまた、本契約を批准した加盟国からの入札に対しても開かれなければならない。

革新的ソリューションの調達(PPI)が、先行する PCP 共同資金調達アクションの期間内に開発された試作品および/または試験用品一式の購入である(かつ購入に限定されている)場合、受益機関は、上記ポイント(a)、(b) およびに基づくオープン市場協議、契約通知および契約落札通知を行う必要はない。この場合、当該受益機関は、指令 2004/18/EC および 2004/17/EC' に基づく公表なき交渉手続に従って、少なくとも 3 供給者(先行する PCP に参加した供給者を含む)から入札を募集しなければならない。]

[PCP が関与するアクションについてのみのオプション: 商用前調達ののための下請契約には、以下が規定されなければならない。

— 下請者が生み出した成果についての知的財産権を当該下請者が所有すること。

— 購入者が自己使用のために一使用料なしで一成果にアクセスする権利。

— 公正で合理的な条件で一(再実施権なしで)一成果を利用するために第三者に非独占的ライセンスを付与する(または付与することを下請者に要求する)購入者の権利。

— 下請契約に規定されている期間内に下請者が成果を商業的に使用しなかった場合に、PCP の間に下請者が生み出した成果についての知的財産権の所有権を購入者に譲渡する下請者の義務。

—概要を公表し、—研究開発が完了し、下請者と協議した後に—成果の概要および PCP の最終段階を成功裏に完了した下請者のアイデンティティーを公表する購入者の権利。

受益機関は、下請者が実施する研究開発作業(主要研究者の作業を含む)の大半が、EU 加盟国または関連国において行われるようにしなければならない(「実施場所義務」)。

**各下請契約についての実施されるタスクおよび予測費用は、別紙 1 に記載されなければならない**、受益機関毎の予測下請費用総額は、**別紙 2 に記載されなければならない**。ただし、[欧州委員会][執行機関]は、以下の場合、**変更(第 55 条参照)を行わず**に、別紙 1 および 2 に記載されていない下請契約を承認することができる。

—定期技術報告において具体的に正当化されている。および

—それらを使用することにより、助成を付与する決定が疑問となり、または申請者の平等取扱原則の違反となるような合意書の変更が生じない。

**[分類された結果についてのオプション: 分類された結果は、[欧州委員会][執行機関]による明示的承認(書面による)後にのみ下請させることができる(第 37 条参照)。]**

受益機関は、[執行機関]、欧州委員会、欧州会計監査院(ECA)および欧州不正対策局(OLAF)がそれぞれの下請人に対しても第 22 条および第 23 条に基づくそれぞれの権利を行使できるようにしなければならない。

13.1.2 受益機関は、第 35 条、第 36 条、第 38 条および第 46 条に基づくそれぞれの義務が下請者にも適用されるようにしなければならない。

指令 2004/18/EC の意味における「契約当局」または指令 2004/17/EC の意味における「契約子事業体」である受益機関は、公共調達に関する適用ある国内法を遵守しなければならない。

### 13.2 法令違反の帰結

受益機関が第 13.1.1 条に基づくその義務に違反した場合、当該下請に関連する費用は不適格となり(第 6 条参照)却下される(第 42 条参照)。

受益機関が第 13.1.2 条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第 43 条参照)。

それらの違反は、第 6 章に規定されているその他の措置にもつながることもある。

<sup>26</sup> 許可する役員が特定の規則を設定することを決定した場合、当該役員は、契約の価値、ならびにアクション総費用およびリスクに対する EU 出資の相対的規模を考慮して、比例原則に十分配慮しなければならない。特定の規則は、財務規則に規定されている規則に基づいていなければならない。適用ある規定を特定せずに財務規則を引用することは避けるようにしなければならない。特定の規則は、60,000 ユーロを超える価値の契約の付与についてのみ規定することができる。許可する役員は、リスク評価に基づき、60,000 ユーロを超える基準を設定することができる。

<sup>27</sup> 指令 2004/18/EC 第 28 条および第 31(2)(a) 条、ならびに指令 2004/17/EC 第 40(3)(b) 条参照。





## 1. 下請

アクションを実施するために必要な場合、受益機関は、別紙1に記載されている特定のアクションタスクの実施を対象とする下請契約を付与することができる。

**⚠ GAの目的に照らして、「下請契約」とは、別紙1にアクションタスクとして特定されている物品、業務またはサービスの購入のための契約である。**

**例（下請）：** 別紙1に記載される研究またはイノベーション作業（の一部）に関する契約。

購買契約、下請、有償の現物出資と提携第三者による実施との間の相違は、第8条で説明される。

### 下請け契約の特徴:

- 「業務条件」に基づく  
つまり、下請人は、通常利益を含む価格を計上するという意味である（そのため、「提携第三者」とは区別される。第14条参照）。
- 下請人は、受益機関の直接の監督なしで業務を行い、階層的に受益機関に従属しない（—これにより、それと企業内のコンサルタントによって行われるアクション作業を区別する、第6.2.A.2条を参照）下請人は、受益機関の直接の監督なしに作業し、序列において受益機関の下位にはない。この点において、下請契約は社内コンサルタントが実施するアクションタスクと区別される（第6.2.A.2条を参照）。
- 下請人の動機づけは金銭上のものであり、研究作業そのものではない。下請人は、その作業の対価として受益機関から支払いを受ける。
- EU/Euratom に対して、下請に出された作業の責任は完全に受益機関にある。受益機関は、下請人が実行したタスクも含め、GAに基づくすべての権利義務に関して引き続き責任を負う。下請人は、（GAの他の受益機関に対する義務を履行し、GAの他の義務を尊重することができるよう）特に下請人が生み出した知的財産が受益機関に復属することを定める。
- ☐ 下請人は、欧州委員会または他の受益機関（契約関係にない）に対して何らの権利義務をも負わない。

### 例（下請け契約）:

アクションタスクとして別紙1に記載されている場合、高温下での新部品の抵抗に関する試験および分析

**限定された部分のアクションのみが下請けに出される。**— PCP/PPIに関与するアクションを除く（PCP/PPIアクション作業は定義上完全に下請けに出されるため）。

より厳しい規定が、『EU 極秘文書』である情報、または、GAの別紙1における『セキュリティ推奨』の対象となる情報に適用される（第37条を参照）。

**⚠ 第13条には、追加の費用適格条件（第13.1.1条）および『他の義務』（第13.1.2条）の両方を含む。**

## 2.追加の適格条件: 価格以上の価値または最低価格

受益機関は提案されたサービスの質を考慮して、下請の基準を価格以上の価値(またはいわゆる「最大の費用対効果」)または最低価格に置かなければならない。

この要件は、物品、業務またはサービスの購入の費用に対する、第 6.1(a)(vii) 条に定められる一般費用適格条件の単なる適用である(すなわち、その費用は合理的であり、且つ、堅実な財務管理の原則に従っていなければならない)。

金額に見合う最高の価値の原則は、すべての場合において、競争的選択手続きを必要とするというわけではない。(ただし、受益機関がいくつかの申し出を要請しなかった場合、受益機関は、どのようにして金額に見合う最高の価値が保証されたかについて示さなければならない。)

最大の費用対効果のためには、価格が重要な点である(技術的品質などの品質基準と同様)が、必ずしも最低価格の提案を自動的に選択するということではない。ただし、契約が条件を満たし、最低価格をつけた会社に付与される場合は、自動的な付与手続きとして最低価格の選定が適切である。

費用対効果の分析をうまく行うために、「品質」を定義した基準は明確かつ購入の目的に沿ったものでなければならない。

## 3.PCP または PPI が参与するアクションに関する追加の適格条件

アクションが事前の商業的調達(PCP)または革新的解決の調達(PPI)に関与する場合、この追加のオプションは GA に挿入される。研究とイノベーションアクション、またはイノベーションアクションを混同しないことが重要であり、PCP または PPI には [PCP/PPI 共同出資アクション](#) を参与させる。後者に関して、アクションの主要な目的は、研究および開発(研究開発)サービス(PCP の場合)または革新的解決(PPI の場合)の単一の公的調達の実施である。

補則は、[H2020 MGA PCP/PPI 共同出資](#) から鍵となる義務を描写している。


## 4.4. 追加適格条件: 別紙 1 に定めるタスク—別紙 2 に定める下請費用の総額—簡略化された承認手続き

実施されるべきタスクおよび各下請契約の見積費用を別紙 1 に定めなければならない。

これは、別紙 1 で特定しなければならない下請人が実行すべき業務(アクションタスク)である。原則的には、下請人の身元を示す必要はない。

この定めには各下請の見積費用も記載しなければならない。

さらに、アクションに固有の特徴を考慮に入れて、下請契約の必要性を説明しなければならない。

 助成署名時に下請人の名称がわかる場合、受益機関は別紙 1 に名称を示すことができる。ただし、下請人の名称が別紙 1 で示されるということは、特定の下請人を欧州委員会が承認したことを意味しない。例えば、金額に見合う最高の価値に基づいて下請人が選択されなかった場合、欧州委員会は、その名称が別紙 1 に示された場合であっても費用を却下することができる。

加えて、受益機関ごとの下請契約に関する見積総額を別紙 2 の見積費用の表に示さなければならない。


**新しい下請契約** — GA の署名時点で下請契約の必要性が定められていなかった場合、コーディネーターは、これを別紙 1 および 2 に組込むために GA の改定を要求しなければならない。例外的に、欧州委員会/執行機関は、GA を正式に改定することなく別紙 1 および 2 に記載されていない下請契約の支払に関連する費用を承認することができる。『簡略化された承認手続き』。

新しい下請契約は定期技術報告書（「定められなかった下請人」の項）に記載され、説明されなければならない。

下請契約がプロジェクトの性質を本質的に変える恐れがある場合（プロジェクトが依然として（本質的に）選定されたものと同じであるか否かについて、または受益機関が依然としてアクションを実行するための運営能力を有しているか否かについて疑義がある場合）、承認は付与されない。

**例（承認）:** 受益機関は、特定の分野に特化した職員を失い、その結果として、もともと自身で実行する予定であったタスクを下請けに出すことを決めた。受益機関はこの事実をコーディネーターに伝え損ない、そのために GA が改訂されなかった。この状況は報告書で正当化され、欧州委員会によって承認された。

**例（非承認）:** 本来の受益機関がコンソーシアムを離れ、コーディネーターがこの受益機関のタスクをすべて下請に出したアクション

 承認は、欧州委員会/執行機関の完全な裁量であり、それに対する自動的な資格はない。『簡略化された承認手続き』を当てにする受益機関は、欧州委員会/執行機関による非承認および費用の却下の全リスクを負う。

## 5.追加の適格条件: 下請人に対する管理(欧州委員会/執行機関、ECA および OLAF) — アクションの影響評価

受益機関は、欧州委員会/執行機関、欧州会計監査院(ECA)および欧州不正対策局(OLAF)が契約者に関する点検、検討、監査および調査を実行する権利を有することを確認する(第 22 条を参照)。

受益機関はまた、欧州委員会/執行機関が第 23 条に基づくアクションの影響を評価する権利を有することを確認する。

この義務が下請人によって受け入れられるようにするのは受益機関の責任である(例えば、下請人がアクセスを拒否し、欧州委員会/執行機関が費用の適格性を検証できない場合、費用は却下される)。

## 6.その他の義務: 下請人への GA に基づく義務範囲の拡大

受益機関は、下請人が GA に基づく特定の義務に従うことを保証しなければならない。

### 下請人に敷衍されなければならない義務:

- 利益相反を避けること(第 35 条を参照)
- 秘密保持(第 36 条を参照)
- アクションの促進および EU 基金への可視性(第 38 条を参照)
- 損害賠償責任(第 46 条を参照)。

**ベストプラクティス:** この義務を満足するために、受益機関は、第三者に対し契約的取決めを課さなければならない。

## 7.その他の義務: 国内調達規則

「契約機関」または「契約団体」である受益機関（EU の公式調達指示書 2004/18/EC および 2004/17/EC<sup>41</sup> — またはこの指示書に代わる EU の法令の意味において<sup>36)</sup>）は何よりも適用される公共の調達に関する国内法を遵守しなければならない。この規則は通常、適用される契約の種類に対する特別な調達手続きを規定する。

「契約機関」とは、公共の法に支配される国家、地方または地域の機関、公共の法に支配される団体、当該機関の 1 つまたは複数によって形成される協会または公共の法に支配される当該団体の 1 つまたは複数を意味する（指示書 2004/18/EC 第 1(9)条を参照）。

「公共の法に支配される団体」には、国家、地方もしくは地域の機関に大半が出資されている団体、または公共の法に支配される団体およびこれらの団体に支配される主体も含まれる（完全な定義については、指示書の第 1(9)条を参照）。

「契約主体」とは、設備部門（水、エネルギー、輸送、郵便サービス）で作業する主体を意味する。これは契約機関、公共事業または特別もしくは独占的な権利に基づいて働く主体でもよい（完全な定義については、指示書 2004/17/EC の第 2 条を参照）。

### 特定の事例（下請）

**受益機関の間の下請契約**— 同一の GA 内では禁止されている。すべての受益機関はアクションに貢献し、アクションから利益を得る。ある受益機関が作業の一部を実行するために他の受益機関のサービスを必要とする場合、その作業に対する費用を申告すべきであるのは後者の受益機関である。

**関係会社への下請**— 枠組み契約を結んでいるかまたはその関係会社が通常のプロバイダである場合で、且つ、下請契約が市況で価格を決められた場合を除いて、許可されない。その他の場合、関係会社はアクションに参加することができるが、第 14 条に基づき提携第三者として特定されなければならない、また自分自身の費用を申告しなければならない。

**コーディネーターの調整作業**（例えば、資金の分配、報告の審査、および第 41.2(b)条に記載される他の作業）— 下請けすることができない。コーディネーターの他の活動は、原則として下請けすることができる。

- **枠組み契約または下請契約**— 枠組み契約は、これが受益機関の通常の慣行である場合（例えば一種のサービスに対して）、プロバイダを選択するために使用することができる。適格にする目的で、枠組み契約は、金額に見合う最高の価値および利益の衝突の不存在に基づきもたらされなければならない（もたらされたはずである）。枠組み契約は、アクションの開始前に必ずしも締結される必要はない。

<sup>41</sup> 指令 2009/81/EC は、指令 2004/17/EC および 2004/18/EC の定義を使用している（指令 2009/81/EC の第 1 条(17)を参照）。

<sup>42</sup> 指令 2014/24/EU および 2014/25/EU を参照。

## 第14条—提携第三者によるアクションタスクの実施

## 第14条—提携第三者によるアクションタスクの実施

## 14.1 アクションの一部を実施するために提携第三者に頼ることについての規則

【オプション：14.1.1 以下の関連組織<sup>28</sup> および受益機関と法的つながりのある第三者<sup>29</sup>（「提携第三者」）は、別紙1においてそれぞれに割り当てられているアクションタスクを実施することができる。

- [受益機関の略称]に関連またはつながっている[組織の名称(略称)][連帯責任が要求された場合のオプション：当該組織が、受益機関との連帯責任を受諾した場合(別紙3a参照)。]
- [受益機関の略称]に関連またはつながっている[下請の名称(略称)][連帯責任が要求された場合のオプション：当該組織が、受益機関との連帯責任を受諾した場合(別紙3a参照)。]
- [更なる提携第三者について同様。]

提携第三者は、第6.3条に従って、アクションタスクを実施するためにそれぞれが負担した費用を適格として申告できる。

受益機関は、[執行機関、]欧州委員会、欧州会計監査院(ECA)および欧州不正対策局(OLAF)がそれぞれの提携第三者に対しても第22条および第23条に基づくそれぞれの権利を行使できるようにしなければならない。

14.1.2 受益機関は、第18条、第20条、第35条、第36条および第38条に基づくそれぞれの義務が提携第三者にも適用されるようにしなければならない。

## 14.2 不遵守の帰結

受益機関が第14.1.1条に基づくその義務に違反した場合、提携第三者の費用は不適格となり(第6条参照)、却下される(第42条参照)。

受益機関が第14.1.2条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第43条参照)。

それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。]

【オプション：該当しない】

<sup>28</sup> 定義については、参加規則規則1290/2013号第2.1(2)条の以下の規定を参照。「関連組織」とは、以下の法人を意味する。

- 参加者の直接または間接的な支配下にある。または
- 参加者と直接または間接的な同一の支配下にある。または
- 参加者を直接または間接的に支配している。

「支配」は、以下のいずれの形態でもあり得る。

- (a) 当該法人の発行済み株式の額面総額の50%超、または当該法人の株主または組合員の議決権の過半数の直接または間接的保有。
- (b) 当該法人の意思決定権の事実上または法的な直接または間接的保有。  
ただし、法人間の以下の関係は、それ自体では支配関係を構成しない。
- (a) 同一の公開投資法人、機関投資家、またはベンチャーキャピタル会社が、発行済み株式の額面総額の50%超、または株主または組合員の議決権の過半数を直接または間接的に保有している。
- (b) 当該法人が、同一の公的団体により所有または監督されている。

<sup>29</sup> 「受益機関と法的つながりのある第三者」とは、アクションに限定されない協働を伴う受益機関との法的つながりを有する法人である。



## 1.提携第三者



この選択条項(第6条および他の条項の対応するオプションと共に)は、アクションが提携第三者と共に実施される場合、GAに挿入される。

**提携第三者が実施する際の特性:**

- 提携第三者は代価を計上しないが、アクションタスクを実施するための自身の費用を申告する。
- 提携第三者は自身が直接特定のタスクを実行し、受益機関に対してこれに責任を負う。提携第三者は、GAに署名しない(且つ、従って受益機関でない)。
 

受益機関は提携第三者が実行した業務に関して欧州委員会に対して引き続き責任を負う。

さらに受益機関は、提携第三者の費用償還として欧州委員会が支払った過度の金額に関して(GAで共同および複数の責任について定められていない限り:第44.1条を参照)
- 作業は提携第三者に帰属し(別紙1)、通常はその敷地で実行される。
- 作業は、そのアクションの一部を実行する(その従業員と共に)提携第三者の完全な支配、指示および管理のもとにある。

関係法人あるいは受益機関と法的関係がある法人のみが提携第三者となることができる。

「法的関係がある法人」とは、次のような確立された関係(第三者と受益機関との間の)をいう。

- 一般的であり、GAの業務のために特別に設立されたものでない。

従って、その期間はアクションの継続期間を超えていなければならない、通常はGAの前後に存続している。アクションの業務を実行するための「その場限りの」協同契約または合意は適用されない。(この場合、法主体は両方とも受益機関でなければならない。)

および

- 法的関係

これは、法的構造(例えば協会とメンバーとの関係)であるか、または、アクションに限られていない合意もしくは契約を通すかのいずれかであることができる。これは法制度(ある協会間とその構成員など)であってもよく、または契約もしくは合意(アクションに限定されない)を通じてであってもよい。(例えば、専門分野における研究に関する提携契約)

2つの法人の間の唯一の関係が資本のつながり(すなわち発行済み株式資本の一部の所有権)である場合、法人は、『関係法人』(下記参照)である場合、提携第三者としてのみ参加することができる。

『関係法人』とは、以下を意味する。:

- 受益機関の直接的または間接的支配下にある、または
- 受益機関と同じ直接的または間接的な支配下にある、または
- 直接または間接的に受益機関を支配している。

関係法人は、親会社およびその派生会社または子会社である場合、そしてその逆の場合も含むだけでなく、それら自身の間の関係会社である場合(例えば、同じ法人によって支配される法人)も含む。

**例(法的つながりを持つ法人):**

**共同研究団体(JRU)**(研究を行うために、2つ以上の異なる法主体によって設立および所有される研究所/施設)。これらは、別々の法人格を有していないが、異なるメンバーから人材および資源を集めてそのすべてに資する1つの研究団体を形成している。法人格は有していないが、自身に固有で「所有者」である主体とは別の敷地、設備および資源を有して物理的に存在する。JRUのメンバーは受益機関であり、GAの受益機関ではなくアクションに貢献するその他のJRUメンバーは第14条で特定しなければならない。JRUは、次のすべての条件を満たさなければならない。



- 学術的かつ実利的な団体であること
- 一定期間存続していること
- 公的機関によって認識されていること

JRU 自身、適用されるの国内法の下でそのように特定される主体であると公的機関に認識されることが必要である。受益機関は、受益機関と提携第三者との関係を証明する決議、法、命令、決定の写しまたは「共同研究団体」の設立文書の写し、もしくはこの研究施設が共通の構造を持ち、学術的および実利的な団体の概念に適合していることを示すその他の文書を欧州委員会/執行機関に提出する。

メンバーによって構成された協会、財団その他の法人(ここで協会/財団などは、受益機関であり、メンバーとは提携第三者である)

**例(関係法人):**

フランスで設立された A 社は、イタリアで設立された B 社の 20%の株式を保有しているただし、この 20%の株式には B 社の議決権の 60%がついている。従って、A 社は B 社を支配し、両社は H2020GA における提携第三者となることができる。

X 社と Y 社は互いに支配関係にないが、両社とも Z 社に所有されている。両社は関連会社とみなされる。

提携第三者は、Horizon 2020 に基づく参加および出資に関する一般条件を満たしていなければならない。<sup>43</sup>

**例:** 英国で設立された A 社は助成の受益機関である。A 社はフランスの会社である B 社および米国の会社である C 社を所有している。B 社および C 社は A の関連会社とみなすことができるが、C 社は第三国で設立されており、第三国で設立された参加国の費用(ワークプログラム/コールにリストされていない)は、H2020 の参加規則の第 10 条に基づく出資には適格でないため、B 社のみが提携第三者として費用を申告できる。

**③ 参加および出資のための条件に関する詳細情報は、オンラインマニュアルを参照。**

欧州委員会/執行機関は、次の場合に**提携第三者の共同および複数の責任を必要とする**(選定手続きの間)。

- 受益機関の財務上の可能性/能力が「低い」
- 受益機関は主に、提携第三者の業務を調整する。

**例:**

1. 受益機関がある協会で、業務の大半は提携第三者であるその複数の構成員によって実行されている。
2. 受益機関は小規模な会社で、より大きな関連会社によってその重要な部分の業務が実行されている。
3. 4 つの加盟国で設立された 4 つの独立団体によって提出された提案が肯定的な評価を受けた。この 4 つの成功した申請者は、プロジェクトの管理を簡単にするため、法主体を形成した(すなわち新しい法主体)。新しく設立された主体は受益機関となる。成功した申請者は、新しい法主体の提携第三者として業務を実行する。

要求がある場合、第三者は受益機関との共同および複数の責任を受入れなければならない。

この場合、第三者は GA への参加の時点で(または、GA に提携第三者を組入れる改定の時点で; [第 56 条](#)を参照)、受益機関が提出する申告書に署名(別紙 3a を使い、紙面に青いインクで)しなければならない。提携第三者は、(配達証明付書留郵便にて)原本を受益機関に送付しなければならない。受益機関は原本をファイルに保管し、(PDF にスキャンして)システムにアップロードしなければならない。

責任額は、GA に基づき受益機関が所有する金額とし、GA の別紙 2 で第三者に関して指示される EU 基金の最大額までとする

<sup>43</sup> 参加規則の第 8 条および第 9 条を参照。

 財政的実行可能性／能力の確認に関する詳細な情報については、[オンラインマニュアル](#)を参照。

**業務の実質的部分**(すなわちアクション作業)を実行している法人は、原則として**受益機関**でなければならず、提携第三者であってはならない。提携第三者は、R&I 業務の重大な部分のみを例外的に実行しなければならない。

例:

1. アクションの実行の目的で特別に設立された主体 (EEIGs など)
2. アクションに限定されない研究を実行するために国内法に従って設立された国内研究機関
3. 法主体のグループ(会社/研究組織)が共通の研究課題を有している場合、このグループは、研究を調整する機関で構成される機構を有している。この機構/共同体は、H2020 のアクションに限定されず、構成員は相互に強い契約関係を結んでいる調整機関である。この機関は、その構成員を代表し、アクションにおいて R&I 業務を実行していなくても、調整を統括する。この場合、この機関を受益機関とし、その構成員を R&I 業務を実行する提携第三者とすることもできる。

 第 14 条には、追加の費用適格条件 (第 14.1.1 条) および『他の義務』 (第 14.1.2 条) の両方を含む。

## 2.追加の適格条件: 第 14 条で特定される提携第三者—別紙 1 に定めるタスク—別紙 2 に定める見積費用—簡略化された承認手続きはない

提携第三者は、GA の署名時点で既に、第 14 条にその指名を記載し、そのタスクおよび見積費用を別紙 1 および 2 で特定しなければならない(または、改定によって後に追加された条項; [第 55 条](#)を参照)。

『簡略化された承認手続き』というものは存在しない。

## 3.追加の適格条件: 提携第三者の費用

提携第三者は、[第 6.3 条](#)に定める**費用の適格条件**を満たす場合(例えば、提携第三者に実際に発生した、アクションに必要、アクションの継続期間中に発生した、など)、その費用を(財務諸表で; [第 20.3](#)を参照)申告することができる。

これらの費用は、提携第三者の会計に記録しなければならない。

提携第三者は、間接費用(25%の定率で)を含むすべての費用カテゴリーで費用を申告することができる([第 5 条](#)に定める通り)。

各提携第三者は、自身の費用を申告する。提携第三者の費用は、受益機関の財務諸表に含めてはならない。

各提携第三者は、自身の**財務諸表**を有するが、**受益機関**がこれを電子交換システムを介して提出しなければならない(提携第三者がアクセスできないため; [第 20 条](#)を参照)

この目的のために、提携第三者は自身の署名済み財務諸表を紙面で受益機関に送付しなければならない。受益機関は原本を保管しなければならない([第 18.1.2 条](#)の最後の選択肢を参照)。

各提携第三者は、自身の**認証を財務諸表**に記載しなければならない([第 20.4 条](#)を参照)。

325 000 ユーロの限界値は、(その受益機関の EU 基金とは別に)各提携第三者に適用される。

上記と同じ理由で、受益機関は認証の原本を保管しなければならない(第 18.1.2 条の最後の選択肢を参照)。

#### 4.追加の適格条件: 提携第三者に対する管理(欧州委員会/執行機関、ECA、OLAF による)ーアクションの影響評価)

受益機関は、欧州委員会/執行機関、欧州会計監査院(ECA)および欧州不正対策局(OLAF)が提携第三者に関する点検、検討、監査および調査を実行する権利、とりわけ費用およびアクションタスクの適切な実施に関する監査を実行する権利を有することを確認する(第 22 条を参照)。

受益機関はまた、欧州委員会/執行機関が第 23 条に基づくアクションの影響を評価する権利を有することを確認する。

この義務を提携第三者に受け入れてもらうようにすることは、受益機関の責任である(例えば、アクセスを拒否したために欧州委員会/執行機関が費用の適格性を検証できない場合、費用は却下される)。

## 第 15 条—第三者に対する財政支援

## 第 15 条—第三者に対する財政支援

## 15.1 第三者に対する財政支援を行うことについての規則

[ワークプログラムに記載されている場合のオプション: 15.1.1 受益機関は、別紙 1 に記載されている条件に従って財政支援を提供しなければならない。]

これらの条件には、少なくとも以下が含まれなければならない。

## (a) 各第三者のための財政支援最高額

最高額は、別紙 1 に記載されているアクションの目的を達成するために必要でない限り、各第三者について 60,000 ユーロを超えてはならない。

## (b) 財政支援の正確な金額を計算するための基準

## (c) 閉鎖リストに基づく財政支援適格活動の異なる類型

## (d) 財政支援を受領することのできる者または者の類型、および

## (e) 財政支援を与える基準

受益機関は、[執行機関、]欧州委員会、欧州会計監査院(ECA)および欧州不正対策局(OLAF)が財政支援を受領する第三者に対しても第 22 条および第 23 条に基づくそれぞれの権利を行使できるようにしなければならない。

15.1.2 受益機関は、第 35 条、第 36 条、第 38 条および第 46 条に基づくそれぞれの義務が財政支援を受領する第三者にも適用されるようにしなければならない。]

[オプション: 該当しない]



## 1. 第三者に対する財政支援

このオプションの条(第 6 条および他の条項の対応するオプションと共に)は、アクションが第三者に対する財政支援に関与する場合(すなわち、GA に対する当事者ではない(一人以上の)受領者の受益機関による資金提供、『カスケード資金提供』ともいう)、GA に挿入される。

 アクションは、ワークプログラム/公募においてこれが明確に許可される場合のみ、第三者に対する財政支援を含めることができる。

『財政支援』は、自然人に対する資金援助(例えば手当、特別研究員の給費、奨学金)もしくは法人に対する資金援助(例えば地元の NGO に対する払い戻し不能の財政援助)を通して、新規事業の創業資金もしくは小額融資または他の形態を通して、与えることができる(報酬については第 15.2 条を参照)

## 例:

持続可能な農業および林業の分野におけるイノベーションプロジェクトには、アクションで開発された技術を試すエンドユーザー(農業従事者)への財政支援が含まれる。

別紙 1 のワークパッケージの 1 つには、アクションの分野における 3 つの研究奨学金付与のための基金が含まれる。

受益機関による第三者に対する現物での支援(例えば無償での材料の譲渡)は、財政支援とはみなされない。

提携第三者は、受益機関と同じ条件に基づき財政支援を第三者に提供することができる。

受領者は GA に対する当事者でない、従って、GA で特定される必要はないし、PIC を有する必要もない。

 第 15.1 条には、追加の費用適格条件（第 15.1.1 条）および『他の義務』（第 15.1.2 条）の両方を含む。

## 2.追加の適格条件: 別紙 1 に定める支援の条件— 財政支援の最大限度額— 活動の種類— 人のカテゴリー— 財政支援の基準

受益機関は別紙 1 に定める支援に関する条件、とりわけ次の条件を満たさなければならない。

### — 第三者あたりの最大限度額

最高額は、通常、受領者一人当たり 60,000 ユーロを超えることはできない。例外として、ワークプログラムで明示的に許可された場合、および提案書（および別紙 1）にこれがアクションの目的のために必要な理由を説明してある場合、これより高額を別紙 1 に定めることができる。

これは、受領者一人当たりの制限である、数人の受領者が、各々最高で 60,000 ユーロを受ける可能性がある（例えば、3 人が各々 50,000 ユーロの助成）。

### — 財政支援の正確な金額を決定するための基準（例えば、1 ヘクタールあたり 2,000 ユーロ、学生 1 人当たり 2 年間の奨学金に対し 30,000 ユーロ、など）

受益機関によって提供された財政支援は、いかなる形態をとることもできる（例えば、支援された活動を実施した場合に受領者が負担した一括払いまたは費用の返済）。

### — 第三者に対する財政支援を資格づけるための活動の種類ごとの明確かつ完全なリスト（技術試験活動のために認められた第三者のための財政支援）

これらの活動は、主に受領者に（受益機関にではなく）利益を与えなければならない。

財政支援は、下請（第 13 条を参照）、または、物品、作業またはサービスの購入（第 10 条を参照）と同じではない。

### — 受領する人または人のカテゴリー（農業従事者、博士号の学生など）

受益機関は、受領者を選択する手続きについて別紙 1 に記載しなければならない。

### — 財政支援を提供するための基準（アクションの目的に適合させるための農作業用地の物理的特徴など）

これらの基準は、ワークプログラム／公募に定められる目的に対応していなければならない。

この条件はまた、すでに提案（提案のひな形を参照）の一部でなければならない。

### 3.追加の適格条件: 受領者に対する欧州委員会/執行機関、ECA および OLAF による管理—アクションの影響評価

受益機関は、欧州委員会/執行機関、欧州会計監査院 (ECA) および欧州不正対策局 (OLAF) が受領者に関する点検、検討、監査および調査を実行する権利を有することを確認する(第22条を参照)。

受益機関はまた、欧州委員会/執行機関が第23条に基づくアクションの影響を評価する権利を有することを確認する。

この義務を受領者に受け入れてもらうようにすることは、受益機関の責任である(例えば、アクセスを拒否したために欧州委員会/執行機関が費用の適格性を検証できない場合、費用は却下される)。

### 4.その他の義務: GA 下での受領者に対する義務の拡大

受益機関は、受領者による基金の適切な使用に責任を負い、受領者が GA に基づく特定の義務に従うようにしなければならない。

#### **受領者に敷衍させるべき義務:**

- 利益相反を避ける(第35条を参照)
- 秘密保持(第36条を参照)
- アクションの促進および EU 基金の可視性の提供(第38条を参照)
- 損害賠償責任(第46条を参照)。

**ベストプラクティス:** この義務を果たすことができるように、受益機関は、受領者に契約上の取り決め(規制措置を含む、および/または、財政支援を減らす)を課さなければならない。



**15.2 報酬形式の財政支援**

[ワークプログラムに記載されている場合のオプション：15.2.1 受益機関は、別紙1に記載されている条件に従って報酬金を与えなければならない。

これらの条件には、少なくとも以下が含まなければならない。

- (a) 参加条件
- (b) 授与基準
- (c) 報酬金金額、および
- (d) 支払取決め

受益機関は、[執行機関、] 欧州委員会、欧州会計監査院 (ECA) および欧州不正対策局 (OLAF) が報酬金を受領する第三者に対しても第22条および第23条に基づくそれぞれの権利を行使できるようにしなければならない。

15.2.2 受益機関は、第35条、第36条、第38条および第46条に基づくそれぞれの義務が報酬を受領する第三者にも適用されるようにしなければならない。]

[オプション：該当しない]

**15.3 不遵守の帰結**

[15.1 およびまたは15.2 が適用される場合に使用されるオプション：受益機関が第15.1.1条または第15.2.1条に基づくその義務に違反した場合、財政支援または報酬に関連する費用は不適格となり (第6条参照)、却下される (第42条参照)。

受益機関が第15.1.2条または第15.2.2条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある (第43条参照)。

それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。]

[オプション：該当しない]

**1. 第三者への財政支援(報酬形式)**

このオプションの条(第6条および他の条項の対応するオプションと共に)は、アクションが報酬の形式で第三者に対する財政支援に関与する場合、GAに挿入される。

**例:** アクション終了時に取り組むべき技術的問題に対応する(新しい)方法を特定するために、アクション開始時に発表される誘導報酬

当該報酬は、EUの報酬ではない(但し、受益機関は、アクションを促進して、受領したEU基金に可視性を与えなければならない、第38条を参照)。

**!** 第15.2条には、追加の費用適格条件(第15.2.1条)および『他の義務』(第15.2.2条)の両方を含む。

**2. 追加の適格条件: 別紙1に定める支援のための条件—参加の条件—授与の基準—報酬の額—支払に関する取決め**

助成形式での財政支援と同様、受益機関は、別紙1に定める支援の条件、とりわけ次の条件を満たさなければならない。

- 参加の条件および、コンテストの早期終了(もしあれば)の条件(適格基準および除外基準; 参加申込提出の締切; 審理の可能性など)
- 目的および期待される結果に照らして参加者の質を評価するための授与の条件  
基準は客観的でなければならない。
- 報酬の額(例えば70,000ユーロ)
- 支払に関する取決め(通常は分割払い)

### 3.追加の適格条件: 受領者に対する管理(欧州委員会/執行機関、ECA および OLAF による) — アクションの影響評価

受益機関は、欧州委員会/執行機関、欧州会計監査院(ECA)および欧州不正対策局(OLAF)が報酬の受領者に関する点検、検討、監査および調査を実行する権利を有することを確認する(第22条を参照)。

受益機関はまた、欧州委員会/執行機関が第23条に基づくアクションの影響を評価する権利を有することを確認する。

この義務を受領者に受け入れてもらうようにすることは、受益機関の責任である(例えば、受領者がアクセスを拒否して、欧州委員会/執行機関が費用の適格性を検証することができない場合、欧州委員会/執行機関は受領者を却下することになる)。

### 4.その他の義務: 受領者に対する GA 下での義務の拡大

受益機関は、受領者に対する報酬の授与に責任を負い、受領者が GA に基づく特定の義務に従うようにしなければならない。

#### **受領者に敷衍すべき義務:**

- 利益相反を避ける(第35条を参照)
- 秘密保持(第36条を参照)
- アクションの促進及び EU 基金の可視性の提供(第38条を参照)
- 損害賠償責任(第46条を参照)

## 第 16 条—研究施設に対する越境または仮想アクセスの提供

## 第 16 条—研究施設に対する越境または仮想アクセスの提供

## 16.1 研究施設に対する越境アクセスの提供についての規則

[研究施設に対する越境アクセスオプション: 16.1.1 「利用提供機関」<sup>30</sup> は、以下の条件に基づき研究施設または設備<sup>31</sup> に対するアクセスを提供しなければならない。

## (a) 提供されなければならないアクセス:

アクセスは、選択された利用者グループに対する研究施設または設備への無償の越境アクセスでなければならない。

アクセスには、インフラストラクチャーを利用する外部研究者に対して通常提供されている物流、技術および学術支援、ならびに具体的な訓練が含まれなければならない。

## (b) アクセスすることができる利用者の類型

越境アクセスは、選択された「利用者グループ」、すなわち、「利用者グループリーダー」により主導される1名または複数名の研究者(利用者)のチームに対して提供されなければならない。

利用者グループリーダーおよび利用者の過半数は、設備が所在する国以外の国において働いていなければならない。

この規則は、以下には適用されない。

—アクセスが国際組織により提供される場合、共同研究センター(JRC)、ERICまたは類似の法人。

—同一種類のサービスを提供する異なる国に所在する一連の設備に対するリモートアクセスの場合。

利用者がSMEのために働いているのでない限り、アクションに基づきそれぞれが生み出した成果を普及させることを認められた利用者グループのみが、アクセスの恩恵を受けることができる。

EU加盟国または関連国<sup>32</sup>において働いていない利用者が過半数の利用者グループためのアクセスは、別紙1においてより高い割合が予定されていない限り、助成に基づき提供されるアクセスの総単位数の20%に限定される。

## (c) 利用者グループの選択手続および基準

利用者グループは、それぞれが実施することを望む業務、ならびに利用者の氏名、国籍、および所属機関の概要を(書面により)提出することによりアクセスを要求しなければならない。

利用者グループは、利用提供機関により設置された**選択パネル**により選択されなければならない。

選択パネルは、別紙1に別段特定されていない限り、少なくとも半数が受益機関から独立している当該分野での国際的専門家により構成されなければならない。

選択パネルは、受領されたすべての提案にアクセスすることができなくてはならず、アクセスの恩恵を受けるべき利用者グループのショートリストを勧告しなければならない。

選択パネルは、以下の利用者から構成される利用者グループを優先すべきことを考慮して、学術的な利益評価に基づき選択を行わなければならない。

- 従前に設備を使用したことがない。および
- 同等の研究施設が存在しない国で働いている。

選択パネルは、透明性、公平、および公正原則を適用する。

**[オプション: また、受益機関は、利用者グループの選択についての以下の追加的規則を遵守しなければならない。[...]]<sup>33</sup>**

(d) その他の条件:

利用提供機関は、3か月を超える期間の設備訪問を要求する利用者グループの選択について、そのような訪問が別紙1において予測されていない限り、[欧州委員会] [執行機関] の書面による承認を求めなければならない(第52条参照)。

16.1.2 また、利用提供機関は、以下を行わなければならない。

- 専用ウェブサイトでの宣伝を含め、合意書に基づき提供されるアクセスを広く宣伝する。
- アクセスの宣伝において機会平等を奨励し、利用者に提供される支援を定義する場合に性別特質を考慮する。
- 利用者が合意書の諸条件を遵守するようにする。
- 第35条、第36条、第38条および第46条に基づく利用提供機関の義務が利用者にも適用されるようにする。]

**[オプション: 該当しない]**

<sup>30</sup> 『アクセスプロバイダ』とは、別紙1に記載される、一つ以上の研究施設または設備、またはそれらの一部へのアクセスの提供を任されている、受益機関または提携第三者を意味する。

<sup>31</sup> 『設備』とは、その余の部分とは独立して使用可能な研究施設の一部またはサービスを意味する。研究施設は、単一または複数の設備により構成される。

<sup>32</sup> 定義については、参加規則番号 1290/2013に関する規定の第2.1条(3)を参照: 『関連国』とは、欧州連合との国際協定に対する当事者である第三国を意味し、以下で確認される[EU 助成に対するオプション: H2020 枠組みプログラム規則番号 1291/2013 の第7条。第7条は、Horizon 2020 に対する非EU諸国の協会の条件を定めている。][**欧州原子力共同体助成に対するオプション**: Horizon 2020 を補足している、欧州原子力共同体(2014年から2018年)の研究および訓練プログラムに関する2013年12月16日の評議会規則(欧州原子力共同体)番号1314/2013の第5条-研究およびイノベーションに関する枠組みプログラム(『H2020 欧州原子力共同体研究および訓練プログラム規則番号1314/2013』)(OJ L 347, 2013年12月20日, 948ページ)。第5条は、Horizon 2020 に対する非EU諸国の協会の条件を定めている。]

<sup>33</sup> 権限を与える役員が、ユーザーの特定の類型に対して優先権を与える必要があるとみなす場合。



## 1. 研究施設への越境アクセス

このオプションの条(第6条および他の条項の対応するオプションと共に)は、アクションが科学的団体に関して研究施設への国境を越えたアクセスに関与する場合(『アクセス活動の条項』)、GAに挿入される、すなわち:

- Horizon 2020 枠組みプログラムのパートIに基づくアクション、以下のトピックに基づく『研究施設』:
  - 「統合活動」([INFRAIA-1-2014-2015: 欧州の利益に関する既存の国家的および地域的な研究の統合と解説](#))
  - 「個別支援」([INFRADEV-3-2015: ESFRI プロジェクトの個別実施および運用](#))
  - 「集団支援」([INFRADEV-4-2014-2015: ESFRI 集団その他関連の研究施設イニシアティブのための横断的サービスおよびソリューションの実施および運用](#))

「統合サービス」のためには、研究施設へのアクセスは義務の一部であるが、他の 2 つの題目に関しては任意である。「集団支援」アクションは現在のところ、越境アクセスの試験的提供のみを含み、仮想アクセスは入らない（[メインワークプログラム 2014-2015](#) を参照）

この類型への助成は通常、-アクセス活動の提供のために-次の費用類型を払い戻す。

- 『アクセス費用』（すなわち、研究施設<sup>44</sup>または設備<sup>45</sup>の運営費用、ならびに、設備を使用するのに必要な臨時のユーザー研修ならびに予備活動および最終活動を含む、ユーザーに対するロジスティック支援、技術的支援および科学的支援に関する費用）

このリストの他の費用は、実費（[第 5.2\(d\) 条](#)および[第 6.2.D 条](#)を参照）として申告しなければならない一方、国境を越えたアクセスに関する『アクセス費用』は、単位費用、実費として、または一特定の条件に基づき一単位費用と実費を組み合わせた費用（[第 5.2\(f\) 条](#)および[第 6.2.F 条](#)を参照）として申告することができる。

アクセス費用が単位費用として申告される場合、それは、予算類型『特定の費用類型 — 研究施設への国境を越えたアクセスを提供するためのアクセス費用』（[第 5.2\(f\) 条](#)および[第 6.2.F 条](#)を参照）に基づき申告されなければならない。

アクセス費用が実費として申告される場合、それは、他の予算類型（[第 5.2\(a から e\) 条](#)および[第 6.2.A から E 条](#)を参照）に基づき申告されなければならない。

- ユーザーの旅費および生活費
- アクションに基づいて提案される越境アクセスの広告費用
- 選定手続きに関連する費用（選定討論会のメンバーの旅費および生活費、会合のための物流費用、料金など）
- 定期技術報告書（[第 20.3 条](#)を参照）に記載すべき詳細なアクセス活動の情報を準備するための費用

資本投資（償却可能な機器、インフラストラクチャーその他の資産のレンタル、リース、購入のための機器費用）は償還されない（アクセス活動の提供に関しては、[第 6.2.D.2 条](#)を参照）。

越境アクセスは（「単位費用」で）計上しなければならない。

助成に基づいて越境アクセスを提供する様々な設備へのアクセス単位は、GA の別紙 1 で特定しなければならない。

**例(アクセス単位):** シンクロトンに関しては 1 ビーム時間; 望遠鏡に関しては 1 晩; マウス保管所に関しては凍結受精卵の数; 履歴貯蔵庫に関してはアクセスした週調査船に関しては活動日

国境を越えたアクセスに関して、GA は常にアクセスの単位を指定する（費用が単位費用または実費として申告されたかどうかとは無関係に）。

受益機関は、受益機関が費用（[第 18 条](#)を参照）を申告した国境を越えたアクセスの単位数を正当化するために、適当な記録および支持文書を保管しなければならない。それには以下を含む。:

- ユーザーの氏名、国籍および帰属する機関
- アクセスの性質、および
- 提供されるアクセス単位数

<sup>44</sup> 定義に関しては、H2020 枠組みプログラム規定 No(EU)No 1291/2013 の第 2(6)条および MGA の第 6.2.D.4 条の脚注を参照: 「研究施設」は、その分野での研究を行い、イノベーションを促進するために研究団体によって使用される施設、資源およびサービスである。関連する場合、研究を超えて、例えば教育または公共サービスに使用することができる。これには主な学術的機器（または器具一式）、収集、記録または学術データのような知識に基づく資源、データおよび計算システムならびに通信ネットワークのような電子インフラストラクチャー、研究およびイノベーションの卓越した成果を達成するのに必須の固有の性質を持つその他のインフラストラクチャーが含まれる。当該インフラストラクチャーは、「単一サイト」で「仮想」または「分散」されることがある。

<sup>45</sup> 『設備』とは、その余の部分とは独立して使用可能な研究施設の一部またはサービスを意味する。研究施設は、単一または複数の設備により構成される。



さらに、これには(仮想アクセスの場合と同様) **定期技術報告書**のアクセス活動の提供に関する詳細を記載しなければならない(第20.3条を参照)。

 第16.1条には、追加の費用適格条件(第16.1.1条)および『他の義務』(第16.1.2条)の両方を含む。

## 2.追加の適格条件: 提供しなければならないアクセス

越境アクセスは次のように行うことができる。

- **直接**(「実際の参与」)、設備を訪問した選定ユーザーに提供される、または
- **遠隔** 選定ユーザーへの遠隔の学術サービスの提供を通じて

**例(遠隔アクセス):** 参照資料またはサンプルの提供(ウイルス株の出荷など); 遠隔のサンプル分析の実行またはサンプルの供託; 高性能の計算機能への遠隔アクセス

遠隔の越境アクセスには、通常は無限ではない資源に適用されるため、GAに基づいて作業を行うユーザーの競合的な選定が必要である(スーパーコンピュータでの計算時間または遠隔のサンプル分析など)。このため、同時に無限の数のユーザーが使うことのできる資源(インターネットで利用可能なデータセットなど)に適用される仮想アクセスとは異なる。

越境アクセスは選定されたユーザーグループに対して(無償で)提供しなければならない。

## 3.追加の適格条件: アクセスできるユーザーの類型— EU 加盟国または H2020 関連国で作業しないユーザーが大半を占めるユーザーグループ

越境アクセスに関して、すべてまたは大半のユーザーが**第三国**で作業しているユーザーのグループは、助成に基づくアクセス単位の総数の20%までしかアクセスできない。

コンソーシアムは、この20%の制限が異なる設備にも一律に適用されるのか、または上記のユーザーグループはある設備を他の設備よりも多く利用できるのかを自身で決めなければならない。これは、コンソーシアム契約で定義しなければならない。

## 4.追加の適格条件: 選定討論会による選定手続き

越境アクセスに関して、アクセスの提供者は、アクセスのための申請者を定期的に評価し、アクセスによる恩恵を被るユーザーグループの最終候補者名簿を提示する一般の**選定討論会**を設定しなければならない。

正当とされる場合は、アクセス提供者は複数の異なる選定分科会を使うことができる。

**例:** 異なるテーマの選定分科会は、学際的な団体に提供される一連の分析施設であってもよい。



## 5.追加の適格条件:( 欧州機関/執行機関、ECA および OLAF による)ユーザーに対する管理—アクションの影響評価

受益機関は、欧州委員会/執行機関、欧州会計監査院(ECA)および欧州不正対策局(OLAF)がユーザーに関する点検、検討、監査および調査を実行する権利を有することを確認する(第22条を参照)。

受益機関はまた、欧州委員会/執行機関が第23条に基づくアクションの影響を評価する権利を有することを確認する。

この義務をユーザーに受け入れてもらうようにすることは、受益機関の責任である(例えば、アクセスを拒否したために欧州委員会/執行機関が費用の適格性を検証できない場合、費用は却下される)。

**16.2 研究施設に対する仮想アクセスの提供についての規則**

**[研究施設に対する仮想アクセスオプション：「利用提供機関」<sup>34</sup>は、以下の条件に基づき研究施設または設備<sup>35</sup>に対するアクセスを提供しなければならない。**

(a) 提供されなければならないアクセス：

アクセスは、選択された利用者グループに対する研究施設または設備への無償の仮想アクセスでなければならない。

「仮想アクセス」とは、アクセスが提供される研究者を選択しない研究に必要な資源に対する通信ネットワークを通じてのオープンで無償のアクセスを意味する。

(b) その他の条件：

利用提供機関は、別紙1に別段特定されていない限り、少なくとも半数が受益機関から独立している当該分野での国際的専門家により構成される評議会により定期的に仮想アクセスサービスを評価させなければならない。

[オプション：該当しない]

**16.3 不遵守の帰結**

**[16.1 条および/または 16.2 条が適用できる場合に使用されるオプション：受益機関が第 16.1.1 条および第 16.2 条に基づく自己の義務のいずれかを怠った場合、アクセスの費用は、不適格になり（第 6 条を参照）、却下される（第 42 条を参照）。**

受益機関が第 16.1.2 条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある（第 43 条参照）。

それらの違反は、第 6 章に規定されているその他の措置にもつながることもある。]

[オプション：該当しない]

<sup>34</sup> 「**利用提供機関**」とは、別紙 1 に記載されているように、単一または複数の研究施設もしくは施設、またはそれらの一部に対するアクセスの提供を担当する受益機関または提携第三者を意味する。

<sup>35</sup> 「**設備**」とは、その余の部分とは独立して使用可能な研究施設の一部またはサービスを意味する。研究施設は、単一または複数の設備により構成される。

**1. 研究施設への仮想アクセス**

このオプションの条（第 6 条および他の条項の対応するオプションと共に）は、アクションが科学的団体に関して研究施設への仮想アクセスに関与する場合（『アクセス活動の条項』）、GA に挿入される、すなわち：

- Horizon 2020 枠組みプログラム のパート I に基づくアクション、『研究施設』：

H2020 助成は、ヨーロッパの研究者団体によって広く使用されている仮想サービスのみを支援する。H2020 助成金は、欧州の研究団体に広く用いられる仮想サービスを支援するのみである。

この種類のアクションに関する助成は— アクセス活動の提供に関して— 次の**費用類型**を含む

- アクション中の設備の運用費用

- ユーザーのアクセスのための技術的および学術的なサポートに関連した費用（ヘルプデスクなど）
- アクションに基づいて提案される仮想アクセスの宣伝費用
- 国際専門家委員会によって実行される評価に関連した費用（委員会の会合を開催する費用など）
- 定期技術報告（第20.3条を参照）および評価報告書（下記6項を参照）に記載すべき詳細なアクセス活動情報を作成するための費用

資本投資（償却可能な機器、インフラストラクチャーその他の資産のレンタル、リース、購入のための費用）は償還されない（アクセス活動の提供のため第6.2.D.2条を参照）。

仮想アクセスは原則的に計上されない。従って、GAでは仮想アクセス提供のためのアクセス単位を指定しない。

受益機関はアクセス活動の提供に関する詳細情報を、報告期間のすべてのユーザーをウェブ分析ツールでまとめた統計データの形式で、**定期技術報告**に記載しなければならない（第20.3条を参照）。

 第16.2条には、追加の費用適格条件を含む。

## 2.追加の適格条件:提供すべきアクセス

仮想アクセスは、**通信ネットワークを通じて**広く自由に利用可能な研究資源に適用される。

*例: インターネットで郵趣可能なオープンデータベースへのアクセス*

アクセスはすべてのユーザーに対してオープンでなければならない;ユーザーは選別されず、特定もされない。

## 3.追加の適格条件:国際専門家委員会による定期評価

仮想アクセスに関し、アクセスサービスは国際専門家の**外部委員会**によって定期的に評価されなければならない。

アクションの期間中、通常は少なくとも2回の評価が行われる。

評価報告は、すでに提案（提出物として、**提案のひな形**を参照）の一部でなければならないし、GAの別紙1に含めなければならない。

## 第2節 助成運営に関する権利および義務

### 第17条 — 一般的情報提供義務

#### 第2節 助成運営に関する権利および義務

#### 第17条—一般的情報提供義務

##### 17.1 要求に基づく一般的情報提供義務

受益機関は、—アクション実施中または実施後、第41.2条に従い—費用の適格性、アクションの適切な実施、および合意書に基づくその他の義務の遵守を検証するために要求される情報を提供しなければならない。

##### 17.2 情報を最新情報に維持し、合意書に影響する可能性の高い事象および事情についての情報を提供する義務

各受益機関は、「受益機関登録簿」(電子交換システムを通じて;第52条参照)に記録されている情報を、特にその名称、住所、法的代表者、法形態および組織類型について最新情報に維持しなければならない。

受益機関は、以下について直ちにコーディネータに通知しなければならず、—コーディネータは、その旨を直ちに[欧州委員会][執行機関]およびその他の受益機関に通知しなければならない。

- (a) アクションの実施またはEUの財務上の利益に重大な悪影響を与えまたはそれらを遅滞させる可能性の高い事象、特に以下。
  - (i) 当該受益機関の法的、財務上、技術的、組織的または所有権状態の変更 [または当該受益機関の提携第三者のそれらの状態の変更、および
  - (ii) 当該受益機関の提携第三者の名称、住所、法形態および組織類型の変更]
- (b) 以下に影響する事情
  - (i) 助成の付与決定、または
  - (ii) 合意書に基づく要件の遵守

##### 17.3 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第43条参照)。

それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。



## 1.情報の要求

GAの他の部分に定める情報に関する特定の義務(第22.1.2条、第22.1.3条および第23条)に加えて、欧州委員会/執行機関は受益機関に対し、次のことを検証するためにどの時点であっても情報を要求することができる。

- 受益機関が、別紙1に記載したタスクを適切に実施したこと
- 受益機関がGAに基づく義務を遵守したこと

欧州委員会/執行機関は、いかなる目的であっても情報を要求することができる（例えば、アクションの監視、支払に関する報告書及び要求の評価、アクションの影響の点検、検討、監査もしくは調査またはアクションの影響の評価）。

欧州委員会/執行機関は、いかなる目的（例えばアクションの監視、支払い、検査、審査、監査もしくは調査の報告および要請の評価、またはアクションの影響の査定）においても情報を要請することができる。

欧州委員会/執行機関は必要などの種類の情報も要求できる（特定の人々に対して申告される費用が適格であることを検査するための個人データを含む、[第39条](#)を参照）。詳細の程度は要求の目的による。

欧州委員会は、アクションの実施の間、または、その後のいかなる時でも、情報を要請することができる。

**例**

差額が支払われた18か月後に開始した事後の財務監査で、欧州委員会/執行機関は、手続き中に必要となつたいかなる情報も要求することができる。監査は、差額支払後2年間を超えて継続することができる。

欧州委員会は、差額支払の5年後まで、アクションの影響を評価するために([第23条](#))、受益機関に情報を要求することができる。

受益機関は、アクション終了の4年後まで([第3条](#)を参照、別紙1に定める追加の利用義務に従わなければならない(従って、アクションが正しく実行されたことおよび受益機関がGAに基づく義務に従ったことを検証するために欧州委員会/執行機関が要求するいかなる情報をも提供する義務を負う)。

関連する受益機関は、要求された締切期間内に要求された形式で、適切、正確かつ完全な情報を提供しなければならない([第22条](#)を参照)。


GAが他の受益機関との直接連絡を指定しない限り、要求された情報を通常提供するのコーディネータである。  
([第20条](#)、[第22条](#)、[第23条](#)、[第30条](#)、[第41条](#)、[第55条](#)を参照)。

アクション終了後にコーディネータがもはや存在しない場合(倒産した場合など)、受益機関は、要求された情報を直接欧州委員会/執行機関に提供する。

残高が支払われるまで、すべての情報は[参加者ポータル](#)を通して送らなければならない。その後、配達証明付きの書留郵便によって、正式な通知書が送付されなければならない([第52条](#)を参照)。

## 2. 受益機関登録簿の情報

各受益機関は、助成終了後も含め、自身の最新の情報を受益機関ポータルの受益機関登録簿に登録しなければならない。各受益機関は、参加者ポータルの[受益機関登録簿](#)において助成終了後も含めて、最新の情報を保管しなければならない。

 更新された情報は、アクションの終了後受益機関に連絡するために、および、他のEU助成に参加することを望む場合の両方のために、必要であり続ける。

情報には、以下が含まれる。

- 名称
- 住所
- 法的代表者
- 法形態(私的有限責任会社、公共の法主体、S.A、S.L など)
- 組織類型(SME、中等教育またはそれ以上の教育機関など)

受益機関がその情報を更新すると、ITシステムが自動的にこれをコーディネータに通知する。

 受益機関登録、確認およびデータ更新に関する詳細な情報については、[オンラインマニュアル](#)を参照。

### 3.アクションに影響し、もしくは遅滞させ、または EU の財務上の利益に影響を与える可能性のある事象に関する情報

各受益機関は、ある事象がアクションの実施に重大な影響を与え、もしくはこれを遅滞させ、または EU の財務上の利益に影響を与える可能性がある場合、ただちにコーディネータに通知しなければならない

*例(アクション実施に重大な影響を与え、もしくはこれを遅滞させ、または EU の財務上の利益に影響を与える可能性のある状況):*  
受益機関が財務的にひっ迫し、清算することを選択した; 受益機関が他の法主体に買収された; 受益機関が研究所を加盟国から EU 以外の国に移動させた

受益機関はまた、提携第三者に関する変更もコーディネータに知らせなければならない。

受益機関登録の更新を必要とする変更に関連する事象については(上記参照)、受益機関は受益機関登録簿を更新し、コーディネータに知らせなければならない。

受益機関はオフラインで、通常の連絡手段を介して(電子メール、配達証明書付書留郵便など)、かつ電子交換システムを介さずにコーディネータに知らせなければならない。

いかなる場合も、受益機関が書面により(口頭のみでなく)コーディネータに通知することを推奨する。

受益機関からの情報受領後、コーディネータはただちに次の者に通知しなければならない。

- 電子交換システムを介して欧州委員会/執行機関に対して
- 通常の連絡手段(書面またはオフライン)で、他の受益機関に対して

### 4.助成の付与の決定または GA に基づく要件への遵守に影響を与える状況に関する情報

各受益機関は、次のような状況についてただちにコーディネータに通知しなければならない。

- 評価の際に評価者により知らされた、助成の付与の決定に影響する可能性のある状況、または、
- GA に基づく義務の遂行に影響する可能性のある状況

*例(助成の付与の決定または GA に基づく要件の遵守に影響する可能性のある状況):*

あるコンソーシアムに 3 件の受益機関がある。その 1 つは、プロジェクトと同じ分野で国際的に有名な専門家チームなど、特化された機器および人員を備えた研究所を有している。この研究所により実行される業務の質は、助成付与の際に評価者によって考慮される。アクションの実施期間中、受益機関はこの研究所を外部の会社に売却し、関連する専門知識の良好な部分を失い、その結果、一部の業務を外注しなければならない。



## 第18条—記録の維持—根拠書面

## 第18条—記録の維持—根拠書面

## 18.1 記録およびその他の根拠書面を維持する義務

受益機関は、—差額支払後 *[既定のオプション:5]* *[低額助成<sup>36</sup> についてのオプション:3]* 年間—アクションの適切な実施および当該受益機関が申告した費用が適格であることを証明するために、記録およびその他の根拠書面を維持しなければならない。

受益機関は、当該記録およびその他の根拠書面を、請求に基づき (第17条参照)、または点検、検討、監査、もしくは調査の場合 (第22条参照)、提供しなければならない。

合意書に基づき点検、検討、監査、調査、訴訟またはその他の請求の追及が継続している場合 (認定の拡張を含む。第22条参照)、受益機関は、これらの手続が終了するまで記録およびその他の根拠書面を維持しなければならない。

受益機関は、原本を維持しなければならない。デジタルおよびデジタル化された書面は、適用ある国内法により認められている場合、原本とみなされる。*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、匹敵する水準の保証が提供されると自己が考える場合、原本でない書面を認めることができる。

## 18.1.1 学術的および技術的实施に関する記録およびその他の書面

受益機関は、それぞれの分野において認められている基準に沿って、アクションの学術的および技術的实施に関する記録およびその他の書面を維持しなければならない。

## 18.1.2 申告した費用の根拠となる記録およびその他の書面

受益機関は、申告した費用の根拠である記録およびその他の書面、特に以下を維持しなければならない。

- (a) **実費**について：契約、下請契約、請求書および会計記録のような申告した費用を証明するための適切な記録およびその他の根拠書面。加えて、受益機関の通常費用会計実務および内部統制手続により、申告した金額、当該受益機関の会計に記録されている金額、および根拠書面に記載されている金額を直接一致させなければならない。
- (b) **単位費用**について：申告した単位数を証明するための適切な記録およびその他の根拠書面。*[研究施設に対する越境アクセスについてのオプション: この書面には、利用者の氏名、国籍および所属機関、ならびにそれらの者に提供されたアクセスの性質および数量の記録が含まれなければならない。]* 受益機関は、対象に入る実際の適格費用を特定する必要はなく、または単位当たり費用を証明するための根拠書面 (計算書等) を維持もしくは提供する必要はない。

更に、**受益機関の通常費用会計実務に従って計算された単位費用として申告された直接人件費**については、受益機関は、使用した費用会計実務が第6.2条ポイントAに規定されている条件を遵守していることを証明するための適切な記録および書面を維持しなければならない。

受益機関 *[および提携第三者]* は、それぞれの通常費用会計実務がこれらの条件を遵守している旨を記載した証明書 (別紙6に従って作成された) (**「方法論についての証明書」**) を承認のために欧州委員会に提出することができる。証明書が承認された場合、当該方法論に沿って申告された費用は、受益機関が承認のために情報を隠蔽したのでない限り、その後問題とされることはない。

- (c) **定率費用**について：定率費用が適用される費用の適格性を証明するための適切な記録およびその他の根拠書面。受益機関は、対象に入る費用を特定する必要はなく、または定率で申告された金額を証明するための根拠書面 (計算書等) を提供する必要はない。*[.]*
- (d) **一括金**についての第5.2条において一括金が記載されている場合のオプション：別紙1に記載されている対応するアクションのタスクまたは部分が適正に実施されていることを証明するための適切な記録およびその他の根拠書面。受益機関は、対象に入る実際の適格費用を特定する必要はなく、または一括金として申告した金額を証明するための根拠書面 (計算書等) を提供する必要はない。*[.]*

更に、**人件費** (実費としてまたは単位費用に基づき申告された) については、受益機関は、申告した時間数についての**時間記録を維持**しなければならない。時間記録は書面によるものとし、少なくとも毎月、アクションに従事する者およびそれらの者の監督者により承認されなければならない。アクションのための稼働時間の信頼性ある時間記録が存在しない場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、申告された時間数の根拠となる代替的証拠が匹敵する水準の保証を提供すると自己が考える場合、それらを認めることができる。

例外として、アクションに専属的に従事する者については、その者がアクションに専属的に従事したことを確認する宣言書に署名する場合、時間記録を維持する必要はない。

*[第14条が適用される場合に追加されるべきオプション：提携第三者により申告された費用(第14条参照)について、提携第三者の財務諸表原本および財務諸表に関する証明書を維持しなくてはならないのは受益機関である。]*

### 18.2 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、十分に実証されなかった費用は不適格となり(第6条参照)却下される(第42条参照)ことになり、また、助成は削減される可能性がある(第43条参照)。


それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。

<sup>36</sup> 定義については、欧州連合の総予算に適用可能である金融規定に関する欧州議会および評議会の規則(EU、欧州原子力共同体)番号966/2012の適用についての規定に関しては、2012年10月29日の欧州委員会委任規則(EU)番号1268/2012の第185条を参照(OJ L 362、2012年12月31日、1ページ)(『適用規則の規定番号1268/2012』)：『低価値の助成』は、60,000ユーロ以下である。



## 1.記録その他の支援書類

受益機関(および提携第三者、ポイント10を参照)は、申告されるすべての費用の適格性、アクションの適当な実施およびGAに基づくすべての他の義務の遵守を証明するために、適当且つ十分な証拠を保持しなければならない。

 適当且つ十分な証拠によって支持されていない費用は、却下される可能性がある(および、第6章に記載されている他の措置も同様に適用される可能性がある)。

「十分」とは、証拠の数量を意味し、「適切性」とは、その質を意味する。証拠は、一般に認められた監査基準<sup>46</sup>に従ってこれを査定する監査人が納得する場合に十分かつ適切とみなされる。

証拠はすべて、検証、監査および利用が可能でなければならない。

従って、これは差額の支払後5年以上の期間、正しく保管しなければならない(60,000ユーロ未満の助成に関しては3年間)受益機関が支援書類をこの期間内に破棄した場合、助成が減額され、費用が不適格とされ、もしくは却下され、または回収がより困難になり危険がある。

<sup>46</sup> 国際監査基準ISA500「監査の証拠」

監査、調査または訴訟など進行中の手続きがある場合、証拠は、5年(または3年)を超えていても、これが終了するまで保管しなければならない。

GA内の規則は、書類保管に関する国内法(追加措置が必要な場合がある)に影響しない。

## 2.書類原本

受益機関は、**書類の原本を保管**しなければならない。

欧州委員会は、国内法で原本とみなされる書類を受入れる。

### 例:

欧州委員会は、国内法で原本として受入れる場合は、認証を受けた写しまたは電子署名のある書類を受入れる。

欧州委員会は、これが国内法令に基づき認められている場合、文書のデジタル化された写しを受け入れる(ハードコピーの代わりに)。

原則として、書類は受領または作成された形式で保管しなければならない。

つまり、

- － 紙面で受領または作成された書類は紙面の形式で保管しなければならない
- － 電子形式で受領または作成された書類は電子形式で保管しなければならない

原本が電子形式の書類のハードコピーは必要ない。

## 3.実費の記録

実費に関して、受益機関は次のことをしなければならない。

- 申告される費用の適格性を証明するための詳細な記録その他の支援書類の保管
- 申告された金額、会計に記録された金額および支援書類に記録された金額が対応していることを検証できるようにする費用会計実務および内部統制手続きの使用

**ベストプラクティス:** 財務諸表のそれぞれの予算類型に記載されている情報(すなわち、人件費、その他の直接費用、間接費用)は、詳細に区分しなければならず、会計および支援書類に記録された金額と合致していなければならない。

### 例:

「人件費」として申告された費用は、アクションのための業務を実行した従業員ごとに詳細を記さねばならない(個々の時間給にアクションのための実際の作業時間を乗じた額)。これは会計記録(一般の台帳処理、年次財務諸表)および支援書類(労働契約、労働協約、税、労働、社会保険の負担に適用される国内法、給与明細書、時間記録、給与支払いを示す銀行口座通知書など)と合致していなければならない。

「その他の直接費用」に関して、受益機関は申告された費用を種類ごとに区分して保管しなければならない(旅費および関連の生活費の引当金、償却費、その他物品およびサービスの費用など)。受益機関は、各種の費用ごとに個々の取引の詳細を提供しなければならない。償却のためには、アクションに使用された個々の機器ごとに詳細を提供しなければならない。申告された費用は、会計記録(一般台帳処理、年次財務諸表および支援書類(発注書、出荷伝票、請求書、契約、銀行取引明細書、資産使用記録簿、償却方針など)と合致しなければならない。

#### 4. 欧州委員会によって設定される単位費用の記録

単位費用に関して、受益機関は、

- 申告された単位数を証明するために、詳細な記録その他の支援書類を保管しなければならない。発生した実費の記録を保管する必要はない。

欧州委員会／執行機関は、会計記録にアクセスすることができるが、申告された単位数が誤っている場合のみ、費用を却下することとする（業務の実費は、関連しない）。

欧州委員会／執行機関がアクションの実施に不法行為または不正を検出した場合、助成を減額することがある。

#### 5. 受益機関の通常の費用会計実務に沿って計算された単位費用の記録

受益機関の通常の費用会計実務に沿って申告された人件費（「平均人件費」）に関し、受益機関は次の詳細な記録その他の書面を保管しなければならない。

- 単位費用を計算するために使用された人件費（時間給）が、法廷会計に記録された実際の人件費と合致することを示す。

*例：会計記録、財務諸表の抜粋、労働契約、労働協約、税、労働、社会保険の負担に適用される国内法、給与明細書、時間記録、給与支払いを示す銀行口座通知書、経験、資格、給与、部署などに基づく従業員の分類*

会計データへの手作業での調整は、追跡可能かつ文書化されなければならない。

- 単位費用（時間給）に不適格な費用要素がないことを検証する

*例：時間給に間接費用の要素（これは25%の定率で賄われるべきである）が含まれていないことを示す記録；時間給に旅費（これは「その他の間接費用」に基づいて申告すべきである）が含まれていないことを示す記録*

- 予算づけられ、見積もられた要素が承認可能かどうかを評価する

*例：受益機関の通常の報酬に関する方針に従って、年間給与増額の基礎となる消費者価格指数に対応した調整を示す記録*

- 単位費用（時間給）を計算するために使用した生産時間数を検証する。

人員ごとに発生する実際の人件費の記録を保管する必要はない。

#### 6. 方法論の認定 (CoMUC)

方法論とは何か？

追加の保証を得るため、受益機関/提携第三者は、その会計実務が第6.2条に定める条件を満たしていることを、欧州委員会/執行機関が方法論 (CoMUC) の認定の承認によって確認できるよう求めることができる。

承認は、方法論の認証に記載され認定される費用会計実務に関連する。

欧州委員会／執行機関が CoMUC を承認した場合、承認を得るために情報が隠されたかまたは不法行為もしくは不正行為が使用された（または他の方法論が適用された）場合を除き、欧州委員会／執行機関は、申告された人員単位費用（時間給）に異議を申し立てないこととする。

承認は、欧州委員会/執行機関の承認前に申告された費用を含め、こうした費用会計実務に沿って申告されたすべての人件費に対して有効である(受益機関が、承認実務に沿って申告されたことを示せる場合)。

**ベストプラクティス:** 受益機関は、いずれにしろ詳細な記録その他の根拠書類を保管する(必要に応じて、自身の方法論が規則に従っていることを証明するため)。

承認は、H2020 のすべての助成(受益機関の通常の費用会計実務)に対して有効であり、特定の助成に関連づけられ、または限定されるものではない。(それは、FP7 助成に関して有効でないし、逆にいえば、FP7 証明書は、Horizon 2020 に関しては有効でない。)

## いつ?

受益機関は承認の要求をいつでも—助成前または助成中に提出することができる。

受益機関がその**費用会計実務を変更**する場合、新しい認定を取得する必要があるため、欧州委員会/執行機関に対し承認のための要求を新規に提出しなければならない。

新しい認定が承認される前に、受益機関が変更された費用会計実務に従って人件費を申告した場合、受益機関は、変更された実務が有効ではなくなり、費用が不適格となるリスクを負担することを受入れる。

## どのように?

受益機関は方法論の認定を欧州委員会/執行機関に提出する(次のアドレスを通じて: [EC-H2020-UNIT-COST-METHODOLOGY-CERTIFICATION@ec.europa.eu](mailto:EC-H2020-UNIT-COST-METHODOLOGY-CERTIFICATION@ec.europa.eu))。証明書は、GA に対する別紙 6 のひな形を使用して、独立監査役によって作成されなければならない(または、受益機関が公共体である場合は独立した公務員)。

## 7. 定率費用に関する記録

定率費用に関して、受益機関は次のことをしなければならない。

- 定率が適用される費用が適格であることを証明するための詳細な記録その他の根拠書類を保管する。

**例:** 間接費用の 25% の定率に関して、監査役は次のことを証明し(かつ受益機関は示すことができ)なければならない。

- a) 上記の詳細な記録および根拠書類を使って、実際の直接費用が適格であること
- b) 次の費用が除外されること: 下請費用、受益機関の敷地で使用されず、第三者により提供

負担された実費について記録を保管する必要はない。

## 8. 一括金費用

一括金費用に関し、受益機関は次のことをしなければならない。


- 別紙 1 に記載するアクションタスクが GA に従って実行されたことを証明する詳細記録その他の根拠書類を保管する。

発生した実費の記録を保管する必要はない。



## 9. 人件費の記録—アクションのために作業した時間

人件費の記録は、その個人がアクションのために排他的に働いたか否かによって決まる。

 排他的に働いたか否かは、記録の保管に関してのみ重要である。それは、申告された費用の算出に関して影響はない（一両方の場合において、それらは、時間給で、全会計年度毎に、などで算出されなければならない、[第 6.2.A 条](#)を参照）。。

**排他的にアクションのために働く者**（その者がフルタイムの従業員であるかパートタイムの従業員であるかにかかわらず）に対して、受益機関は、以下のいずれかを行うことができる。:

- その者が、以下のいずれかの間、アクションのために排他的に働いたことを確認するために、『[アクションのために排他的に働くことに関する申告書](#)』に署名する（報告期間毎に1つ）。:
  - 全報告期間または
  - 報告期間内の全月を少なくともカバーする、連続的期間。

『排他的に』働いた断続的（すなわち散発的であるかランダムな）期間は、申告の対象にすることはできない。

申告によってカバーされる連続的期間の後、個人がアクションのためにランダムに働いた場合、ランダムな業務期間に対する時間記録が必要となる。

*例:* 個人が、2月15日から5月31日まで排他的にアクションのために働いて、その後、再び7月および10月に数日、ならびに11月の丸1ヶ月アクションのために働いた。申告は、2月15日から5月31日までの期間をカバーすることとし、個人が7月、10月および11月にアクションのために働いた時間については、時間記録が残されなければならない。

■ 申告には、日付を入れて、且つ、関係する個人およびその監督者によって署名されなければならない。

**ベストプラクティス:** 受益機関は、個人が長く連続した期間、排他的にアクションのために働くように計画された場合のみ、慎重な取り組みを行い、この可能性を使用するべきである。疑いがある場合、実際に働いた時間の記録が残されなければならない（例えばタイムシート）。

- **時間記録を残すこと。**

**ベストプラクティス:** 個人が全会計年度の間アクションのために排他的に働いた場合、受益機関は、『アクションのために排他的に働くことに関する申告書』に署名するように強く推奨される（—その者が時間記録を残す場合であっても）。このようにして、申告により、その者がアクションのためにすべての自己の年間生産的時間働いたことを証明する役割を果たすことができる。

**アクションのために専属で作業しない人員**に関して、受益機関は次のことをしなければならない。

- 紙面またはコンピュータベースの**時間記録**システムによる信頼できる作業時間記録（*勤務時間表*など）を付した実際の作業時間を示す。

時間記録は、アクションのために作業する人員またはその監督者によって、少なくとも1か月に1度、日付と署名を入れなければならない。

時間記録システムがコンピュータによって作動する場合、署名は電子的でもよい（すなわち、すべての電子取引のユーザーの権利および監査可能なログを管理するための文書化されて安全なプロセスを使用した、電子識別データ（例えばパスワードおよびユーザー名）を電子確認データに連結している）。

時間記録には、次のことが含まれていなければならない。

- GAで指定されるアクションの名称および番号
- GAで指定される受益機関の完全な名称




- アクションのために作業する人員の完全氏名、日付および署名
- 時間記録によってカバーされる期間のアクションのために働いた時間数、保証および法的確実性の理由で、時間数は1日毎に詳述されることが強く推奨される(各日のアクションのために働いた時間)
- 監督者の完全氏名および署名
- 実行された作業が割り当てられた作業と一致することを簡単に検証するため、別紙 1 に記載されるアクションタスクまたは作業パッケージへの言及とアクションの人月レポート
- どの作業が実行されたかを理解し、示すための実行された活動の簡単な説明

■ 勤務時間表に含まれる情報は、年次休暇、病気休暇、その他の休暇ならびに業務関連の旅行を考慮した記録と一致しなければならない。

**タイムシートのひな形**は入手可能である。(このひな形は義務的でない、受益機関は自己のひな形を使用することができる、ただし、そのひな形が最低条件を満たして、少なくとも上記に詳述される情報を含んでいることを条件とする。)

時間記録が信頼できない場合、欧州委員会/執行機関は、アクションのための作業時間数に関し、同程度(または少なくとも満足できる程度)の水準の保証(一般に認められている監査基準に照らした評価において)で証明する場合、例外的に「**代替的証拠**」を承認する。

 欧州委員会/執行機関は、代替の証拠を受け入れるか拒否するかについて**全裁量権**を有する、また、それに対する資格はない。代替の証拠に依存する受益機関は、欧州委員会/執行機関による費用の却下および不認可について全リスクを負う。

**代替的証拠として可能な例(完全なリストではない)**: プロジェクト会議への参加を証明する旅行書類(搭乗券、押印済みの旅行切符、ホテルの請求書など; 会議の協議事項および議事録; 出席者リスト; 議案書; 研究所の記録簿; 職務/個人の日記; プレゼンテーションに関連した書類; 学術的刊行物; 手紙、覚書、メモ、電子メールなどの通信文など

監査役は、代替的証拠がどれだけ信頼できるかを評価するために、次の3つの基準を用いる。

1. 関連の人員の明確な身元証明
2. 精査の上でのプロジェクトの明確な関係
3. プロジェクト関連のタスクに費やした時間を定量化できる可能性

代替的証拠は、この3つの基準をすべて満たした場合に受入れられる。

**例(受入れ可能な代替的証拠):**

研究者が次のような電子メールを代替的証拠として提出した:「私はこの電子メールにより、過去2週間作業したプロジェクトXYZの分析結果を送付します」

基準1を満たす- 送付者は関連の人員である; 基準2を満たす; - プロジェクトがXYZと特定されている;

基準3を満たす - 時間が定量化されている: 2週間

**例(受入れ不可能な代替的証拠):**

受益機関が次のような電子メールを代替的証拠として提出した:「私はこの電子メールにより、私のチームが最近実行した分析結果を送付します」

基準1を満たさない- 関連の人員が明確でない; チームのメンバーおよびその寄与が不明である;

基準2を満たさない: プロジェクト名が記載されていない; 基準3を満たしていない- 時間が定量化されていない

## 10. (提携)第三者の記録

受益機関は、適切かつ十分な証拠の保管に関して、**提携第三者**が同じ義務に従うようにしなければならない。

**例:** 自身が作業を実行する提携第三者は、受益機関と同じ方法ですべての費用を文書化しなければならない。ただし、提携第三者の財務諸表の原本および財務諸表に関する証明書を保管しなければならないのは受益機関である。

受益機関は、**現物出資を提供する第三者**および**下請**に関連する適切かつ十分な証拠を必ず保管するようにしなければならない。

**例:**

受益機関は、無償または有償の現物出資があった場合、第三者の実際の直接費の証拠を保管しなければならない。

受益機関は、EU基金の可視性という点で、下請人がその義務を果たしたことを示す証拠を保管しなければならない。

### 特定の事例(提携第三者の記録):

**財務諸表および財務諸表の証明書(CFS)**—提携第三者の財務諸表の原本および財務諸表に関する証明書を保管しなければならないのは受益機関である。

## 第19条—成果物の提出

### 第19条—成果物の提出

#### 19.1 成果物の提出義務

コーディネータは、別紙1に記載されている時期および条件に従い、別紙1に記載されている「**成果物**」を提出しなければならない。

#### 19.2 不遵守の帰結

コーディネータが本条に基づくその義務に違反した場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、第6章に規定されている措置を適用することができる。



## 1. 成果物

### いつ、何を?

コーディネータは、別紙1に記載されている時期および条件に従い、別紙1に記載されている成果物を提出しなければならない。

「成果物」は、アクションの一定の時期に(通常は定期的/最終報告書と同時期ではない)作成しなければならない追加の生産物(情報、特別報告書、技術図面のパンフレット、リスト、ソフトウェアのマイルストーンその他プロジェクトの構成要素など)である。

(「マイルストーン」は反対に、プロジェクトの進捗状況を図式化するのに役立つ基準点である。これは、主な成果物の完了に合わせて次の作業が開始されるようにするか、または中間時点で必要となることがある)

作成しなければならない成果物は、GAの別紙1の特定の項目(「成果物のリスト」)にリスト化されている。

*例: パート III、建物の省エネ対策に関与する『安定した、クリーンで効率的なエネルギー』に基づくアクションについて、受益機関は、定期報告書と同時に『譲渡証明書』を引き渡さなければならない。この証明書は、建設または改装された建物の実際の仕様、表面積および住所を証するものでなければならない。コンソーシアムのメンバーの署名がなければならない。*

### どのように?

コーディネータは、別紙1が別の方法を指定しない限り、[受益機関ポータル](#) ; [第52条](#)を参照)を使ってこれを提出しなければならない。

### 特定のケース(成果物)

「**分類された成果物**」—もし成果物が分類された成果物の場合、それらは承認された手段(電子的でもその他でも)を使ってのみ欧州委員会/執行機関提出することができる([第37条](#)を参照)。

## 第 20 条—報告—支払請求

### 第 20 条—報告—支払請求

#### 20.1 報告書提出義務

コーディネータは、本条に規定されている技術的および財務報告を〔欧州委員会〕〔執行機関〕(第 52 条参照)に提出しなければならない。これらの報告には、支払請求が記載されるものとし、報告は電子交換システムにおいて提供されている様式およびテンプレートを使用して作成されなければならない(第 52 条参照)。

#### 20.2 報告期間

アクションは、以下の「報告期間」に区分される。

- 報告期間 1: 第 1 月から第[X]月
- 〔—報告期間 2: 第[X+1]月から第[Y]月
- 報告期間 3: 第[Y+1]月から第[Z]月
- 〔その他の報告期間について同様。〕
- 報告期間 N: 第 N+1 月から第[プロジェクトの最後の月]

#### 20.3 定期報告—中間支払の請求

コーディネータは、各報告期間終了後 60 日以内に定期報告を提出しなければならない。

定期報告には、以下が記載されていなければならない。

(a) 以下を記載した「定期技術報告」

(i) 受益機関が**実施した業務の説明**

(ii) 別紙 1 において特定されているマイルストーンおよび成果物を含むアクションの目的に向けた**進捗概要**

この報告には、別紙 1 に従って実施されることが期待されている業務および実際に実施された業務間の違いを正当化する説明が記載されていなければならない。

報告にはまた、成果の利用および普及の詳細が記載され、一別紙 1 において要求されている場合—最新化した「**成果の利用および普及の計画**」の詳細が記載されなければならない。

**〔研究施設に対する越境アクセスの提供についてのオプション: 報告には、選択パネル構成員、選択手続、利用者グループに提供されたアクセスの正確な数値、それぞれの業務の概要、および利用者に関する情報(氏名、国籍および所属機関を含む)を示したアクセス活動の詳細が記載されなければならない。〕**

**〔研究施設に対する仮想アクセスの提供についてのオプション: 報告には、数量、利用者の地理的分配、および可能な場合にはインフラストラクチャーを使用したことを確認している学術的結果(出版物、特許等)に関する情報/統計を含む当該期間に提供された仮想アクセスに関する統計を記載したアクセス活動の詳細が記載されなければならない。〕**

(iii) 〔欧州委員会〕〔執行機関〕による公表のための**概要**

(iv) アクションの実施に関連する問題ならびに経済的および社会的影響、特に Horizon 2020 主要実績指標および Horizon 2020 監視要件の文脈におけるそれらを記載した「**アンケート票**」に対する回答

(b) 以下を記載した「**定期財務報告**」

- (i) 当該報告期間についての各受益機関[および各提携第三者]からの「**個別財務諸表**」(別紙4参照)

個別財務諸表には、各予算類型(別紙2参照)についての適格費用の詳細(実費、単位費用、および定率費用[および一括費用];第6条参照)が記載されなければならない。

受益機関[および提携第三者]は、一実費、単位費用、および定率費用について一予算見積もり(別紙2参照)に記載されている金額を超えるとしても、すべての適格費用を申告しなければならない。個別財務諸表において申告されなかった金額は、[欧州委員会][執行機関]に考慮されない。

ある報告期間について個別財務諸表が提出されなかった場合、当該個別財務諸表は、次の報告期間についての定期財務報告に入れることができる。

最終報告期間についての個別財務諸表には、**アクションの受取額**(第5.3.3条参照)の詳細が記載されなければならない。

各受益機関[および各提携第三者]は、以下を**証明**しなければならない。

- 一提供した情報は、完全で信頼性があり、真実であること。
- 一申告した費用は適切であること(第6条参照)。
- 一費用は、請求に基づき(第17条参照)、または点検、検討、監査、もしくは調査の場合(第22条参照)に提供される(第18条参照)適切な記録およびその他の根拠書面により実証することができること。および
- 一最終報告期間について:すべての受取額が申告されたこと(第5.3.3条参照)。

- (ii) 当該報告期間についての各受益機関[および各提携第三者]による**資源の使用の説明**、ならびに下請(第13条参照)および第三者から提供された現物出資(第11条および第12条参照)に関する情報

- (iii) **[JRCが受益機関である場合のオプション]**: [欧州委員会][執行機関]から共同研究センター(JRC)に支払われるべき各中間支払および差額の支払金額に関する情報[オプション:該当しない]

- (iv) 電子交換システムにより自動的に作成され、当該報告期間についての個別財務諸表を統合し、一最終報告期間を除き**中間支払請求**を含んだ「**定期要約財務諸表**」(別紙4参照)

**20.4 最終報告—差額支払請求**

最終報告期間についての定期報告に加えて、コーディネータは、最終報告期間終了後60日以内に最終報告を提出しなければならない。

**最終報告**には、以下が記載されていなければならない。

(b) 以下を記載した公表のための**概要**を伴う「**最終技術報告**」

- (i) 成果ならびに成果の利用および普及の概観
- (ii) アクションについての結論、および
- (iii) アクションの社会経済的影響

(c) 以下を記載した「**最終財務報告**」

- (v) 電子交換システムにより自動的に作成され、すべての報告期間についての個別財務諸表を統合し、**差額の支払請求**を含んだ「**最終要約財務諸表**」(別紙 4 参照)、および
- (vi) 各受益機関[および各提携第三者]の通常のコスト会計実務に従って計算された実費および単位費用(第 5.2 条および第 6.2 条ポイント A 参照)の補償として 325,000 ユーロ以上の出資総額を請求する場合、当該各受益機関[および各提携第三者]についての「**財務諸表に関する証明書**」(別紙 5 に従って作成されたもの)

## 20.5 負担した累積支出に関する情報

*[18 か月を超える報告期間を有する多額助成<sup>37</sup>についてのオプション: 上記の報告要件(第 20.1 条ないし第 20.3 条)に加えて、コーディネータは、アクション開始日からの受益機関が支出した累積出費を毎年[12 月 31 日][11 月 30 日]までに[欧州委員会][執行機関]に通知しなくてはならない。*

*当該情報は、欧州委員会の会計のために要求されるものであり、最終助成金額の計算に使用されるものでない。]*

*[オプション: 該当しない]*

## 20.6 財務諸表のための通貨およびユーロへの換算

財務諸表は、ユーロ建てで作成されなければならない。

ユーロ以外の通貨で設定されている会計を有する受益機関[および提携第三者]は、*欧州連合官報*シリーズ C において公表される毎日の為替相場の対応する報告期間を対象として計算した平均に基づきそれぞれの会計に記録されている費用をユーロに換算しなければならない。

当該通貨について *欧州連合官報*に毎日の為替相場が公表されていない場合、費用は、欧州委員会のウェブサイトにおいて公表されている月間会計レートの報告期間を対象として計算した平均に基づき換算されなければならない。

ユーロで設定されている会計を有する受益機関[および提携第三者]は、別の通貨で支出された費用をそれぞれの通常のコスト会計実務に従ってユーロに換算しなければならない。

## 20.7 報告書言語

報告書は全て(技術および財務諸表を含む財務報告)は、合意書の言語で提出されなければならない。

## 20.8 不遵守の帰結—支払期限の停止—終了

提出された報告書が本条を遵守するものでない場合、[欧州委員会][執行機関]は、支払期限を停止し(第 47 条参照)、第 6 章に規定されているその他の措置を適用することができる。

コーディネータが報告を提出する義務に違反し、[欧州委員会][執行機関]から送付された書面による催促を受領してから 30 日以内に当該義務を遵守しない場合、合意書は終了させられる可能性がある(第 50 条参照)

<sup>37</sup> 事前融資が支払われ、中間支払または差額の支払についての報告期間が 18 か月を超える 5 百万ユーロを超える助成の場合に追加される。






## 1. 報告書

### いつ、何を?

支払いを受領するために、受益機関（およびその提携第三者）は、アクションの（技術的および財政的）実施について報告しなければならない（『報告』）。

 これらの『報告』は、『成果物』（別紙 1 の一部である、[第 19 条](#)を参照）および、『マイルストーン』（別紙 1 の一部である可能性があるが、通常第 19 条や第 20 条によってカバーされない）と**区別**されなければならない。

コーディネータは、次の両方を提出しなければならない。

- 各報告期間終了後に「**定期報告書**」および、
- アクション終了時に「**最終報告書**」

各報告書は 1 つのまとまりとして見られるようにし、複数の要素から構成されていなければならない。

- （定期または最終）**技術報告書**

定期的な技術報告書は、実行された作業の説明、進捗状況の概観、公表可能な概要およびアンケート票などを含む。

最終の技術報告書は、アクション全体の公表可能な報告書である（成果の概要とその利用および普及、アクションの結論およびその社会経済上の効果を記載したもの）

- （定期または最終の）**財務報告書**

最終財務報告書は、基本的にシステムによって自動的に作成される最終的な財務諸表のまとめで構成される。場合によっては（かつ、受益機関/提携第三者によっては）、財務諸表に関する証明書を付さなければならない（受益機関/提携第三者ごとに 1 通の証明書）。

財務報告書には、支払い要求も記載しなければならない（融資前の支払を除くすべての支払に必要）。

最終報告期間の定期報告書は、最終期間のみに適用され、最終報告書によって全体機関のアクションの結果のまとめを示さなければならない。

報告の異なる部分に対する形式およびひな形は、電子交換システムで入手できる。

報告に関連する費用は、適格にすることができる（[第 6.2.D.3 条](#)を参照）。

### どのように?

それぞれの（定期または最終の）報告書は、[受益機関ポータル](#)の書式に直接入力する形で、コーディネータおよび受益機関が**共に作成**しなければならない。

#### 定期報告書の文書リスト:

- 実施された業務の説明
- 進捗状況の概観

- 成果の利用および普及計画の更新(必要に応じて)
- 公表の概要
- アンケート票(要求に応じて作成された情報)
- 各受益機関および提携第三者に関する個々の財務諸表
- 資源の利用に関する説明
- 共同研究センター(JRC)に支払うべき金額に関する情報(必要に応じて)

#### 最終報告書の文書リスト:

- 公表のための最終概要
- 財務諸表の証明書(CFS)(必要に応じて)

一般に、文書は(異なる受益機関からの複数のユーザーによって)連帯して作成することができる。書式は常に利用可能で、いつでも更新することができる(アンケート票、公表可能な概要など)。一緒に書き込まねばならないために結合しているものもある(財務諸表と資源の利用に関する説明:財務諸表で申告された各費用に関して、ボックスがポップアップして受益機関に対し、費用の説明をして関連するワークパッケージにこれを関連づけ、必要に応じて費目を正当化するよう求める)

個々の財務諸表は、各受益機関(個別)が記入し、コーディネータに提出(電子交換システムを使って)しなければならない。

これにはコーディネータも含まれ、やはり個別の財務諸表を提出しなければならない。

提携第三者に関して、財務諸表は受益機関が記入し、提出しなければならない。提携第三者は、自己の助成を電子交換システムで見ることができないので、それらを入手できない。

受益機関は、提出前に提携第三者のためにデータを仕上げなければならない(提携第三者から受領した情報に基づいて)。その次に、受益機関は財務諸表を印刷して、署名(紙に)および返送(配達証明付きの書留郵便によって)のために、それを提携第三者に送付する。受益機関は、原本をファイルに保管し、電子交換システムでコード化されたデータが正しいことを保証しなければならない(すなわち署名された紙面の版と一致する)。

受益機関が個々の財務諸表を期日通りに提出できない場合、報告書はこの財務諸表なしで提出することができる。この報告期間に関する費用は「ゼロ」とであるとみなされるが、受益機関は、この費用を次の財務報告書(次の報告期間)で申告することができる。

コーディネータは、報告の提出時に、提出がないことの確認を求められる。

受益機関が最終報告期間の財務諸表を提出しない場合、欧州委員会/執行機関は、支払期限(第47条を参照)を延期することができる。

財務諸表の証明書(CFS)は、関連の受益機関の最終報告期間に関する財務諸表とともにスキャンされた写し(PDF)として提出しなければならない。受益機関は署名された原本をファイルに保管しなければならない。

完成したら、コーディネータは、(定期または最終)報告書を提出しなければならない(CoCo)(そのすべての部分を一つのまとまりとして「1件の提出」という)。

報告書が提出されるとき、他の受益機関にも自動的に知らされる。

欧州委員会/執行機関は、報告書が不完全または本条の条件を満たしていないと判断する場合、支払期日を延期する(第47条を参照)。

この場合、欧州委員会/執行機関は報告書を 1 つのまとめとして、理由の説明および修正または明確化の要求を付してコーディネータに(電子交換システムを使って)返却する(「1 件の延期」)コーディネーター(CoCo)はその後、指定された締切期限までに修正した報告書を 1 つのまとめとして再提出する(「1 件の再提出」)

再提出によって、支払期限が再開する(延期前の時間を考慮した残余期間)

## 2.報告期間

各アクションは、報告期間に分かれている。

報告期間の長さは GA に定める。一般規則として、報告期間は 18 か月継続する。

報告期間の数も GA に定められ、アクションの継続期間による。通常は次のように定められている。

| 継続期間(月)  | 期間の最大数 |
|----------|--------|
| 1 から 18  | 1      |
| 19 から 36 | 2      |
| 37 から 54 | 3      |
| 55 から 72 | 4      |
| 73 から 90 | 5      |

## 3.定期技術報告: 実施された業務の説明－進捗状況の概観－公表のための概要－アンケート票

**実施された業務の説明および進捗状況の概観**は、アクションがどう実施されているか、そして既に何が達成されたかを示すものでなければならない(別紙 1 に記載の目的、マイルストーンおよび成果物に照らして)

コーディネータは、その期間に必要な成果物がすべて提出されているかどうか点検しなければならない。計画された業務が実行されていない場合、受益機関はその理由を説明しなければならない。

進捗状況の概観は、達成した成果がどう利用され、普及しているかを説明し、更新された「**成果の利用および普及の計画**」(当該計画が別紙 1 で定められている場合)を含んだものでなければならない。

技術報告書には、手続きについての**欧州委員会内部規定**に基づく『EU 極秘文書』である情報を含めてはならない(第 37 条、[オンラインマニュアル](#)および[手引き－研究結果の分類に関する指針](#)も参照)。

**概要**には目的、達成された成果などアクションの簡単な説明が(専門家でない読み手にとっても「読みやすい」形態で)記載されていなければならない、

概要は、欧州委員会/執行機関がすぐにウェブサイト公表できるよう、**公表に適していなければならない**。

必要に応じて欧州委員会/執行機関は、概要に変更を加えて(コーディネータが所見を述べる機会を与えた後で)公表する。

コーディネータは、公表のために提出される資料のノートに秘密または「EU 分類」の情報が含まれないようにする。

**アンケート票**は、アクション(そして究極的には Horizon 2020 の枠組みプログラム)を監視するための最新情報を定期的に欧州委員会/執行機関に提供するように記入しなければならない。

アンケート票は、次のような系統立てた情報で構成されている。


- 実績指標(Horizon 2020 特定プログラムの別紙 II に定義)
- 部門横断的な問題(特定プログラムの別紙 III 参照)に関して Horizon 2020 の実施を監視し、社会的課題(第3条と特定プログラムの別紙 I 参照)に対して定義された目的に対する Horizon 2020 の進捗状況を評価するための情報

これは、題目ごとに可能な限り系統立てたアンケート票をモジュール形式にして作成されている。  
(公表、特許、イノベーションなど)

#### **4.定期財務報告書: 個別の財務諸表—資源の利用に関する説明—財務諸表の概要**

**個別の財務諸表**(別紙 4 を参照)には、次のすべての費用を記載しなければならない

- 報告期間に受益機関/提携第三者が被った費用および
- 第6条に定める適格条件を満たす費用

 受益機関/提携第三者は、すべての自己の適格費用を申告しなければならない。それがたとえ、別紙 2 の予算見積もりを超過した場合であっても(『費用超過』)。EU 出資は、助成金額上限で上限を定められるが、欧州委員会/執行機関が費用のいくらかを却下しなければならない(支払い時にまたはその後)場合に費用超過は有効であることがわかる。

受益機関は、以前の報告期間中に負担した費用を、以前に申告されなかった場合申告することができる。

提携第三者の費用は、受益機関の財務諸表に含めてはならない、提携第三者は、自己の財務諸表に記載しなければならない。

最終報告期間に、受益機関はアクションの受領も申告しなければならない(第5.3.3条を参照)。

**資源の使用の説明**は、受益機関ごとの財務諸表で申告された費用と一致していなければならない。

**財務諸表の概要**は、システムによって(すべての受益機関および提携第三者に関する報告期間に対する個別財務諸表からのデータを統合して)自動的に作成される。

## 5.最終技術報告書:公表のための概要

最終技術報告書は**公表のための概要**であり、成果、その利用および普及、アクションの結果ならびにその社会経済的影響の概観を示していなければならない。

最終概要にはすべてのアクションを含めなければならない。

定期報告書の概要と同様、最終概要は、専門家でない読者にも理解できるよう「読みやすい」形で書かれていなければならない。

コーディネータは、公表のために提出される資料のノートに秘密または「EU 機密」の情報が含まれないようにする。

概要には、次のものを記載しなければならない

- アクションのウェブサイトへの最新のリンク
- アクションの業務を表すプロジェクトのロゴ、図表、写真およびビデオ(利用可能な場合)
- 「成果の利用および普及に関する計画」の最終版(当該計画が別紙 1 で定められていた場合)

連絡先を付した全受益機関のリストを掲載することもできる(当該情報を公表したい場合)

## 6.最終財務報告書:最終の財務諸表の概要—財務諸表の証明書(CFS)

**最終の財務諸表の概要**は、(すべての受益機関および提携第三者に関する報告期間に対する個別財務諸表からのデータを統合して)システムによって自動的に作成される

最終の財務諸表の概要は、差額の支払計算の基礎となる(第 21.4 条を参照)。

一部の受益機関/提携第三者に関しては、**財務諸表の証明書(CFS)**を提出しなければならない。

当該証明書は、受益機関/提携第三者が実費、および通常の会計実務に沿って計算された単位費用に基づく人件費(「平均人件費」)の償還として 325,000 ユーロ(またはそれ以上)の出資総額を要求する場合に必要となる。

つまり、一括金、定率(間接費用など)または単位費用に基づく費用は(これが受益機関の通常の費用会計実務に沿って計算された人件費に関するものでない限り)、325,000 ユーロの限度額に算入されない(かつ、証明書に含む必要はない)。

**例:**

A は、H2020 のアクションの受益機関であり、アクションに関して次の適格費用の総額を申告した。

|                            |   |             |
|----------------------------|---|-------------|
| — 平均人件費                    | = | 250,000 ユーロ |
| — 下請費用                     | = | 40,000 ユーロ  |
| — アクションを実行するために使われた機器の償却費用 | = | 60,000 ユーロ  |
| — 間接費用(25%の定率)             | = | 77,500 ユーロ  |
| — A が申告する適格費用の総額 A         | = | 427,500 ユーロ |

償還率は 100%である。

A に発生した適格な実費および平均人件費の額(そして EU 出資に対応する額)が 325,000 ユーロより高いため、A は次の費用に関して CFS を提出しなければならない。

| 費用の種類        | 直接人件費   | 下請費用   | その他の直接費用 | 間接費用 | CFS が適用される費用総額 |
|--------------|---------|--------|----------|------|----------------|
| CFS が適用される費用 | 250,000 | 40,000 | 60,000   | 0    | 350,000        |

証明書が必要である場合、実費または平均的人件費として申告されたすべての費用は、証明書によってカバーされなければならない。不完全な証明書は、修正のために返却される。

ただし、欧州委員会／執行機関によって事前に監査された費用は、証明書によって再びカバーされる必要はない。

**例:**

受益機関は、3つの報告期間で H2020 アクションに参加する。2番目の報告期間中に、欧州委員会の監査役は、1番目の報告期間に受益機関が負担した費用の監査を行う。アクション終了時に、受益機関は 425,000 ユーロの合計出資を要請して、最終報告書と共に CFS を提出しなければならない。この場合、CFS には、1番目の報告期間の費用を除外することができる(それは、欧州委員会の監査によってすでにカバーされた)。

提携第三者(単独で、受益機関なしで)が 325,000 ユーロの許容限界値に達した場合、提携第三者は証明書を提出しなければならない。

325,000 ユーロの許容限界値に達する前に提出された証明書は、欧州委員会／執行機関によって却下される。

受益機関/提携第三者は、報告期間ごとに 1 通の証明書、またはアクション全体に対して 1 通の CFS を提出することができる。

どちらの場合も、証明書は最終財務報告書を付して提出しなければならない。欧州委員会/執行機関はその他のときには証明書の提出を認めない(および、この証明書のために発生した費用は、必要ではないため適格とはみなされない)。

証明書は別紙 5 のテンプレートを使って、**外部の監査役**が発行しなければならない。

資格を有する監査役のみが CFS を発行することができる。

「資格を有する」とは、国内の法令実施指令 2006/43/EC<sup>47</sup> (またはこの指令に代わる EU の法令)に従う資格を意味する。

監査役は、財務諸表で申告された費用が受益機関の会計システムに正確に記録され、適格であること、およびすべての受領が申告されていることを確認しなければならない。

監査役が確認できない(いかなる理由によるものであれ)場合、証明書の中でこれについて説明しなければならない。欧州委員会/執行機関は、監査役によって提供された事実を照らしてその説明を考慮し、取るべき措置を決定する。

**特定の場合(財務諸表の証明書):**

**公共体**—公共体については、受益機関/提携第三者を監査するための正式な法的権限を持つ独立公務員(外部監査役の代わりに)が、証明書を発行することができる。

<sup>47</sup> D2006年5月17日の年間会計および連結会計に関する法定監査欧州議会および理事会指令 2006/43/EC、改訂理事会指令 78/660/EEC および 83/349/EEC ならびに撤回理事会指令 84/253/EEC (OJ L 157, 9.6.2006, p. 87)



**国際組織** — 国際組織については、それは、組織の内部金融規則および手続きに従って指定される内部監査役または外部監査役であることができる。

**第三国からの受益機関／提携第三者** — 第三国で設立された受益機関／提携第三者は、その分野における国家規制を遵守している証明書を提供しなければならない。EU での資格を有する監査役は、第三国で設立された受益機関に対し、その受益機関が関連する国内法(国内の会計規則)に通じており、証明書を作成する時点でこれに従っている場合、証明書を発行することがある。

## 7.負担した累積消費額に関する情報

このオプションは、事前融資が支払われ、中間支払または差額支払の報告期間が 18 か月を超える、500 万ユーロを超えた助成に関して GA に挿入される。

## 8.財務諸表の通貨およびユーロへの換算

受益機関(および提携第三者)は、財務諸表で費用を報告するのに常にユーロを使用しなければならない。

(他の通貨で発生した費用をユーロに換算する際の)換算の規則

- **ユーロ建てで会計記録**をつけている受益機関／提携第三者について:通常の会計実務に沿った費用の換算
- **ユーロ建て以外で会計記録**をつけている受益機関／提携第三者について:以下のうちの 1 つによる自己の勘定書に記録された費用の換算:
  - 問題になっている通貨に関する日々のユーロ交換レートは、*欧州連合の官報*の C シリーズに掲載される。:対応する報告期間を通じて掲載された日々の交換レートの平均値を使用する。

このレートを計算するには、[ECB website](#)<sup>48</sup>の編集可能な表を使うことができる。  
このレートを算出するために、受益機関は、[ECB ウェブサイト](#)<sup>48</sup>上の編集可能な図を使用することができる

### ECB ウェブサイトでレートを計算するための手続き:

**ステップ 1** — [ECB ウェブサイト](#)に行く

**ステップ 2** — 通貨に関する図のアイコンをクリックする。

**ステップ 3** — 左上隅にある通貨という名称の下に現れる『HTML5 版』を選択する。

**ステップ 4** — 報告期間の開始日を『から』という欄に、報告期間の終了日を『まで』という欄に挿入する。  
期間の平均値は、図の上に現れる。

*例* 新ルーマニア・レウ( RON)で会計をたっているルーマニアの大学は、2013 年 1 月 24 日から 2014 年 1 月 23 日までの報告期間を持つ GA の受益機関である。この期間に RON 建てで発生した費用は 500,000RON である。この大学は、1 ユーロに対して 4.4274RON の平均レート(上記の手順に従って設定された)で費用をユーロに換算する。この大学は、112933, 10 ユーロ (RON 500000 / RON 4.4274 \* ユーロ 1)の費用を報告する。

- 毎日のユーロ為替レートが公表されない場合:欧州委員会のウェブサイト<sup>49</sup>にある[通貨換算方式](#)を使って、対応する報告期間の月間会計レートの平均を使う。

<sup>48</sup> <http://www.ecb.europa.eu/stats/exchange/eurofxref/html/index.en.html> で入手可能

*例* モルドヴァ・レイ(MDL)で会計をたてているモルドヴァの大学は、2013 年 1 月 24 日から 2014 年 1 月 23 日までの報告期間を有する GA の受益機関である。この期間に MDL 建てで発生した費用は 500,000MDL である。この大学は、欧州委員会のウェブサイトに公表された 13 か月間(2013 年 1 月から 2014 年 1 月まで)の平均為替レートを計算する。この平均レートは、1 ユーロに対して 16.7531 MDL である。この大学は、29845, 22 (MDL 500000 / MDL 16.7531 \* 1 ユーロ)の費用を報告する。

## 9. 報告書の言語

報告書は GA の言語で起草されなければならない(GA の末尾、当事者の署名の隣に指示されている通り)。

## 10. 支払期限の延長 – 終了

コーディネータが報告書の提出義務に違反した場合、欧州委員会/執行機関は、次の通り決定することができる。

- 支払期限を延長する ([第 47 条を参照](#))
- コーディネータが書面による勧告後も違反を継続した場合、GA を終了する ([第 50 条を参照](#))。

これは、既に行われた支払の回収につながることもある。

## 第 21 条—支払および支払取決め

### 第 21 条—支払および支払取決め

#### 21.1 行われるべき支払

以下の支払いが、コーディネータに対して行われる。

##### —1 回の事前融資支払

—中間支払請求に基づき、1 回または複数回の中間支払(第 20 条参照)、および

—差額支払請求に基づき、1 回の差額支払(第 20 条参照)

#### 21.2 事前融資支払—金額—保障基金のために留保される金額

事前融資の目的は、受益機関に手持ち金を与えることである。

事前融資は、差額支払まで EU の財産であり続ける。

事前融資支払額は、[金額を挿入(文字で金額を挿入)]ユーロとなる。

[欧州委員会][執行機関]は、—第 48 条が適用される場合を除き—合意書発効日(第 58 条参照)またはアクション開始日(第 3 条参照)の 10 日前の日のいずれか遅い日から 30 日以内にコーディネータに対して事前融資を支払う。

助成金額上限(第 5.1 条参照)の 5%に相当する[金額を挿入(文字で金額を挿入)]ユーロの金額が[欧州委員会][執行機関]により事前融資支払から留保され、「保証基金」に移転される。

[JRC が受益機関である場合のオプション:また、共同研究センター(JRC)に関連する事前融資支払の一部([金額を挿入(文字で金額を挿入)])は、コーディネータに支払われず、JRC のために[欧州委員会][執行機関]により保持される。]

#### 21.3 中間支払—金額—計算

中間支払により、当該報告期間中にアクションの実施のために負担された適格費用が補償される。

[欧州委員会][執行機関]は、第 47 条または第 48 条が適用される場合を除き、定期報告(第 20.3 条参照)受領後 90 日以内に中間支払として支払うべき金額をコーディネータに対して支払う。

支払は、定期報告が承認されることを条件とする。定期報告の承認は、定期報告の内容の遵守性、真正性、完全性または正確性の確認を示唆しない。

中間支払として支払うべき金額は、[欧州委員会][執行機関]により、以下のステップで計算される。

##### ステップ 1—補償率の適用

##### ステップ 2—助成金額上限の 90%に制限

#### 21.3.1 ステップ 1—補償率の適用

補償率(第 5.2 条参照)は、当該報告期間について受益機関[および提携第三者]により申告され(第 20 条参照)、[欧州委員会][執行機関]により承認された(上記参照)適格費用(実費、単位費用、および定率費用[および一括費用額];第 6 条参照)に適用される。

### 21.3.2 ステップ 2—助成金額上限の 90%に制限

事前融資および中間支払の総額は、第 5.1 条に規定されている助成金額上限の 90%を超えてはならない。中間支払金額の上限は、以下のように計算される。

{助成金額上限(第 5.1 条参照)の 90%から

{事前融資および従前の中間支払}

を控除する}。

### 21.4 差額支払—金額—計算—保障基金のために留保された金額の解放

差額支払により、アクションを実施するために受益機関が負担した適格費用の残りの部分が補償される。

従前の支払の総額が最終助成金額(第 5.3 条参照)を超える場合、差額支払は、回収の形(第 44 条参照)で行われる。

従前の支払の総額が最終助成金額(第 5.3 条参照)未満の場合、[欧州委員会][執行機関]は、第 47 条または第 48 条が適用される場合を除き、最終報告(第 20.4 条参照)受領後 90 日以内に差額を支払う。

支払は、最終報告が承認されることを条件とする。最終報告の承認は、最終報告の内容の遵守性、真正性、完全性または正確性の確認を示唆しない。

**差額として支払われるべき金額**は、第 5.3 に従って決定される最終助成金額から事前融資および既に行われた中間支払(ある場合)の総額を控除することにより[欧州委員会][執行機関]により計算される。

{最終助成金額(第 5.3 条参照)から

{事前融資および既に行われた中間支払(ある場合)}

を控除する}。

差額支払時に、保証基金のために留保されていた金額(上記参照)は解放され、

—差額が黒字の場合：解放された金額は全額、差額として支払われるべき金額とともにコーディネータに支払われる。

—差額が赤字の場合(回収の形をとる差額支払)：差額は解放された金額から控除される(第 44.1.2 条参照)。残額が

—黒字の場合、残額はコーディネータに支払われる。

—赤字の場合、残額は回収される。

ただし、支払われるべき金額は、—受益機関の同意なく—受益機関が[執行機関]、[欧州委員会]または[その他の]執行担当機関(EU または Euratom 予算に基づく)に対して支払うべきその他の金額と、予算見積もり(別紙 2 参照)において当該受益機関について示されている EU 出資金上限を限度として相殺される可能性がある。

## 21.5 支払われるべき金額の通知

支払を行う際、[欧州委員会][執行機関]は、支払われるべき金額を、それが中間支払に関するものか、または差額支払に関するものかを特定して、コーディネータに正式に通知する。

差額支払については、通知にはまた、最終助成金額が特定される。

助成の削減または過払金額の回復である場合、第43条および第44条に記載されている対立手続が通知に先行して行われる。

## 21.6 支払通貨

[欧州委員会][執行機関]は、すべての支払をユーロで行う。

## 21.7 コーディネータへの支払—受益機関への分配

支払は、コーディネータに対して行われる。

コーディネータに対する支払により、[欧州委員会][執行機関]の支払義務は満たされる。

コーディネータは、正当化されない遅滞なく、受益機関間に支払を分配しなければならない。

ただし、事前融資は以下の場合にのみ分配することができる。

(a) 提案の公募において記載された受益機関の最低数が合意書に加入した場合(第56条参照)に、

(b) 合意書に加入した受益機関に対して(第56条参照)。

## 21.8 支払用銀行口座

支払はすべて、以下の銀行口座に対して行われる。

銀行名:[...]

支店名:[...]

完全な口座名義人名:[...]

完全な口座番号(銀行コードを含む):[...]

[IBANコード:[...]]<sup>38</sup>

## 21.9 支払振込費用

支払の振込費用は、以下のように負担される。

—[欧州委員会][執行機関]は、[欧州委員会][執行機関]の銀行が課する振込費用を負担する。

—受益機関は、当該受益機関の銀行が課する振込費用を負担する。

—再度の振込を生じさせた当事者が、再度の振込費用全額を負担する。

## 21.10 支払日

[欧州委員会][執行機関]による支払は、支払がその口座の借り方に記入された日に実施されたとみなされる。

### 21.11 不遵守の帰結

21.11.1 [欧州委員会][執行機関]が支払期限(上記参照)までに支払を行わない場合、受益機関は、欧州中央銀行(ECB)がそのユーロでの主要なリファイナンスオペに適用している利率(「参照利率」)に3.5ポイント加算した**遅延利息**の権利を有する。参照利率は、*欧州連合官報*シリーズCにおいて公表される支払期限が満了する月の初日に有効な利率である。

遅延利息は、200ユーロ以下の場合、遅延支払後2か月以内に提出される要求に基づいてのみ、コーディネーターに対して行われる。

遅延利息は、全受益機関がEU加盟国(本合意書について加盟国の代わりに行為する地域もしくは地方政府当局またはその他の公共団体を含む)の場合、支払われる必要がない。

支払期限または支払の停止(第47条および第48条参照)は、遅延支払とみなされない。

遅延利息は、支払期日(上記参照)の翌日から支払日(当日を含む)までの期間について生じる。

遅延利息は、最終助成金額の計算においては考慮されない。

21.11.2 コーディネータが本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性があり(第43条参照)、合意書またはコーディネータの参加は終了させられる可能性がある(第50条参照)。

それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。

38 IBANコードが適用されない国については、BICまたはSWIFTコードが適用される。



## 1. 支払

欧州委員会/執行機関は、コーディネータに対し以下の支払を行う。

- アクション開始時の**事前融資支払**(プロジェクトの作業を開始し、最初の間支払まで継続するための現金を受益機関に与えるため)

事前融資は以下の前には支払われない

- GAの署名(アクションが**事前**に開始された場合であっても)
- アクション開始日の10日前


**例:**

GAが2014年12月30日にコーディネータによって署名され、2015年1月5日に欧州委員会によって署名された。アクションの開始日は通常、2015年2月1日に開始されるが、このアクションが前のFP7プロジェクトの継続であるため、コンソーシアムは2014年9月1日に開始日を固定したいと要求した。

しかるべき考慮の後、固定開始日は承認された。事前融資は2015年2月5日までに支払われなければならない(すなわちGAの発効日から30日後)。

- 報告期間に発生した適格費用を補償するための**中間支払**(報告期間の数と同じだけの中間支払)
- アクション終了後の**差額の支払**



 支払い（すなわち、事前融資、臨時支払いおよび残高支払い）は、一関係する受益機関の同意を得ることなく、別紙 2 でその受益機関に関して予測される『EU 出資上限』（第 44 条も参照）まで、欧州委員会／執行機関または他の行政機関に対する受益機関の負債と相殺することができる。

支払はコーディネータに対して行われる。受益機関は個別に支払いを受けない。

コーディネータは受領した額を遅滞なく（第 21.7 を参照）受益機関に分配しなければならない。

支払いが分配される方法および時期は、原則としてコンソーシアムの内部事項である。

例えばコンソーシアム協定は、支払の分配について特定の期間を定めるか、または分配が割賦により実行されることを定めることができる（そして、コンソーシアム協定に定められた取り決めが遵守されている場合、これは「正当化されない遅滞」とはみなされない）。

同様に、コンソーシアム協定は、請求された費用と異なる資金提供の分配を提供することができる。

さらにコーディネータがその義務を遵守しない場合、これは原則的にはコンソーシアム内で解決されるべき問題である。保障基金が例外的に干渉することができるのは、コーディネータの参与が終了した後のみである。（第 50 条を参照）。

欧州委員会／執行機関は以下の場合、コーディネータによる支払の分配について通知される。

- 特別にこれを要求した場合
- 差額支払い時に回収金がある場合（第 44 条を参照）
- 1 つまたは複数の受益機関の参与が終了した場合（第 50 条を参照）。

欧州委員会／執行機関はコーディネータに対して支払うべき金額を通知し、どの費用が承認され、どの費用が却下されたか（適用可能な場合、第 42 条、43 条、44 条を参照）を説明する。

## 2. 事前融資支払の額

事前融資支払の標準的な額（または率）はない。額は各 GA で決定される。

通常は（予算クレジットの利用可能性による）、2 つ以上の報告期間を持つアクションに関して、期間ごとの平均 EU 基金の 100% を上限とする（すなわち、第 5.1 条に設定される最大助成金額 / 期間数）。（しかし 1 つしか報告期間を持たないアクションに関してはなしとする。100%とは、EU 助成金の全額を意味することになるからである。）

事前融資の時点で、最大助成額（第 5.1 条参照）の 5% に匹敵する額が事前融資支払から控除され、保証基金に移転する。

**例:**

最大助成額補償率 100% の 1,000,000 ユーロ

事前融資: 333,334 ユーロのうち、

283,334 ユーロがコンソーシアム（コーディネーター）に移転 50,000 ユーロが保証基金のために欧州機関によって留保

欧州委員会の共同研究センター（JRC）に関して、欧州委員会／執行機関は、（全助成の JRC の負担比率に従い別紙 2 の見積予算に基づいて）事前融資の割当を留保し、ここからはコーディネータに対して支払を行わない。

**例:**

4つの受益機関 A、B、C および JRC の最大助成金額は 1,000,000 ユーロである。

受益機関による見積予算(別紙 2): A: 300,000 ユーロ、B: 250,000 ユーロ、C: 300,000 ユーロ、; JRC: 150,000 ユーロ

事前融資: 400,000 ユーロで、そのうち 50,000 ユーロ(最大助成金額の 5%)が保証基金として留保され、350,000 ユーロがコンソーシアムに移転する。

助成の JRC の割当: 15% (150,000/1,000,000)

事前融資の JRC の割当(欧州委員会/執行機関により留保): 350,000 の 15% = 52,500 ユーロ

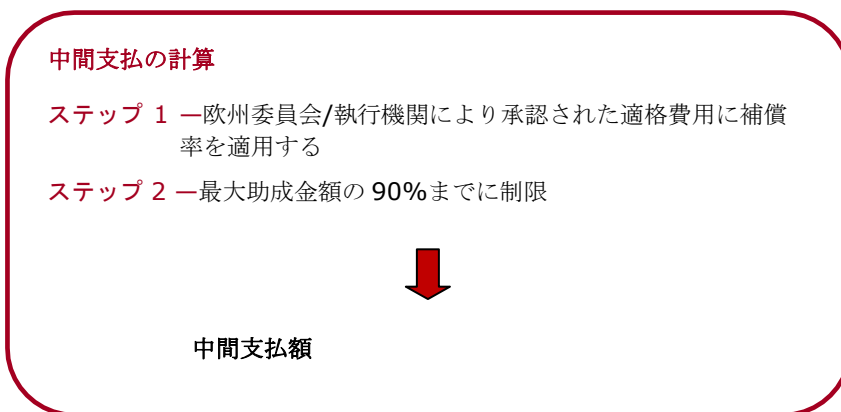
受益機関 A、B、C のためのコーディネータへの事前融資支払: 350,000 ユーロ - 52,500 ユーロ = 297,500 ユーロ

事前融資基金は、欧州委員会/執行機関によって承認された適格費用に対して「支払われる」まで、EU の財産である。

### 3. 中間支払の金額

中間支払の金額は、欧州委員会/執行機関によって(財務諸表で申告された費用に基づいて)計算される。

#### 中間支払の計算手続き



#### ステップ 1 — 不適格費用の却下および補償率の適用

**不適格費用**(1 つまたは複数の適格基準を満たさない費用; 第 6 条を参照)は却下される(承認されない)。

イノベーションアクションに関して、受益機関によって異なる補償率がある場合、欧州委員会/執行機関は、その受益機関に対して承認された費用に関する補償率を適用する。

#### ステップ 2 — 中間支払は、最大助成金額の 90%から事前融資を除いた金額を上限とする。

#### 例 臨時支払いの算出について:

3つの報告期間を持つ3つの受益機関(A、BおよびC)への助成。最大助成金額: 1 000 000 ユーロおよび 100%の補償率  
事前融資は 333 334 ユーロ。

第 1 報告期間終了時にコンソーシアムによって申告された費用: 500 000 ユーロ(直接費用) + 125 000 ユーロ(間接費用に対し 25% の定率) = 625,000 ユーロ。

報告書の点検後、コンソーシアムは、受益機関 A により申告された直接費用の 20,000 ユーロおよび、受益機関 B により申告された 12 000 ユーロが適格でないことに気づき、そのためにこれを却下した(欧州委員会は、32,000 ユーロの直接費用+ 8 000 ユーロの間接費用の定率= 40 000 ユーロを却下する)。

第 1 期間の終了時に欧州委員会が承認する費用総額: 585 000 ユーロ

ステップ 1: 補償率の適用: 100% = 585 000 ユーロ

ステップ 2: 事前融資および中間支払を最大助成金額の 90%に制限= 900 000 ユーロ

コーディネータへの第1 中間支払 (900 000 - 333 334 )ユーロ = 566,666. 第2中間支払に対して承認された適格費用: 162 500 ユーロ

第2 中間支払: 0 ユーロ (the 第1 期間に既に90%の制限額に達してしまったため)<sup>1st interim</sup>

#### 4.差額の支払額

差額の支払額は、最終助成額の計算後のアクション全体の財務状況による (第5.3 条を参照)。

- 最終助成額が既に行われた支払を超える場合、差額は**支払い**の形態で行われる。
- 最終助成額が既に行われた支払を下回る場合、差額は**回収**の形態で行われる。

##### ■ 例 残高支払いの算出について:

最大助成金額: 1 000 000 ユーロで、補償率 100%、3 つの報告期間がある。

事前融資は 333 334 ユーロ (そのうち 50 000 ユーロは保証基金のために事前融資から留保)。事前融資および中間支払の限度額: 最大助成金額の 90%: 900 000 ユーロ。

第1 中間期間に関して承認された適格費用総額: 557 000 ユーロ; 第1 中間支払 566 666 ユーロ (90% の限度額いっぱい)

第2 中間期間に関して承認された適格費用総額: 162 500 ユーロ。

第2 中間支払: 0 ユーロ (第1 期間に既に90%の制限額に達してしまったため)

**事例1:** 最終報告期間に関して請求され、承認された適格費用総額: 50 000 ユーロ。最終助成金額: 750 000 ユーロ。欧州委員会によって行われた支払 (900 000 ユーロ - 750 000 ユーロ) = 150,000 ユーロが最終助成金額よりも高いため、差額の支払は回収の形態をとる。

150 000 ユーロの金額は以下の通り回収される。

- 50 000 ユーロは保証基金から、かつ
- 100 000 ユーロはコーディネータから (第44.1.2 条の手続きを参照)。

**事例2:** 最終報告期間に関して承認された適格費用総額: 312 500 ユーロ。

アクションのために承認された適格費用総額: 570 500 ユーロ + 162 500 ユーロ + 312 500 ユーロ = 1 045 000 ユーロ

最終助成金額: 1 000 000 ユーロ (最大助成金額)

支払われるべき差額: 1 000 000 ユーロ (最終助成金額) 900 000 ユーロ (既に行われた金額で、そのうち 50 000 ユーロは最初の事前融資から保証基金に移転される) = 100 000 ユーロ

150 000 ユーロが以下の通りコーディネータに支払われる。

- 100 000 ユーロは欧州委員会によって差額の支払いとして直接、および
- 50 000 ユーロは保証基金のために留保され、コンソーシアムに返却される

**事例3:** 最終報告期間に関して承認された適格費用総額: 155 500 ユーロ

アクションに関して承認された適格費用総額: 570,500 + 162,500 ユーロ + 155 500 ユーロ = 887,500 ユーロ。

欧州委員会によって行われた支払 (900 000 ユーロ - 887 500 ユーロ) = 12500 ユーロが最終助成金額よりも高いため、差額の支払は回収の形態をとる。

- 欧州委員会/執行機関は、この 12 500 ユーロの金額を保証基金のために留保された金額から回収 (控除) する。
- 保証基金のために留保されていた残りの 37 500 ユーロは、コンソーシアムに返却されコーディネータに支払われる。

## 第 22 条 — 点検、検討、監査、および調査—認定の拡張

### 第 22 条—点検、検討、監査、および調査—認定の拡張

#### 22.1 [執行機関および] 欧州委員会による点検、検討、および監査

##### 22.1.1 点検を実施する権利

[執行機関または] 欧州委員会は、—アクション実施期間中またはその後—成果物および報告の評価を含み、アクションの適正な実施および合意書に基づく義務の遵守を点検する。

そのために [執行機関または] 欧州委員会は、外部の者または外部団体からの支援を受けることができる。

[執行機関または] 欧州委員会はまた、第 17 条に従って追加的情報を要求することができる。 [執行機関または] 欧州委員会は、当該情報を直接自己に提供するように受益機関に要求することができる。

提供される情報は、正確で、厳密で、完全で、電子様式を含む要求される様式でなければならない



### 1. 欧州委員会/執行機関による点検

欧州委員会/執行機関は、—いつでも、かつ期限なしに—助成に関連する実態を点検することができる。

#### 例

1. 報告書の受領後(第 20 条を参照)、欧州委員会はアクションの説明および作業計画との一致をみるため異なる文書(実施された作業の説明、進捗状況の概観、資源の利用の説明など)を点検する。
2. 欧州委員会/執行機関は、コンソーシアムが提出した文書に関し剽窃行為の点検を定期的に行う。これは IT ツールを使用して行われる。剽窃行為を発見した場合、欧州委員会は関連するコンソーシアム/コーディネータ/受益機関に通知しなければならない(第 34 条も参照)。
3. H2020 のアクションに参加している特定の受益機関に関する不正行為の情報を受領した後、欧州委員会は措置を取る必要があるか否かを見るために、すべての助成合意を点検する。
4. アクション終了後、欧州委員会は受益機関の 1 つから、他の受益機関がその知的財産権に関する義務を果たしていないという苦情を受け、この申立を調査することを決心した。

欧州委員会/執行機関は、点検を実行するのに必要な追加的情報をコーディネータ、または受益機関に直接求めることができる(第 17 条を参照)。要求された情報はすべて、所与の期限内に提供されなければならない。

**例:** 受益機関は定期報告書で資源の割当および使用について明確に説明しなかった。欧州委員会は、特定の日までに追加情報を求めた(支払期限は延長された)。

これは、アクションに参加している第三者にも拡張することができる(そのために、受益機関は欧州委員会/執行機関が契約者、下請人、提携第三者または現物出資を提供する第三者に対し、彼らとの契約の中の適切な条項に含めることにより、その権利を行使できるようにするのである; 第 10-14 条を参照)。

欧州委員会/執行機関は、事前に受領した文書に基づいて、遠隔で点検を実行することができる。

自身の職員を使って、または外部の専門家または団体の援助を受けてこれを行うことができる。—その前に受益機関の承認を得る必要はない。欧州委員会/執行機関は、申告書への署名を専門家に求めることにより、何らの利益相反もないようにする。

*例* 理検査は、通常、外部専門家の助けを借りて実行される。

検査により不適格費用または GA に基づく『他の義務』の違反が明らかになった場合、それは、費用の不認可または助成の減額、および必要に応じて回収につながる可能性がある(第 42 条、第 43 条および第 44 条を参照)。より詳細な調査が必要な場合、欧州委員会は検討または監査を開始することができる。

### 22.1.2 検討を実施する権利

*[執行機関または]* 欧州委員会は、一アクション実施期間中またはその後一アクションの適正な実施（成果物および報告の評価を含む）、合意書に基づく義務の遵守、およびアクションの継続的な学術的および技術的関連性の検討を行うことができる。

検討は、**差額支払後2年以内**に開始することができる。検討は、コーディネータまたは関連する受益機関に正式に通知され、正式通知日に開始されたとみなされる。

検討が第三者に対して実施される場合（**第10条ないし第16条**参照）、関連する受益機関は、第三者に通知しなければならない。

*[執行機関または]* 欧州委員会は、検討を直接（そのスタッフを使用して）または間接的（そのために指名された外部の者または外部団体を使用して）に実施することができる。*[執行機関または]* 欧州委員会は、外部の者または外部団体のアイデンティティをコーディネータまたは関連する受益機関に通知する。コーディネータおよび関連する受益機関は、商業秘密を理由に指名に反対する権利を有する。

コーディネータまたは関連する受益機関は、一要求された期限内に一既に提出した成果物および報告（資源の使用に関する情報を含む）に加えて、情報およびデータを提出しなければならない。*[執行機関または]* 欧州委員会は、当該情報を直接自己に提供するように受益機関に要求することができる。

コーディネータまたは関連する受益機関は、外部専門家とのかいふいを含め、**会議**への参加を要求される可能性がある。

**現場**検討については、受益機関は、外部の者または外部団体を含め、当該受益機関の現場および施設に対するアクセスを認め、要求された情報が直ちに利用できるようにしなければならない。

提供される情報は、正確で、厳密で、完全で、電子様式を含む要求される様式でなければならない。

検討による認定に基づき、「**検討報告**」が作成される。

*[執行機関または]* 欧州委員会は、コーディネータまたは関連する受益機関に正式に検討報告を通知し、当該コーディネータまたは関連する受益機関は30日以内に正式に所見を通知することができる（「**対立検討手続**」）。

検討（検討報告を含む）は、合意書の言語で行われる。



## 1. 欧州委員会/執行機関による検討

欧州委員会/執行機関は、一差額支払後2年以内にいつでも一検討を実施できる。

検討は通常、主にアクションの技術的実施（その学術的および技術的実施）に関連するが、財務および予算の面またはGAに基づくその他の義務への遵守に適用されることもある。

これは、アクションの進捗状況の詳細な調査（独立の専門家の力を借りて行うことが多い）の中で行われ、特に以下を含む。



- 作業計画の実施の程度およびすべての成果物が完了しているか否か
- 目的が引き続き妥当であるか、および学術的または産業上の進歩の可能性を与えるものであるか
- 達成された進捗において資源がどう計画され使用されたか、およびその使用が経済、効果および効率の原則に配慮したものであったか
- アクションの管理手続きおよび方法
- アクションにおける受益機関の寄与および統合
- 予期される潜在的な学術的、技術的、経済的、競合上の、かつ社会的な影響ならびに成果の仕様および普及に関する計画

アクションの種類によっては、これを定期的に行うこともある（例えば、支払に関連する定期報告に関して、欧州委員会/執行機関がアクションの実施および受益機関によって実行された作業を適正に評価するのに役立つように）。

これは、アクションに参加する第三者に拡張することができる（そのために、受益機関は欧州委員会/執行機関が契約者、下請人、提携第三者または現物出資を提供する第三者に対し、彼らとの契約の中の適切な条項に含めることにより、その権利を行使できるようにするのである；第 10-14 条を参照）。

検討の結果、アクションの不適正な実施、不適格費用または GA に基づくその他の義務の違反が発見された場合、これは費用の延期、中止、却下または助成の減額および、必要に応じて、回収（第 42-第 44 条、第 47-50 を参照）につながることもある。

アクション実施期間中に実行する場合、検討によってアクションの再配向が推奨されることもある。

## 2. 手続き

検討は、コーディネータに手紙を送付する（電子交換システムを通じてことにより；第 52 条を参照）開始される。

この手紙には、指名された**独立の専門家の名称**（存在する場合）も記載する。コンソーシアムは専門家に反対することができるが、商業秘密を理由とする場合のみである）

検討には、**現場訪問**または「**検討会議**」（欧州委員会/執行機関の敷地またはアクションに関連したいずれの場所においても）が含まれることがある。

会議がある場合、これは招集制（コーディネータを通じ、電子交換システムにより）であり、かつ招集通知には、通常以下のような議題となる文書が指定される

- 別紙 Annex 1（評価を行う対象であるアクションの契約上の説明）
- 定期的検討に関して：検討される期間についての定期報告書（技術および財務）（財務/予算の事項に関連する文書を含む）
- 期限の到来した成果物
- 最終検討に関して：最終報告書およびすべての定期報告書。検討の結果は「**検討報告書**」に記録される。

検討報告書の草案は 30 日以内の所見を求めるためにコーディネータに送付される(「対立検討手続き」)。(これは、第 42 条に記載される矛盾した手続きではない。それは、必要に応じて、第 41 条から第 46 条に基づき、費用の不認可、助成の減額などに関する 2 番目の矛盾した手続きが続く可能性がある別の手続きである。)

### 22.1.3 監査を実施する権利

*[執行機関または]欧州委員会は、—アクション実施期間中またはその後—アクションの適正な実施および合意書に基づく義務の遵守を監査することができる。*

監査は、**差額支払後2年以内**に開始することができる。監査は、コーディネータまたは関連する受益機関に正式に通知され、正式通知日に開始されたとみなされる。

監査が第三者に対して実施される場合（**第10条ないし第16条**参照）、関連する受益機関は、第三者に通知しなければならない。

*[執行機関または]欧州委員会は、監査を直接（そのスタッフを使用して）または間接的（監査するために指名された外部の者または外部団体を使用して）に実施することができる。[執行機関または]欧州委員会は、外部者または外部団体のアイデンティティをコーディネータまたは関連する受益機関に通知する。コーディネータ—および関連する受益機関は、商業秘密を理由に指名に反対する権利を有する。*

コーディネータまたは関連する受益機関は、—要求された期限内に一合意書を遵守していることを検証するための情報（完全な会計、個別給与明細書およびその他の個人データを含む）を提供しなければならない。*[執行機関または]欧州委員会は、当該情報を直接自己に提供するように受益機関に要求することができる。*

現場監査については、受益機関は、外部の者または外部団体を含め、当該受益機関の現場および施設に対するアクセスを認め、要求された情報が直ちに利用できるようにしなければならない。

提供される情報は、正確で、厳密で、完全で、電子様式を含む要求される様式でなければならない。

監査による認定に基づき、「**監査報告案**」が作成される。

*[執行機関または]欧州委員会は、コーディネータまたは関連する受益機関に正式に監査報告案を通知し、当該コーディネータまたは関連する受益機関は30日以内に正式に所見を通知することができる（「**対立監査手続**」）。[執行機関または]欧州委員会は、正当化できる場合、この期間を延長することができる。*

「**最終監査報告**」には、当該コーディネータまたは関連する受益機関による所見が考慮される。報告は、当該コーディネータまたは関連する受益機関に正式に通知される。


監査（監査報告を含む）は、合意書の言語で行われる。

*[執行機関または]欧州委員会はまた、単位費用または定率金額[または一括金]の定期的評価のために受益機関の法定記録に対してもアクセスすることができる。*



## 1. 欧州委員会/執行機関による監査

欧州委員会/執行機関は、—差額支払後2年以内にいつでも—監査を実施できる。

 一旦監査が始まると、受益機関は、監査手続きおよびその追跡調査（所見の拡張手続き、費用の不認可、助成の減少、回収および訴訟を含む）が完了するまで、すべての記録および支持文書を保管しなければならない。

*例*：受益機関が、自己の建物内ではない場所に最初の支持文書の紙の写しを保管する場合、監査の現地調査に間に合うように、文書を回収して、自己の建物に送付しなければならない。

監査は通常、主にアクションの技術的实施（その学術的および技術的实施）に関連するが、財務および予算の面または GA に基づくその他の義務への遵守に適用されることもある。

これは、受益機関によるアクションの実施の詳細な調査（専門の（外部あるいは欧州委員会/執行機関の）監査役により、かつ一般に認められている監査基準に従って）の中で行われる。

これは、アクションに参加する第三者および財政支援または報酬を受ける第三者に拡張することができる（そのために、受益機関は欧州委員会/執行機関の監査役が契約者、下請人、提携第三者または現物出資を提供する第三者に対し、彼らとの契約の中の適切な条項に含めることにより、その権利を行使できるようにするのである、第 10-15 条を参照）。

*例*：

1. 欧州委員会/執行機関は、受益機関と同様に提携第三者を監査する。監査は第三者の敷地で行われ、監査に関するやり取り（監査開始の手紙、対立監査手続など）はすべて、提携第三者と直接行われる。ただし、財務上の帰結は通常、提携第三者の受益機関の負担となるため（第 44 条を参照）、欧州委員会/執行機関は監査の開始と同様その結論の概要についても受益機関に通知する。
2. 欧州委員会/執行機関は、現物出資を提供する（無償または有償で）第三者を、この現物出資に関して申告された費用が適格であるかどうかを見るために、受益機関と同様の状況で監査することができる。従って、監査手続きは受益機関と同様である。受益機関は、必要に応じて監査役がすべての必要な文書および第三者の敷地にアクセスできるようにすることに責任を負う。
3. 欧州委員会/執行機関は、契約/下請が H2020 の GA の要件（価格以上の価値または適切な場合は最低価格、利益相反の不存在などを確認する）に従って付与されたものであるかどうか、および契約/下請に基づいて行われた支払が GA に沿ったものである（例えば、契約者/下請人に支払われた金額が受益機関によって申告された額と一致する）かどうかを見るために、契約者または下請人を受益機関と同様の状況で監査することができる。従って、監査手続きは受益機関と同様である。受益機関は、必要に応じて監査役がすべての必要な文書にアクセスできること、および契約/下請の敷地で点検を実行できるようにすることに責任を負う。契約者/下請人が受ける報酬は費用の補償ではなく一括価格であるため（不正の場合を除く）監査はの費用を評価することを目的としない。
4. 欧州委員会/執行機関は、受益機関によって申告された費用に関する適格条件が満たされているかどうかを見るために、財政支援または報酬の受領者を監査することができる。従って、監査手続きは受益機関と同様である。受益機関は、必要に応じて監査役がすべての必要な文書および受領者の敷地にアクセスできるようにすることに責任を負う。

監査によって、不適格費用、アクションの不適切な実施または GA に基づくその他の義務の違反が判明した場合、これは費用の延期、終了、却下、助成の減額および、必要に応じて回収などにつながる可能性がある（第 42-44 条、第 47-50 条を参照）。

場合によっては、監査の結果、以前に却下された費用が承認されることもある（受益機関が申告した場合）。

非常に深刻な場合、監査結果により、管理上または金融上の違約金（第 45 条を参照）につながる可能性もある。

### 特定の場合(監査):

**単純化された費用形式の定期評価に関する監査**— 欧州委員会は、単位費用、定率または一括払いを定めた費用項目の実費についての一般的情報を得るために、受益機関の会計記録を監査することもできる(統計目的で、または、単位費用、定率もしくは一括払いの適切性を評価するためにデータを集める目的で)。当該監査は、通常、監査された受益機関に対して直接的な帰結をもたらさない。たとえ、実費がより低いことが判明しても、これは費用の不認可につながらない。

## 2. 手続き

監査は、関係する受益機関に送られる**書状**によって開始される(電子交換システムを介して、または配達証明付きの書留郵便によって、[第52条](#)を参照)。

欧州委員会／執行機関が外部監査法人を使用する場合、本状にその名称を記載する。受益機関は、商業上の秘密保持の理由で異議を申し立てることができる(その理由と共に)、また—正当化された場合—欧州委員会／執行機関は、他の外部監査役を指名するように決定することができる(または、例外的に、自身で監査を行う)。

監査には通常、受益機関により要求された書類の**机上検討**および**現場訪問**(受益機関の敷地またはアクションが実施された現場)が含まれる。(ただし、机上検討のみの監査も存在する)。

監査役は広範囲にわたる記録および文書(給与明細書、労働契約、完全な法定会計など)へのアクセスを要求し、いつ、どのように(およびどの形式で)これを提供すべきかについて指示する。

受益機関は、要求されたすべての情報、記録および根拠書類を(指定された形式および期限内に)監査役に提供しなければならない。

*例: 何千もの取引を開示する総勘定元帳(会計書類)からの記録リストをプリントアウトした紙は手作業で処理することは不可能であるため、監査役は通常、電子版を要求する。*

データ保護または秘密性に基づく拒否は認められない。

記録および文書に個人データを含む場合、欧州委員会／執行機関は規則番号 [45/2001](#) に従ってそれを処理することとし、受益機関はこの処理について関係者に知らせなければならない([第39条](#)を参照)。

秘密のデータは[第36条](#)に従って処理される。

要請された情報を提供しないこと(要請された形式で、且つ、指定された締切期限内に)は、費用の不認可(および、場合により、例えば回収、支払い停止、解除、管理上および金融上の違約金などの他の措置)につながる。

現場監査に関して、受益機関はその敷地へのアクセスを認め、すべての記録および根拠書類をすぐに利用可能な状態に保つようにならなければならない。これは、研究施設へのアクセス許可およびアクションの作業を行った研究者への聴取を含む。

監査の結果は、「**監査報告書**」に記録される。

監査報告書案は、30日以内の所見を求めて関連の受益機関に送付される。「**対立監査手続き**」(これは、[第42条](#)に記載される矛盾した手続きではない。それは、必要に応じて、[第41条](#)から[第46条](#)に基づき、費用の不認可、助成の減額などに関する2番目の矛盾した手続きが続く可能性がある別の手続きである。)

監査手続きは、『**監査終了の書状**』と共に終了する(欧州委員会／執行機関の監査役による)(および、ファイルはその後、必要に応じて、監査実施に関する運営上のサービス(許可する役員)に渡される)。

## 22.2 欧州不正対策局（OLAF）による調査

規則 883/2013 号<sup>39</sup>および No 2185/96 号<sup>40</sup>に基づき（ならびにそれらの規定および手続に従い）、欧州不正対策局（OLAF）は—アクション実施期間中またはその後のいずれの時点においても—EU の財務上の利益に影響する不正、腐敗またはその他の違法行為が行われたかを確定するために、現場点検および検査を含む調査を実施することができる。

<sup>39</sup> 欧州不正対策局（OLAF）によって行われる調査に関する欧州議会および 2013 年 9 月 11 日の評議会の規則（EU、欧州原子力共同体）番号 883/2013、ならびに、欧州議会および評議会の無効にしている規則（EC）番号 1073/1999、ならびに、評議会規則（欧州原子力共同体）番号 1074/1999（OJ L 248、2013 年 9 月 18 日、1 ページ）。

<sup>40</sup> 詐欺行為および他の不正行為に対してヨーロッパ共同体の金融利息を保護する目的で欧州委員会によって実行される現場検証および検査に関する 1996 年 11 月 11 日の評議会規則（欧州原子力共同体、EC）番号 2185/1996（OJ L 292、1996 年 11 月 15 日、2 ページ）。



### 1. OLAF による調査

LAF は EU の不正対策局であり、EU 予算に対する不正を調査する責任を負う。

欧州委員会/執行機関が、アクションに参加する受益機関または提携第三者が不正その他の不法行為を犯しているとの疑いを持った場合、OLAF に通知し、OLAF は調査の判断を下す。

OLAF は調査の結論を欧州委員会に送付し、欧州委員会はその後、どのような手続きをするか決定する。

OLAF の調査は費用の中止、終了、却下、助成の減額および回収につながることもあり（[第 42-44 条](#)、[第 47-50 条](#)を参照）、また行財政罰則（[第 45 条](#)を参照）、さらに国内機関によって刑事訴追されることもある。



### 22.3 欧州会計監査院（ECA）による点検および監査

欧州連合の機能に関する協定（TFEU）第 287 条および財務規則 966/2012 号<sup>41</sup> 第 161 条に基づき、欧州会計監査院（ECA）は、一アクション実施期間中またはその後のいずれに時点においても一監査を実施することができる。

ECA は、点検および監査のためのアクセス権を有する。

41 連合の総予算に適用可能である金融規定に関する欧州議会および 2012 年 10 月 25 日の評議会の規則（EU、欧州原子力共同体）番号 966/2012、ならびに、無効にしている評議会規則（EC、欧州原子力共同体）番号 1605/2002（OJ L 298、2012 年 10 月 26 日、1 ページ）。



### 1. 欧州会計監査院（ECA）による点検および監査

欧州会計監査院（ECA）は、すべての欧州機関のための独立した外部監査団体である。そのため、ECA は EU 基金のすべての受領者（アクションに参加している受益機関、第三者および財政支援または報酬の受領者を含む）に対し監査を行うことができる。

当該監査の結果は、その結果に従って受益機関に通知されることがある。

会計監査院の調査結果に基づいて欧州委員会/執行機関が費用を却下しようとする場合、受益機関に通知し、所見の可能性を提供する。

## 22.4 国際組織についての点検および検討、監査、および調査

[**国際組織についてのオプション**：欧州不正対策局 (OLAF) および欧州会計監査院 (ECA) を含む欧州連合は、その財務規則に従い、現場におけるものを含め、点検、検討、監査、および調査を実施することができる。

本条は、この点に関して国際組織および欧州連合間で締結された具体的な協定に従って適用される。]

[**オプション**：該当しない]



### 1. 国際組織についての点検および検討、監査、および調査

**国際組織 (IOs)** である受益機関に関する検査、審査、監査および調査も行われる可能性がある。

国際組織と締結される特定の契約がある場合 (および、この契約は、検査、審査、監査および調査をカバーする)、欧州委員会／執行機関は、その契約を適用する。

**例**：欧州連合と国際組織との間で締結された金融上および管理上の枠組み合意 (FAFA)。

## 22.5 点検および検討、監査、および調査における認定の帰結—認定の拡張

### 22.5.1 本助成における認定

本助成の文脈で実施された点検、検討、監査、または調査における認定は、不適格費用の却下(第42条参照)、助成の削減(第43条参照)、過払金額の回収(第44条参照)、または第6章に規定されているその他の措置につながる可能性がある。

差額支払後の不適格費用の却下または助成の削減は、修正最終助成金額につながる(第5.4条参照)。

点検、検討、監査、または調査における認定は、別紙1の修正の変更要求につながる可能性がある(第55条参照)。

全体的または反復的誤り、反則、不正、または義務違反はまた、類似の条件で付与される他の EU または Euratom 助成に対する影響につながる可能性がある(「本助成から他の助成への認定の拡張」)。

その上、OLAF 調査による認定は、国内法に基づく刑事訴追につながる可能性がある。

### 22.5.2 他の助成における認定

[執行機関または]欧州委員会は、以下の場合、他の助成における認定を本助成に拡張させることができる(「他の助成から本助成への認定の拡張」)。

- (a) 関連する受益機関が、類似の条件で付与されたその他の EU または Euratom 助成において、本助成に重大な影響を有する全体的または反復的誤り、反則、不正、または義務違反を犯したと認定され、
- (b) 本助成の差額支払後2年以内に、それらの認定が一認定により影響を受ける助成の表と共に一正式に関連する受益機関に通知される場合。

認定の拡張は、費用の却下(第42条参照)、助成の削減(第43条参照)、過払金額の回収(第44条参照)、支払停止(第48条参照)、アクション実施停止(第49条参照)、または終了(第50条参照)につながる可能性がある。

### 22.5.3 手続

[執行機関または]欧州委員会は、全体的または反復的誤りと、監査結果の拡張の意図を、影響を受けるリストと共に正式に関連する受益機関に通知する。

22.5.3.1 認定が**費用の適格性**に関係する場合：正式通知には、以下が記載される。

- (a) 認定により影響を受ける助成の表についての所見を提出することの勧誘。
- (b) 影響を受ける助成すべてについての**修正財務諸表**の提出要求。
- (c) 関連する受益機関が以下の場合に却下すべき金額を計算するために、全体的または反復的誤りに基づき[執行機関または]欧州委員会が設定された**推定用の修正率**。
  - (i) 修正財務諸表の提出が不可能または実務的に困難であると考えられる場合、または
  - (ii) 修正財務諸表を提出しない場合。

関連する受益機関は、通知受領後 90 日以内に所見および修正財務諸表を提出し、または適正に実証された代替的修正方法を提案することができる。[執行機関または]欧州委員会は、正当化できる場合、この期間を延長することができる。

[執行機関または]欧州委員会は、修正財務諸表が承認されることを条件に、修正財務諸表に基づき、却下すべき金額を決定する。

[執行機関または]欧州委員会は、所見もしくは修正財務諸表を受領せず、所見もしくは提案された代替的修正方法を受け入れず、または修正財務諸表を承認しない場合、当初通知した外挿のための修正率の適用を正式に関連する受益機関に通知する。

[執行機関または]欧州委員会は、関連する受益機関が提案した代替的修正方法を受け入れる場合、受け入れた代替的修正方法を正式に関連する受益機関に通知する。

22.5.3.2 認定が不適正な実施または別の義務の違反に関係する場合：正式通知には、以下が記載される。

- (a) 認定により影響を受ける助成の表についての所見を提出することの勧誘。および
- (b) 比例原則に従って [執行機関または] 欧州委員会が適用することを意図する定率。

関連する受益機関は、通知受領後 90 日以内に所見を提出し、または適正に実証された代替的定率を提案することができる。

[執行機関または] 欧州委員会は、所見を受領せず、または所見もしくは提案された代替的定率を受け入れない場合、当初通知した定率の適用を正式に関連する受益機関に通知する。

[執行機関または] 欧州委員会は、関連する受益機関が提案した代替的定率を受け入れる場合、受け入れた代替的定率を正式に関連する受益機関に通知する。

## 22.6 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、十分に実証されなかった費用は不適格となり(第 6 条参照)、却下される(第 42 条参照)。

それらの違反は、第 6 章に規定されているその他の措置にもつながることもある。



## 1. 所見の拡張

- 検査、審査、監査または調査の所見は、類似した条件に基づき与えられる他の EU 助成または欧州原子力共同体助成に拡張される可能性がある。

 すべての H2020 助成に対して、所見の拡張は一助成を与えた法人（すなわち欧州委員会、行政機関または H2020 資金提供団体）に関係なく可能である。

欧州委員会／執行機関が、組織的もしくは反復的である、実質的誤り、不正行為、詐欺行為、不適切な実施または他の義務の深刻な違反を見つけた場合、欧州委員会／執行機関は、以下について修正を行うことができる(費用の不認可または減額、第 42 条および第 43 条を参照)。

- 以下の両方に対する助成

- 監査／審査された報告期間、および
- 監査／審査されなかった報告期間(『所見の拡張』)
- 受益機関の他の H2020 助成(『所見の拡張』)。

『反復的である』とは、受益機関のいくつかの助成で発見された違反を意味する(従って、その受益機関の他の助成においても生じた可能性がある)。

**例(反復的である):** いくつかの助成において受益機関は控除可能な VAT を適格費用として請求した、欧州委員会との契約に関してのみ人員の報酬が増加した、GA の可視性要件にもかかわらず明確に EU 基金を示さなかった。

『組織的である』とは、本質的に受益機関の方法論、会計、管理または内部統制慣行に関連がある違反を意味する(従って、元来、相当する／類似している受益機関の他のすべての取引で生じた可能性がある(すなわち、同じ方法論、会計、管理または内部統制慣行、それ故に、同じ『組織』の一部によって支配される)。

**例(組織的である):** 受益機関は、取引の特定の種類の記録を残さない、秘密情報が不適當に保護されている。

所見は、進行中の助成(すなわち、残高の支払いがまだ行われていない助成)および、終了した助成—残高の支払い後最高 2 年間の両方に拡張されることができる。

## 2. 手続き

所見が組織的もしくは反復的である場合、これは、監査または審査報告においてすでに言及されたであろうし、また、一報告の他の点のように—それらは、矛盾した監査／審査手続きを受けた。

この矛盾した監査／審査手続き後、所見が支持された場合、その監査／審査は終了することとし(欧州委員会／執行機関の監査役／審査官による)、『監査拡張手続き』を続けることとする(その後に『監査／審査の実施』が続く)。


### 所見の拡張のための手続き:

**ステップ 1**—矛盾した監査／審査手続きの終了後、欧州委員会／執行機関の監査役は、以下と共に、監査／審査手続きを終了したという書状(『監査終了の書状』)を送付する

- 最終監査／審査報告書
- 監査の所見が拡張された助成／報告期間のリスト
- 助成／報告期間のリストについてのコメントを提出することについての案内
- 費用の不適格について:
  - リストに載っている助成／報告期間の修正された財務諸表を提出するという要請(監査終了の書状に付け加えられた特定の形式により)
  - 補外(受益機関が修正された財務諸表を提出しない場合に使用される)に対して提案された修正率
  - 代わりに修正方法を提案するために必要である外部の逆監査の条件(下記参照):
- 不適切な実施または他の義務の違反について: 修正のために提案された定率。

『補外レート』は通常、監査された助成のサンプルで算出される平均修正率に一致する(不備のある費用類型に関して、または請求された合計費用に関して)。


『定率』は通常、不適当に実施された作業の相対的重要性または義務の違反の重大性に基づく一アクションと比較して(すなわち、比例の原則に従って算出される)。

 レートは、以下の場合に使用される。:

- 受益機関が、明確にそれを要請する場合  
*例: 受益機関が、影響を受けたすべての助成について修正された財務諸表の提出に関する管理上の作業量は不釣り合いであるかまたは不可能であるとみなす場合、および、受益機関がそのように修正率を受け入れることを決定する場合。*
- 受益機関が、修正された財務諸表を提出しないかまたは協力することを拒否した場合(時間内に)
- 欧州委員会/執行機関が、修正された財務諸表を承認することができない場合(それらが監査/審査所見を適切に反映していないので)
- 欧州委員会/執行機関が、受益機関によって提案された代替りの修正方法を受け入れることができない場合。

**ステップ 2 –** 受益機関は、以下を行うのに 90 日を有する。:

- 助成のリスト載っているコメントを提出する  
 受益機関が、リストに載っている助成のいくらか(または全て)は影響を受けないとみなす場合、受益機関は理由を説明しなければならない。説明が十分でない場合、欧州委員会/執行機関は、付加的情報または説明を要請することができる。
- 修正された財務諸表を提出する(提起される誤りまたは不正行為がない)。  
*例: 監査により、受益機関が控除可能な VAT を適格費用として請求したことがわかり、この所見を反復性があるとみなす。受益機関は、監査終了に同意する。受益機関は、影響を受けた各助成に対する VAT を修正した、修正された財務諸表を提出する。*
- それが修正された財務諸表を提出することを意図しないが、提案された修正率と一致しない場合、受益機関は以下を行うことができる:
  - 費用の不適切について: 独立外部監査役によって実行された監査によって立証された、**代替修正方法**(代替修正率)を提示する  
 独立監査の目的は、欧州委員会/執行機関の監査/審査の所見に関して、より正確な誤りの率を決定することのみにある(その所見自体に異議は唱えない)。
  - 他の義務の不適切な実施または違反について: 代替率が、欧州委員会/執行機関によって提案された率よりも、より適当である理由を説明している注釈によって立証される、**代替修正方法**(代替定率)を提示する。

 欧州委員会/執行機関は、代替りの修正方法を受け入れるか拒否するかについて全裁量権を有する、また、そのことに対し資格はない。

**ステップ 3 –** 実施を監査する。欧州委員会/執行機関が所見を支持する場合、欧州委員会/執行機関はその後、却下、減少、および、必要に応じて回収手続きを始めることができる(第 42 条から第 44 条を参照)

- 修正された財務諸表に基づき、通知された修正率または代替りの修正率にいずれか。

欧州委員会/執行機関が、**修正された財務諸表を受領して、承認した場合**、却下される費用は、修正された財務諸表に従って、各助成に対して算出される。

欧州委員会/執行機関が**修正された財務諸表を承認することができなかった場合**、却下される費用は、補外に関する修正率を適用することによって、各助成に対して算出される。

欧州委員会/執行機関が**代替修正方法を受領して、受け入れた場合**、却下される/減額される費用は、受け入れられた代替修正率を適用することによって、各助成に対して算出される。



受益機関がいかなるコメントも送らない場合、または、欧州委員会／執行機関が、コメントもしくは提案された代替りの方法を受け入れない場合、却下される／減額される費用は、最初に通知された修正率を適用することによって、各助成に対して算出される。

## 第 23 条 —アクションの影響の評価

### 第 23 条—アクションの影響の評価

#### 23.1 アクションの影響の評価権

執行機関または] 欧州委員会は、[EU][Euratom]プログラムの目的に照らして測るアクションの影響の中間および最終評価を実施することができる。

評価は、アクション実施中から差額支払後 [既定のオプション：5] [低額助成についてのオプション：3] 年間までに開始することができる。評価は、コーディネータまたは関連する受益機関に対する正式通知日に開始されたときとなされる。

[執行機関または] 欧州委員会は、これらの評価を直接（そのスタッフを使用して）または間接的（そのために指名された外部者または外部団体を使用して）に実施することができる。

コーディネータまたは関連する受益機関は、電子様式の情報を含むアクションの影響の評価に関係するすべての情報を提出しなければならない。

#### 23.2 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、[執行機関または] 欧州委員会は、第 6 章に規定されている措置を適用することができる。



### 1. 評価

欧州委員会/執行機関は、Horizon 2020 の枠組みプログラムの実施の監視および評価のために、アクションの中間および最終評価を行うことができる。

 これらの評価は、助成に何ら影響しない。

これらは、実績指標および Horizon 2020 特定プログラムの別紙 II および III に記載される事項に基づく。実績指標は、特定プログラムの目的によって異なる。実績指標は、Horizon 2020 の実施期間中に改良されることがある。

例:

特定目的「授権および産業技術におけるリーダーシップ」の進捗は、次の 3 つの指標に基づいて評価される」

- 特許申請および異なる授権および産業技術で付与された特許
- 会社または市場に新規のイノベーションを紹介する企業体への参与率(プロジェクト期間に 3 年間を加えたもの)
- 官民共同の刊行物の数

必要な情報は通常アンケート票(定期報告書の一部として記入しなければならない)から得られる。ただし、欧州委員会/執行機関は、特定の情報の要求をコーディネータ(または他の受益機関)に委ねることもできる。

## 第3節 背景的情報および成果に関する権利および義務

### 第1款 総則

#### 第23a条—知的財産の管理

### 第3節 背景的情報および成果に関する権利および義務

#### 第1款 総則

#### 第23a条—知的財産の管理

##### 23a.1 知識移転活動における知的財産の管理に関する欧州委員会勧告を実施するための措置をとる義務

大学またはその他の公的研究組織である受益機関は、知識移転活動<sup>42</sup>における知的財産の管理に関する欧州委員会勧告に添付されている実務規範ポイント1および2に規定されている原則を実施するための措置をとらなければならない。

このことは、本節第2款および第3款に規定されている義務を変更するものでない。

受益機関は、研究者およびアクションに関与する第三者がこれらの事項を認識しているようにしなければならない。

##### 23a.2 不遵守の帰結


受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、[執行機関または] 欧州委員会は、第6章に規定されている措置を適用することができる。

- 42 知識移転活動における知的財産の管理に関する2008年4月10日の欧州委員会勧告 C(2008) 1329 および当該勧告に添付されている大学およびその他の公的研究実務期間のための実務規範



## 1.実務規範

大学その他の公的研究組織である受益機関は、知識移転活動における知的財産の管理に関する欧州委員会勧告に添付されている**実務規範**<sup>50</sup> 1項および2項に規定されている原則を**実施**するための措置を取らなければならない。

 これは**最善努力義務**である：まだそうしていない場合、受益機関は、IP管理および知識移転方針の策定及び実施について、実務規範の第1項および第2項に規定されている原則を考慮するようにしなければならない。

この規範は、公的研究組織による IP 管理および知識移転の向上（研究結果の利用および普及を促進させることにより）を目的とした一連の一般原則から成っている（—第1項：内部知的財産方針に関する原則、第2項：知識移転の方針に関する原則）。

<sup>50</sup> [http://europa.eu/legislation\\_summaries/research\\_innovation/general\\_framework/ri0007\\_en.htm](http://europa.eu/legislation_summaries/research_innovation/general_framework/ri0007_en.htm). で入手可能。

## 第2款 背景的情報に関する権利および義務

### 第24条—背景的情報に関する合意

#### 第2款 背景的情報に関する権利および義務

##### 第24条—背景的情報に関する合意

###### 24.1 背景的情報に関する合意

受益機関は、アクションのための背景的情報を特定し、これに（書面により）同意しなければならない（「背景的情報に関する合意」）。

「背景的情報」とは、—いかなる形式または性質であれ（有形または無形）、また知的財産権のような権利を含み—以下であるデータ、ノウハウまたは情報を意味する。

- (a) 合意書に加入する前に受益機関により保有され、
- (b) アクションの実施または成果の利用に必要なもの。

#### 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づく自己の義務のいずれかを怠った場合、助成は減らされる可能性がある（第43条を参照）。当該違反は、第6章に記載されている他の措置のいずれかにつながる可能性もある。



## 1.背景的情報に関する合意

受益機関は、アクションのための背景的情報を（これに対するアクセスを可能にするために）特定し、同意しなければならない。

**ベストプラクティス:** 義務的でないが、受益機関がアクションを実施する（および、その後その結果を利用する）ために必要であるものへのアクセス権を有することを確実にするために、受益機関は、GA に署名する前に、バックグラウンドに同意するように強く助言される。

「背景的情報」とは、データからノウハウ、情報または権利まで、GA 署名前に存在し、アクションの実施またはその結果の利用のために必要となる有形または無形の情報である。

**例:** 試作品、細胞株、特許、データベースの権利

知的財産権に関しては、その申請が GA 署名前になされていれば十分である（「知的財産」は、1967年7月14日にストックホルムで締結された世界知的財産権機関設立規約<sup>51</sup>に定義される意味で理解される）。

背景的情報は所有されている情報に限定されず、受益機関が適法に保有する（例えば再実施権付きのライセンスを介して）すべてのものに拡張できるまた、受益機関の他の組織が保有する情報にも拡張される。

**例:** ある大学の学部がアクションに参加している場合、背景的情報は、（その学部が独自の法人格を有しているか受益機関である場合を除き）その大学が保有するすべてとすることができる

<sup>51</sup> [http://www.wipo.int/treaties/en/convention/trtdocs\\_wo029.html](http://www.wipo.int/treaties/en/convention/trtdocs_wo029.html) で入手可能。

合意は、(ポジティブ・リスト、ネガティブ・リストなど)いかなる形態であってもよい。個別の合意であっても、コンソーシアム協定の一部であってもよい(第41条を参照)。

バックグラウンドへのアクセスが法的規制または制限の対象となる場合、受益機関は、GAに署名する前に他の受益機関に知らせなければならない(第25条を参照)。

*例: 受益機関は特定の背景的情報を除外することに合意できる。当該除外は一時的(例えば、アクセス提供前に背景的情報の適切な保護を許可するために)または限定的(例えば、1つまたは複数の受益機関のみを除外する)とすることができる。背景的情報はその定義によって実施または利用のために必要であるとみなされるため、当該除外によるアクションへの影響を、特に一時的な要素を持たない除外に関しては、受益機関が調査しなければならない。*

## 第 25 条 — 背景的情報に対するアクセス権

### 第 25 条—背景的情報に対するアクセス権

#### 25.1 アクセス権の行使—アクセス権の放棄—再許諾の不存在

アクセス権を行使するためには、まず書面によりアクセスを要求しなければならない(「**アクセス請求**」)。

「**アクセス権**」とは、本合意書に規定されている諸条件に基づき、成果または背景的情報を使用する権利を意味する。

アクセス権の放棄は、書面によらない限り無効である。

別段合意されない限り、アクセス権には、再実施権は含まれない。

#### 25.2 アクションに基づく自己のタスクを実施するための他の受益機関のためのアクセス権

受益機関は、背景的情報を保有する受益機関が合意書に加入する前に以下であったのでない限り、お互いに—使用料なしで—アクションに基づくそれぞれ自身のタスクを実施するのに必要な背景的情報に対するアクセスを与えなければならない。

(a) 自己の背景的情報に対するアクセスは、第三者(職員を含む)の権利により課される制限または限定を含めた法的な制限または限定に服することを当該他の受益機関に通知し、または

(b) アクセスは使用料なしとはならないことについて当該他の受益機関と合意した場合。

#### 25.3 自己の成果を利用するための他の受益機関のためのアクセス権

受益機関は、背景的情報を保有する受益機関が(合意書に加入する前に)自己の背景的情報に対するアクセスは、第三者(職員を含む)の権利により課される制限または限定を含めた法的な制限または限定に服することを当該他の受益機関に通知したのでない限り、お互いに(公正で合理的な条件で)それぞれ自身の成果を利用するのに必要な背景的情報に対するアクセスを与えなければならない。

「**公正で合理的な条件**」とは、例えばアクセスが請求される成果または背景的情報の現実もしくは潜在的価値および/または想定されている利用の範囲、継続期間もしくはその他の特徴のようなアクセス請求の具体的事情を考慮した可能な財務条件または使用料なしの条件を含む適切な条件を意味する。

アクセス請求は、(別段合意されない限り)第 3 条に規定されている期間後 1 年間までの間に行うことができる。

#### 25.4 関連組織のためのアクセス権

コンソーシアム協定において別段合意されない限り、背景的情報に対するアクセスは、(公正で合理的な条件で(上記参照; 第 25.3 条)、第三者(職員を含む)の権利により課される制限または限定を含めた法的な制限または限定に服さない限り)EU 加盟国または「**関連国**<sup>44</sup>」において設立された関連組織<sup>43</sup>に対しても、それらの組織が関連する受益機関により生み出された成果を使用するために当該アクセスが必要な場合、与えられなければならない。

別段合意されない限り(上記参照; 第 25.1 条)、当該関連組織は、背景的情報を保有する受益機関に対して直接請求を行わなければならない。

アクセス請求は、一別段合意されない限り—第 3 条に規定されている期間後 1 年間までの間に行うことができる。



### 25.5 第三者のためのアクセス権

**[研究施設に対する越境アクセスのためのオプション：]** 利用提供機関は、一第三者（職員を含む）の権利により課される制限または限定を含めた法的な制限または限定に服さない限り一利用者に対して、アクションを実施するのに必要な背景的情報に対する使用料なしのアクセスを与えなければならない。

利用提供機関は、アクセス権の付与に大幅な影響を与える制限を可能な限り早急に利用者へ通知しなければならない。]

[オプション：該当しない]

### 25.6 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある（第43条参照）。

それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。

- 43 定義については、参加規則 1290/2013 号第 2.1(2) 条の以下の規定を参照。「**関連組織**」とは、以下の法人を意味する。
- 参加者の直接または間接的な支配下にある。または
  - 参加者と直接または間接的な同一の支配下にある。または
  - 参加者を直接または間接的に支配している。
- 「支配」は、以下のいずれの形態でもあり得る。
- (b) 当該法人の発行済み株式の額面総額の50%超、または当該法人の株主または組合員の議決権の過半数の直接または間接的保有。
  - (c) 当該法人の意思決定権の事実上または法的な直接または間接的保有。
- ただし、法人間の以下の関係は、それ自体では支配関係を構成しない。
- (a) 同一の公開投資法人、機関投資家、またはベンチャーキャピタル会社が、発行済み株式の額面総額の50%超、または株主または組合員の議決権の過半数を直接または間接的に保有している。
  - (b) 当該法人が、同一の公的団体により所有または監督されている。
- 44 定義については、参加規則 1290/2013 号第 2.1(3) 条の規定を参照。『**連合国**』とは、連合との国際協定に対する当事者である非EU諸国(第三国)を意味し、[EU 助成に対するオプション:H2020 枠組みプログラム規則番号 1291/2013 の第7条]で確認される。[第7条は、Horizon 2020 に対する非EU諸国の連合の条件を定めている。]
- [欧州原子力共同体助成に対するオプション:]** Horizon 2020 を補足している、欧州原子力共同体(2014年から2018年)の研究および訓練プログラムに関する2013年12月16日の評議会規則(欧州原子力共同体)番号1314/2013の第5条-研究およびイノベーションに関する枠組みプログラム(『H2020 欧州原子力共同体研究および訓練プログラム規則番号 1314/2013』)(OJ L 347、2013年12月20日、948ページ)。第5条は、Horizon 2020 に対する非EU諸国の連合の条件を定めている。]



## 1. 背景的情報に対するアクセス権

背景的情報に対するアクセスの規則(アクセス権の条件および範囲を含む)は、成果に関するものとほぼ同様である(第31条を参照)。

ただし、背景的情報に関しては、**制限**または**限定**(法その他により)がある場合、および背景的情報を所有または保有している受益機関が他社に—GAの合意前に(または追加の背景的情報が合意されたときだけに)、他者に通知していた場合、**アクセス権**の提供義務はない(もしくは、より限定されている)。

**例:** アクセス権の付与を妨げる既存の契約(独占的ライセンスなど)

対照的に、受益機関が、後日、背景的情報に関する契約を行う場合、受益機関は、GAに基づく自己のアクセス義務を遵守することを確実にしなければならない。

さらに、アクセス権の条件はわずかに異なる。アクセス権は、以下の通り提供されなければならない。

- アクションタスクの実施のため: 既定の規則では使用料なし

ただし、GA署名前に受益機関が合意した場合、背景的情報に対して他の条件を適用することができる。

**例:** ある受益機関が、他の受益機関がアクションに基づくタスクを実施するために必要とする新規技術を所有しているが、他の受益機関はそれと同等の背景的情報を提供できない。このような場合、受益機関は、アクションを実施するための新しい技術へのアクセスは特許料無料原則ではないことに同意する可能性がある。

**ベストプラクティス:** 受益機関がデフォルト規則から外れることを意図する場合、これについて提案で詳細に説明することを推奨される。

- － 成果の利用のため: 公正かつ合理的な条件に基づく(第31条を参照)。

また、EU 機関、加盟国、Euratom、提携事業者または第三者に対する**特定のアクセス権**はないが、研究施設への越境または仮想アクセスを持つ、アクションにおける研究施設のユーザーに対する使用料なしのアクセスのオプションを除く。

### 第3款 成果に関する権利および義務

#### 第26条—成果の所有権

##### 第3款 成果に関する権利および義務

##### 第26条—成果の所有権

##### 26.1 成果を生み出した受益機関による所有権

成果は、それらを生み出した受益機関により所有される。

「成果」とは、(いかなる形式または性質であれ、保護され得るか否かにかかわらず)アクションから生み出されたデータ、ノウハウまたは情報のようなアクションの(有形または無形の)産物および知的財産権を含む産物に伴う権利を意味する。

##### 26.2 複数の受益機関による共有

以下の場合、2つ以上の受益機関が成果を共有する。

(a) それらの受益機関が共同で当該成果を生み出し、

(b) 以下が不可能な場合。

(i) 各受益機関のそれぞれの寄与を確定し、または

(ii) 当該成果の保護を申請、取得または維持するために当該成果を分割すること(第27条参照)。

共同所有者は、合意書に基づくそれぞれの義務を遵守できるように、共同所有権の割当および行使条件について(書面により)合意しなければならない(「共同所有権合意」)。

共同所有権合意において別段合意されない限り、各共同所有者は、他の共同所有者に以下が与えられる場合、共同所有成果を利用するために第三者に対して非独占的ライセンス(再実施権なしで)を付与することができる。

(a) 少なくとも45日前の事前通知、および

(b) 公正で合理的な補償。

成果が生み出された場合、共同所有者は、共同所有権以外の制度(例えば、他の者のためのアクセス権付きの単独所有者への譲渡(第30条参照)のような)を適用することを合意することができる。

##### 26.3 第三者(職員を含む)の権利

第三者(職員を含む)が成果に対して権利を主張できる場合、関連する受益機関は、合意書に基づくその義務を遵守しなければならない。

第三者が成果を生み出した場合、関連する受益機関は、それらの成果が当該受益機関自身により生み出されたかのように、その義務を遵守できるように、第三者からすべての必要な権利(譲渡、ライセンスまたはその他)を取得しなければならない。

権利取得が不可能な場合、受益機関は、成果を生み出すために第三者を使用することを控えなければならない。

#### 26.4 成果を保護するための [EU][Euratom][執行機関]の所有権

26.4.1 以下の場合を除き、[EU][Euratom][執行機関]は、受益機関が(第3条に規定されている期間後4年間までの間に)その成果を保護せずに当該成果を普及させようとする場合、(関連する受益機関の同意を得て)成果を保護するために当該成果の所有権を引き受けることができる。

- (a) 保護されないことが、(事情に鑑み)成果の保護が不可能であり、合理的でなく、または正当化できないことが原因の場合。
- (b) 保護されないことが、商業的または工業的使用の潜在性が存在しないことが原因の場合。または
- (b) 受益機関が、EU加盟国または関連国において設立され、成果を保護するであろう別の受益機関または第三者に対して、当該成果を譲渡することを意図している場合。

上記ポイント(a)、(b)または(c)が適用されない限り、受益機関は、成果を普及させる前に、[欧州委員会][執行機関]に正式に通知し、同時に同意を拒否する理由を[欧州委員会][執行機関]に通知する。受益機関は、その正当な利益が重大な害を被ることを証明できる場合にのみ、同意を拒否することができる。

[欧州委員会][執行機関]が所有権を引き受けることを決定した場合、[欧州委員会][執行機関]は、通知受領後45日以内に関連する受益機関に正式に通知する。

これらの成果に関する普及は、当該期間の終了前、または[欧州委員会][執行機関]が積極的な判断を行った場合は[欧州委員会][執行機関]が成果を保護するための必要な措置をとるまでは行うことはできない。

26.4.2 以下の場合を除き、[EU][Euratom][執行機関]は、受益機関が(第3条に規定されている期間後4年間までの間に)成果の保護を中止または保護の延長を求めないこととしようとする場合、(関連する参加機関の同意を得て)成果を保護するために当該成果の所有権を引き受けることができる。

- (a) 保護が中止されることが商業的または工業的使用の潜在性が存在しないことが原因である場合。
- (b) 事情に鑑み延長が正当化されない場合。

上記ポイント(a)または(b)が適用されない限り、成果の保護を中止または保護の延長を求めないこととしようとする受益機関は、保護が消滅または保護の延長がもはや不可能となる少なくとも60日前に、[欧州委員会][執行機関]に正式に通知し、同時に同意を拒否する理由を[欧州委員会][執行機関]に通知する。受益機関は、その正当な利益が重大な害を被ることを証明できる場合にのみ、同意を拒否することができる。

[欧州委員会][執行機関]が所有権を引き受けることを決定した場合、[欧州委員会][執行機関]は、通知受領後45日以内に関連する受益機関に正式に通知する。

#### 26.5 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第43条参照)。

それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。



### 1. 成果の所有権

成果は通常、それを生み出した受益機関に帰属する。

「成果」とは、アクションの有形の産物（試作品、微生物など）および、無形の産物（ノウハウ、公式など）ならびに関連の権利（特許権およびデータベース権など）を意味する。成果には、アクション開始前、その途中またはその終了後に生み出された、別紙 1 に記載されていない活動からの産物を含まない。

**ベストプラクティス:** 所有権に関する紛争を避け、または解決するために、受益機関はそれがいつ、どのように成果を生み出したのかを示すために研究所のノートなどの文書を保管しなければならない。

### 特定の事例(成果の所有権)

**自動的な共同所有権**— 受益機関が共同で成果を生み出し、個別の寄与を確定（または保護のために分割）することができない場合、受益機関は自動的に共同所有者となる。

この場合、関連する受益機関は**共同所有合意**（書面による）に達しなければならない。

この合意は、特に以下を含む

- ライセンスを供与するための特定条件（既に GA に記載されているものと異なる場合）
- 第三者に非独占のライセンスが供与された場合他の共同所有者に提供される「公正かつ合理的な補償」の基準または原則（適切な場合）  
期待される結果がアクション開始前にすでに正確に判断することができるときに限っては、適正かつ合理的な報酬に関して上限を設定するべきである。
- 紛争を解決する方法（仲裁人、適用法を通じるなど）

**ベストプラクティス:** 共同所有合意の交渉を簡単にするために、受益機関は既にコンソーシアム協定に存在する一般原則を記載しなければならない。

共同所有合意は通常、共同所有の成果が生み出された後もさらに、特に以下について微調整が必要となる。

- 所有権の分割法（均等かそうでないか、など）
- 共同の成果が保護されるかどうか、そして、保護の費用または収益もしくは利益の分割に関連する事項（特許申請および調査の費用、更新費用、先行最新技術調査、侵害訴訟など）を含むその方法
- 共同成果の利用または普及の方法

共同所有合意で別段提供されない限り、共同所有者は自動的に、GA に基づき公正かつ合理的な補償を得て（他の共同所有者からの事前の権限付与なく）第三者に非独占の**ライセンス**を供与する権利を有する。

ライセンス供与しようとする共同所有者は、他の共同所有者に **45 日前までに事前通知**（提案された補償が公正かつ合理的であることを点検するための十分な情報を付して）を送付しなければならない。当該ライセンスには再実施権は含まれない。共同所有は共同所有合意の中で異なる取り決めに自由に合意できる。

共同所有者は、共同所有の成果が生み出された後にのみ共同所有を放棄することができる（**Horizon 2020 で新規に導入**）。⚠

**例:** 成果が生み出された後には、共同所有者は単独所有者に**所有権を移転し、より望ましいアクセス権（またはその他の同等物）**に合意することができる。

**合意による共同所有**— 上記の場合以外に、受益機関は特別に合意した場合にも共同所有者となることができる。

**例:** 受益機関は、その成果の一部を親会社またはその他の第三者と共同所有することを決断することができる。ただし、これには GA の**所有権譲渡規則**に従って、**所有権の（部分的な）移転が必要である**。

成果を保護するための **EU/Euratom/執行機関の所有権**— 価値のある成果が保護されていない場合（例えば、特許申請のための公的手続きまたは更新の料金が支払われていない場合）、**欧州委員会/執行機関は**— 成果の**所有権を引受ける**。

## 2. 成果の権利を有する第三者

受益機関らは、GAに基づく結果に関する自らの義務を達成することができるということを、(例えば、従業員、下請け業者、関係第三者などのような) 自らに対して権利を主張することがありうるような何らかの**第三者**が存在するときには、その第三者と**調整**することにより、保証しなければならない。

**例(権利を主張できる第三者)**: 一種の「教授特権」システム(これによって、研究者は大学の研究の成果にいくつかの権利を有することができる)を持つ国における高等教育機関; アクションのための作業を実行した従業員または学生; 提携第三者が作業の重大な部分を実行した受益機関

**例(調整)** 受益機関に対する所有権の移転、再実施権とともに受益機関に対してアクセス権を許諾すること。

### 特定の事例(成果の権利を有する第三者)

**共同研究団体(JRUs)** — JRU 内の取決め(第14条参照)で、あるメンバーにより生み出された成果がすべてのメンバーによって共同所有された場合、この他のメンバーは成果に関する権利を主張できる第三者である。この場合、受益機関である JRU メンバーは、GAに基づく契約上の義務(他の受益機関のアクセス権に関するものなど)を満たすことができるようにしなければならない。

**ベストプラクティス**: BJRU のメンバーである受益機関は、必要に応じてコンソーシアム協定において適切な準備を整える時間を与えるために、可能な限り速やかに他の受益機関に通知すべきである。

J



## 第 27 条—成果の保護—EU 基金の可視性

### 第 27 条—成果の保護—EU 基金の可視性

#### 27.1 成果を保護する義務

各受益機関は、以下の場合、その成果を保護する可能性を検討し、(適切な期間および適切な地域的範囲において)適切に当該成果を保護しなければならない。

- (a) 成果が商業的または工業的に使用されることが合理的に予測できる場合。
- (b) (事情に鑑み) 成果の保護が可能であり、合理的で、正当化できる場合。

保護に関して決定する際、受益機関は、自己固有の正当な利益および他の受益機関の(特に商業的な)正当な利益を考慮しなければならない。

#### 27.2 成果を保護するための [EU][Euratom][執行機関]の所有権

受益機関が成果を保護せず、成果の保護を中止または保護の延長を求めないこととしようとする場合、[EU][Euratom][執行機関]は、(一定の条件に基づき(第 26.4 条参照))それらを(継続的に)保護するために所有権を引き受けることができる。

#### 27.3 EU 基金についての情報

受益機関によりまたは受益機関の代わりに者により行われた成果の保護申請(特許申請を含む)には、([欧州委員会][執行機関]が別段要求もしくは同意し、または不可能でない限り)以下が記載されなければならない。

「本申請につながったプロジェクトは、助成合意書[番号]号に基づき[欧州連合の Horizon 2020 研究イノベーションプログラム][Euratom 研究訓練プログラム 2014-2018]からの資金提供を受けた。」

#### 27.4 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第 43 条参照)。

それらの違反は、第 6 章に規定されているその他の措置にもつながることもある。



## 1. 成果の保護

調査および開発または私的な投資が更に必要となる場合であっても、受益機関は以下の項目を実行しなければならない(商業的または工業的に使用されることが合理的に予測できる成果に関して)。

- これを保護する可能性を検討し、
- これが可能であり、合理的であり、かつ正当化できる場合は、これを保護する。

**例(保護の必要なし):** 保護が欧州連合または国内法のもとで「不可能」であるか、または(潜在的な)商業的もしくは工業的な利用、アクションの目的その他、競合他社が存在する潜在的市場および国などの関連する要素、ある技術の一部を追加的に保護する方がずっと広い保護を実現できるか否かなどに照らして正当化されない場合

**ベストプラクティス:** 受益機関は、成果の保護を行うか否か、またその方法について決定する助けとなる専門家のアドバイスを求めることを考慮すべきである。

この義務は、EU 基金を受けていない受益機関にも適用される(第9条を参照)。

受益機関は原則的に、利用可能な保護の形態を自由に選択できる

#### 一般的な保護の形態に関する

- 特許
- 商標
- 工業意匠
- 著作権
- 商業秘密
- 秘密保持

最適な形態の選択は、アクションの特殊性および成果の種類による(最も適切かつ効果的な保護を提供する形態)。商業的および工業的な利用には重要であるが、IP 保護は義務ではない。

##### 例(成果の種類に従う選択):

発明に関して: 特許、秘密情報など

技術の意匠に関して: 工業意匠、著作権など

ウェブサイトに関して: 工業意匠、著作権、商標、秘密情報など

場合によって秘密に保つことによって発明を保護するか、または特許(またはその他の IPR) 出願を延期することが推奨される。

例: 発明を一時的に秘密に保つことは、時期尚早な出願(早期の優先日および出願日、早期の公表、支援または産業上の適用性の不足に起因する却下の可能性)に関連する否定的な結果を避けると共に、開発をさらに進めることができる。

保護に関連するに費用は適格となる可能性がある(第6.2.D.3条参照)。

保護について決定する際に、受益機関は他の受益機関の正当な利益を考慮しなければならない。

正当な利益を求める他の受益機関は、その決定がどのように深刻にこれを損なうか(特に商業的に)を示さなければならない。

例(損害): 保護が、他の受益機関の保有する価値ある背景的知識(商業秘密または秘密であることが示されている)の開示につながる

ベストプラクティス: 受益機関は、自己が保有する特定の成果を保護するか否かについて決定前に他の受益機関と協議する必要はないが、この決定が関係するすべての受益機関の利益をしかるべき考慮したものとするよう、(コンソーシアム協定または個別の合意によって)あらかじめ確かめることができる。

保護は、(潜在的な)商業的または工業的な利用その他の要素(見込の競合他社が存在する潜在的な市場および国など)に照らして、適切な期間継続し、適切な地域的範囲を含むものとする。

特許申請は、正当な発明者を特定しなければならない。発明者の特定における誤り(または不正)は、特許の無効につながる可能性がある。

例(正当でない発明者): ある団体が、組織上の部門長を発明者の1人に指定したが、これは事実ではない。

## 2.EU 基金の可視性

保護の申請には、(技術的にあるいは法的に)不可能でない限り GA に定められている EU 基金への言及が含まれていなければならない(第38条参照)。

**ベストプラクティス:** 受益機関らは、これについての言及を自らの申請に関する言葉の中にこの言及を可能な限り含むべきである。(すなわち、これに関係するところでは、参加者ポータルサイト [Reference documents page](#) で閲覧できる MGA の関連する翻訳文から引用した用語を使用すべきである。)

## 第 28 条—成果の利用

### 第 28 条—成果の利用

#### 28.1 成果を利用する義務

各受益機関は、一第 3 条に規定されている期間後 4 年間—(直接または間接的に、特に譲渡またはライセンス付与を通じて; [第 30 条](#)参照) 以下により当該受益機関の成果を「使用」するようにしなければならない。

- (a) 更なる研究活動(アクション外の)に当該成果を使用する。
- (b) 製品またはプロセスを開発、創作またはマーケティングする。
- (c) サービスを創出または提供する。または
- (d) 当該成果を標準化活動に使用する。

*[追加的使用義務がワークプログラムに記載されている場合のオプション: 更に、受益機関は、(第3条に規定されている期間後4年間) 別紙1に規定されている追加的使用義務を遵守しなければならない。]*

このことによっては、第37条に規定されているセキュリティ義務は変更されず、当該義務は依然として適用される。

#### 28.2 欧州または国際基準に貢献する可能性のある成果—EU 基金についての情報

*[基準に貢献する可能性のある成果がワークプログラムに記載されている場合のオプション: 成果が欧州または国際基準に貢献することが合理的に期待できる場合、関連する受益機関は、(第3条に規定されている期間後4年間まで) [欧州委員会][執行機関]に通知しなければならない。]*

成果が標準に組み込まれている場合、関連する受益機関は、([欧州委員会][執行機関]が別段要求もしくは同意し、または不可能でない限り) 標準化団体に以下の記載を標準(に関連する情報)に含めることを求めなければならない。

「本標準に組み込まれている成果は、助成合意書[番号]号に基づき[欧州連合の Horizon 2020 研究イノベーションプログラム][Euratom 研究訓練プログラム 2014-2018]からの資金提供を受けた。」


#### 28.3 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は第 43 条に従い削減される可能性がある。



## 1. 成果の利用


受益機関は、その成果の利用を確実にを行うことを目的とした措置を取らなければならない。— 自ら(例えば、更なる研究もしくは自身の活動の中で商業的利用もしくは産業的利用を行うために)、もしくは第三者(その他受益機関もしくは第三者、例えば、結果に関するライセンス許諾もしくは結果に関する所有権の移転を通じて)によって

 この義務は**最善努力義務**である。: 受益機関は、結果が活用されることを保証するための特定の手段を(それが可能であり、正当である限りにおいて) 率先してとらなければならない。

この義務は、EU 助成金を受けている受益機関だけに適用される。( [第 9 条](#)参照)。

可能な場合、この措置は、アクションによって予測される影響および「**成果の利用および普及の計画**」と一致するものとする。

GA に**追加の利用義務**が記載されている場合、これを満たさなければならない(これらの追加の利用義務は、既に作業プログラム/コールに記載されている)。

 追加の利用義務は、あらゆる受益機関に適用される。

GA に**基準に関する情報**についてのオプションが含まれているときには、受益機関は、欧州基準もしくは国際基準に貢献するであろう結果について欧州委員会/執行機関にさらに情報を提供しなければならない。

*例* 成果が、基準が重要な役割を果たす分野(モバイル通信、診断または免疫性疾患など)で生み出された。

## 第29条—成果の普及—オープンアクセス—EU基金の可視性

### 第29条—成果の普及—オープンアクセス—EU基金の可視性

#### 29.1 成果を普及させる義務

各受益機関は、それぞれの正当な利益に反しない限り、(可能な限り早急に)学術出版物(媒体を問わない)における方法を含め、当該受益機関の成果を適切な方法(成果の保護または使用から帰結する方法以外の)により一般に開示することにより「普及」させなければならない。

*[追加的普及義務がワークプログラムに記載されている場合のオプション:更に、受益機関は、(第3条に規定されている期間後4年間)別紙1に規定されている追加的普及義務を遵守しなければならない。]*

*[相互運用性についての追加的普及義務がワークプログラムに記載されている場合のオプション:更に、参加機関は、(第3条に規定されている期間後4年間)相互運用性に必要な成果の技術的仕様を普及させなければならない。]*

*[越境相互運用性についての追加的普及義務がワークプログラムに記載されている場合のオプション:更に、受益機関は、(第3条に規定されている期間後4年間)越境相互運用性に関連する成果物(別紙1参照)および越境相互運用性に必要な成果(特に共通の技術的仕様およびソフトウェア構成要素)を普及させなければならない。]*

このことによっては、第27条に規定されている成果保護義務、第36条に規定されている秘密保持義務、第37条に規定されているセキュリティ義務、または第39条に規定されている個人データ保護義務は変更されず、それらの義務はすべて依然として適用される。

自己の成果を普及させようとする受益機関は、(別段合意されない限り)自己が普及させる成果に関する十分な情報と共に、少なくとも45日前に他の受益機関に事前に通知しなければならない。

いずれのその他の受益機関も、(別段合意されない限り)成果または背景的事情に関連するそれぞれの正当な利益が大幅に害されることを証明できる場合、通知受領後30日以内に反対することができる。この場合、これらの正当な利益を保護するための適切な措置が取られない限り、普及を実施することはできない。

受益機関がその成果を保護しないことにしようとする場合、(一定の条件に基づき(第26.4.1条参照))普及させる前に[欧州委員会][執行機関]に正式に通知しなければならない場合がある。

#### 29.2 学術出版物に対するオープンアクセス

各受益機関は、その成果に関連するすべてのピアレビューされた学術出版物に対するオープンアクセス(いずれの利用者についても無償のオンラインアクセス)が提供されるようにしなければならない。

特に、当該受益機関は、以下を行わなければならない。

- (a) 可能な限り早急にかつ遅くとも出版時に、出版版または出版用に受け入れられたピアレビューされた最終原稿の機械で可読な電子コピーを学術出版物のための預託所に預託する。

更に、受益機関は、預託した学術出版物において提示されている成果を有効化するために必要な研究データを同時に預託することを目指すなければならない。

- (b) 遅くとも以下の時点において、(預託所を通じて)預託した出版物に対するオープンアクセスが提供されるようにする。

- (i) 出版者を通じて無償で電子版が入手できる場合は、出版時。

- (ii) その他の場合は、出版後6か月(社会学術および人文学術における出版物については12か月)以内。



- (c) 預託した出版物を特定する文献目録メタデータに対する(預託所を通じての)オープンアクセスが提供されるようにする。

文献目録メタデータは、標準様式のものでなければならず、以下をすべて含まなければならない。

- 「[欧州連合(EU)]および「Horizon 2020」][「Euratom」および「Euratom研究訓練プログラム2014-2018」]という記述
- アクション名、頭文字、および助成番号
- 出版日、および該当する場合には公表禁止期間、ならびに
- 恒久的識別子

### 29.3 研究データに対するオープンアクセス

**[研究データ公開試行に参加するアクションについてのオプション: アクションにおいて生成されたデジタル研究データに関して、受益機関は、以下を行わなければならない。]**

- (a) 以下を研究データ預託所に預託し、以下について、第三者がアクセス、使用、複製および(いずれの利用者についても無償で)普及させることができるようにする措置をとる。
- (i) 可能な限り早急に、学術出版物において提示されている成果を有効化するために必要な付随的メタデータを含むデータ。
  - (ii) 「データ管理計画」(別紙1参照)において特定されているように、データ管理計画に規定されている期限内に、付随的メタデータを含むその他のデータ。
- (b) 受益機関が充分可能で成果を有効化するために必要なツールおよび機器を(預託所を通じて)提供する(および可能な場合には、自らツールおよび機器を提供する)。

このことによっては、第27条に規定されている成果保護義務、第36条に規定されている秘密保持義務、第37条に規定されているセキュリティ義務、または第39条に規定されている個人データ保護義務は変更されず、それらの義務はすべて依然として適用される。

例外として、受益機関は、それぞれの研究データの特定の部分をオープンアクセスできるようにすることにより別紙1に規定されているアクションの主要な目的の達成が妨げられる場合、当該研究データの特定の部分に対するオープンアクセスが与えられるようにする必要を有しない。この場合、データ管理計画には、アクセスを与えない理由が記載されなければならない。]

**[オプション: 該当しない]**

### 29.4 EU 基金についての情報—EU エンブレムの使用義務および使用権

**[欧州委員会][執行機関]が別段要求もしくは同意し、または不可能でない限り、成果の普及(電子的を含むあらゆる態様の)は、以下でなければならない。**

- (a) EU エンブレムを表示しなければならない。
- (b) 以下の文面が記載されなければならない。

「本プロジェクトは、助成合意書[番号]号に基づき[欧州連合の Horizon 2020 研究イノベーションプログラム][Euratom 研究訓練プログラム 2014-2018]からの資金提供を受けた。」

EU エンブレムは、別のゴロと共に表示される場合、適切に目立つようにすること。

受益機関は、本条に基づくその義務のために、事前に[欧州委員会][執行機関]からの承認を得ずに EU エンブレムを使用することができる。

しかしながら、これにより排他的使用権が与えられるわけではない。  
また、受益機関は、登録またはその他のいかなる方法によっても、EU エンブレムまたは類似の商標もしくはロゴを自己のために使用することはできない。

#### 29.5 [欧州委員会] [執行機関] の責任を排除する否認

成果の普及には、成果は作者の見解のみを反映すること、および [欧州委員会] [執行機関] は成果に含まれる情報の利用について責任を負わないことが示されなければならない。

#### 29.6 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある (第 43 条参照)。

それらの違反は、第 6 章に規定されているその他の措置にもつながることもある。



## 1. 成果の普及

正当な利益に反する場合を除き、受益機関は (可能な限り早急に (ただし、可能な保護についての決定前ではなく) その成果を普及させ (公表し) なければならない。

セキュリティ関連事項を伴う成果の開示には、欧州委員会/執行機関の事前承認を必要とする (第 37 条を参照)。

開示が早すぎる成果 (保護決定前) は、無効にされるリスクがある。

*例: 保護の出願前に成果が開示された場合 (書面や電子メール、または会議など口頭で)。秘密義務または秘密保持義務に拘束されない人 できさえもリスクがある (概してコンソーシアム外の組織の誰か)。*

以下の場合、何の普及も行われ~~ない~~場合がある。

- － 商業秘密 (秘密のノウハウ) として保護する必要がある成果または、
- － GA に基づく他の義務との普及の対立 (個人情報保護、セキュリティ関連の義務など)

受益機関は、成果を普及させる形式を選択できる。

#### 一般的な普及の方法

- ウェブサイト
- 学術会議での発表
- 同分野での専門家評価の公表

ただし、普及の方法は、「成果の利用および普及の計画」に一致していなければならない、アクションから予測される影響に比例していなければならない。

普及について決定する際、受益機関は、他の受益機関の正当な利益を考慮しなければならない。

別段の合意がない限り、普及を意図する受益機関は、他の受益機関に対し 45 日以上前の通知 (普及に関する十分な情報を付して) を出さなければならない。

別段の合意がない限り、他の受益機関は、(背景的知識または成果に関連して)著しい損害を被ると示すことができる場合、通知を受け取ってから **30 日**以内に普及に反対することができる。この場合、問題となっている利益を守るために適切な措置を取らない限り成果は普及されない。

**例(著しい損害):** 成果の普及が、商業秘密として他の受益機関の保有する価値ある背景的情報の開示につながる場合、または他の受益機関の成果を保護することがより困難になる場合。適切な措置とは: 特定のデータを除外するか、または成果が保護されるまで普及を延期する。

**ベストプラクティス:** 受益機関は、普及に関する決断が、関連するすべての受益機関の利益を考慮したものになるよう(なおかつ成果の公表が不当に遅滞することなく)にするために、取決め(コンソーシアム協定または個別の合意)を確認しなければならない。

GA に**追加的普及義務**が記載されている場合はこれも満たさなければならない。当該追加的普及義務は、作業プログラム/コールに既に記載されている。

## ■ 2.学術出版物に対するオープンアクセス

何か？

受益機関は、自らの結果に関係がある**ピアレビューされた科学的出版物**に対する**オープンで、無償のアクセス権**をエンド・ユーザに保証しなければならない。

「ピアレビューされた科学的出版物」とは、他の学者による評価がなされた出版物のことを意味している。(例えば、学術雑誌の記事)。

**!** 特定分野の研究論文、書籍、会議の議事録および「灰色文献」(すなわち、古典的な出版プロセスを経ずに非公式に出版された素材。例えば、報告書など)ピアレビューを受けていない記事のようなその他の種類の学術出版には、オープンアクセス義務は適用されない。

**ベスト・プラクティス:** H しながら、より十分な幅広いアクセスを保証するために、(可能であれば)受益機関はこの種の学術出版物にもオープンアクセスを提供することが推奨されている。

オープンアクセスとは、最低限、このような出版物が、— 科学的出版物のための貯蔵場所を介して、**オンラインで読むことができ、ダウンロードでき、印刷できる**ということを保証することを意味している。

**ベストプラクティス:** オープンアクセスは、学術出版物に適用されるその他の条件(例えば、使用に関するものなど)に対しては何らの影響を与えるものではない。しかしながら、出版物の利用を増加させるために、受益機関は、コピー、流通、検索、リンク、クローリングおよびデータマイニングに関する権利などの追加権利を提供することを推奨されている。

「科学的出版物のためのレポジトリ」とは、オンラインのアーカイブのことである。受益機関はレポジトリを自由に選択することができる。このレポジトリは機関ベースでも、主題ベースでも、もしくは集中管理形式でもよい。

**ベストプラクティス:** 「欧州における研究のためのオープンアクセス・インフラ」([OpenAIRE](#))は、既存のレポジトリとリンクしている。プロジェクトが OpenAIRE に投稿することは義務ではないが、レポジトリを決定中の研究者に対する推奨投稿場所である。OpenAIRE は、「オープンアクセスに関する各国ヘルプ・デスク」のような研究者のための支援サービスも提供している。その他有用なリストには、「オープンアクセス・レポジトリの登録」([ROAR](#))、「オープンアクセス・レポジトリに関するディレクトリ」([OpenDOAR](#)) および OAPEN (モノグラフ用)が存在している。受益機関はオープンアクセスに抵触するようなルールをもったりレポジトリを選択するべきではない。

オープンアクセスは、受益機関が自らの結果を公表する義務を負わされているという意味ではない。オープンアクセスは、受益機関が自らの結果を発表することを決定したときに、満たすべきある種の要求事項を設定しているだけである。

オープンアクセスは、次のものによっても提供することができる。:

a) 「**ゴールド・オープンアクセス**」「**オープンアクセス出版**」とも呼ばれている。)

「ゴールド・オープンアクセス」とは、記事が発表されるときに発表者を通じて即座にオープンアクセスが提供されること、すなわち、オープンアクセスのジャーナルもしくは、投稿のためのアクセスと個々の記事に対するオープンアクセスを組み合わせた「ハイブリッド型の」ジャーナル中で発表されると同時にオープンアクセスが提供されることを意味している。

ゴールド・オープンアクセスにおいては、出版コストの支払い(以下、「記事に関する処理手数料」という。)は、閲覧者の登録料ではなく(通常一度限りで)著者からの支払いとなる。当該記事に関する処理手数料は、アクションの終了前に発生した場合、適格となる場合がある。(第 6.2.D.3 参照) 現在、FP7 におけるアクションの終了前に発生したこのようなコストの知りのための活動が試験運用されており、かつ Horizon2020 においては更なるアクションが結果に基礎おきつつ検討されている。



ゴールド・オープンアクセスがすでに出版社を介したアクセスを保証しているが、受益機関はそれにも拘わらず出版物の長期保存と利用可能性を確保するためにリポジトリ(下記参照)を介したオープンアクセスも提供する必要がある。

#### b) 「グリーン・オープンアクセス」(「セルフ・アーカイビング」とも呼ばれている。)

「グリーン・オープンアクセス」とは、公開された記事もしくはピアレビューされた最終稿が研究者(もしくはその代理人)によってオンラインの貯蔵場所にアーカイブとして保存されることを意味している。この記事に対するアクセスは、しばしば、(とはいえ必ずしもそうなるわけではないが、)いくつかの学術出版社が、排他的期間中は、投稿物を販売したり、ダウンロード毎に課金することによって投資回収することを希望することがあるため、遅くなる。(H2020 における6ヶ月から12ヶ月の間の「公開猶予期間」: 下記参照のこと)

**ベストプラクティス:** 自らの著作権を保持した上で、出版社に対して適切なライセンスを許諾するという形が論文著者には、推奨できる。

#### どのようにして?

学術的出版へのオープンアクセスのためには次の4段階がある。—これらは同時に実施できることもあり、できないこともある。:

#### オープンアクセスのための手続き(学術的出版):

**ステップ 1 –** 学術的出版物のための貯蔵場所中に、**出版物**(もしくは、出版物として承認を受けたピアレビューされた最終稿)の機械で判読可能な電子版を**投稿する**。

これは可及的速やかに、遅くとも出版日までに実施しなければならない。(場合によっては、最終版が出版前に投稿することができる。例えば一旦出版社が承認した場合など)

「機械で判読可能な版」とは、コンピュータが利用でき、理解できるフォーマットのことを意味している。; この版は、誰でもそれをつかって作業するための新しいツールを開発することができるようにするために、標準の、もしくはその他一般的に認知されているテキスト・ファイル形式で貯蔵しなければならない。

**ベストプラクティス:** 可能であれば、出版した通りの形の記事(レイアウト、ページ番号などの条件について)を投稿するべきである。

**ステップ 2 –** 学術的出版物に対して**オープンアクセス**を、「ゴールド・オープンアクセス」(すなわち、出版社およびリポジトリを介して)、もしくは「グリーン・オープンアクセス」(すなわち、貯蔵場所のみを介して)提供する。

オープンアクセスは:

- 「ゴールド・オープンアクセス」の場合: 遅くとも出版日までに提供しなければならない。
- その他のすべての場合: 6ヶ月以内に提供しなければならない。(社会科学および人文科学における出版物の場合は 12 ヶ月)

**ステップ 3 –** 出版物を識別するある種の書誌的メタ・データに対する **オープンアクセス**を貯蔵場所を通じて提供する


これは、可視性、トレーサビリティおよびモニタリングのために必要とされている。

これは、標準フォーマットで実施しなければならず、次のものを含まなければならない。:

- (許諾内容により)「ヨーロッパ連合 (EU)」および「Horizon 2020」もしくは「Euratom」、および「Euratom 研究および訓練プログラム 2014-18」の用語
- アクションの名称、アクションの頭字語および許諾番号
- 出版日および、もしあれば、出版猶予期間の長さ、および
- 「永続的識別子」(例えば、出版物を識別し、原本にリンクさせる 不変のデジタル・オブジェクト識別子)

リポジトリに関するメタデータについての遵守は、[OpenAIRE](#)を利用してチェックすることができる。


**ステップ 4**— 投稿した出版物中の結果の妥当性を証明するために必要な**研究データ**を同時に、そして理想的にはデータ・リポジトリ中に**投稿**することを旨とする。  
デジタル時代における「出版」の概念に関する急速な進化にこれは関係している。学術的出版物中で表明されている結果の妥当性の証明のために必要な基礎資料は、今や、出版物の重要な部分とみなされており、それゆえに科学におけるベスト・プラクティスの重要な要素とみなされている。


 受益機関は、保存された基礎的な研究データへのオープンアクセスを許諾する必要があるわけではない。  
— 受益機関がオープン研究データに関するパイロット・プログラムに参加している場合にはこの限りではない。(下記参照)。

 なぜ学術出版物およびデジタル版研究データへのオープンアクセスが Horizon2020 の重要な面であるのかについてのさらなる情報については、[オンラインマニュアル](#)参照のこと。

### ■ 3.研究データに対するオープンアクセス(「オープン研究データに関するパイロットプロジェクト」)

何か？

オープン研究データに関するパイロットプロジェクトに参加しているアクションに関する受益機関は、エンド・ユーザに対して、アクション中で生成された特定のデジタル版研究データに対する**オープンで、無償のアクセス**を提供しなければならない( **Horison2020 での新設条件**)。

 ある種の領域(以下、「コア領域」という。)について、研究プログラムは、本パイロット・プログラムに自動参加することを将来的に見据えているが、アクションは、理由があればオプト・アウトすることができる。その他領域については、アクションは自発的参加を基礎として本パイロット・プログラムに参加することができる。(以下、「オプト・アウト」という。)  
AG への署名ののち、アクションはオプト・アウトもしくはオプト・インのいずれかができる。(修正によって; [第55条](#)参照)

「デジタル版研究データ」とは、理由付け、議論もしくは計算の基礎として調査・利用するために収集したデジタル形式の(特に事実もしくは数値の)情報のことである。;これには、統計データ、実験結果、計測結果、フィールド・ワークによる観察結果、調査結果、面談記録および画像が含まれる。

本パイロットプロジェクトは、2種類のデジタル版研究データに適用される。

- 学術的出版物および関連するメタ・データ(すなわち、投稿されている研究データを説明するデータ)中で表明されている結果の妥当性を証明するために必要なデータ
- 受益機関が自らの「データ・マネジメント計画」(下記参照)中で特定したその他データ(例えば、出版物に対して直接帰するとは言えない管理データもしくは生データ) および関連するメタ・データ



**!** 受益機関は、別紙1で正当な理由があるとされるとき、GA中のその他義務と矛盾するとき、もしくはアクションの主要目的が研究データの特定部分をオープンにアクセス可能としたとしたら危険にさらられるときには、特定のデータ・セットに対するオープンアクセスを提供しないことを決定することができる。(このことはデータ管理計画中で説明しなければならない。下記参照のこと。)

オープンアクセスとは、第三者が、研究データ・リポジトリを介して、データにアクセスし、データマイニングし、利用し、複製し、および普及させることが出来るようにする手段をとることを意味している。

「研究データ・リポジトリ」とは、研究データのためのオンラインのアーカイブのことを意味している。このリポジトリは、主題ベースでも、テーマベースでも、機関ベースでも、もしくは集中管理でもいい。

**ベストプラクティス:** 有用なリポジトリには、「研究データリポジトリ登録」([Re3data](#)) および [Databib](#) がある。関連データおよびツールにアクセスし、投稿するための重要なリポジトリとしては [Zenodo](#) 存在している。

本パイロット・プロジェクトに参加しているアクションは、このプロジェクトが実施の最初の6ヶ月以内に「**データマネジメント計画(DMP)**」を作成しなければならない。このDMPは、アクションが収集し、もしくは加工するあらゆるデータについてのライフ・サイクルの管理をサポートするものでなければならない。

DMPには以下が含まれていなければならない。:

- アクションが生成するデータはどのようなものか。
- そのデータはアクセス可能とするか、およびどのようにしてアクセス可能にするか。および
- そのデータはどのように保持、保管されるか。

このDMPは、プロジェクトが進化するたびに更新され、完全なものでなければならない。(すなわち、一層正確なものにならないといけない。)DMPの新版は、(一群の新データを内容として含む必要がある場合や、コンソーシアム方針の変更、その他外的要因によって)プロジェクトにとって重要な変更が生じたときにはいつでも作成されるべきである。

**i** データ管理計画(およびひな形)に関するさらなる情報については、参加者ポータルサイトの推奨ひな形およびオンライン・マニュアル参照のこと。

本パイロット・プロジェクトの実施に関連するコストは適格となる可能性がある。(例えば、研究データ管理、データ整理およびデータ貯蔵に関連したコスト) (第6.2.D.3参照)

## どのように?

デジタル版研究データに対するオープンアクセスのためには以下の3段階が必要である。:

### オープンアクセスのための手続き(研究データ):

**ステップ1** – デジタル版研究データを、投稿する。(研究データ・リポジトリ内が望ましい。)

**ステップ2** – ユーザが、手数料無料でデータにアクセスし、データ・マイニングし、利用し、複製し、および普及させることが可能となるような手段をとることにより、**オープンアクセス**を提供する。(例えば、データに対して「**クリエイティブ・コモン・ライセンス**」([CC-BY](#)) もしくは [CC0 tool](#)) を付与することによって)

オープンアクセスは速やかに提供しなければならない。; 学術的出版物中で表明されている結果の妥当性の証明のために必要なデータに関しては、可及的速やかに提供しなければならない。; その他データに関しては、受益機関は自らのデータ・マネジメント計画中で自らのデータのための(自らの学術分野において適切な)公開猶予期間を自由に設定することができる。

**ステップ3** – 貯蔵場所を介して、結果の妥当性を証明するための**ツールおよび設備**に関する**情報**を提供する。

可能である限り、受益機関は、このようなツールおよび設備を提供するべきである。(例えば、特殊なソフトウェアもしくはプログラム・コード、アルゴリズム、分析のためのプロトコル等)

**i** 研究データ・パイロット・プログラム(および特にどのようにしてアクションをオプト・アウトもしくはオプト・インできるか)に関するさらなる情報については、オンライン・マニュアル参照のこと。



## ■ 4. EU 基金の可視性

成果の普及(形態を問わず)には、他のデータと組み合わせた場合であっても、GAに定められる通り EU 基金についての言及を含めなければならない(第38条参照)。

**ベストプラクティス:** 可能な限り、受益機関は、普及活動の中で使用する言葉の中でこのことへの言及をするべきである。(すなわち、参加者のポータルサイト [Reference documents page](#))上で閲覧可能な MGA の関連する翻訳版から引用した言葉をこれに関係するところで使用する)

別紙 I 中で説明されていない活動の結果について、すなわち、アクション外でなした結果(別の言葉で言えば、アクションの結果に関係のない普及活動のためなど)の説明をするときに、EU 基金について言及してはならない。



この結果が EU の別の基金アクション中で (H2020 による出資はされていないが、EU 加盟国もしくは、欧州委員会/執行機関以外の執行機関が、例えば構造基金もしくは ESIF 基金のような EU もしくは Euratom 基金の実施目的のために許諾したライセンスを含むその他の EU の基金プログラムからの出資を受けているということ) なされているときには、その許諾契約に基づく可視性の義務を忘れてはならない。

## 第 30 条—成果の譲渡およびライセンスの付与

### 第 30 条—成果の譲渡およびライセンスの付与

#### 30.1 所有権の譲渡

各受益機関は、それぞれの成果の所有権を譲渡することができる。

ただし、各受益機関は、第 26.2 条、第 26.4 条、第 27 条、第 28 条、第 29 条、第 30 条および第 31 条に基づくそれぞれの義務が新所有者にも適用され、当該所有者がその後の譲渡において当該義務を移すようにしなければならない。

このことによっては、第 37 条に規定されているセキュリティ義務は変更されず、当該義務は依然として適用される。

具体的に特定された第三者について別段(書面により)合意され、または適用ある合併および買収に関する EU 法および国内法に基づき不可能でない限り、成果の所有権を譲渡しようとする受益機関は、成果に対するアクセス権を依然として有する(または依然として要求する可能性のある)他の受益機関に対して、少なくとも 45 日(または書面により合意された場合はより短い期間)前に事前通知を行わなければならない。当該通知には、関連する参加機関がそのアクセス権に対する影響を評価できるように新所有者に関する十分な情報が含まれなければならない。

具体的に特定された第三者について別段(書面により)合意されない限り、その他の受益機関は、譲渡によりそのアクセス権に悪影響が生じることを証明できる場合、通知受領後 30 日(または書面により合意された場合はより短い期間)以内に反対することができる。この場合、譲渡は、関連する受益機関間で合意に達するまで行うことができない。

#### 30.2 ライセンスの付与

各受益機関は、以下の場合、それぞれの成果についてライセンスを付与する(またはその他の態様により当該成果を使用する権利を与える)ことができる。

(a) そのことにより、第 31 条に基づくアクセス権が妨げられず、

(c) *[別紙1に追加的使用義務が記載されている場合のオプション: 受益機関が追加的使用義務を遵守する場合(第28.1条および別紙1参照)]* [オプション: 該当しない]

ポイント(a) および(b)に加えて、成果についての独占的ライセンスは、すべてのその他の関連する受益機関がそれぞれのアクセス権を放棄した場合にのみ、付与することができる(第31.1条参照)。

このことによっては、第 29 条に規定されている普及義務または第 37 条に規定されているセキュリティ義務は変更されず、それらの義務は依然として適用される。

#### 30.3 譲渡またはライセンスの付与に対する [欧州委員会][執行機関]の反対権

*[EU 助成についてのオプション: [欧州委員会][執行機関]は、一第 3 条に規定されている期間後 4 年間—以下の場合成果の所有権の譲渡または独占的ライセンスの付与に反対することができる。]*

(a) Horizon 2020 に関係のない EU 加盟国以外の国 に設立された第三者に対するものであり、

(b) [欧州委員会][執行機関]が、譲渡またはライセンスが競争力に関する EU の利益に沿わず、または倫理原則もしくはセキュリティへの配慮と矛盾すると考える場合。

所有権の譲渡または独占的ライセンスの付与を意図する受益機関は、意図する譲渡またはライセンス付与を行う前に [欧州委員会][執行機関] に正式に通知し、

—関係する具体的な成果を特定し、

—新所有者またはライセンスーおよび計画されたまたは潜在的な成果の利用を詳細に説明し、

—譲渡またはライセンスが EU の競争力に対して与える可能性の高い影響、および倫理原則もしくはセキュリティへの配慮との整合性についての理由付けられた評価を記載しなければならない。

[欧州委員会][執行機関]は、追加的情報を請求することができる。

[欧州委員会][執行機関]は、譲渡または独占的ライセンスに反対することを決定する場合、通知(または自己が請求した追加的情報)受領後 60 日以内に関連する受益機関に正式に通知する。

以下の場合、いかなる譲渡もライセンスの付与も行うことはできない。

上記の期限内での[欧州委員会][執行機関]の決断がまだ行われないうち。

[欧州委員会][執行機関]が反対する場合。

[欧州委員会][執行機関]による反対が条件付きで行われる場合、条件が遵守されるまで。]

[Euratom 助成についてのオプション:—欧州委員会は、[オプション:—第 3 条に規定されている期間後 4 年間—]  
以下の場合成果の所有権の譲渡または独占的または非独占的ライセンスの付与に反対することができる。]

- (a) Euratom 研究訓練プログラム 2014–2018 に関係のない EU 加盟国以外の国に設立された第三者に対するものであり、
- (b) 欧州委員会が、譲渡またはライセンスが競争力に関する EU の利益に沿わず、または倫理原則もしくはセキュリティへの配慮と矛盾すると考える場合。

セキュリティへの配慮には、Euratom 協定第 24 条に基づく加盟国の防衛利益が含まれる。

所有権の譲渡またはライセンスの付与を意図する受益機関は、意図する譲渡またはライセンス付与を行う前に欧州委員会に正式に通知し、

- 関係する具体的な成果を特定し、
- 新所有者またはライセンス所有者および計画されたまたは潜在的な成果の利用を詳細に説明し、
- 譲渡またはライセンスが EU の競争力に対して与える可能性の高い影響、および倫理原則もしくはセキュリティへの配慮との整合性についての理由付けられた評価を記載しなければならない。

欧州委員会は、追加的情報を請求することができる。

欧州委員会は、譲渡またはライセンスに反対することを決定する場合、通知(または請求した追加的情報)受領後 60 日以内に関連する受益機関に正式に通知する。

以下の場合、いかなる譲渡もライセンスの付与も行うことはできない。

上記の期限内での欧州委員会の決断がまだ行われないうち。

欧州委員会が反対する場合。

欧州委員会による反対が条件付きで行われる場合、条件が遵守されるまで。]

[オプション: 該当しない]

#### 30.4 不遵守の掃結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第 43 条参照)。

それらの違反は、第 6 章に規定されているその他の措置にもつながることもある。



## 1. 所有権の譲渡

受益機関はその成果の**所有権を譲渡**することができる。—安全関連の義務により禁止(もしくは制限)されていない限り(第 37 条参照)

ただし、受益機関はその**義務**(成果に関して)を**新所有者**にも適用し、この新所有者がその後の譲渡でもこれを次に引継ぐようにしなければならない(新所有者との取決めの中に記載するなどして)。

### 新所有者に拡張される義務:

- 共同所有関連の義務(第 26.2 条を参照)
- 成果を保護するために所有権を引受ける EU/Euratom/執行機関の権利(第 26.4 条を参照)
- 成果の保護および EU 基金の可視性(第 27 条を参照)
- 成果の利用および EU 基金の可視性(第 28 条を参照)
- 成果の普及、オープンアクセスおよび EU 基金の可視性(第 29 条を参照)
- 成果の譲渡およびライセンス供与(第 30 条を参照)
- 成果へのアクセス権(第 31 条を参照)。

所有権を譲渡する際、**他の受益機関**の正当な**利益**も考慮しなければならない。

譲渡しようとする受益機関は、他の受益機関(依然としてアクセス権を有し、または依然としてアクセス権を要求することができる)に対し **45 日前まで**(または書面により合意された場合はより短い期間)に(アクセス権が影響する範囲を適切に評価するのに十分な情報を付して) **通知**しなければならない。

他の受益機関(当該アクセス権を有する)は、自己のアクセス権に悪影響を与えることを示せる場合、通知を受け取ってから **30 日**(または書面により合意された場合はより短い期間)以内に譲渡に**反対**することができる。この場合、関連する受益機関が合意に達するまで譲渡は行われない

関連する成果が競合他社に譲渡されるというだけの事実では、反対の有効な理由とはならない。関連する受益機関は、そのアクセス権の実務への悪影響を示さなければならない。

*例(悪影響):* 受益機関 A は、アクションの期間中に創出した新しいプロセスの所有権を受益機関 B の競合他社に譲渡しようとしている。受益機関 B が当該譲渡によってそのアクセス権が悪影響を受ける(例えば、競合他社が、受益機関 B の請求に組織的に法的な異議を唱えた履歴を有しているため、など)場合、2 つの受益機関が合意に達するまで譲渡は行われない。

### 特定の事例(成果物の所有権の譲渡)

**合併および買収(M&A)** — 所有権の譲渡が明示的な(「意図された」譲渡を通じて)ではなく 2 つの会社の吸収または合併の一部である場合、(M&A 規則に基づき)守秘義務の強制が一般的である。従って、他の受益機関に知らせる必要があるのは、合併/買収が行われた後(前ではなく)でよい。

**具体的に特定された第三者** — 受益機関は、(書面での事前合意により) **具体的な第三者**(親会社またはその関連会社)に対する所有権の譲渡に反対する権利を放棄することができる。この場合、当該譲渡に関して事前に通知する必要はない(かつ、(訳注: 第三者)は反対する権利を有さない)。

そのような「世界規模の」権限付与に合意する前に、自己のアクセス権が影響を受けないか判断するために状況を熟慮する(特に関連する第三者の身元について)が必要である。

**例:** 大規模な産業グループに関して、生み出されたすべての成果が、他の受益機関(世界的な権限付与に同意する)に不利益を与えずにグループ内の他の主体に譲渡されることが初めから明らかであることが多い。

セキュリティ関連のアクションでは、第三者への譲渡は事例ごとに決定しなければならない、最大の注意をもって対処しなければならない。

欧州委員会/執行機関が譲渡に反対する権利を有している場合(第 3 項を参照)、(EU 加盟国あるいは H2020 関連国ではない)第三国で設立され具体的に特定された第三者への譲渡は、正式に欧州委員会/執行機関に(電子交換システムを通じて; [第 52 条を参照](#))通知しなければならない。— 欧州委員会/執行機関は反対することができる。

**共同研究機関(JRUs)** – JRU の内部合意によって、1 つの構成員によって生み出された成果はすべての構成員によって共同で所有することが規定されている場合、受益機関である JRU 構成員は、GA に基づく譲渡の義務に従うようにしなければならない(成果を JRU の共同所有のもとに置くのは譲渡の一形態である)。

**共通の法主体** – アクションの受益機関である「共通の法主体(CLS)」(他の複数の法主体を代表する主体で、例えば、*欧州経済利益グループ(EEIG) または協会*)は、その構成員の 1 つ(または複数)に所有権を譲渡したいと希望することができる。これは禁止されていないが、通常の譲渡規則が適用される(アクセス権が依然として利用可能であるなど)。

**ベストプラクティス:** 共通の法主体の一員である受益機関は、CLS の他の構成員と、特に所有権とアクセス権に関して、特定の取決めを行うことを強く推奨される。

## 2. ライセンス供与

受益機関はその成果についてライセンス供与できる。

ただし、**アクセス権**が行使できること、およびその他の**追加的利用義務**が遵守されることを確認しなければならない。

独占的ライセンス(商業的利用のためなど)は、他の受益機関がすべてアクセス権を放棄した時のみ供与することができる([第 31 条を参照](#))。

## 3. 譲渡または独占的ライセンスへの欧州委員会/執行機関の反対権

GA がこのオプションをとるとき、欧州委員会/執行機関は、第三者たる国(すなわち、EU 加盟国でも H2020 関係国でもない国)において設立された第三者に対しての権利譲渡もしくは排他的ライセンス(もしくは、Euratom の許諾については、非排他的ライセンスも含めて)に**反対**することができる。

### 反対のための条件:

- 予定されている譲渡/ライセンスが、EU の競争力に関する利益に沿わない  
**例:** 譲渡またはライセンスが欧州の会社にとって競争上重大な不利益を与える場合、または EU 内での公正かつ合理的な条件で成果を商業的に利用できなくなる場合
- 予定されている譲渡/ライセンスが倫理原則に一致しない  
**例:** 譲渡またはライセンスが、EU または国際レベルでの基本的な倫理規則および原則に従わない形で成果が使用される原因となる場合
- 予定されている譲渡/ライセンスが、セキュリティへの配慮に一致しない(Euratom 助成、Euratom 条約第 24 条に基づく加盟国の**防衛利益**など)  
**例:** 譲渡またはライセンスによって、セキュリティの観点から重要とみなされる成果が、EU 内ですぐに利用できなくなる場合、または、セキュリティ上重要な成果が、セキュリティリスクを考慮しない第三者の手に落ちた場合

これは、EU 基金を受けていない受益機関がなした結果には適用しない。(第9条参照)

欧州委員会/執行機関は、予定されている譲渡または独占的ライセンスについて(および Euratom 助成に関しては、非独占的ライセンスについても)、(電子交換システムを通じて; 第52条を参照)正式に事前通知を受けなければならない



## 第 31 条—成果に対するアクセス権

### 第 31 条—成果に対するアクセス権

#### 31.1 アクセス権の行使—アクセス権の放棄—再許諾の不存在

第 25.1 条に規定されている条件が適用される。

本条に基づく義務によっては、第37条に規定されているセキュリティ義務は変更されず、当該義務は依然として適用される。

#### 31.2 アクションに基づく自己のタスクを実施するための他の受益機関のためのアクセス権

受益機関は、お互いに(使用料なしで)アクションに基づくそれぞれ自身のタスクを実施するために必要な成果に対するアクセスを与えなければならない。

#### 31.3 自己の結果を利用するための他の受益機関のためのアクセス権

受益機関は、お互いに(公正で合理的な条件で(第 25.3 条参照))それぞれ自身の成果を利用するために必要な成果に対するアクセスを与えなければならない。

アクセス請求は、(別段合意されない限り)第 3 条に規定されている期間後 1 年間行うことができる。

#### 31.4 関連組織のためのアクセス権

コンソーシアム協定において別段合意されない限り、成果に対するアクセスは、(公正で合理的な条件で(第 25.3 条参照))EU 加盟国または関連国において設立された関連組織に対しても、それらの組織が関連する受益機関により生み出された成果を使用するために当該アクセスが必要な場合、与えられなければならない。

別段合意されない限り(上記参照; 第 31.1 条)、関連する関連組織は、成果を所有する受益機関に対して直接請求を行わなければならない。

アクセス請求は、(別段合意されない限り)第 3 条に規定されている期間後 1 年間行うことができる。

#### 31.5 EU 施設、組織体、局、または機関、および EU 加盟国のためのアクセス権

*[EU 助成についての既定のオプション: 受益機関は、EU の方針またはプログラムの開発、実施または監視のために、EU 施設、組織体、局、または機関に対して(使用料なしで)当該受益機関の成果に対するアクセスを与えなければならない。]*

当該アクセス権は、非商業的で非競争的な使用に限定される。

このことによっては、通信および公表活動(第 38.2 条参照)のために受益機関から受領した資料、書面または情報の使用権は変更されない。]

*[特定目的「安全な社会—自由ならびに欧州および欧州市民のセキュリティを保護する」に基づく公募についてのオプション: 受益機関は、EU 施設、組織体、局、および機関、ならびに EU 加盟国の国家当局に対して、(使用料なしで)この分野におけるそれぞれの方針またはプログラムの開発、実施または監視に必要な当該参加機関の成果に対するアクセスを与えなければならない。]*

当該アクセス権は、非商業的で非競争的な使用に限定される。

アクセスは、以下のようにするための具体的な条件を定義する合意を条件とする。

(a) アクセスは、意図された目的にのみ使用され、

(b) 適切な秘密保持義務が設定される。

請求するEU加盟国またはEU施設組織体、局、もしくは機関は、当該請求を他のEU加盟国すべてに通知しなければならない。

このことによっては、第 37 条に規定されているセキュリティ義務は変更されず、当該義務は依然として適用される。]

**[Euratom 助成についてのオプション:** 受益機関は、欧州原子力共同体 (Euratom) の方針およびプログラムの開発、実施または監視、または第三国および国際組織との国際協力を通じて引き受けた義務の遵守のために、Euratom およびその共同事業者に対して(使用料なしで)当該受益機関の成果に対するアクセスを与えなければならない。

第 31.1 条の例外として、当該アクセス権には、公共調達において成果を利用することを第三者に認める権利および再実施権が含まれ、非商業的で非競争的な使用に限定される。]

### 31.6 第三者のためのアクセス権

**[補足的助成についての追加的アクセス権がワークプログラムに記載されている場合のオプション:** 受益機関は、(第 31.2 条および第 31.3 条に規定されている条件で)補足的受益機関<sup>45</sup> に対して補足的助成合意書(第 2 条参照)の目的において当該受益機関の成果に対するアクセスを与えなければならない。]

**[相互運用性についての追加的アクセス権がワークプログラムに記載されている場合のオプション:** 受益機関は、(第 3 条に規定されている期間後 4 年間、[オプション: 公正で合理的な条件で(第 25.3 条参照)][オプション: 使用料なしで])相互運用性に必要な当該受益機関の成果に対するアクセスを第三者に与えなければならない。]

**[越境相互運用性についての追加的アクセス権がワークプログラムに記載されている場合のオプション:** 受益機関は、(第 3 条に規定されている期間後 4 年間、使用料なしで)相互運用性、特にアクションに参加していないEU加盟国または関連国において成果を実施するために必要な当該受益機関の成果に対するアクセスを第三者に与えなければならない。

受益機関は、EU公開ライセンス(または相当するライセンス)に基づくソフトウェア構成要素に対するアクセスを与え、別紙 1 に規定されている追加的要件を遵守しなければならない。]

**[研究施設に対する越境アクセスのためのオプション:** 利用提供機関は、アクションを実施するための必要な成果に対する使用料なしのアクセスを利生者に対して与えなければならない。]

[オプション: 該当しない]

### 31.7 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第 43 条参照)。

それらの違反は、第 6 章に規定されているその他の措置にもつながることもある。

<sup>45</sup> 「補助的に利益を受ける」とは補助的な許諾契約に関する受益機関であることを意味している。



## 1. 成果へのアクセス権

### 何を&いつ?

受益機関は、以下の要求がある場合、成果へのアクセス権を提供しなければならない

- アクションタスクの実施または成果の利用のために他の受益機関によって
- 自身が関連組織である受益機関によって生み出された成果を利用するために、(EU 加盟国または H2020 関連国内に設立された)関連組織によって(コンソーシアム協定に別段の定めがない限り)

「要求」には**定義がない**。成果を所有する受益機関は、(案件ごとに、アクションの特殊性を考慮して)要求側の受益機関のアクセスへの必要性を評価する(必要なければこれを却下することができる)。

**例 (実施に必要な成果):** この成果なしにはアクションタスクが実施できず、著しく遅滞し、または非常に多くの追加の財務的もしくは人的資源を必要とする場合

**例 (利用に必要な背景的情報):** この成果なしには成果の利用が技術的もしくは法的に不可能である場合、または、他の同等のソリューションを開発するために、アクション以外に非常に多くの追加の R&D 作業を必要とする場合

**ベストプラクティス:** 矛盾を避けるため、受益機関は、必要性に関する**共通の解釈**について(コンソーシアム協定などで)合意することが推奨される。

他の受益機関は、書面にてなされることを条件に、**アクセス権を放棄**することができる。

**ベストプラクティス:** 放棄は成果が正確に特定された後で案件ごとになされなければならない、実際の必要性よりも広い範囲としてはならない。

**例:**

ある放棄が独占的ライセンスを認めるためになされた場合、この放棄はライセンスの目的に必要であるより(適用分野、地理的範囲などに関して)広い範囲としてはならない。

ある放棄が独占的ライセンスを認めるためになされた場合、受益機関は、このライセンスが一定の期間内に付与されない場合または関連する成果が一定の期間内にライセンス所有者によって利用されない場合にこの放棄が執行されるように取決めておくのが賢明である。

## どのように?

アクセス権は自動的なものではない;(書面での)要求によるものでなければならない。

**ベストプラクティス:** 受益機関は、当該書面要求を行う方法を指定するために内部規則を使用することができる。

アクション終了前に参与が終了した受益機関も、有効な参加者と同じ条件の下で要求することができる。

(EU 加盟国または H2020 関連国で設立された)関連組織に関しては、成果を所有する受益機関からアクセス権を要求しなければならない。ただし、成果を所有する受益機関は、異なる取決めに同意することができる。

利用のための成果へのアクセス権は、受益機関が別段の期限に同意しない限り、**第 3 条**に定める期間の 1 年後まで要求することができる。

成果を所有する受益機関による同意(アクセス権の要求に対する)はいかなる形式(黙示的、明示的、書面または口頭)でもよい。

**合意でない場合**、要求側の受益機関は、さらに要求の正当性を実証し、撤回し、またはコンソーシアムで定められた(コンソーシアム協定など)紛争解決手続きに訴えることができる。

結果に対するアクセス権について抵触のために、当該アクションの実施に影響が出る可能性があるときには、受益機関は速やかに欧州委員会/執行機関に対して**情報提供する**。(第 17.2 参照)

## 2. アクセス権の条件: 使用料なし: — 公正かつ合理的な条件

アクセス権は、以下の条件で提供されなければならない。

- アクションタスクの実施のため: 使用料なし
- 成果の利用のため: 公正かつ合理的な条件の下で

「公正かつ合理的な条件」とは、供与されるアクセスの特定の条件を考慮して、可能な財務的条件(金銭的補償)、非財務的条件または使用料なしの条件などを意味する。

「公正かつ合理的な条件」には、使用料なしの条件も含まれる(⚠️ Horizon 2020 で新規に追加)。

**例(金銭的補償):** 一括金、使用料率またはその組合せ

**例(非財務的条件):** 有している技術へのアクセスを付与するため、または異なる分野もしくは将来のプロジェクトにおいて協力することを合意するための要件

**ベストプラクティス:** 受益機関は、できれば書面にて、公正かつ合理的な条件となるものについて合意しなければならない。

アクセスの対価として支払ったロイヤリティ料は、適格なコストとなりうる(第6.2.D.3参照)。

### 3. アクセスの範囲: 再実施権/ライセンス— 追加のアクセス権— より望ましい条件— 追加的条 件

GAに定める**アクセス権**は、必要なアクセスにのみ適用される。

アクセス権は、要求側の受益機関に自動的に**再実施権**を与えるわけではない(これが事実であれば成果へのアクセス権が一合意なしに— 受益機関の競合相手を含むほぼすべての会社に対して拡張されることを意味するからである)。

再実施権は、成果を所有している受益機関が同意した場合のみ認められるが、ただし、再実施権が必要な場合に当該同意は不当に拒絶されない。この場合、再実施権は使用料なしとする必要はなく(関連するアクセス権がそうであっても)、特定の条件に従うようにすることができる。

**例:**

大学は、自己の成果から価値を引き出すことを可能にするために、第三者の成果に再実施権付きのアクセス権を必要とすることがある。

大規模な産業団体においては、研究をある関連会社が行い、他の1つまたは複数の会社がこれを利用することもきわめて普通である。「研究関連会社」がアクセス権を享受でき、「利用関連会社」ができない場合、両者の怠情に問題が発生することがある。

**ベストプラクティス:** 受益機関は、全般的に、かつ書面により(コンソーシアム協定と同レベルまたは個別に)再実施権の条件に付いて合意することを勧める。

**例:** 当該合意において、再実施権が成果(またはその一部)に適用されるが、背景的情報には適用されないように; 再実施権が受益機関の(一部の)関連会社に適用されるが他の第三者には適用されないように定めることができる。

受益機関は依然として、すべてのアクセス権を行使することを保証できる限り、自己の成果に対して自由に**ライセンス**(準独占的ライセンスを含む)を付与することができる。受益機関は、他の受益機関がアクセス権を放棄した場合は独占的ライセンス権を付与することもできる。

受益機関は、GAで定められた権利を超えて、成果への**追加的アクセス権**を自由に付与できる。

**例:** 第三者への追加的アクセス権(EU加盟国または関連国で設立されていない関連組織など)

**ベストプラクティス:** 当該追加的条項は、コンソーシアム協定または個別の合意に記載してもよい。

アクセス権は、**より望ましい**(再実施の権利など)で付与されること、または**追加的条件**(適切な守秘義務、既存のライセンス契約に関連する義務など)に従うこともできる。

**例**

成果を所有する受益機関は、他の受益機関がその関連組織に対し成果へのアクセス権を再実施権を許諾することに同意。

**ベストプラクティス** 法的に確実なものとするために、受益機関はこれらの条項を書面にて特定しなければならない。

いったん取得すると、アクセス権は関連する受益機関が合意する限り行使できる（例えば特許の満了まで）。

#### 4. EU 施設、組織体、局、または機関、および EU 加盟国のための特定のアクセス権

GA がこのオプションをとるとき、EU の施設、組織体、局または機関および（もしくは）EU 加盟国は、政策目的でのアクセス権を有する。

#### 5. Euratom および共同事業者のための特定のアクセス権

GA がこのオプションをとるとき、Euratom およびその共同事業者（例えば the Fusion for Energy の共同事業者）は、以下に関して使用料不要のアクセス権を有する。:

- Euratom の方針およびプログラムを作成し、実施し、監視すること
- 各エネルギーの分野における国際的な研究協力合意に基づく Euratom の義務を遵守すること

これらのアクセス権には、非商業的かつ非競争的目的でのみ使用される限り、再実施権または公共調達で使用するための成果の提供が含まれる（当該国際合意に参加している第三者に対してなど）。

**例**

Euratom は ITER 合意の参加者であり、ITER プロジェクトの状況に沿って開発された技術的ソリューションについての情報を普及させること、および他の ITER 構成員および ITER 自身と公平に共有することを約束した。Euratom は、生み出された知的財産に関して再実施権付きの使用料なしのライセンスを ITER および ITER 構成員に与え、核融合および研究プログラムを公的に支援できるようにすることによってこれを行う。

#### 6. 第三者のための特定のアクセス権

GA がこのオプションをとるときには、第三者に対して特定のアクセス権が発生する。すなわち:

- 補足的助成の受益機関（場合によって、使用料なし、または、公正かつ合理的な条件のもとで）
- （越境）相互運用性（場合によって使用料なし、または、公正かつ合理的な条件のもとで）のために必要とする第三者のために
- **第 16 条**に基づく研究施設への越境または仮想アクセスを伴うアクションにおける研究施設のユーザのために（使用料なし）

アクセス権は、助成に基づいて支援されるユーザの研究業務（研究施設を使用している間の研究業務に必要とするもの）にのみ限定される。



## 第4節 その他の権利および義務

### 第32条—研究者の募集および労働条件

#### 第4節 その他の権利および義務

#### 第32条—研究者の募集および労働条件

##### 32.1 研究者に関する欧州憲章および研究者の募集に関する行動規範を実施するための措置をとる義務

受益機関は、研究者に関する欧州憲章および研究者の募集に関する行動規範に関する欧州委員会勧告<sup>46</sup>に規定されている原則を、特に以下に関して実施するためにすべての措置をとらなければならない。

- 労働条件
- 実績に基づく透明な募集プロセス
- キャリア開発

受益機関は、アクションに関与する研究者および第三者がこれらの原則を認識しているようにしなければならない。

##### 32.2 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、第6章に規定されている措置を適用することができる。


<sup>46</sup> 研究者に関する欧州憲章および研究者の募集に関する行動規範に関する2005年3月11日の欧州委員会勧告2005/251/EC号(官報L75、2005年3月22日p.67)。



## 1. 研究者に関する欧州憲章および行動規範

受益機関は、**研究者に関する欧州憲章**<sup>52</sup> および**研究者の募集に関する行動規範**<sup>53</sup> に定める原則を実施するためにあらゆる措置をとらなければならない。

**憲章**は、研究者の活動および経歴管理のための枠組みを規定しており、研究者、雇用者、資金提供者の義務を記載している。**行動規範**は、募集及び選定過程における透明性について、すべての応募者を公平に扱うように定めている。これには、雇用者および資金提供者に関する義務も含まれる。

 これは、**最善の努力義務**である：受益機関は、その方針と実務および、憲章および行動規範に定める原則との矛盾に対処するために積極的かつ特別な措置をとらなければならない。

受益機関はとられた措置および実施された方法について適切な文書を保管しなければならない(**第18条**を参照)。

欧州委員会/執行機関は、アクションの実施を監視している場合、および点検、検討、監査および調査の場合、この義務の遵守を検証する。(第22条を参照)。

<sup>52</sup> <http://ec.europa.eu/euraxess/index.cfm/rights/europeanCharter> で入手可能

<sup>53</sup> <http://ec.europa.eu/euraxess/index.cfm/rights/codeOfConduct> で入手可能



## 2. 募集、労働条件および人材育成—研究者のための権利

受益機関は募集、労働条件および経歴開発に関連して、特に憲章の一般原則および要件<sup>54</sup> および行動規範<sup>55</sup> を実施しなければならない。

 ガイダンスについては、「欧州委員会が開発した「研究者のための人材戦略」ツール参照のこと。

### 原則のリスト(労働条件に関連するもの):

- 募集
- 透明性
- 利点の判断
- 選定
- CV(履歴書)の時系列順の変動
- 移動経験の認識
- 資質の認識
- 年功序列
- 博士号取得後の任命

これらの原則に従って、受益機関は研究者の募集および選定に関して明確な方針を有していなければならない、これは一般に入手可能で、以下のことを保証しなければならない。

- 研究職の欠員および融資の機会が公募される(例えば EURAXESS ジョブポータル<sup>56</sup>を通じて)
  - 研究職の欠員および融資の機会が英語で公募される
  - 欠員の発表には明確な仕事の説明が記載される
  - 欠員の発表には地位の要件または融資の機会、選定基準が記載される
  - 公募と募集締切の間には適切な期間が設けられる
  - 選定委員の構成には明確な規則がある(メンバーの数や役割、他の(外国の)機関からの専門家の有無、男女比など)
  - 応募者に妥当な結果を返却する
  - コンプライアンスのメカニズムがある
  - 選定基準は、標準外または非公式な形で得られた資格および経験を含む移動性、資格、経験などを適切に考慮する
- これらの原則は正式な雇用関係につながらない選定手続(研究奨学金の授与など)にも適用される。

### 原則のリスト(労働条件に関連したもの):

<sup>54</sup> <http://ec.europa.eu/euraxess/index.cfm/rights/europeanCharter> で入手可能

<sup>55</sup> <http://ec.europa.eu/euraxess/index.cfm/rights/codeOfConduct> で入手可能

<sup>56</sup> <http://ec.europa.eu/euraxess/jobs> で入手可能

- 研究の自由
- 説明責任
- 非差別
- 労働条件
- 研究環境
- 融資および給与(特に、妥当な社会保険)
- 雇用の安定と継続性
- 男女比
- 知的財産権
- 不服/抗議および
- 意思決定機関への参与

**原則のリスト(経歴開発に関連したもの):**

- 経歴開発
- 研究研修および継続的な開発へのアクセス(研究者の地位に関わりなく)
- 移動性の価値
- 経歴のアドバイスへのアクセス
- 監督
- 評価/査定システム

## 第 33 条 — 男女平等

### 第 33 条—男女平等

#### 33.1 男女平等を目指す義務

受益機関は、アクションを実施する際に、男女間の機会平等を促進するためのすべての措置をとらなければならない。受益機関は、可能な限り、監督者レベルおよび管理陣レベルを含め、アクションに配置された職員のすべてのレベルにおいて男女の均衡を目指さなければならない。


#### 33.2 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、[欧州委員会] [執行機関] は、第 6 章に規定されている措置を適用することができる。



### 1. 男女平等—機会平等

受益機関は(可能な限り) 監督者および管理者レベルを含め、アクションに配置された職員のすべてのレベルにおいて男女の均衡を目指さなければならない。

 これは最善の努力義務である。：受益機関は下記の項目を実行しなければならない。：

- 自らの研究チームにおいて男女の均衡のとれた参加を目指すこと。
- 研究を実施するための主たる責任を負う者についてのジェンダー・バランスを率先して保証すること。(モニタリング・システム中で定義されている区分に従って)

*例 (機会平等を促進するための手段): 欠員および仕事の説明における性別に配慮した言語など募集および昇進プロセスにおける透明化、職位昇進の計画および条件、透明な賃金体系および仕事の等級づけ、指導者への機会の創出、性別に関する計画と予算化、新しい方針の性別による影響評価、機関の状況調査、家族に配慮した方針の採用、移動および共働き夫婦の促進*

受益機関は、実際にとった手段、手続きに関して適切な書面を保管する必要がある。(第 18 条参照)

受益機関が、積極的な募集活動の努力にもかかわらず参加者の男女均衡を実現できない場合、その理由はさらに第 1 の定期技術報告書および最終報告書説明されなければならない(第 20.3 条および第 20.4 条を参照)。

欧州委員会/執行機関は、アクションの監視および点検、検討、調査の際にこの義務の遵守を確認しなければならない。(第 22 条を参照)。

 男女平等に関する詳細情報は、オンラインマニュアルを参照。

## 第34条—倫理

### 第34条—倫理

#### 34.1 倫理原則を遵守する義務

受益機関は、以下を遵守してアクションを実施しなければならない。

倫理原則(例えば研究のインテグリティ<sup>47</sup>のための欧州行動規範<sup>1</sup>に規定されているような—最高基準の研究公正を含み、また、特に虚構、改竄、剽窃またはその他の研究違法行為を含む)、および

(b) 適用ある国際法、EU法および国内法。

EU外で実施される活動については、当該活動がすべての加盟国で禁止されている場合、資金提供は行われず。

受益機関は、アクションに基づく活動が民事における応用に専属的に焦点を合わせるようにしなければならない。

受益機関は、アクションに基づく活動が以下でないようにしなければならない。

- (a) 生殖目的でのクローニングを目的とすること。
- (b) 人の遺伝形質の変更で、当該変更が遺伝されるような変更を行うことを意図すること(生殖腺の癌治療に関連する研究を除く)。または
- (c) 単に研究目的で、または体細胞核移植の方法によるものを含む幹細胞の取得目的でのヒト胚の創出を意図すること。

#### 34.2 倫理問題を生じさせる活動

倫理問題を生じさせる活動については、別紙1に規定されている「倫理要件」が遵守されなければならない。

倫理問題を生じさせる活動を開始する前に、コーディネーターは、以下の写しを[欧州委員会][執行機関]に提出しなければならない(第52条参照)。

- (a) 国内法により要求される倫理委員会意見、および
- (b) 国内法により要求される倫理問題を生じさせる活動についての通知または承認。

これらの書面が英語でない場合、コーディネーターは、提出する意見、通知および承認(入手可能な場合は、当該委員会または当局の結論が記載されているもの)の英語の概要も提出しなければならない。

これらは書面がアクションのために特定の要求される場合、請求には、アクションの題名が明示的に言及されなければならない。コーディネーターは、提出する書面すべてがアクションタスクを対象とする旨の関連する各受益機関による宣言を提出しなければならない。

#### 34.3 ヒト胚またはヒト胚性幹細胞に関する活動

ヒト胚またはヒト胚性幹細胞についての研究に関する活動は、以下の場合にのみ実施することができる。

- 別紙1に当該活動が記載されている場合、または
- コーディネーターが[欧州委員会][執行機関]から明示的承認(書面による)を取得した場合(第52条参照)。

[オプション: 該当しない]

### 34.4 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性があり（第43条参照）、合意書または受益機関の参加は終了させられる可能性がある（第50条参照）。

それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。

47 ALLEA（全欧アカデミーズ）およびESF（欧州科学基金会）の2011年3月の研究公正のための欧州行動規範。  
[http://www.esf.org/fileadmin/Public\\_documents/Publications/Code\\_Conduct\\_ResearchIntegrity.pdf](http://www.esf.org/fileadmin/Public_documents/Publications/Code_Conduct_ResearchIntegrity.pdf)



## 1. 倫理原則

受益機関は、以下の通りアクションを実施しなければならない。

- 倫理原則の遵守
- 適用される国際法、EU法および国内法の尊重

### 主な倫理原則

- 人間の尊厳および高潔性の尊重
- 研究主題への誠実さおよび透明性の確保ならびに、特に自由なインフォームドコンセントの取得（該当の場合は承諾）
- 弱者の保護
- プライバシーおよび秘密保持の確保
- 正義および包括性の促進
- 損害の最少化および利益の最大化
- 特に研究が発展途上国で実施された場合、恵まれない人との利益の共有
- 動物実験において、特に代替方法、使用動物数の削減、苦痛の軽減（「3Rs」）による
- 環境および将来の世代の尊重ならびに保護
- 研究公正に関する最高基準の遵守（偽造、贋造、剽窃、正当化されない二重融資その他研究の不正）研究の高潔性の基準に関する詳細情報は、研究の高潔性のための [欧州行動規範](#)<sup>57</sup> 参照。


EU法および国際法の主な典拠は、欧州連合基本権憲章および欧州人権条約（ECHR）ならびにその補足議定書とする。EU法および国際法に関する主要リソースは、欧州連合基本権憲章およびヨーロッパ人権条約（ECHR）およびその補足議定書である。（その他文献については、[Science in Society e-library](#)<sup>58</sup> 参照のこと。）その他 の重要ソースには、国連障害者権利条約（UN CRPD）がある。

倫理原則および法令への遵守は、欧州委員会の「H2020 倫理評価制度」によって保証される（研究における倫理問題への欧州委員会の一般的な取り組み）。これには以下が含まれる。

<sup>57</sup> [http://www.esf.org/fileadmin/Public\\_documents/Publications/Code\\_Conduct\\_ResearchIntegrity.pdf](http://www.esf.org/fileadmin/Public_documents/Publications/Code_Conduct_ResearchIntegrity.pdf) で入手可能

<sup>58</sup> <http://ec.europa.eu/research/science-society/index.cfm?fuseaction=public.topic&id=1407> で入手可能

- 倫理の自己評価（申請者により、その提案の中でなされる（[提案書テンプレートとガイドライン—How to complete your ethics self-assessment](#) 参照））
- 倫理審査および、必要な場合は倫理評価といった（欧州委員会/執行機関により選定手続き中に行われる）2段階の倫理調査
- 必要な場合は倫理点検、検討および監査（アクション実施中および事後2年以内；[第22条](#)を参照）

 倫理の研究における倫理に関する詳細情報は[オンラインマニュアル](#)を参照のこと。

## 2. EU 以外で実施される活動

EU 以外で実施される活動に関しては、その活動が第三国の法的義務で許容され、これを遵守しているだけでは十分ではない。活動は少なくとも1つの加盟国でも許容されなければならない。

受益機関は、この条件を満たしていることを、自らの提案書中の「倫理自己評価」の中で保証しなければならない。

## 3. 民生適用への専属的焦点

アクションに基づく活動は、民生適用に専属的に焦点を合わせなければならない。

これは、補助的に研究成果を軍事目的に使用できないという意味ではない。二重用途の製品または技術（通常は民生目的のためだが軍事への適用も可能である）に関連した研究は禁止されない。ただし、軍事に焦点を当てた活動は出資されない。

## 4. 倫理問題を生じさせる活動

倫理の検討（選定手続き中に欧州委員会/執行機関によって実施される）で倫理問題が認められた場合、欧州委員会/執行機関は、（GAの署名前にコンソーシアムが既に満たしておかなければならない要件に加えて）「倫理要件」を定義し、GAの別紙1にこれを記載しなければならない。

**例（倫理問題）：** 患者、ボランティア、子供、弱者などを巻き込むこと、ヒト（胚性）幹細胞の使用、発展途上国を関与させること、個人データの収集および加工、動物の使用、環境破壊の危険、研究成果の悪意ある使用または誤用

この場合、受益機関は**倫理要件**に従わなければならない。

**例（倫理要件）：** データ保護担当役員、独立の倫理顧問または倫理顧問委員会の指名の義務

さらに、コーディネーターは（活動開始前に）以下の**写し**を提出しなければならない。

- 倫理委員会が発行する意見、および、
- 倫理問題を生じさせた活動についての通知または承認（[倫理委員会](#)、[データ保護機関](#)、[二重用途に関する機関](#)など）

**ベストプラクティス：** 文書を作成する際、受益機関は**倫理専門家**、研究倫理部門/委員会およびその組織のデータ保護に関する役員（DPO）などの**支援**を要求しなければならない。



新規の意見、承認または通知に関して：受益機関は要求の中に EU アクションの件名を記載しなければならない。

既存の意見、承認または通知に関して：関連する受益機関は、提出された文書がアクションに関連して引受けられるすべてのタスクに適用されることを確認しなければならない。

文書が英語でない場合、コーディネーターは提案の十分かつ時宜を得た検討が行えるよう英語の概要を提出しなければならない。

この概要には結論、推奨事項および、適用可能な場合は課された条件が記載されなければならない。

翻訳は受益機関によってなされることを前提とする。例外的に翻訳費用が発生する場合、これは適格— 民間の翻訳レートで—とみなされる(第6.2.D.3条を参照)。

意見または承認を求める要求の写しを提出する必要はない。欧州委員会/執行機関は、意見または承認の写しの

欧州委員会/執行機関は、受益機関が倫理要件を適正に実施するように倫理点検、検討または監査を実施することができる(第22条を参照)。

## 5. 人胚または人胚性幹細胞を含む研究に関する活動

ヒト胚またはヒト胚性幹細胞についての研究に関する活動は、以下の場合にのみ実施することができる。

- これがヒト胚性幹細胞についての研究に関する研究活動に関連する欧州委員会の声明<sup>59</sup>に記載される条件を満たしている場合、および、
- これが別紙1に記載されている場合または、コーディネーターが欧州委員会/執行機関から明示的な承認を取得した場合

これらが出資のために保持される場合、当該活動は「倫理問題を生じさせる活動」とみなされる(および、別紙1に記載される「倫理要件」を含む上記の規則を遵守しなければならない；第4項を参照)。

## 第 35 条—利益相反

### 第 35 条—利益相反

#### 35.1 利益相反を回避する義務

受益機関は、経済的利益、密接な政治的もしくは国家的関係、家族もしくは感情的つながり、またはその他の共有利益を含む理由からアクションの公平で客観的な実施が損なわれるような状況（「利益相反」）を防止するためのすべての措置をとらなければならない。

受益機関は、利益相反を構成しまたは利益相反につながる可能性の高い状況を遅滞なく [欧州委員会] [執行機関] に正式に通知し、直ちに当該状況を是正するためのすべての必要な措置をとらなければならない。

[欧州委員会] [執行機関] は、とられた措置が適切であることを検証し、特定された期限までに追加的措置が取られることを要求することができる。

#### 35.2 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性があり（第 43 条参照）、合意書または受益機関の参加は終了させられる可能性がある（第 50 条参照）。



## 1.利益相反

受益機関（および提携第三者）は、GA に記載される通り、アクションが公平かつ客観的に実施されるようにしなければならない。受益機関（および提携第三者）は、利益相反を避けるために最善を尽くさなければならない。

「利益相反」は、**共有の利益**が以下の通りである場合に存在する。

- 契約/下請の選定/授与の手續に影響した
- 契約/下請の価格に影響し、これは市場価格と対応しない、または
- 適切な品質基準に照らして、アクションの遂行に影響を与えたこのような利益には、以下のようなものがある。
  - **経済的利益**（関連会社との不当な、優遇措置のある契約または下請（価格以上の価値、技術上の利点など）に基づいていない）
 

**例:**  
受益機関が、その株主であるか、経済的利益を有している他の法主体に対し、市場価格を超える価格で業務を下請させた。

大学が、自身が参与しているプロジェクトの作業の一部を行う教授が経営しているコンサルタント会社に作業を下請させた。

大学が、分離独立した会社に優遇的な下請をさせた。この契約は価格以上の価値の原則に基づいていなかった（すなわち、価格は同種のサービスに対する一般市場価格よりも高い）
  - **政治的または国家的関係**（受益機関または提携第三者が、政治的な配慮、連携または国家的な関係に基づいて選定され、または研究関連の決定が採用された）
 

**例:** あるアクションの実証サイトが、サイトの利点ではなく国家的関係に基づいて選定された。

- **家族または感情的なつながり** (利益のために家族のメンバーと交わされた契約または下請)

*例:* 夫が働いている受益機関が、その妻が所有している SME に業務を下請させた。

- その他の共有利益

*例:*

受益機関または提携第三者が、その技術能力および客観的な利点ではなく、アクションのために作業する他者と密接な関係があるという理由で、アクションに参加し、これがアクションの実施に影響を及ぼした

アクションの状況に沿ってなされた決定が、客観的かつ公平な基準に従ってではなく、これらの共有利益のためであった。

密接なつながりを持つ機関が他の利益を満たすためにアクションの一部となる意図をもって専門的關係を創り出し、その結果、実施の際に質が損なわれた(またはその可能性がある)。

**利益相反(の恐れ)**がある場合、受益機関は、これを解決し、または避ける措置をとるために欧州委員会/執行機関に(電子交換システムを通じて; [第52条](#)を参照)通知しなければならない。

これによって、欧州委員会/執行機関が何らかの措置をとる結果となることがある。

## 第 36 条—秘密保持

### 第 36 条—秘密保持

#### 36.1 秘密保持を維持すべき一般的義務

アクション実施期間中および第 3 条に規定されている期間後 4 年間、当事者は、開示時点で秘密なものとして特定されたデータ、書面またはその他の資料(あらゆる様式の) (「**秘密情報**」)を秘密に維持しなければならない。

受益機関が請求する場合、*[欧州委員会]**[執行機関]*は、当初の 4 年間を超える追加的期間当該情報を秘密に維持することに同意することができる。

情報が口頭でのみ秘密なものとして特定された場合、当該情報は、その旨が口頭での開示後 15 日以内に書面により確認された場合にのみ秘密とみなされる。

当事者間で別段合意されない限り、当事者は、合意書を実施するためにのみ秘密情報を使用することができる。

受益機関は、アクションに関与するそれぞれの職員または第三者が以下の場合にのみ、それらの者に秘密情報を開示することができる。

- (a) 合意書を実施するために知る必要があり、
- (b) 秘密保持義務に拘束される場合。

このことによっては、第37条に規定されているセキュリティ義務は変更されず、当該義務は依然として適用される。

*[欧州委員会]**[執行機関]*は、以下の場合、そのスタッフ、その他の EU 組織および団体、または第三者に秘密情報を開示することができる。

- (a) 開示が合意書を実施またはEUの財務上の利益を保護するために必要であり、
- (b) 情報の受領者が秘密保持義務に拘束される場合。

参加規則規則 1290/2013 号<sup>48</sup>第 4 条に規定されている条件に基づき、欧州委員会は、その上その他の EU 施設組織体、局、または機関、および EU 加盟国または関係国に対して成果に関する情報を入手可能にしなければならない。

秘密保持義務は、以下の場合もはや適用されない。

- (a) 開示当事者が他方当事者を解放することに同意した場合。
- (b) 情報が既に受領者により知られており、または秘密保持義務に拘束されない第三者から秘密保持義務なく受領者に与えられた場合。
- (c) 受領者が、情報が秘密情報を使用せずに開発されたことを証明した場合。
- (d) 情報が秘密保持義務違反なく一般的に公に入手可能となった場合。または
- (e) 情報の開示がEU 法または国内法により要求される場合。

### 36.2 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第43条参照)。

それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。

<sup>48</sup>「Horizon 2020—研究イノベーションのための枠組みプログラム(2014年-2020年)」への参加および当該プログラムの普及についての規則を規定した2013年12月11日の欧州議会および理事会規則(EU) 1290/2013号(官報L 347、2013年12月20日 p.81)。



## 1. 秘密保持

受益機関(および欧州委員会/執行機関)は—アクション期間中および事後4年間—開示時点で秘密であると特定されたデータ、文書またはその他の資料(あらゆる様式の)を秘密に保持しなければならない。



これは最低限の義務である：受益機関は期間を延長し、追加の秘密保持関連の義務について当事者間で合意することができる(例えば、アクセス権またはアクションに関与する第三者など)。

**ベストプラクティス:** 受益機関は、相互に(および欧州委員会/執行機関と)秘密情報を開示することを求める法について通知(かつ悪影響を最小限にするために協力)しなければならない。

受益機関は欧州委員会/執行機関に機関の延長を求めることができる。この要求に際しては、理由を説明し、関連する秘密情報を明確に特定しなければならない。

より厳格な秘密保持義務は、「EU 分類された」、そして GA の別紙 1 の「セキュリティ勧告」に従う情報に適用される(第37条を参照)。

欧州委員会/執行機関は、二重出資の検査、不正追跡および剽窃行為の防止のために、欧州会計監査院(ECA)、欧州不正対策局(OLAF)およびその他の執行機関および H2020 の出資団体との間で機密情報の交換を行う。(これは、EU の財務利益の保護の一部である)。

## 第37条—セキュリティ関連義務

### 第37条—セキュリティ関連義務

#### 37.1 セキュリティ勧告を伴う成果

**[助成に適用ある場合のオプション:]**「セキュリティに関する推奨事項に関する結果」(別紙1参照)は、別紙1規定の条件に基づくとときにのみ開示され、流通させることができる。

を第三者(関連組織のような提携第三者を含む)に対して開示する前に、受益機関はコーディネーターに通知しなくてはならず、コーディネーターは[欧州委員会]

[執行機関]からの書面による承認を請求しなくてはならない。]

[オプション: 該当しない]

#### 37.2 分類された成果

**[助成に適用ある場合のオプション:]**「分類され結果」(別紙1参照)に関連するアクションについては、分類から外されるまで、別紙1に規定されている「**セキュリティ要件**」(セキュリティ面レター(SAL))およびセキュリティ分類ガイド(SCG))が遵守されなければならない。

分類された結果に関連するアクションタスクは、[欧州委員会][執行機関]からの事前の明示的な書面による承認なく下請させることはできない。

受益機関は、セキュリティについての変更および必要な場合には一別紙1の修正請求をコーディネーターに通知しなくてはならず、コーディネーターはそれらを[欧州委員会][執行機関]に直ちに通知しなくてはならない(第55条参照)。]

[オプション: 該当しない]

#### 37.3 軍事転用可能な二重用途品ならびに危険資材および物質に関する活動

**[オプション:]**軍事転用可能な二重用途品または危険資材および物質に関する活動については、適用あるEU法、国内法および国際法が遵守されなければならない。

コーディネーターは、活動を開始する前に、EU法、国内法および国際法に基づき要求される輸出または譲渡ライセンスの写しを[欧州委員会][執行機関]に提出しなければならない(第52条参照)。]

[オプション: 該当しない]

#### 37.4 不遵守の帰結

**[第37.1条、第37.2条および/または第37.3条が適用される場合に使用されるオプション:]**受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は削減される可能性がある(第43条参照)。

それらの違反は、第6章に規定されているその他の措置にもつながることもある。]



## ■ 1. セキュリティに関する推奨事項に関する結果—結果区分

GAが複数の選択肢(もしくはこれら選択肢の1つ)を規定している場合には、受益機関は、本条、別紙1(「セキュリティ面に関する書状(SAL)」および「セキュリティ分類ガイド(SCG)」を通じて)およびGAのその他の条項に規定する「**特定セキュリティ関連義務**」を遵守しなければならない。(第13条および19条参照)



欧州委員会/執行機関が選別手続き(以下、「セキュリティ調査」という。)中にアクションがセキュリティ問題を提起しており、セキュリティに関する推奨事項に従う必要があり、および(もしくは)欧州委員会決定 No 2015/544<sup>60</sup> のセキュリティ分類に従う必要があると判断した場合には、このオプションを GA に追記する。

- ① さらなる情報については、ガイドライン参照— いかにしてあなたの倫理セルフ・アセスメントを完了するか、ガイダンス・ノート  
— 市民への適用のみに焦点を絞った研究およびそのガイダンス・ノート — 研究結果の潜在的誤用

## 2. 二重用途品に関する活動

二重用途品に関する活動を実施する受益機関は、適用される EU 法、国内法および国際法、特に規則 (EC) No 428/2009<sup>61</sup> を遵守しなければならない。

さらに、コーディネーターは(アクション開始前に)以下の**写し**を提出しなければならない。

- 輸出許可証または譲渡許可証

二重用途品を含む活動を実施する受益機関は、適用を受ける EU 法および国内・国際法、並びに特に規制 No 428/2009<sup>61</sup> を遵守しなければならない。

さらに、コーディネーターは(アクション開始前に)以下の**コピー**を提出しなければならない。:

- 何らかのライセンスの輸出もしくは譲渡があるときには、その許諾書

- ② 二重用途品に関するさらなる情報については、ガイダンス参照のこと。(いかにしてあなたの倫理自己評価を完了するか、およびそのガイダンスノート) **二重用途品を含む研究**

<sup>60</sup> EU 区分の情報を保護するためのセキュリティ規則に関する 2015 年 3 月 13 日付欧州委員会決定 2015/444/EC, Euratom (OJ L 72, 17.3.2015, p.53).

<sup>61</sup> 二重用途品の輸出、譲渡、注解および移転に関する共同体制を定めた 2009 年 5 月 5 日の理事会 EU 輸出管理規則 No 428/2009 (OJ L 134, 29.5.2009, p. 1).

## 第 38 条—アクションの促進—EU 基金の可視性

### 第 38 条—アクションの促進—EU 基金の可視性

#### 38.1 受益機関によるコミュニケーション活動

##### 38.1.1 アクションおよびその成果を促進する義務

受益機関は、戦略的で実効的な方法で多数の受け手（メディアおよび公衆を含む）に対してターゲット情報を提供することにより、アクションおよびその成果を促進しなければならない。

このことによっては、第29条に規定されている普及義務、第36条に規定されている秘密保持義務、または第37条に規定されているセキュリティ義務は変更されず、それらの義務はすべて依然として適用される。

重要なメディアへの影響が予測されるコミュニケーション活動に従事する前に、受益機関は、[欧州委員会][執行機関]に通知しなくてはならない（第52条参照）。

##### 38.1.2 EU 基金に関する情報— EU エンブレムの使用義務および使用权

[欧州委員会][執行機関]が別段要求もしくは同意し、または不可能でない限り、アクションに関連するコミュニケーション活動（電子様式のもの、ソーシャルメディア等を通じてを含む）ならびに助成により資金提供されるインフラストラクチャー、設備および主要な成果は、以下でなければならない。

(a) EU エンブレムが表示され、

(b) 以下の文面が記載される。

コミュニケーション活動の場合：「本プロジェクトは、助成合意書[番号]号に基づき[欧州連合の Horizon 2020 研究イノベーションプログラム][Euratom 研究訓練プログラム 2014-2018]からの資金提供を受けた。」

インフラ、設備および主要な結果に関して、「[インフラ][設備[結果の種類を書いてください]助成契約 No.[契約番号]に基づく[欧州連合の Horizon 2020 研究イノベーションプログラム][Euratom 研究訓練プログラム]からの資金を受け取っているプロジェクトの一部である。」

EU エンブレムは、別のゴロと共に表示される場合、適切に目立つものでなければならない。

受益機関は、本条に基づくその義務のために、事前に[欧州委員会][執行機関]からの承認を得ずに EU エンブレムを使用することができる。

ただし、このことによっては、受益機関には独占的使用権は与えられない。

また、受益機関は、登録またはその他のいかなる方法によっても、EU エンブレムまたは類似の商標もしくはロゴを自己のために使用することはできない。

##### 38.1.3 [欧州委員会][執行機関]の責任を排除する否認

アクションに関連するコミュニケーション活動には、当該活動は作者の見解のみを反映すること、および[欧州委員会][執行機関]は当該活動に含まれる情報の利用について責任を負わないことが示されなければならない。



## 1. (受益機関による) コミュニケーション活動 – アクションの促進およびその成果

受益機関は、(様々な関連ターゲット聴衆に適用する) 明確な行動目的を定義し、(アクション継続期間中を通じての、各活動に関する説明とタイミングを含む) コミュニケーション活動のための具体的な計画を設定する **包括的コミュニケーション計画** を策定して、アクションおよびその結果をプロモーションしなければならない。

「アクションをプロモーションする」とは、ターゲット情報を、戦略的且つ効果的に、および可能であれば双方向での、(マスメディアおよび公式発表を含む) ターゲット情報の多様な聴衆へ提供することを意味している。

受益機関は、コミュニケーション活動<sup>62</sup>の種類を自由に選択することができる。

*例: アクション開始時の一般大衆への新聞発表、アクションの主な達成後の地方ラジオ局でのインタビュー、アクションの結果が日々の生活にどう関連しているかを示すようなショッピングモールでのイベント、アクションが利害関係を有する視聴者を対象としたアクションに関する地域ワークショップの開催、アクションの業務を学校または大学の生徒に説明し、この特定の研究主題がどれだけ興味深いかを示すためのパンフレットの作成*

ただし活動は、以下の通りでなければならない。

- 効果的に(すなわち、アクションのコミュニケーション目的達成に適している)
- アクションの規模に比例するもの(複数の異なる国からの受益機関と多額の予算によって実施された大規模なアクションは、1件の受益機関の助成による参加のアクションより大がかりでなければならない)。
- アクションの所属団体を超えた視聴者に対応する(メディアおよび広告を含む)。

その場限りの努力や単なる結果の普及では、**不十分**である。(結果の普及(第 29 条参照)は、コミュニケーション活動の代わりになることはできない。(逆もまた同じ); 双方の形式での提供が遵守されなければならない)。

さらに、この活動は、(専門家以外でも理解できるような方法で) 研究活動を様々な聴衆に知ってもらう必要があり、以下のような発表をすることにより、EU による研究および技術開発基金活動の公的な政策観点を含むものでなければならない。:

- 欧州コンソーシアムにおける国境を超えた協力(協力の方法によって、他で可能なものよりも多くのことを達成してきた)
- 学術的な卓越性
- 競合性、社会的な課題の解決への貢献
- 日々の生活への影響(職の創出、新技術の開発、より高品質の製品、より高い利便性、生活様式の向上など)
- 政策決定者、産業界および学会にとっての結果およびその派生物の優れた有用性

「**主要なメディアへの影響**」を持つと予測されるいかなるコミュニケーション活動も(地域的な影響を超え、国家的または国際的な範囲にわたる可能性があるメディアの適用(オンラインおよび印刷された報道機関、放送メディア、ソーシャルメディアなど))、初めに欧州委員会/執行機関に**通知**されなければならない。

提供する情報には、特定の区分の結果(もしくはその他開示制限された結果)を含んではならない。(第 37 条参照)

<sup>62</sup> 「コミュニケーション活動」の定義については [用語集](#) を参照。

アクション期間中のコミュニケーション活動は、提案書にあらかじめ含まれていなければならない。(コミュニケーションのための特定作業パッケージとしてか、他の作業パッケージに含める形で；(提案書ひな形参照)且つ別紙1および2に記載されなければならない。

**i** アクションのプロモーションに関するさらなる情報については、オンライン・マニュアル参照のこと。

## 2.EU 基金の可視性

受益機関は－アクション期間中及びその後においても－アクションに関連するコミュニケーション活動(電子形式、ソーシャルメディアを通じてなど)および助成により資金提供されるインフラストラクチャー、設備および主要な供給品(プロトタイプを含む)に関する EU 基金の可視性を以下によって確保しなければならない。受益機関は、(アクション期間中もその後も)アクションに関連した何らかのコミュニケーション活動(ソーシャル・メディアを通じた電子的な形式の活動を含む)への EU 基金の出資の可視性、および助成によって出資を受けた何らかのインフラ、設備もしくは主要な結果(プロトタイプを含む)の可視性を、以下によって保証しなければならない。:

- － EU エンブレムの表示
- － GA に定める通り、EU の資金提供に関する言及を含める

**ベストプラクティス:** 受益機関は、可能な限り、コミュニケーション活動に使用する言語で当該事項について言及すべきである。(もしくは、施設、設備、または結果については、それらが所在する国の1つもしくは複数の公用語で)。受益機関は、これが関係するところでは常に、参加者ポータルサイト上で閲覧可能な MGA の[参照文書ページ](#) の翻訳対応箇所からの用語を使用すべきである。[Reference documents page](#)).

EU エンブレムおよび EU の資金提供への言及は、(活動もしくは目的の性質を考慮したうえで)一般公衆に容易に閲覧可能で、十分に目立つように表示しなければならない。例:設備および主要な結果のためのステッカーもしくはポスター、インフラのための飾り板もしくは広告板

**i** EU エンブレムの使用に関するガイダンスについては、EU エンブレム使用のためのガイドライン参照のこと。

## 38.2 [欧州委員会][執行機関]によるコミュニケーション活動

### 38.2.1 受益機関の資料、書面または情報の使用权

[欧州委員会][執行機関]は、そのコミュニケーションおよび公表活動のためにアクションに関連する情報、書面、特に公表のための概要および公開成果物、ならびに受益機関から自己が受領した写真または視聴覚資料のようなその他の資料(電子様式のものを含む)を使用することができる。

このことによっては、第36条に規定されている秘密保持義務または第37条に規定されているセキュリティ義務は変更されず、それらの義務はすべて依然として適用される。

ただし、[欧州委員会][執行機関]によるそれらの資料、書面または情報の使用により正当な利益が阻害される恐れがある場合、関連する受益機関は、[欧州委員会][執行機関]に対してそれを使用しないことを要求することができる(第52条参照)。

受益機関の資料、書面または情報の使用权には、以下が含まれる。

- (a) **自己のための使用**(特に、[欧州委員会][執行機関]またはその他のEU施設、組織体、局、もしくは機関、またはEU加盟国の組織体もしくは施設のために働く者に対してそれらを利用可能にすること、および全体または一部を無限の数量複写または複製すること)
- (b) **公衆への配布**(特に、プリントアウトした紙および電子的またはデジタル様式での公表、ダウンロード可能または不可能なファイルとしてのインターネット上の公表、あらゆるチャンネルによる放映、一般展示もしくはプレゼンテーション、報道情報サービスを通じてのコミュニケーション、または広くアクセス可能なデータベースもしくは索引に含めること)
- (c) コミュニケーションおよび公表活動のための**編集または書き直し**(短縮、要約、他の要素(メタデータ、凡例、その他のグラフィック、ビジュアル、オーディオまたはテキスト要素等)の挿入、部分的抜粋(例えばオーディオまたはビデオファイル)、細分化、編纂での使用を含む)
- (d) **翻訳**
- (e) 複製・利用せずに、規則1049/2001号<sup>49</sup>に基づく**個別請求に対する対応としてアクセスを与えること**
- (f) 紙面、電子的またはその他の様式での**蓄積**
- (g) 適用ある書面管理規則に沿った**記録**、および
- (h) [欧州委員会][執行機関]のコミュニケーションおよび公表活動に必要な場合、自己の代わりに行為することを**第三者**に認め、またはポイント(b)、(c)、(d)および(f)に規定されている使用形態を第三者に再実施する権利。

使用权が第三者(受益機関の職員を含む)の権利に服する場合、受益機関は、本合意書に基づくその義務を遵守しなければならない(特に、関連する第三者からの必要な承認を取得することにより)。

適用ある場合は常に(および受益機関から提供された場合)、[欧州委員会][執行機関]は、以下の情報を挿入する。

「©—[年度]—[著作権所有者の名称]。すべての権利が留保されている。一定の条件の下 [欧州連合(EU)][Euratom][執行機関の名称を挿入]にライセンスされている。」

### 38.3 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、助成は減額される可能性がある(第43条参照)。

<sup>44</sup> 欧州議会、理事会および委員会書面に対するパブリックアクセスに関する2001年5月30日の欧州議会および理事会規則(EC) 1049/2001号、官報L 145、2001年5月31日 p. 43。



## 1. 欧州委員会/執行機関によるコミュニケーション活動

欧州委員会/執行機関は、(無料で)(秘密でなく、分類されていない)自己の通信および公表活動のために受益機関から受領した情報、文書および資料を使用することができる。

**例(資料):** 受益機関によって提供された公表の概要(報告書の一部として提出された)、公開成果物、写真または視聴覚資料などのその他の資料

**例(コミュニケーション活動):** 欧州委員会の公表(Horizon - EUの研究およびイノベーションマガジンなど)またはスピーチなどのために、写真または特に成功したアクションに関しての話を書くためにアクションによって提出された最終報告書に記載された公表可能な概要を使うこと

**例(公表活動):** 欧州委員会/執行機関のウェブサイトに、名称、プロジェクトの概要、参加団体、EU基金など、アクションに関する一般情報を掲載すること

この使用によって正当な利益が阻害される恐れがある場合、受益機関は資料を使わないよう要求することができる。この要求では理由を説明し、関連する情報、文書または資料を記載しなければならない。

欧州委員会/執行機関が資料を編集し、または書き直す必要がある場合、内容を歪曲しないよう注意しなければならない。

受益機関は欧州委員会/執行機関に対し、(当該表示を資料に記載することにより)著作権表示を付すように求めることができる。

受益機関は、当該文書に対して権利主張する可能性がある**第三者**がいれば、その第三者と調整をすることで、欧州委員会/執行機関が当該文書を利用できるよう保証しなければならない。



## 第 39 条—個人データの処理

### 第 39 条—個人データの処理

#### 39.1 [執行機関および] 欧州委員会による個人データの処理

合意書に基づく個人データは、規則 45/2001 号<sup>50</sup>に基づき、[執行機関または] 欧州委員会のデータ保護担当者（DPO）に対する「処理オペレーション通知」（DPO 登録簿において一般的にアクセス可能である）に従い [執行機関または] 欧州委員会により処理される。

当該データは、合意書の実施、管理および監視、または EU もしくは Euratom の財務上の利益の保護（点検、検討、監査および調査を含む；第 22 条参照）のために [執行機関または] 欧州委員会の「データ管理者」により処理される。

個人データを処理された者は、それぞれ自身の個人データに対してアクセスし、訂正する権利を有する。このためには、それらの者は、それぞれの個人データの処理に関する問合せを [執行機関および] 欧州委員会のウェブサイト上に公表されている「サービス特定プライバシーステートメント（SSPS）」に記載されている連絡先を通じてデータ管理者に送付しなければならない。

それらの者はまた、いかなる時点でも欧州データ保護監督当局（EDPS）を利用することができる。

50 欧州共同体の機関および主体による個人データ加工に関する個人保護および当該データの自由な移動に関する 2000 年 12 月 18 日付欧州会議および欧州理事会の規制（EU）No 45/2001（OJ L 8, 12.01.2001, p. 1）。



### 1. (欧州委員会/執行機関による) 個人データの処理

欧州委員会/執行機関は、規制 45/2001 を遵守して、且つ参加者ポータルサイト上の自らのプライバシーに関する声明に規定する通りに個人データを加工する。

個人データは、GA の実施、管理および監視の目的または EU もしくは Euratom の財務上の利益の保護でのみ処理される（適格な費用の管理、アクションの適切な実施およびその他の義務の遵守を含む）。

要求されたデータの詳細度は案件ごとに決定され、必要なもの（GA の実施、管理、監視および監督または財務上の利益の保護のため）に限定される。

GA に基づく（手動もしくは電子的な）個人データの加工は、（データ管理者から）欧州委員会/執行機関のデータ保護重役（DPO）に対してまず通知される。

通知書は、Register of the DPO<sup>63</sup> によって利用可能である。（さらに、ここでは、加工作業、法的根拠、セキュリティに関するセーフガード、保持期間、可能なデータ移動などが詳述されている）

さらに、データ主体の権利および自由に対して特定のリスクを含む加工（例えば、健康関連データの加工など）については、欧州データ保護監督者（EDPS）が相談を受ける。

63 <http://ec.europa.eu/dpo-register/search.htm> で入手可能。

## 2.個人データへのアクセス権および訂正の権利

データが処理された人(「データ対象者」)は、以下のために(SSPS の連絡先を通じて)データ管理者または DPO に連絡することができる。

- － データの誤りを訂正し、アクセスを遮断し、データを削除する
- － データの収集および使用について異議を唱え、損害に対する補償を請求する

## 3.EDPS への異議

自己のデータが欧州委員会/執行機関によって処理されている者は、[欧州データ保護監督当局\(EDPS\)](#)(すなわち EU 機関によるデータ処理に関する独立の監督当局)に異議を申請することができる。

**ベストプラクティス:** 受益機関は、問題を迅速に解決することができるように、最初に(プライバシーステートメントの連絡先情報を使って)データ管理者に連絡しなければならない。

### 39.2 受益機関による個人データの処理

受益機関は、合意書に基づく個人データをデータ保護に関する適用ある EU 法および国内法（承認または通知要件を含む）を遵守して処理しなければならない。

受益機関は、合意書の実施、管理および監視に厳密に必要なデータのみに対してそれぞれの職員にアクセスを与えることができる。

受益機関は、*[執行機関または]* 欧州委員会により個人データが収集および処理される職員に通知しなければならない。このため、受益機関は、当該職員のデータを *[執行機関または]* 欧州委員会に伝達する前に当該職員にサービス特定プライバシーステートメント（SSPS）（上記参照）を提供しなければならない。

### 39.3 不遵守の帰結

受益機関が本条に基づくその義務に違反した場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、第 6 章に規定されている措置を適用することができる。



## 1. 受益機関による個人データの処理

受益機関は、データ保護に関する EU 法、国内法（特に、指令 95/46/EC<sup>64</sup> –またはこの指令に代わる EU の法規–および対応する国内法）に従い、GA に基づく個人データを処理しなければならない。

「**個人データ**」とは、特定される、または特定可能な自然人に関連する私的または職業的な情報を意味する（完全な定義については、指令 95/46/EC の 第 2(a) 条を参照）。

**例（個人データ）:** 氏名、住所、識別番号、電子メール、CV、銀行口座番号、電話番号、医療記録

識別子となり得るものは、完全な氏名、ペンネーム、職業、住所またはその組合せなど様々である。個人は、その身元を識別するのに過大な努力を必要とする場合、「識別可能」とはみなされない。

ある種類のデータは他のものより「重要」であり、これらは特別な規則 65 に従った場合のみ処理できる。

**例（重要なデータ）:** 人種または民族上の出生、政治的意見、宗教または哲学的信仰、労働組合への参与、健康、性的志向など

「**個人データの処理**」とは、手動または自動の手段で個人データに関して実行された操作（または一連の操作）を意味する。これは以下を含む。

- 収集
- 記録
- 組織化および保管
- 改造または改変
- 修正および協議
- 使用

<sup>64</sup> 個人データの処理に関する個人の保護および当該データの自由移動に関する指令 95/46/EC (OJ L 281, 23.11.1995, p. 31).

<sup>65</sup> 指令 95/46/EC 第 8 条を参照

- 伝達による開示、普及その他利用可能な状態にすること
- 提携または連携
- 遮断、削除または破棄

**例(個人データの処理):** 参加者のメーリングリストまたはリストの作成、データベース管理、人件費の会計記録、作業時間記録、氏名が記載されたプロジェクト計画

これらの法に基づき、個人データは**データの質**および**秘密性**を確保することを目指した一定の原則および条件<sup>66</sup>に従って処理しなければならない。

受益機関はその職員に対し、GA 内での職務を実行するために**知る必要のある**個人データのみアクセスできるようにしなければならない。つまり、受益機関は自己の保有する様々な種類のデータに関して、適切なアクセス制御および保有方針を導入しなければならない。

受益機関はまた、(欧州委員会/執行機関が個人データを収集し、処理する)職員に対し、SSPS を提供することにより、この開示について**知らせ**なければならない。受益機関は、自らのスタッフに**知らせ**なければならない。

**例:**

職員の個人データを受益機関の記録簿にまたはプロジェクトの提案書のために暗号入力する前に、受益機関は関連する職員に SSPS を提供しなければならない。

事後監査において欧州委員会が(人件費の適格性を点検するために)受益機関の職員の氏名、CV、作業時間記録、給与などを要求する場合、受益機関は関連する職員に通知し、SSPS を提供しなければならない。

個人データの加工は、倫理に関する義務の一部でもある。(第34条参照)双方の規定を遵守しなければならない。

<sup>66</sup> 指令 95/46/EC 第 6, 16, 17 条を参照

## 第40条—[欧州委員会][執行機関]に対する支払請求権の譲渡

### 第40条—[欧州委員会][執行機関]に対する支払請求権の譲渡

受益機関は、コーディネーターによる（関連する受益機関の代わりとしての）理由付けられた書面による請求に基づき [欧州委員会] [執行機関] により承認された場合を除き、[欧州委員会] [執行機関] に対する支払請求権を第三者に譲渡することはできない。

[欧州委員会] [執行機関] が譲渡を受け入れずまたはその条件が遵守されなかった場合、譲渡は [欧州委員会] [執行機関] に対する効果を有しない。


いかなる事情においても、譲渡によって受益機関の [欧州委員会] [執行機関] に対する義務が免除されることはない。



### 1. 支払請求権の譲渡

何を？

受益機関は、欧州委員会/執行機関が書面により明示的に同意した場合、(アクションに基づいて実施される業務に関し) 第三者に支払請求権を譲渡(移転、売却または贈与)することができる。

 本条に基づく権利の譲渡は、第21条に基づく請求権の譲渡に限定したものである。その他権利・義務の移転（例えば、買収者による受益機関たるの地位の交代など）は、その他条項の支配を受ける。（例えば修正契約；第55条参照）

 譲渡は、GAに基づく受益機関の義務に対しては何らの効果も生じない。；その義務は依然として受益機関を支配拘束する。

実際(存在している)の支払い請求のみ(前融資を含む)を譲渡できる。将来の請求権に関しては譲渡不可である。

どのように？

支払請求権の譲渡は、**要求**がなされなければならない。

承認要求はコーディネーターが、関連する受益機関を代理して行わなければならない。これは書面によるものとし、譲渡の理由を説明していなければならない。

欧州委員会/執行機関は、提示された理由を査定し、書面によりこの要求を承認または却下する。

**例(譲渡の合理的な理由):**

アクション終了後に売却された(ただし、差額支払い前に)研究機関によって実施された作業に関して、受益機関から他の法人に対する支払請求権の譲渡  
破産手続きにおける債権者の利益となるような譲渡

譲渡が破産に関係があるときには、許可は、国内法を遵守して行われなければならない。

## 第5章 受益機関の役割および責任の区分—補足的受益機関との関係—共同アクションのパートナーとの関係

### 第41条—受益機関の役割および責任の区分—補足的受益機関との関係—共同アクションのパートナーとの関係

#### 第5章 受益機関の役割および責任の区分—補足的受益機関との関係—共同アクションのパートナーとの関係

#### 第41条—受益機関の役割および責任の区分—補足的受益機関との関係—共同アクションのパートナーとの関係

##### 41.1 [欧州委員会] [執行機関] との関係での役割および責任

受益機関は、アクションを実施し、合意書を遵守するすべての責任を負う。

受益機関は、別紙1に記載されているように、アクションの**技術的实施**について連帯責任を負う。受益機関がアクションの自己の部分を実施しない場合、その他の受益機関は、[欧州委員会] [執行機関] が明示的にその他の受益機関を当該部分の実施責任から解放しない限り、当該責任を負う（そのように負うことについて追加的な EU 資金提供を受ける権利を得ずに）ようになる。

各受益機関の**財務的責任**は、第44条、第45条および第46条により規定される。

#### 単一受益機関: 第41条 — 受益機関の役割および責任の区分— 補助的受益機関との関係— 共同アクションのパートナーとの関係

##### 41.1 [欧州委員会][執行機関]に対する役割および責任

受益機関は、当該アクションの実施および本契約の遵守について全責任を負う。受益機関は自らの責任を負っている。:

- (a) アクションが適切に実施されているかをモニタリングすること。(第17条参照) ;
- (b) アクションの実行に対して重大な影響もしくは遅延を生じる可能性がある事件もしくは状況が発生したときには、これについて速やかに [欧州委員会][執行機関] に知らせること。(第17条参照) ;
- (c) [欧州委員会][執行機関] に対して提出物および報告書を提出すること。(第19条および20条参照) ;
- (d) [欧州委員会][執行機関] i に対して適時に要求される文書もしくは情報があれば、提出すること。ただしこの職務をいかなる第三者にも委託してはならない。





## 1. 役割および責任の区分—欧州委員会/執行機関に対する責任

受益機関は、**アクションを実施し**（第7条を参照）、GAに**従う**完全な責任を有する。つまり、

- 各受益機関は、GAに基づく義務を遵守するようしなければならない
- 各受益機関は、アクションの迅速かつ適正な実施（自己の責任による遅滞がない）を保証しなければならない
- 各受益機関は、（欧州委員会/執行機関に対して）その下請および提携第三者により実行されたタスクに関して責任を負う。
- 欧州委員会/執行機関は、アクションの実施に責任を負わず、アクションの実施方法（または否定的な結果）に責任を負わない。

受益機関はアクションの**技術的实施**に関して**連帯して、および個別に**責任を負う。

つまり、受益機関は—改定によって参入した新規の受益機関を含め—その1つが脱退したとしても—アクション全体の完全な実施に共同責任を負うことを認める。

その1つが脱退した場合、コンソーシアムの残りの構成員はGAに定めるアクションを—違反受益機関が実施するはずであった部分も含め—欧州委員会/執行機関が特別な理由で明示的にこれを否定しない限り、実施しなければならない。これは、（—解除の場合に—保証基金によって、コンソーシアムの残りの構成員に払い戻されなかった脱退受益機関の負債を保証する追加融資が提供されたとしても）追加のEU出資なしで行われなければならない。

**例：**法人A、BおよびCは研究アクションを実施するために欧州委員会とのGAを締結したコンソーシアムの構成員である。1年後、受益機関Cが破産した。受益機関AおよびB（またはAの市区はBのいずれかのみ）は、別紙1に記載される通りアクション全体を実施しなければならない。

残りの受益機関は、違反受益機関に対して補償を求める法的措置をとることができる。

さらに、タスクの再分配、受益機関の参与の解除または新受益機関の追加などのためにGAを改定しなければならない（第50条を参照）。

回収の場合、各受益機関の財務的責任は、原則として提携第三者により申告された費用のために支払う期限の規定内金額を含め、自己の負債に限定される。財務的責任が共有されるのは、保証基金のために事前出資された金額から置き置かれた5%についてのみである。；第21.4条参照

## 複数受益機関:

### 41.2 役割および責任の内部的区分

受益機関の内部的役割および責任は、以下のように区分される。

(a) 各受益機関は、以下を行わなければならない。

(i) 「受益機関登録簿」に記録されている情報を(電子交換システムを通じて)最新に保つ(第17条参照)。

(ii) アクションの実施に重大な影響を与えまたは実施を遅延させる可能性の高い事象または事情を直ちにコーディネーターに通知する(第17条参照)。

(iii) 以下を適時にコーディネーターに提出する。

—当該受益機関[およびその提携第三者]についての個別財務諸表、および請求され場合には財務諸表に関する証明書(第20条参照)

—技術報告を作成するのに必要なデータ(第20条参照)

—倫理問題を生じさせる活動についての倫理委員会意見および通知または承認(第34条参照)

—合意書により受益機関が直接[執行機関または]欧州委員会に当該情報を提出することが要求されていない限り、合意書に基づき[執行機関または]欧州委員会が要求するその他の書面または情報

(b) コーディネーターは、以下を行わなければならない。

(i) アクションが適切に実施されていることを監視する(第7条参照)。

(ii) 合意書に別段規定されていない限り、受益機関および[欧州委員会][執行機関]間のすべてのコミュニケーションについて仲介者として行為する(特に第17条に規定されている情報の[欧州委員会][執行機関]に対する提供)。

(iii) [欧州委員会][執行機関]が要求した書面または情報を要求および検討し、それらを[欧州委員会][執行機関]に渡す前にそれらの完全性および正確性を検証する。

(iv) 成果物および報告を[欧州委員会][執行機関]に提出する(第19条および第20条参照)。

(v) 正当化されない遅滞なく、他の受益機関に対してすべての支払が行われるようにする(第21条参照)。

(vi) 合意書に基づき要求される場合(第44条および第50条参照)または[欧州委員会][執行機関]により要求された場合、各受益機関に対して支払われた金額を[欧州委員会][執行機関]に通知する。

コーディネーターは、上記のタスクを他の受益機関に委譲し、または第三者に下請させることはできない。

**[コーディネーターが中等または高等教育施設または公共団体であり、設立、支配またはコーディネーターに付随する第三者に与えられた「運営承認」が存在する場合に使用されるオプション: 例外として、コーディネーターは、上記ポイント2(b)(v) および(vi) に規定されているタスクを[運営承認を有する第三者の名称を挿入]に委譲する。コーディネーターは、EU出資および合意書に基づく義務の遵守についての単独の責任を保持する。]**

#### 41.3 受益機関間の内部的取決め—コンソーシアム協定

[ワークプログラムにコンソーシアム協定は必要でない旨が規定されていない限り使用されるオプション:]

受益機関は、アクションが適正に実施されるようにするためにそれぞれの運営および調整に関する内部的取決めを有しなければならない。これらの内部的取決めは、以下を含むことができる受益機関間の書面による「コンソーシアム協定」に規定されなければならない。

—コンソーシアムの内部組織

—電子交換システムに対するアクセス管理

—EU 基金の分配

—背景的事情および成果に関連する権利および義務についての追加的規則(受益機関がその義務に違反している場合にアクセス権が残存するか否かを含む)(第4章第3節参照)。

—内部紛争の解決

—受益機関間の責任、補償および秘密保持取決め

コンソーシアム協定には、合意書に反する規定を入れることはできない。]

[オプション: 該当しない]

#### 41.4 補足的受益機関との関係—協働協定

[ワークプログラムに補足的助成が記載されている場合のオプション: 受益機関は、例えば以下を含む合意書に基づく作業を調整するための補足的受益機関との書面による「協働協定」および補足的助成協定(第2条参照)を締結しなければならない。

—効率的な意思決定プロセス、および

—紛争解決

調整協定には、合意書に反する規定を入れることはできない。

受益機関および補足的受益機関は、結果の管理、標準化に向けての共通アプローチ、SME の関与、規制および政策活動との連携、ならびに普及および認識喚起活動の共同分担を含む協働および活動の同期化について決定するための合同評議会および諮問構造を創設し、それらに参加しなければならない。

受益機関は、補足的助成協定の目的においてそれぞれの成果に対するアクセスを補足的受益機関に与えなければならない(第31.6条参照)。

受益機関は、技術報告を共有しなくてはならない(第20.3条および第20.4条参照)。第36条の秘密保持義務が適用される。]

[オプション: 該当しない]

#### 41.5 共同アクションのパートナーとの関係—調整協定

[共同アクション(第三国または国際組織との共同公募)についてのオプション: 受益機関は、例えば以下を含む第三国または国際組織とのアクションのパートナーとの「調整協定」(第2条参照)を締結しなければならない。

- 意思決定プロセスを含む両アクションにおける受益機関の内部組織
- 知的財産権に関する(例えば保護、普及、使用およびアクセス権に関する)規則

- － 内部紛争の解決
- － 両アクションにおける受益機関間の責任、補償および秘密保持取決め調整協定には、合意書に反する規定を入れることはできない。]

[オプション：該当しない]

#### 単一受益機関:

##### 41.2 役割および責任の内部での分割

適用しない

##### 41.3 受益機関間での内部調整— コンソーシアム協定

適用しない

##### 41.4 補助的受益機関との関係— 共同協定

[...]

##### 41.5 共同アクションのパートナーとの関係— 調整協定

[...]



## 1. 役割および責任の区分— 役割および責任のコンソーシアム内の区分

コンソーシアム内部の役割および責任の区分は、以下の通りである

- － コーディネーターは、助成を調整および管理しなければならず、欧州委員会/執行機関に対する中心的連絡窓口である。
- － 受益機関は全体で助成の円滑な実施を成功させることに寄与しなければならない(アクションの適正な実施、GA に基づく自己の義務の遵守、およびコーディネーターの義務の支援などに寄与しなければならない)。

受益機関は、**コーディネーターを通じて**すべての文書/情報を送付しなければならないが、特別な場合に欧州委員会/執行機関が当該情報を直接送付するよう要求した場合を除く(第 22 条を参照)。

**例:** 監査の場合、受益機関は要求された文書をそのように求められた場合は直接監査者に提出する

## 2. コーディネーターの役割および責任

コーディネーターは、欧州委員会/執行機関のための**中心的連絡窓口**であり、(欧州委員会/執行機関に対して)コンソーシアムを代表する。

この目的のために、GA は特定の調整タスクをいくつか課している。

#### 主な調整タスク:

- アクションが適正に実施されているかどうか監視する
- 合意書で別途規定されていない限り、すべての連絡に関して仲介者として行為する
- 必要な文書または情報を要求および検討し、その完全性および正確性を検証する

コーディネーターは、以下の通り、受益機関により提出された文書の質を点検しなければならない。

- 各受益機関からの個々の財務諸表を検討し、アクションタスクとの整合性ならびにその完全性および正確性を検証する(受益機関が申告したそれぞれの費用の合計が申告した合計金額と一致するか、または間接費用に関する 25%の定率が正しく計算されているか、など。

ただしコーディネーターは、これらの費用の適格性(第 6 条に基づく)を検証する義務または正当化を要求する義務を負わない。各受益機関はその申告した費用に関して(適格性ならびに十分な記録およびそれを立証する根拠書面の点で)依然として責任を負う。

- 要求された文書がすべて受益機関によって提出されていることを検証する(概要、アンケート票など)
- 受益機関が要求された形式で文書を提出していることを検証する。
- 受益機関によって提出された技術情報が、別紙 1 に記載される通りそのアクションタスクに関連していること(および、アクションに関係ないものでないこと)を検証する。

- 成果物および報告書を提出する。
- 不当な遅延無しに他の受益機関に支払いを分配する。
- 要求がある場合、各受益機関に支払われた金額を欧州委員会/執行機関に知らせる(第 44.1.2 条を参照)。

第 41.2 条に列挙したコーディネーションの仕事は、第三者に下請けに出したり、アウトソーシングしてはならない。これらは他の受益機関が実行してはならない。(それと比較して、コーディネータは、— 他のあらゆる受益機関と同じく—その他の仕事のために自由に下請けに出すことができ、もしくは現物出資を利用することができる。; 第 11 条、12 条、13 条参照)

#### 特定の事例(コーディネーター)

**監督の認証**— 中等教育以上の教育機関および公的団体であるコーディネーターは例外的に、支払管理を、多くの場合財団である、他の法人(第三者)に委任することができる。

第三者は、以下の条件をすべて満たしていなければならない。

- コーディネーターによって「監督の認証」を付与されていなければならない
- EU 基金の受領および監督などを含むその監督業務に対処するためにコーディネータと関連があり、支配され、または設立されていなければならない。



コーディネーションおよび管理の仕事は、アクションに関する仕事とみなされる。

管理権限を有する第三者を利用するコーディネータであっても、GA に基づくそれについての全責任を依然として負っている。

この場合、第 21.8 条に基づいて提供される銀行口座番号は、その団体の銀行口座番号でなければならない。支払は直接その銀行口座に対して送金される。当該団体は、したがって、**受益機関登録**に登録され、欧州委員会/執行機関によって認証されなければならない。当該団体は、それ自体は受益機関ではないが、自身で独自の PIC を与えられる。

当該団体のコストは、現物出資としてコーディネーターが申告することができる。(無償もしくは支払からの控除; s 第 6 条 11 条および 12 条参照)

**特別コーディネーター** – 監督ではない調整タスク(すなわち本条に記載のないタスク)は、原則としてその他の受益機関によって実施される(アクションの学術的な調整など)。

当該受益機関は – 内部的に(コンソーシアム内で) – 「学術的コーディネーター」と呼ばれることがある。ただし欧州委員会/執行機関との関係においては GA の「他の受益機関」であり。アクションのコーディネーターとはみなされない。

学術的な調整のためのコストは第 6 条に規定する適格条件を遵守しているときには、適格コストとすることができる。

### 3. 受益機関同士の内部協定 – コンソーシアム協定

受益機関らは、研究プログラム/指示の中で別途の規定が例外的になされていなければ、円滑且つ成功裏のプロジェクト実施を保証するためにコンソーシアム協定を締結しなければならない。

**ベストプラクティス:** 議論を避け、円滑な助成の実施を実現することの重要性に鑑み、欧州委員会/執行機関は、義務でなくてもすべてのコンソーシアムがコンソーシアム協定を締結することを強く推奨する。

「コンソーシアム協定」とは、助成の実施のために内部での取決めを定めたコンソーシアムの構成員の間の合意である。これは純粋に内部的なものである。EU/Euratom は当事者ではなく、これに関して(否定的な結果に関して)何らの責任も負わない。

コンソーシアム協定は、GA を補完するべきであり、GA(または参加についてのルール 規制 No 1290/2013 もしくは財政に関する規制 No 966/2012)に反するいかなる条項も含んでは**ならない**。

コンソーシアム協定は原則として、**GA への署名前に**交渉の上締結するべきである。(すなわち、各受益機関は GA への署名前にコンソーシアム協定に署名するべきである。)さもなければ、長く続く意見の不一致がアクションを害する深刻なリスクが常に存在することになる。もちろん、コンソーシアム協定は、アクションの継続期間中同じものであり続ける必要はなく、いかなる時においてもコンソーシアムがこれを修正することができる。

コンソーシアム協定は**書面**によらなければならない。単純な書面での契約とすることも、他の形式とすることもできる(公正証書、欧州経済利益団体、機関または合併事業者のような別の法主体の法的文書の一部など)。

**ベストプラクティス:** 受益機関は、異なる法律文書書式にすることの利点と欠点を慎重に考慮し、コンソーシアムの特定の必要性に合致したものを選択しなければならない。

**i** コンソーシアム協定に関するガイダンスについては、[オンライン・マニュアルおよびガイダンス](#) (どのようにしてあなたのコンソーシアム協定を書き上げるか) 参照のこと。

### 4. 補足的受益機関との関係 – 協働協定

GA がこの選択肢をとるときには、プロジェクトの円滑且つ成功裏の実施を保証するために、受益機関は共同協定を締結しなければならない。

この選択肢は、「補助的アクション」に関して挿入される。(第 2 条参照)



「協働協定」とは、異なる GA に基づく作業を調整するために、コンソーシアムと H2020 のその他の補足的助成の受益機関との間に交わされる協定である。これは純粋に内部的なものである。EU/Euratom は当事者ではなく、これに関して(否定的な結果に関しても)何らの責任も負わない。

## 5. 協働アクションのパートナーとの関係－調整協定

GA がこの選択肢をとるときには、受益機関は、プロジェクトの円滑且つ成功裏の実施を保証するために調整協定を締結しなければならない。

この選択肢は、「共同出資アクション」のために挿入される(第2条参照)

「調整協定」とは、コンソーシアムと、第三者たる国家/国際組織(IO)アクションの参加者との間の協定である。(第2条参照) この協定に純粋に内部的なものである。; EU/Euratom は、その当事者ではなく、これに対して(もしくは何らかの悪い結果が生じてもそれに対して)何らの責任も負わない。

調整協定は、助成契約を補完するべきであり、助成契約(もしくは参加に関する規則 規制 No 1290/201 もしくは財務上の規制 No.966/2012)に反するいかなる規定も含んではならない。

さらに、この調整協定は、協働規定と平仄があったものでなければならない。調整協定は、協働協定の代わりにはならない。(逆もまたしかり)調整協定は、原則的に、何らかの作業が開始する前に、交渉され締結されるべきである。作業プログラム/指示により、ドラフト版の調整協定を含む提案を求めることができる。

調整協定は、様々な形式をとることが可能であるが、標準書面契約が最も普通である。

 調整協定に関するガイダンスについては、オンライン・マニュアルおよびガイダンス (いかにしてあなたの調整協定を書き上げるか) 参照のこと。

## 第6章 費用の却下—助成の削減—回収—罰則—損害—停止—終了—不可抗力

### 第1節 費用の却下—助成の削減—回収—罰則

#### 第42条—適格費用の却下

#### ~~第42条—適格費用の却下~~

#### ~~第1節 費用の却下—助成の削減—回収—罰則~~

#### ~~第42条—適格費用の却下~~

##### 42.1 条件

42.1.1 [欧州委員会] [執行機関] は、~~中間支払、差額支払時、またはその後~~に不適格な費用を、特に点検、検討、監査または調査後に (第22条参照)、却下する (第6条参照)。

42.1.2 却下はまた、第22.5.2条に規定されている条件に基づき、~~他の助成から本助成への認定の拡張に基づき~~ 行うことができる。

##### 42.2 却下されるべき不適格費用—計算—手続

不適格費用は、~~[第5.2条に一括金が記載されている場合のオプション：実施されていないタスクまたはアクションの部分に比例して却下される一括金を除き、]~~ 全額却下される。

[欧州委員会] [執行機関] は、~~助成の削減 (第43条参照) または過払金額の回収 (第44条参照) なく~~ 費用を却下する場合、費用の却下、金額、および理由 (適用ある場合、支払うべき金額の通知と共に；第21.5条参照) をコーディネーターまたは関連する受益機関に正式に通知する。コーディネーターまたは関連する受益機関は、~~一通知受領後30日以内に一理由に対する不同意および理由を [欧州委員会] [執行機関] に正式に通知することが~~ できる。

[欧州委員会] [執行機関] は、~~助成の削減または過払金額の回収付きで~~ 費用を却下する場合、第43条および第44条に規定されている削減または回収に関する「事前情報レター」において却下をコーディネーターおよび関連する受益機関に正式に通知する。

##### 42.3 結果

[欧州委員会] [執行機関] は、~~中間支払または差額支払時に~~ 費用を却下する場合、当該アクションについて定期または最終要約財務諸表 (第20.3条および第20.4条参照) において申告された適格費用総額から当該費用を控除する。[欧州委員会] [執行機関] は次に、第21.3条または第21.4条に規定されている中間支払または差額支払を計算する。

〔欧州委員会〕〔執行機関〕は、－ **中間支払後だが差額支払前に** 一定期要約財務諸表において申告された費用を却下する場合、当該アクションについて次の定期要約財務諸表または最終要約財務諸表において申告された適格費用総額から当該費用を控除する。〔欧州委員会〕〔執行機関〕は次に、第 21.3 条または第 21.4 条に規定されている中間支払または差額支払を計算する。

〔欧州委員会〕〔執行機関〕は、**差額支払後に費用を却下する場合**、受益機関により最終要約財務諸表において申告された適格費用総額から却下する費用を控除する。〔欧州委員会〕〔執行機関〕は次に、第 5.4 条に規定されている修正最終助成金額を計算する。



## 1. 不適格費用の却下

欧州委員会/執行機関が（特に点検、監査、監査結果の敷衍、検討または OLAF 調査後に）**不適格費用**を発見した場合、これらの費用は（不適格とされた額であるため、全額であれば、その金額）却下される。

**⚠ 費用の却下は、適格費用規則における反則がある場合はいつでも、（第 6 条、8-16 を参照）発生し、不適格とされた金額に該当する。**

費用の却下はいつでも－ 中間支払、差額支払時または事後に－ 行うことができる。

## 2. 手続

状況によって手続きは異なる。

- － 費用の却下が助成の減額または回収と共に行われる場合：事前の「**対立手続**」による
- － 費用の却下のみの場合事前の対立手続はないが、事後に却下に反対する可能性がある（「**検討手続**」）。

どちらの場合も、欧州委員会/執行機関は、どの費用をどんな理由で却下するかを説明する。どちらも場合も、受益機関はこれに反対し、異議のための主張を提出することができる。事後の検討手続に切り替えることによって、（争われている費用に関する議論を延期することにより）欧州委員会/執行機関は支払期限内に速やかに支払うことができる。

### 基本的な対立手続:

**ステップ 1**－欧州委員会/執行機関は、コーディネーター/関連する受益機関に対して、**事前情報レター**（電子交換システムを通じて；第 52 条を参照）にてその意図（および理由）を知らせる。

**ステップ 2**－コーディネーター/関連する受益機関は、30 日以内に所見を提出する。（期間の延長は、コーディネーター/関連する受益機関による正当な要請に対して認められる－30 日以内に提出された場合）

**ステップ 3**－欧州委員会/執行機関は、所見を検討し、手続を中止するかこれを**確定**する。

必要に応じて、この手続は助成の減額または回収（第 43 および第 44 条）と共に行われる。この場合、すべての手続を **1 通の事前情報レター** および 1 通の回答で行う（受益機関は、異なる点を述べた**一連の所見**を 1 通で提出することを求められる）。

**検討手続：**

- ステップ 1**—欧州委員会/執行機関は、費用の却下についてコーディネーターに知らせ、支払うべき金額について通知する（「**支払うべき金額の通知**」；第21.5条を参照）
- ステップ 2**—受益機関が同意しない場合、コーディネーター/関連する受益機関は、欧州委員会/執行機関に対して（電子交換システムの「正式通知ボックス」を利用して）**30日**以内に異議を唱える。
- ステップ 3**—欧州委員会/執行機関は、検討の要求を精査し、コーディネーターにその**結果**を通知する。

費用が却下された時期によって、この手続きはコーディネーターまたは関連する受益機関に委ねられる。

- 中間支払時または差額支払い時の却下について：通常はコーディネーター
- 差額支払後の却下について：通常は関連する受益機関

コーディネーターに委ねられた場合、コーディネーターは関連する受益機関に対しオフラインで、通常の連絡手段（電子メール、支払証明書付書留郵便など）を使ってただちに通知し、その意見を求める。他の受益機関にも通知しなければならない。

**3. 中間支払時または差額支払時の費用却下**

欧州委員会/執行機関が**中間支払時または差額支払時**に費用（定期報告書または最終報告書で申告された）を却下した場合、これを控除し、これに従って支払われるべき金額を計算する。

もし欧州委員会/執行機関が一支払期間中に不適格費用（以前の報告書において申告され、支払われた）を発見した場合、次の支払い（例えば次回の要約財務諸表で申告された費用から拒否された金額を控除し、それに従い支払われるべき金額を算出するなど）を減額する。

**中間支払/差額支払いにおいて却下された費用の計算。**

**ケース1:** 3つの受益機関（A、BおよびC）によるアクションで、補償率は100%である。最大助成金額：500,000ユーロ。

事前融資：200,000ユーロ。

受益機関Aが第1報告期間終了時に申告した費用：95,000ユーロ（直接費用）+ 23,750ユーロ（間接費用の25%）= 118,750ユーロ。

受益機関Bが第1報告期間終了時に申告した費用：115,000ユーロ（直接費用）+ 28,750ユーロ（間接費用の25%）= 143,750ユーロ。

受益機関Cが第1報告期間終了時に申告した費用：90,000ユーロ（直接費用）+ 22,500ユーロ（間接費用の25%）= 112,500ユーロ。

第1報告期間終了時に申告された費用全額：118,750ユーロ+ 143,750ユーロ+ 112,500ユーロ = 375,000ユーロ。

受益機関が申告した直接費用の一部が減額され、その金額は10,000ユーロ+ 2,500ユーロ（間接費用の25%の定率）= 12,500ユーロ。

欧州委員会/執行機関に承認された申告された適格費用の全額は：375,000ユーロ-12,500ユーロ= 362,500ユーロ。

中間支払：

補償率の適用：100%:362,500ユーロ。

助成金額の90%の最大限度額から事前融資を差し引いた額：450,000ユーロ- 200,000ユーロ = 250,000ユーロ。中間支払額：250,000ユーロ。

**ケース2 (支払と支払いの間において):** 第1報告期間中のアクションに対して申告された費用全額 = 375,000ユーロ

第1報告期間中の中間支払 = 375,000 ユーロ  
 中間支払または第1報告期間後に却下された費用:12,500 ユーロ  
 第2報告期間のアクションに対して申告され承認された費用全額:= 100,000 ユーロ。  
 第2中間支払で考慮される適格費用全額:100,000 ユーロ - 12,500 ユーロ =87,500 ユーロ。

#### 4. 差額支払後の費用の却下

欧州委員会/執行機関が**差額支払後**に費用（定期報告書または最終報告書で申告された）を却下した場合、受益機関が最終期の財務諸表で申告した費用から却下された金額を控除し、この受益機関に対する**改定助成金額**（第5.4条を参照）を計算する。受益機関への改定助成金額が最終助成金額の割当金額よりも低い場合、欧州委員会/執行機関は差額を回収する（第44条を参照）。

##### 差額支払後の費用の算出例

3つの受益機関（A、BおよびC）によるアクションで、補償率は100%である。

最大助成金額:500,000 ユーロ。

差額支払い時に受益機関Aに対して承認された適格費用:150,000 ユーロ（直接費用） + 37,500 ユーロ（間接費用の定率25%） = 187,500 ユーロ。

差額支払い時に受益機関Bに対して承認された適格費用:125,000 ユーロ（直接費用） + 31,250 ユーロ（間接費用の25%定率） = 156,250 ユーロ。

差額支払い時に受益機関Cに対して承認された適格費用:120,000 ユーロ（直接費用） + 30,000 ユーロ（間接費用の25%定率） = 150,000 ユーロ。

差額支払い時の最終助成金額（アクションが適切に実施され、受領がない場合）:187,500 ユーロ + 156,250 ユーロ + 150,000 ユーロ = 493,750 ユーロ。

監査の結果、受益機関Aの直接費用の30,000ユーロ分が適格でないと判断された受益機関Aへの改定助成金額:

$150,000 \text{ ユーロ} - 30,000 \text{ ユーロ} = 120,000 \text{ ユーロ} + 30,000 \text{ ユーロ（間接費用の25\%の定率）} = 150,000 \text{ ユーロ}$ 。

最終助成金額での受益機関Aの割当金額 = 187,500 ユーロ。

受益機関AからEU出資への回収額:  $187,500 \text{ ユーロ} - 150,000 \text{ ユーロ} = 37,500 \text{ ユーロ}$ 。

他の受益機関へのEU出資は変更されない。

## 第 43 条—助成の削減

### 第 43 条—助成の削減

#### 43.1 条件

43.1.1 アクションが別紙 1 に記載されているように適正に実施されず、または合意書に基づく別の義務が違反された場合、**[欧州委員会]** **[執行機関]** は**一中間支払または差額支払時**に一助成金額上限（第 5.1 条参照）を削減することができる。

43.1.2 **[欧州委員会]** **[執行機関]** はまた、第 22.5.2 条に規定されている条件に基づき、**他の助成から本助成への認定の拡張**に基づき、助成金額上限を削減することができる。

#### 43.2 削減されるべき金額—計算—手続

削減額は、アクションの不適正な実施または違反の重大性に比例する。

助成を削減する前に、**[欧州委員会]** **[執行機関]** は、以下の「**事前情報レター**」をコーディネーターまたは関連する受益機関に正式に通知する。

—助成を削減するというその意図、削減しようとする金額、および理由をコーディネーターまたは関連する受益機関に通知し、

—通知受領後 30 日以内に所見を提出することをコーディネーターまたは関連する受益機関に対して勧誘する。

**[欧州委員会]** **[執行機関]** は、所見を受領せずまたは受領した所見にもかかわらず削減を実施することを決定する場合、**削減確認**を（該当する場合、支払うべき金額の通知と共に；**第 21 条**参照）正式に通知する。

#### 43.3 結果

**[欧州委員会]** **[執行機関]** は、**差額支払時に助成を削減する**場合、当該アクションについての削減した助成金額を計算し、次に差額支払として支払うべき金額を決定する（**第 5.3.4 条**および**第 21.4 条**参照）。

**[欧州委員会]** **[執行機関]** は、**差額支払後に助成を削減する**場合、関連する受益機関についての修正最終助成金額を計算する（第 5.4 条参照）。関連する受益機関についての修正最終助成金額が最終助成金額の当該受益機関の割当額未満の場合、**[欧州委員会]** **[執行機関]** は差額を回復する（**第 44 条**参照）。



## 1.助成の減額

欧州委員会/執行機関が（特に点検、監査、監査結果の敷衍、検討または OLAF 調査の後で）アクションが**適正に実施**されなかったこと、または**他の義務の違反**があったことを発見した場合、**第 5.1 条**（—アクションの不適正な実施または違反の深刻度に比例）に定める通り条最大助成金額を減額することがある。



**助成金額の減額は、義務の違反すべてに対し（本 GA もしくは当該 EU、国際および国内法規のもと、**第 7 条**を参照）可能性があり、この減額は違反の深刻度に比例（例えば、詐欺、系統的反則または、虚偽情報の提出 - 授与の手続中または、アクション実施中の減額は最大 100%となる場合がある）。**



助成の減額は、差額支払時点またはその後で行われ、その前には行われない。

適正でない実施（遅延など）または義務違反がアクション終了前に発見された場合、受益機関は、アクションが GA に沿って実施されるようにすべての可能な改善措置をとらなければならない。

減額はまた、受益機関が EU 基金を受け取らないことにより（例えば、受益機関による不適切な実施もしくは義務違反など、[第9条](#)を参照）。

## 2. 手続

欧州委員会/執行機関は、対立手続に従う（[対立手続の基本](#)に関しては、[第42条](#)を参照）。

減額が行われる時期によって、この手続きはコーディネーターまたは関連する受益機関に委ねられる。

- 差額支払い時の減額について：通常はコーディネーター
- 差額支払後の減額について：
  - 発見された不適正な実施または義務違反が受益機関に関連している場合、通常は受益機関
  - 発見された結果が特定の1つ（または複数の）受益機関と結び付けられない（従って、コンソーシアムに関連する）場合、通常はコーディネーター

コーディネーターに委ねられた場合、コーディネーターはただちに関連する受益機関に対し、オフラインで通常の連絡手段（電子メール、配達証明書付書留郵便など）で通知し、意見を求める。他の受益機関にも通知しなければならない。

## 3. 差額支払い時の助成の減額

欧州委員会/執行機関が差額支払い時に助成を減額する場合、**アクションのレベル**で減額を行い、それにしたがって支払うべき差額（例えば最終助成金額）を計算する。

### 差額支払時の減額の計算の例

最大助成金額が 3,000,000 ユーロのコンソーシアム（補償率は 100 %）事前融資：750,000 ユーロ

中間支払：1,500,000 ユーロ

差額支払い時に承認された適格費用：2,900,000 ユーロ

欧州委員会は検討を行った結果、作業パッケージの一部が行われておらず、アクションの 80%しか実施されていないことがわかった。検討後、欧州委員会は適正に実施されなかったために 20% (600,000 ユーロ) 分を控除し、コーディネーターにあてた事前情報レターを通じてコンソーシアムに通知した。

差額支払い時の減額された最大助成金額：3,000,000 ユーロ - 600,000 ユーロ = 2,400,000 ユーロ。

最終助成額：2,900,000 ユーロと 2,400,000 ユーロの低い方 = 2,400,000 ユーロ

既に支払われた額（事前融資+前払金）2,250,000 ユーロ = 750,000 ユーロ + 1,500,000 ユーロ。

差額として支払われる金額：150,000 ユーロ（2,400,000 ユーロ - 2,250,000 ユーロ）。

#### ■ 4.差額支払後の助成の減額

差額の支払い後における助成金額の減額の財政的帰結については、関連受益機関毎の受益機関レベルにて算出される。

「関連する機関」とは、減額の結果となった義務を違反またはアクションの不適切な実施をした機関のことである。

##### 差額支払後の助成減額の手続:

欧州委員会/執行機関：

**ステップ1**—（不適切な実施の度合いまたは違反の深刻度に応じて）控除する金額を決定する。

**ステップ2**—不正の受益機関を特定し、不適切な実施または義務違反の責任に応じた金額を割り当てる。

万一、不適切な実施もしくは義務違反が特定の1つまたは複数の受益機関（よって全体のコンソーシアムとみなされる）と関連付けられない場合、各受益機関は減額の案分を分担する。

受益機関ごと（関連する受益機関）：

**ステップ3**—関連する各受益機関に対する**最終助成金額割当**を以下の通り決定する

{受け入れられた受益機関の合計適格費用×補償率}<sup>67</sup>を割る

{受け入れられた適格合計費用の合算×補償率、各受益機関のもの}<sup>68</sup>をかける

減額前の最終助成金額(第5.3条参照)}

**ステップ4**—受益機関の改定最終助成金額は以下の通り計算する。

{各受益機関の合計受入適格費用×補償率}<sup>69</sup> - ステップ2において受益機関に割り当てられる減額の金額

**ステップ5**—もし、**改定最終助成金額が<最終助成金額**内で共有する場合、欧州委員会/執行機関は受益機関よりその差額を回収する。

##### 特定の受益機関（1機関もしくは複数）に関連する減額の計算例：

受益機関による革新的アクション：X、YおよびZ。受益機関XおよびZは、100%補償率による非営利独立体。最大女性金額=2 900 000 ユーロ

##### 差額支払時の状況

|   | データ元      |           | 受益機関X   | 受益機関Y     | 受益機関Z   | 合計        |
|---|-----------|-----------|---------|-----------|---------|-----------|
|   | 別紙2（概算予算） | 予算とする概算費用 | 700 000 | 2 000 000 | 800 000 | 3 500 000 |
| A |           | 補償率(%)    | 100     | 70        | 100     |           |

<sup>67</sup> それに加えて受益機関に関連する第三者機関（もしあれば）に適用される同様の計算式。

<sup>68</sup> 関連する第三者機関を含む

<sup>69</sup> それに加えて受益機関に関連する第三者機関（もしあれば）に適用される同様の計算式。

|          |                              |                          |         |           |         |            |
|----------|------------------------------|--------------------------|---------|-----------|---------|------------|
| <b>B</b> |                              | 予算とした費用に従った最大助成金額        |         |           |         | 2 900 000  |
| <b>C</b> | 最終財務諸表                       | 受益機関の合計受入適格費用            | 825 000 | 1 850 000 | 800 000 | 3 475 000  |
| <b>D</b> | 「最終助成金額(第5.3.1条)」の計算の最初のステップ | 受益機関の合計受入費用×補償率<br>(C×A) | 825 000 | 1 295 000 | 800 000 | 2 920 000* |

\* 最終助成金額は、2 900 000 ユーロ（最大助成金額）にて例え D がより高額となっても、欧州委員会/執行機関は助成金合意書において設定された最大助成金額よりも多く支払うことはない。

差額の支払い後に続いて見直し、欧州委員会は実施されなかったアクションがあるため不適切な実施による助成金の減額を決定する。

#### ステップ1 減額された最大助成金額

欧州委員会は特定された不適切な実施に比例した減すべき金額について決定する。例: 欧州委員会が最大 300,000 ユーロの助成金額を控除することを決定。

#### ステップ2 控除すべき関連する各受益機関に対する最終改定助成金額の特定

見直しにより、不適切な実施は、受益機関 X が別紙 1 に定めるタスクの一部のみを実施したという事実のためであったと結論づけた。よって、控除金額は、受益機関 X (以下の F を参照) に対し、全額割り当てられる。

#### ステップ3 受益機関の最終助成金額の割当分:

|          |         |    |        |           |           |         |           |
|----------|---------|----|--------|-----------|-----------|---------|-----------|
| <b>E</b> | 受益機関の金額 | 割当 | 最終助成金額 | 819 349** | 1 286 130 | 794 521 | 2 900 000 |
|----------|---------|----|--------|-----------|-----------|---------|-----------|

\*\* 計算 :  $[(825\,000 \times 100\%) / 2\,920\,000] \times 2\,900\,000$

#### ステップ4 改定助成金額の計算

|          |                      |         |           |         |           |
|----------|----------------------|---------|-----------|---------|-----------|
|          |                      | 受益機関 X  | 受益機関 Y    | 受益機関 Z  | 合計        |
| <b>F</b> | 受益機関へ割り当てられる部分       | 300 000 | 0         | 0       | 300.000   |
| <b>G</b> | 受益機関の改定最終助成金額(D - F) | 525 000 | 1 295 000 | 800 000 | 2 620 000 |

#### ステップ5 回収の計算方法

|  |                |         |   |   |         |
|--|----------------|---------|---|---|---------|
|  | 回収される金額(E - G) | 294 349 | 0 | 0 | 294 349 |
|--|----------------|---------|---|---|---------|

回収される金額は過払いのため減額される金額より少ない（申告されたが最大助成金額の上限を定めているため差額の支払い時に適格費用は考慮されない）。

回収については(第44.1.3条を参照)

**特定の受益機関（単一または複数受益機関）に関連しない減額計算**

減額が特定の受益機関に関連しない、上記を除く同じ例。

見直しにより不適切な実施が全体的なコンソーシアムのためであり、特定の受益機関（単一または複数受益機関）に起因することが出来ない。差し引かれる金額はよって、受益機関の中で平等に割り当てられる（300 000 / 3 = 100 000、以下を参照）。

**ステップ3 最終助成金額における受益機関の割当：**

|          |             |    |                |           |           |         |           |
|----------|-------------|----|----------------|-----------|-----------|---------|-----------|
| <b>E</b> | 受益機関の<br>金額 | 割当 | 最終<br>助成<br>金額 | 819 349** | 1 286 130 | 794 521 | 2 900 000 |
|----------|-------------|----|----------------|-----------|-----------|---------|-----------|

\*\* 計算： $[(825\,000 \times 100\%) / 2\,920\,000] \times 2\,900\,000$

**ステップ4 改定助成金額の計算**

|          |                         | 受益機関x   | 受益機関y     | 受益機関z   | 合計        |
|----------|-------------------------|---------|-----------|---------|-----------|
| <b>F</b> | 受益機関へ割り当てられる部分          | 100 000 | 100 000   | 100 000 | 300 000   |
| <b>G</b> | 受益機関に対する最終改定助成金額(D - F) | 725 000 | 1 195 000 | 700 000 | 2 620 000 |

**ステップ5 回収の計算方法**

|  |                |           |           |           |         |
|--|----------------|-----------|-----------|-----------|---------|
|  | 回収すべき金額(E - G) | 94 349,32 | 91 130,14 | 94 520,55 | 280 000 |
|--|----------------|-----------|-----------|-----------|---------|

回収については(第44.1.3条を参照)

## 第44条—過払金額の回収

**第44条—過払金額の回収****44.1 回収されるべき金額—計算—手続**

[欧州委員会] [執行機関] は一受益機関による参加の終了後、差額支払時またはその後の一合意書に基づき支払われたが支払われるべきでなかった金額の返還を請求する。

回収の場合、各受益機関における財務上の責任は、保証基金のために留保されている金額（第21.4条参照）を除き、当該受益機関自身の負債 [第14が適用される場合のオプション：（当該受益機関の提携第三者が申告した費用について [欧州委員会] [執行機関] が支払った過払金額を含む）] に限定される。

**複数の受益機関：44.1.1 受益機関による参加の終了後の回収****44.1.1 受益機関による参加の終了後の回収**

受益機関による参加（コーディネーターを含む）の終了後に回収が行われる場合、[欧州委員会] [執行機関] は、関連する受益機関に対して請求書（第50.2条および第50.3条参照）を正式に通知することにより、当該受益機関に対して支払うべきでなかった金額の返還を請求する。当該請求書には、回収される金額、支払条件および支払日が記載される。

支払が請求書に記載された日までに行われない場合、[執行機関または] 欧州委員会は、以下により金額を回収する。

(a) 当該金額を（受益機関の同意なく）関連する受益機関が [執行機関、] 欧州委員会または（EU またはEuratom 予算からの） [その他の] 執行担当機関に対して負っている支払と「相殺」することにより。

予期しない状況においては、EUの財政利益を保護するため、[欧州委員会][執行機関]は請求書に指定された支払日より前に相殺することがある。

(b) [第14条が適用され、[欧州委員会] [執行機関] により連帯責任が要求された場合のオプション：提携第三者が連帯責任を引き受けた場合（第14条参照）、当該提携第三者について予算見積もり（別紙2参照）において記載されたEU出資金上限まで当該第三者に責任を負わせることにより、および/または] [オプション：該当しない]

(c) 法的措置をとり（第57条参照）またはEUの機能に関する協定（TFEU）第299条および財務規則966/2012号第79（2）条に基づく強制執行決定を採択することにより。

支払が請求書に記載された日までに行われない場合、回収される金額（上記参照）は、請求書に記載された支払日の翌日から [執行機関または] 欧州委員会が当該金額の全額支払を受領する日までその日を含み、第21.11条に規定されている利率による遅延利息により増額される。

部分的支払は、まず費用、課徴金、および遅延利息に、次に元本に貸方記入される。

回収プロセスにおいて生じた銀行費用は、指令2007/64/EC号<sup>51</sup>が適用されない限り、受益機関が負担する。

**44.1.1 差額支払時の回収**

差額の支払が回収の形をとる場合（第21.4条参照）、[欧州委員会] [執行機関] は、以下の「事前情報レター」をコーディネーターに正式に通知する。

一回回収するというその意図、差額として支払われるべき金額、および理由をコーディネーターに通知し、

<sup>51</sup> 欧州議会と評議会の2007年11月13日の国際市場における支払いについての指令2007/64/EC改訂指令97/7/EC, 2002/65/EC, 2005/60/EC および2006/48/EC および廃止の指令97/5/EC (OJ L 319, 05.12.2007, p. 1)

一回収すべき金額を保証基金のために留保されている金額から控除する意図であることを記載し、

通知受領後30日以内に受益機関に対する支払の分配に関する報告を提出することをコーディネーターに要求し、

一通知受領後30日以内に所見を提出することをコーディネーターに対して勧誘する。

所見が提出されず、または受領した所見にもかかわらず回収を実施することを決定する場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、回収**確認**を（適用ある場合、支払うべき金額の通知と共に；[第21.5条](#)参照）正式に通知し、

一回収すべき金額および保証基金のために留保されている金額間の**差額が黒字の場合**、差額を支払い、または

一回収すべき金額および保証基金のために留保されている金額間の**差額が赤字の場合**、差額についての請求書をコーディネーターに正式に通知する。当該請求書にはまた、支払条件および支払日が記載される。

コーディネーターが請求書に記載された日までに *[欧州委員会]* *[執行機関]* に払い戻さず、支払分配に関する報告を提出しなかった場合：*[執行機関または]* 欧州委員会は、請求書に記載された金額をコーディネーターから**回収**する（下記参照）。

コーディネーターが請求書に記載された日までに *[欧州委員会]* *[執行機関]* に払い戻さなかったが、支払分配に関する報告を提出した場合：*[執行機関または]* 欧州委員会は、

(a) 以下のように計算した金額が赤字となる受益機関を特定し、

{ { {最終要約財務諸表において申告され、*[欧州委員会]* *[執行機関]* により承認された受益機関の費用に、関連する受益機関について第5.2条に規定されている補償率を乗じた金額

を加算し、}

第5.3.1条に従って計算したアクションについてのEU出資金

により除した金額を}

最終助成金額（第5.3条参照）

で乗じ、}

{受益機関が受領した事前融資および中間支払}

を控除する}。

(b) 支払条件および支払日を特定した**請求書**をポイント (a) に従って特定された各受益機関に対して正式に通知する。請求書の金額は、以下のように計算される。

{ { 関連する受益機関についてポイント (a) に従って計算した金額を

ポイント (a) に従って特定したすべての受益機関についてポイント (a) に従って計算した金額の総額

で除し、

コーディネーターに正式に通知した請求書に記載されている金額

を乗じる}。



支払が請求書に記載された日までに行われない場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、以下により金額を回復する。

- (a) 当該金額を一受益機関の同意なく一関連する受益機関が *[執行機関、]* 欧州委員会または (EU または Euratom 予算からの) *[その他の]* 執行担当機関に対して負っている支払と「相殺」することにより。

例外的な事情においては、EUの財務上の利益を保護するため、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、請求書に記載された支払日より前に相殺を行うことができる。

- (b) 保証基金を利用することにより。*[執行機関または]* 欧州委員会は、保証基金の代わりに請求書を関連する受益機関に正式に通知し、以下により金額を回復する。

(i) *[第14条が適用され、[欧州委員会] [執行機関] により連帯責任が要求された場合のオプション：提携第三者が連帯責任を引き受けた場合 (第14条参照)、当該提携第三者について予算見積もり (別紙2参照) において記載されたEU出資金上限まで当該第三者に責任を負わせることにより、および/または] [オプション：該当しない]*

(ii) **法的措置**をとり (第57条参照) またはEUの機能に関する協定 (TFEU) 第299条 *[Euratom協定第106a 条]* および財務規則966/2012 号第79 (2) 条に基づく**強制執行決定**を採択することにより。

支払が請求書に記載された日までに行われない場合、回復される金額 (上記参照) は、請求書に記載された支払日の翌日から *[執行機関または]* 欧州委員会が当該金額の全額支払を受領する日まで、その日を含み第 21.11 条に規定されている利率による**遅延利息**により増額される。

部分的支払は、まず費用、課徴金、および遅延利息に、次に元本に貸方記入される。

回復プロセスにおいて生じた銀行費用は、指令 2007/64/EC 号が適用されない限り、受益機関が負担する。

#### **複数の受益機関：44.1.3 差額支払後の金額の回復**

もし、受益機関についての修正最終助成金額 (第 5.4 条参照) が最終助成金額の当該受益機関の割当額未満の場合、当該受益機関は差額を *[欧州委員会]* *[執行機関]* に払い戻さなければならない。

最終助成金額の当該受益機関の割当額は、以下のように計算される。

{ { {最終要約財務諸表において申告され、*[欧州委員会]* *[執行機関]* により承認された受益機関の費用に、関連する受益機関について第5.2条に規定されている補償率を乗じた金額

*[に、最終要約財務諸表において申告され、[欧州委員会] [執行機関] により承認された提携第三者の費用に、関連する各提携第三者について第5.2条に規定されている補償率を乗じた金額*

*を加算し、]*

*を、第 5.3.1 条に従って計算したアクションについての EU 出資金}*

*により除した金額を}*

最終助成金額 (第5.3条参照)

*で乗じる}。*

コーディネーターが受領した金額を分配していなかった場合 (第 21.7 条参照)、*[欧州委員会]* *[執行機関]* はそれらの金額も回復する。

[欧州委員会] [執行機関] は、以下の「事前情報レター」を関連する受益機関に正式に通知する。

- 回収するというその意図、支払われるべき金額、および理由を関連する受益機関に通知し、
- 通知受領後 30 日以内に所見を提出することを関連する受益機関に対して勧誘する。

所見が提出されず、または [欧州委員会] [執行機関] が受領した所見にもかかわらず回収を実施することを決定する場合、[欧州委員会] [執行機関] は、回収すべき金額を**確認**し、**請求書**を関連する受益機関に正式に通知する。当該請求書にはまた、支払条件および支払日が記載される。

支払が請求書に記載された日までに行われない場合、[欧州委員会] [執行機関] は、以下により金額を**回収**する。

(a) 当該金額を（受益機関の同意なく）関連する受益機関が [執行機関、] 欧州委員会または（EU または Euratom 予算からの） [その他の] 執行担当機関に対して負っている支払と「**相殺**」することにより。

例外的な事情においては、EUの財務上の利益を保護するため、[欧州委員会] [執行機関] は、請求書に記載された支払日より前に相殺を行うことができる。

(b) **保証基金**を利用することにより。[執行機関または] 欧州委員会は、保証基金の代わりに請求書を関連する受益機関に正式に通知し、以下により金額を**回収**する。

(i) [第14条が適用され、[欧州委員会] [執行機関] により**連帯責任**が要求された場合のオプション：  
提携第三者が連帯責任を引き受けた場合（第14条参照）、当該提携第三者について予算見積もり（別紙2参照）において記載されたEU出資金上限まで**当該第三者に責任を負わせる**ことにより、および/または]  
[オプション：該当しない]

(ii) **法的措置**をとり（第57条参照）またはEUの機能に関する協定（TFEU）第299条 [、Euratom協定第106a 条] および財務規則966/2012 号第79（2）条に基づく**強制執行決定**を採択することにより。

支払が請求書に記載された日までに行われない場合、回収される金額（上記参照）は、請求書に記載された支払日の翌日から [執行機関または] 欧州委員会が当該金額の全額支払を受領する日まで（その日を含む）第21.11条に規定されている利率による**遅延利息**により増額される。

部分的支払は、まず費用、課徴金、および遅延利息に、次に元本に貸方記入される。

回収プロセスにおいて生じた銀行費用は、指令 2007/64/EC 号が適用されない限り、受益機関が負担する。

#### 単一受益機関：44. 1. 1 受益機関による参加の終了後の回収

該当なし

#### 単一受益機関：44. 1. 2 差額支払時の回収

差額の支払が回収の形をとる場合（第 21. 4 条参照）、[欧州委員会] [執行機関] は、以下の「事前情報レター」を受益機関に正式に通知する。

[…]

#### 複数の受益機関：44. 1. 3 差額支払後の回収

[欧州委員会] [執行機関] 受益機関についての修正最終助成金額（第 5. 4 条参照）が最終助成金額の当該受益機関の割当額未満の場合、当該受益機関は差額を [欧州委員会] [執行機関] に払い戻さなければならない。



## 1. 過払金額の回収

費用の却下または助成の減額（特に、点検、監査、監査結果の敷衍、検討または OLAF 調査の結果）によって、欧州委員会/執行機関が過払をしたことが分かった場合、過払金額の回収を受ける。さらに、受益機関の参加終了によっても発生する。

**⚠** 欧州委員会/執行機関はその金額を支払うべき受益機関から（欧州委員会/執行機関に対する負債と共に）過払金の回収を受ける。

回収の際に、各受益機関の財務的責任は通常その負債（提携第三者によって申告された費用に対して支払われた過払い金があればそれも含め）に限定される。保証基金のために留保された金額に対する責任額のみ（例えば、事前融資からの 5% の保留、第 21.4 条を参照）が分担される。

欧州委員会/執行機関により連帯責任および提携第三者の連帯責任が要求された場合（第 14 条参照）、提携第三者より回収することができる。提携第三者の財政連帯責任（受益機関の受益機関の負債に対し）は、概算予算において特定される第三者向けの最大 EU 出資金（別紙 2）。

回収は通常、差額支払時またはその後にのみ行うことができる。受益機関の参加終了の場合のみ事前に行うことができる。

## 2. 手続

回収の基本手続は、ほぼいつも同じである：対立手続の後、欧州委員会/執行機関は金額の払戻しを請求し、その後回収を強制執行する。

### 基本回収手続:

#### ステップ 1— 対立手続

欧州委員会/執行機関はコーディネーター/関連する受益機関に対し、事前情報レターにて、過払い金の回収を受ける意図（ならびにその額および理由）を通知する。

コーディネーター/関連する受益機関は、30 日以内に所見を提出する。

#### ステップ 2— 回収の確定

欧州委員会/執行機関は所見を精査し、手続を中止し、または回収を**確定**し、コーディネーター/関連する受益機関に対して**請求書**を発行する。


コーディネーター/関連する受益機関は、請求書に記載された日までに支払いをしなければならない。

#### ステップ 3— 回収

コーディネーター/関連する受益機関がこの日までに支払わない場合、欧州委員会/執行機関は以下の方法により（第 21.11 条に定める利息をつけて）金額を**回収**する。

##### — 相殺による 70

相殺は、債務者（コーディネーター/受益機関）が欧州委員会/執行機関に対して負っている支払を欧州委員会/執行機関が債務者に対して負っている他の金額から差引くことで行われる。両方の金額が「支払われた」とみなされる場合。

 相殺は、通常公法的措置として（例えば第 80 条の財務規則 966/2012 号を直接基準とするなど）実施される。よって、紛争解決は通常公法修正（例えば第 263 条 TFEU アクション、[第 57.2 条](#)を参照のこと）に従う。

財務規則によって網羅されない事例については、相殺は（例外的に）純粋に契約上の措置として（例えば欧州委員会および執行機関の主張による相殺、国際機関に対する相殺）実施される。この場合、通常の契約上の措置は紛争解決のために適用される（第 272 条 アクション、調停、など [第 57.2 条](#)を参照）。

原則として、相殺は請求書に記載された支払期限が満了した後に実施される。ただし、例外的な状況では、欧州委員会/執行機関は、EU の財務上の利益を保護するため<sup>71</sup>、この日より前に金額を相殺することができる。<sup>71</sup>


支払期限満了後に相殺が行われる場合、利息も相殺される。（利息は通常、元金の前に、相殺される。）保証基金から引出し、その後**保証基金の代わりに請求書**を提出する（回収手続きに続く）：

- 欧州委員会/執行機関が提携第三者との連帯および複数の責任を要求していた場合：**提携第三者に責任を負わせる**ことによって

または、

- 次のいずれかによる：
  - 国内裁判所または欧州連合司法裁判所にて**法的措置**をとる（[第 57.2 条](#)を参照）または、
  - 第 299 TFEU<sup>72, 73</sup>の意味において**強制執行可能な欧州委員会決定**を採用する。

欧州委員会によってなされた決定は、請求およびその根拠、債務者が支払っていない請求書（請求書および督促状が送付されているにもかかわらず）について記載しており、負債の額を記載している。

 強制執行可能な決定は、公法措置である（例えば第 79(2)条の財務規則 966/2012 号を基準として直接採用）よって、紛争解決は通常公法修正（例えば第 263 条 TFEU アクション、[第 57.2 条](#)を参照のこと）に従う。

この決定（関連する加盟国の執行機関により発行される「強制執行命令」によって正当に保証された）によって、欧州委員会は債務者の資産を没収することができる。

### 3.受益機関の参加終了後の回収

<sup>71</sup> 適用規則の第 87 条を参照

<sup>72</sup> 第 299 条 TFEU を参照：加盟国以外の人に対する財務的義務を課す欧州議会、欧州委員会または欧州中央銀行の法令が強制執行可能となる。強制執行は、それが実行される地域の加盟国で効力を有する民事訴訟の規則に従って支配される。この強制執行命令は、その決定の確実性の検証以外の形式手続なしに、各加盟国の政府がこの目的のために指名し、欧州委員会および欧州司法裁判所に知らせた国内当局の決定に付される。これらの形式手続が関連する当事者の申請によって完了したときに、後者は国内法に従って、管轄当局に直接この事項を提示することによって強制執行を続行することができる。強制執行は、裁判所の決定によってのみ中止することができる。ただし、関連国の裁判所は強制執行が不法な方法で実行されたことに異議を唱える権利を有する。

受益機関がコーディネーターに、超過して受け取った金額を払い戻さない場合および（これに従い）保証基金が調停しなければならない場合、欧州委員会/執行機関は、受益機関の参加が終了した後に回収する（第50条参照）。

#### 4.差額支払時の回収

差額支払は、事前融資と中間支払の金額が、計算された最終助成金額を超える場合、欧州委員会/執行機関が差額支払時に回収する（第21.4条を参照）。

##### 回収手続（差額支払時）：

ステップ1－コーディネーターとの対立手続（上記第2項を参照）および「支払分配の報告書」提出の要求

ステップ2－回収の確定（上記第2項を参照）支払うべき金額の通知と共に（第21.5条を参照）

ステップ3－PGFのために留保されていた金額の放出。欧州委員会/執行機関は、コンソーシアムに補償すべき保証基金の出資分から、コンソーシアムが負っている金額を控除する。債務が控除された後で差額が黒字である場合（すなわち、保証基金のために留保している金額の一部が補償される場合）、または結果がゼロになる場合、回収手続は終了する。

ステップ4－差額が赤字である場合（すなわち、保証基金のために留保している金額が、欧州委員会/執行機関に対するコンソーシアムの負債を賄うのに不十分であり、まだ回収すべき金額がある場合）、欧州委員会/執行機関はコーディネーターに対し、回収すべき金額に対する請求書を送付する。コーディネーターが、請求書に記載した日までに負債を支払った場合、回収手続は終了する。

ステップ5a－コーディネーターが指定された日までに欧州委員会/執行機関に払い戻さない場合、および支払の分配に関する報告書を提出しない場合、欧州委員会/執行機関は、コーディネーター単独から回収を受ける。

残りの手続は、第2項を参照。

ステップ5b－コーディネーターが指定された日までに欧州委員会/執行機関に払い戻さなかったが、支払の分配に関する報告書を提出した場合、欧州委員会/執行機関は、以下のいずれかを行う。

－過剰な融資を受領した受益機関を特定する

－各受益機関が欧州委員会/執行機関に負っている金額を計算する。

過剰な融資を受領した受益機関を特定するために、各受益機関が実際に受領した（「支払分配に関する報告書」に基づいて設定されたとおりの）金額を最終助成金額の割当分（最終の財務諸表で承認された適格費用に基づいて設定された）と比較する。

最終助成金額の割当分は、（最終要約財務諸表で承認された適格費用に基づいて）受益機関に関する最大EU出資をコンソーシアムに関する最大EU出資で除し、そうして得たパーセンテージを最終助成金額に適用して計算される。

各受益機関が負っている金額を計算するために（過剰に出資を受領した受益機関の間で欧州委員会/執行機関に対する負債を分配するために）、回収すべき金額は、過剰な支払総額の関連する割当分に比例して、過払を受けた受益機関の間で分割される。

ステップ6－欧州委員会/執行機関は、コーディネーターに送付した請求書をキャンセルし、過剰な出資を受領した各受益機関に対し、欧州委員会/執行機関に負っている応分の割当分に関して請求書を送付する。

残りの手続に関してはポイント2を参照。



### 差額支払時の回収の例

最大助成金額が 3,000,000 ユーロで、補償率が 100% である GA：受益機関は 4 つ：A（コーディネーター）、B、C、D である。

別紙 2 の見積予算に従い、4 つの受益機関は別紙 1 に定めるアクションの一部を実施するために最大出資金を受ける権利を有している。その額は、800,000 ユーロ (A)；1,200,000 ユーロ (B)；600,000 ユーロ (C)；400,000 ユーロ (D) である。欧州委員会によって承認された適格費用の総額：

2,430,000 ユーロ 最終助成金額:2,430,000 ユーロ

承認された適格費用に基づく受益機関ごとの EU 出資:A:600,000 ユーロ; B:1,100,000 ユーロ; C:400,000 ユーロ; D:330,000 ユーロ。  
欧州委員会が支払った金額（事前融資および中間支払）:2,700,000 ユーロ（最大助成金額の限度額 90 %）

欧州委員会は、2,700,000 ユーロから 2,430,000 ユーロを控除した額 = 270,000 ユーロを回収する必要がある。保証基金のために留保している金額（最大助成金額の 5 %; 第 21.2 条を参照） = 150,000 ユーロ。コーディネーターに有効に移転された支払:2,550,000 ユーロ = 2,700,000 ユーロ - 150,000 ユーロ。

事前情報レターは、欧州委員会が 270,000 ユーロを回収する意図があることを通知するためにコーディネーター（受益機関 A）に送付される。コンソーシアムからは何の所見もなく、欧州委員会はこの金額を決定する。

欧州委員会は、コンソーシアムから回収する必要がある金額を、コンソーシアムに補償する必要がある保証基金のために留保している金額から控除する（150,000 ユーロ）。

差額の 120,000 ユーロが回収されなければならず、欧州委員会は、この金額に対して請求書を送付する。コーディネーターは欧州委員会に返還せず、受益機関の間の支払分配について報告書を送付する。

A = 400,000 ユーロ; B = 1,200,000 ユーロ; C = 600,000 ユーロ; D = 350,000 ユーロ。

過剰な出資を受領した受益機関を特定する：

コーディネーターA:最終助成の割当分:600,000 ユーロ; 400,000 ユーロを受領（過剰支払なし）; 受益機関B:最終助成の割当分:1,100,000 ユーロ; 1,200,000 ユーロを受領（100,000 ユーロの過払） 受益機関C:最終助成の割当分:400,000 ユーロ; 600,000 ユーロを受領（200,000 ユーロの過払）; 受益機関D:最終助成の割当分:330,000 ユーロ; 350,000 ユーロを受領（20,000 ユーロの過払）。

受益機関B、CおよびDはEU出資の過払を受けていたため、欧州委員会に返還しなければならない。

**過払を受けた受益機関の間で、返還すべき負債を分配する:**

欧州委員会に対する最終的な負債の分配額は、過払総額に対する各受益機関が受領した過払の支払総額に比例して求められる。

過払総額= 320,000

受益機関 B の過払割当分:100,000/320,000 = 31.25 %。受益機関 C の過払割当分:200,000/320,000 = 62.5 %。受益機関 D の過払割当分:20,000/320,000 = 6.25 %。

欧州委員会は、総額 120,000 (270,000 - 150,000) ユーロの請求書を送付する:受益機関 B に対して 31.25 % x 120,000 = 37,500 の請求書; 受益機関 C に対して 62.5 % x 120,000 = 75,000 の請求書; 受益機関 D に対して 6.25 % x 120,000 = 7,500 の請求書。

受益機関 A は、コンソーシアムの他の受益機関から負担額を回収する。

## 5. 差額支払後の回収

欧州委員会/執行機関は、- 費用の却下または助成の減額によって、（特に、点検、監査、監査結果の敷衍または OLAF の調査の後）- 過払いがあったあるいはコーディネーターが受け取った金額を分配していないことが発覚した場合は差額支払後の回収を受ける。

**差額支払後の回収手続き（助成減額による）：**

**ステップ 1** – 欧州委員会/執行機関は、関連する受益機関に関する改定最終助成額を計算する（第 43 条を参照）。

**ステップ 2** – 欧州委員会/執行機関は、関連する受益機関に関する改定最終助成額を最終助成金額の割当分（ポイント 4 を参照）を考慮して、回収すべき金額を計算する。



- **ステップ3**—もし改定最終助成金額が最終助成金額の割当分よりも低い場合、受益機関は差額を支払わなければならない。

残りの手続に関してはポイント2を参照。

**差額支払後の回収手続（費用の却下による）：**

**ステップ1**—欧州委員会/執行機関は、関連する受益機関に関する改定最終助成額を計算する（第42条を参照）

**ステップ2**—欧州委員会/執行機関は、関連する受益機関に関する改定最終助成額を最終助成金額の割当分と比較して、回収すべき金額を計算する。（第4項を参照）

「最終助成金額の割当分」は、以下のように計算される。

- **支払不足の GA について:**受益機関により申告された（および欧州委員会により承認された）適格な費用に補償率を乗じた金額に等しい。  
支払不足の GA とは、（第5.3.1条に従って計算される）EU 出資が、その GA に対する EU 出資の最大限度額より低く第5.1条で設定された GA を意味する。（言い換えれば：コンソーシアムが補償できるはずだった費用よりも低い費用を申告した GA である。）
- **過払の GA について:**各受益機関の最大 EU 出資金はよってこれを最大助成金額に一致させることで調整される。この調整は、欧州委員会/執行機関により承認された適格な申告費用に比例して行われる（以下の例における計算を参照）。  
過払の GA とは、第5.3.1条に従って計算される EU 出資が、第5.1条で設定された最大限度額を超えた GA を意味する。（言い換えれば：コンソーシアムが補償できるはずの費用よりも高い費用を申告した GA である。）

- **ステップ3**—改定助成金額が最終助成金額の割当分より低い場合、受益機関は差額を払い戻さなければならない。

**支払不足の GA における回収の例:**

3つの受益機関（A、B および C）によるアクションで、補償率は100%である。最大助成金額:500,000 ユーロ

差額支払時に受益機関Aに対して承認された適格費用:150,000 ユーロ（直接費用）+ 37,500 ユーロ（間接費用の定率25%）= 187,500 ユーロ

差額支払時に受益機関Bに対して承認された適格費用:125,000 ユーロ（直接費用）+ 31,250 ユーロ（間接費用の定率25%）= 156,250 ユーロ

差額支払時に受益機関Cに対して承認された適格費用:120,000 ユーロ（直接費用）+ 30,000 ユーロ（間接費用の定率25%）= 150,000 ユーロ

差額支払時の最終助成金額:187,500 ユーロ+ 156,250 ユーロ+ 150,000 ユーロ= 493,750 ユーロ。監査の結果、受益機関Aの直接費用の30,000 ユーロ分は不適格であると判断された。

受益機関Aに関する改定助成金額:（改定間接費用:150,000 ユーロ - 30,000 ユーロ = 120,000 ユーロ）+ 30,000 ユーロ（間接費用の定率25%）= 150,000 ユーロ。

受益機関Aの最終助成金額の割当分= 187,500 ユーロ。

受益機関Aから回収されるEU出資:187,500 ユーロ - 150,000 ユーロ = 37,500 ユーロ。他の受益機関のEU出資は変更がない。**過払の GA における回収の計算例:**

最大助成金額:500,000 ユーロ;3つの受益機関A、B およびC

別紙2に示す見積予算:A:200,000 ユーロおよびB:100,000 ユーロおよびC:200,000 ユーロ。全受益機関に対する補償率:100%

差額支払時に受益機関Aに対して承認された直接適格費用:160,000 ユーロ（直接費用）+ 40,000 ユーロ（間接費用）= 200,000 ユーロ

差額支払時に受益機関Bに対して承認された直接適格費用:120,000 ユーロ（直接費用）+ 30,000 ユーロ（間接費用）= 150,000 ユーロ。

他の監査では、受益機関 C によって申告された直接費用の 20,000 ユーロ分が不適格であると判断された。

最終助成金額における各受益機関の割当分の計算：

受益機関に対して承認された費用に補償率 (100%) を乗じた額 \* 最終助成金額 (500,000) ユーロ 第 5.3.1 条 に従うアクションに対する出資 (600,000 ユーロ)

受益機関 A の最終助成金額の割当分 =  $(200\,000/600\,000) \times 500\,000 = 166\,667$  ユーロ

受益機関 B の最終助成金額の割当分 =  $(150\,000/600\,000) \times 500\,000 = 125\,000$  ユーロ

受益機関 C の最終助成金額の割当分 =  $(250\,000/600\,000) \times 500\,000 = 208\,333$  ユーロ

監査後の改定助成金額の計算：最終改定助成金額は、以下の通り計算される。

受益機関 A について：(改定直接費用:160 000 - 30 000 = 130 000) + 32 500 (間接費用) = 162 500 ユーロ

受益機関 C について：(改定直接費用:200 000 - 20 000 = 180 000) + 45 000 (間接費用) = 225 000 ユーロ

回収される金額の計算：

回収される金額は、最終助成金額における受益機関の割当分に基づいて計算され、報告された適格費用に基づくものでなければ、コーディネーターから実際に受領した金額に基づくものでもない。

受益機関ごとに回収される金額 = 最終助成金額における割当分 - 最終改定助成金額

受益機関 A について:166 667 ユーロ - 162 500 ユーロ = 4 167 ユーロが回収される

受益機関 C について:208 333 ユーロ - 225 000 ユーロ = - 16 667 ユーロ。受益機関に関しては、最終改定助成金額が、最終助成金額よりも大きいため (言い換えれば、改定適格費用が引き続き最終助成金額における割当分を正当化する)、回収される金額はない。

#### 特定の事例 (回収)

- 国際機関—第 299TFEU (およびその他の公的法令執行) における強制執行可能な決定は、国際機関へは行われず。強制執行は、国際機関の構成要素文書もしくは国際法により与えられる権利および特典に反する。(第 53.2 条参照)。

相殺は — 対照的に — は通常国際機関の関連で採用できる措置であるが、公法としてではなく、(第 80 (1) 条の財務規則 966/2012 号に基づいたものではなく) 純粋に契約上の措置である (GA の第 44 条に基づくなど)。国際機関に対する相殺は、よって紛争解決の契約上の手段によるものである (調停など第 57.2 条を参照)。

## 第 45 条—行政罰および罰金

### 第 45 条—行政罰および罰金

#### 45.1 条件

財務規則 966/2012 号第 109 条および第 131(4) 条に基づき、受益機関が以下の場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、**行政罰および罰金**を課することができる。

- (a) 重大な誤り、反則もしくは詐欺を犯し、または合意書に基づく義務の重大な違反を犯している場合、または
- (b) 合意書に基づきまたは提案の提出について要求される情報について虚偽の申告を行った（または当該情報を提供しなかった）場合。

各受益機関が、それぞれに課された罰金を支払う責任を負う。

財務規則 966/2012 号第 109(3) 条に基づき、*[執行機関または]* 欧州委員会は—一定の条件および限定に基づき—行政罰または罰金を課す旨の決定を公表することができる。

#### 45.2 期間—罰金の額—計算

**行政罰**は、*[欧州委員会]* *[執行機関]* により違反が証明された日から最長 5 年間、EU または Euratom 予算から資金提供されるすべての契約および助成から受益機関を排除するものである。

受益機関が最初の違反が証明された日から 5 年以内に別の違反を犯した場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、排除期間を 10 年を上限として延長することができる。

**罰金**は、関連する受益機関について予算見積もり（別紙 2 参照）に記載されている EU 出資金上限の 2% から 10% までの間で決定される。

受益機関が最初の違反が証明された日から 5 年以内に別の違反を犯した場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、罰金の率を 4% から 20% の間に増額できる。

#### 45.3 手順

罰金を課す前に、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は関連受益機関に正式に通知する。

- 罰則を課すというその意図、その期間または金額、および理由を関連する受益機関に通知し、
- 30 日以内に所見提出を求める。

*[欧州委員会]* *[執行機関]* が所見を受領せずまたは受領した所見にもかかわらず罰則を課すことを決定する場合、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、罰則の**確認**を関連する受益機関に正式に通知し、一罰金の場合—差額支払から罰金を控除し、または回復する金額、支払条件および支払日を特定した**請求書**を正式に通知する。

支払が請求書に記載された日までに行われない場合、*[執行機関または]* 欧州委員会は、以下により金額を**回復**することができる。

- (a) 当該金額を一受益機関の同意なく一関連する受益機関が *[執行機関、]* 欧州委員会または (EU または Euratom 予算からの) *[その他の]* 執行担当機関に対して負っている支払と**相殺**することにより。

例外的な事情においては、EU の財務上の利益を保護するため、*[欧州委員会]* *[執行機関]* は、請求書に記載された支払日より前に相殺を行うことができる。

(b) **法的措置をとり** (第57条参照) またはEUの機能に関する協定 (TFEU) 第299条 [、Euratom協定第106a 条] および財務規則966/2012 号第79(2) 条に基づく**強制執行決定を採択すること**により。

支払が請求書に記載された日までに行われない場合、回復される金額 (上記参照) は、請求書に記載された支払日の翌日から [執行機関または] 欧州委員会が当該金額の全額支払を受領する日まで (その日を含む) 第21.11条に規定されている利率による**遅延利息**により増額される。

部分的支払は、まず費用、課徴金、および遅延利息に、次に元本に貸方記入される。



## 1.行政罰および懲罰

欧州委員会／執行機関は、(特に、下記の点検、監査、検討 OLAF の調査において) 受益機関が重大な誤り、反則もしくは詐欺を犯していることが判明した場合、合意書に基づく義務の重大な違反を犯しているまたは虚偽の申告を行った場合、行政罰および罰金を課することができる (不正行為の重大性に比例)。

欧州委員会／執行機関は、(特に、下記の点検、監査、検討 OLAF の調査において) 受益機関が重大な誤り、反則もしくは詐欺を犯していることが判明した場合、合意書に基づく義務の重大な違反を犯しているまたは虚偽の申告を行った場合、行政罰および罰金を課することができる (不正行為の重大性に比例)。

**!** 行政罰および懲罰は公的法令手段 (例えば、第 109 および 131 (4) 条の財務規則 966/2012 号に基づいて直接採用される) 契約手段 (例えば、却下、減額、回収、保留および終了) に加えて、申告な不正 (実質的な誤り、反則もしくは詐欺、深刻な義務違反もしくは虚偽の申告) の場合に適用されることがある。

*例 盗用、(必要である場合の) 時間記録システムの欠如、SME 状況に関する虚偽の申告。*

最大罰則は下記となる:

- 行政罰: 欧州委員会／執行機関により違反が証明された日から、すなわち違反の確認後、これを正式に受益機関に通知してから最長 **5年間**。

その際に、受益機関が (同一の GA または別の EU または Euratom 助成あるいは契約に基づいて) 同じ違反を犯した場合は排除期間を、10 年を上限として延長することができる。

- 罰金: 違反の重大性により、関連する受益機関について予算見積りに記載されている EU 出資金上限に従い **2%から 10%までの間**とする。

受益機関が最初の違反が証明された日から **5年以内**に (同一の GA または別の EU または Euratom 助成あるいは契約に基づいて) 同じ違反を犯した場合、罰金の率は **4%から 20%の間**に増額できる。

新規の違反が同一の GA に関する場合、その GA における罰金の率は増額される (例: **5%から 15%までの間**)。

違反が別の GA に関する場合、その GA に新規の率 (例: **15%**) が適用され、最初の違反に関係した合意書においては、元の率 (例: **5%**) が維持される。

罰則を適用する決定はまた、欧州委員会または執行機関のウェブサイトにおいても**公開される** (不正行為の責任を負う者の氏名、不正行為および罰則についての情報、最終罰則による排除期間および/または罰金の金額を含む)。

この情報の公開の有無を決定する際、特に欧州委員会／執行機関は下記を考慮する：

- 不正行為の重要性（EUの財政的利益およびイメージに対する影響を含む）
- 公開してから経過した時間
- 不正行為の継続期間および再発
- 過失の意図または程度、および
- 受益機関が状況を救済するために講じた措置。

## 2. 手続

罰則を適用する前に、欧州委員会／執行機関は、関係する受益機関と共に**対立手続**に従うものとする、[第42条](#)参照）。

欧州委員会／執行機関が罰金を確認した場合は、**回収**する金額の請求書を発行する。

基本的な対立手続については、以下が該当する([第44条](#)を参照)。

但し、以下は存在しない：

- 別途の回収金額についての対立手続
- 保証基金の介入
- 提携第三者の連帯債務。

請求書に定める日付に支払がない場合は、回収する金額に遅延損害金が追加される。

### 罰金の計算例：

最大助成金額が2,500,000ユーロのGA。添付2の受益機関A向の予測EU出資金は、600,000ユーロである。

最初の報告期間の監査中、欧州委員会に、受益機関Aがその人件費を20%過大請求しており、報告書に定める措置にかかった期間の情報に正しいものであったと虚偽の申告を行なったことが判明した。対立手続に従って欧州委員会は、受益機関Aの予算見積もりに5%の罰金を課し、かつ受益機関にその慣行を修正するよう求めるものとする。

罰金/回収する金額：600,000ユーロの5%=30,000ユーロ

**事例1:**アクション終了および差額支払から1年後に、欧州委員会は状況を検証して(同じGAの)別の監査を実施する。欧州委員会に、受益機関Aがその慣行を維持し、その助成の第二および最終報告期間においても、その人件費の過大請求を続けていることが判明した。対立手続に従って、欧州委員会は、率を15%に増額する。

新規の罰金：600,000ユーロの15%=90,000ユーロ、追加的に回収する金額：60,000ユーロ

**事例2:**最初の違反が証明されてから6ヵ月後、欧州委員会は、別紙2に450,000ユーロのEU出資金の予算見積もりを有する、同じ受益機関の別の合意書の監査を行う。欧州委員会に、受益機関が、この合意書においてその人件費を過大請求したことが判明した。対立手続に従って、これが、EU契約/助成に基づく同じ規則に対する受益機関の2度目の違反である場合、欧州委員会は、15%の増額を課すものとする。

第二次GAにおける罰金：450,000の15%=67,500ユーロ最初の合意書における

罰金：5%（変更なし）。

2回目の監査後の回収のための追加金額：67,500ユーロ

■ **特別な事例 (行政罰および罰金) :**

国際機関—行政罰および罰金に関する決定（およびその他の公的法令執行）における強制執行可能な決定は、国際機関に対し適用されない。国際機関に対する強制執行は構成文書、国際法により与えられる権利および特典に反する。(第53.2条参照)。



## 第2節 損害についての責任

### 第46条—損害についての責任

#### 第2節 損害についての責任

#### 第46条—損害についての責任

##### 46.1 [欧州委員会] [執行機関] の責任

##### 46.1 [欧州委員会] [執行機関] の責任

[欧州委員会] [執行機関] は、重過失についても含め、合意書の実施の帰結として受益機関または第三者に生じた損害について責任を負うことはできない。

[欧州委員会] [執行機関] は、合意書の実施の帰結として受益機関またはアクションに関与する第三者により生じさせられた損害について責任を負うことはできない。



### 1. 損害についての欧州委員会／執行機関の責任

欧州委員会／執行機関は—合意書の実施において—受益機関に生じた以下の損害については責任を負うことはできない：

- 第三者に損害を生じさせる（別の受益機関を含む）もの

*例：* 現地の河川に汚染物質の偶発的な漏出を誘発する合意書において、受益機関により実施された実験。

- 損害を被るもの

*例：* 合意書用の実験中に受益機関の研究所で火災が発生する。

付随する（二次的）責任も除外されるものとする。

アクションに関与する第三者により生じさせられた損害に対しては、責任を負うことはない（すなわち、提携第三者、現物出資を提供する第三者、下請業者等：第8条参照）。

## 46.2 受益機関の責任

### 46.2.1 条件

不可抗力の場合（第51条参照）を除き、受益機関は、アクションの実施またはアクションが合意書を完全に遵守して実施されなかったことの結果として [欧州委員会] [執行機関] が被った損害について [欧州委員会] [執行機関] に賠償しなければならない。

各受益機関は、それぞれに対して請求される損害を支払う責任を負う。

### 損害額—計算

[欧州委員会] [執行機関] が受益機関に対して請求することができる金額は、当該受益機関により生じさせられた損害に相当する。

### 46.2.3 手続

損害賠償を請求する前に、[欧州委員会] [執行機関] は、以下に関連する受益機関に正式に通知する。

—損害賠償を請求するというその意図、その金額、および理由に関連する受益機関に通知し、

—30日以内に所見提出を求める。

[欧州委員会] [執行機関] が所見を受領せずまたは受領した所見にもかかわらず損害賠償を請求することを決定する場合、[欧州委員会] [執行機関] は、損害賠償請求の**確認**ならびに回収する金額、支払条件および支払日を特定した**請求書**を正式に通知する。

支払が請求書に記載された日までに行われなかった場合、[執行機関または] 欧州委員会は、以下により金額を**回収**することができる。

(a) 当該金額を（受益機関の同意なく）関連する受益機関が [執行機関、] 欧州委員会または（EU またはEuratom予算からの） [その他の] 執行担当機関に対して負っている支払と「**相殺**」することにより。

例外的な事情においては、EUの財務上の利益を保護するため、[欧州委員会] [執行機関] は、請求書に記載された支払日より前に相殺を行うことができる。

(b) **法的措置**をとり（第57条参照）またはEUの機能に関する協定（TFEU）第299条 [、Euratom協定第106a条] および財務規則966/2012号第79(2)条に基づく**強制執行決定**を採択することにより。

支払が請求書に記載された日までに行われなかった場合、回収される金額（上記参照）は、請求書に記載された支払日の翌日から [執行機関または] 欧州委員会が当該金額の全額支払を受領する日まで（その日を含む）第21.11条に規定されている利率による**遅延利息**により増額される。

部分的支払は、まず費用、課徴金、および遅延利息に、次に元本に貸方記入される。

回収プロセスにおいて生じた銀行費用は、指令2007/64/EC号が適用されない限り、受益機関が負担する。



## 1. 損害についての（受益機関の）責任

受益機関が（アクションの実施中に）欧州委員会／執行機関に損害を生じさせた場合、欧州委員会／執行機関に（発生した損害の金額を）賠償しなければならない。

*例:* 法手続の費用は欧州委員会が負うものとする。

欧州委員会の敷地内での会合において受益機関が煙草を吸ったために火災が発生する。

## 2. 手続

損害賠償を請求する前に、欧州委員会／執行機関は、関連する受益機関と共に**対立手続**に従うものとする、（[第42条](#)を参照）。

欧州委員会／執行機関が請求を確認した場合は、**回収**する金額の請求書を発行する。

基本的な回収手続については、以下が該当する（[第44条](#)を参照）。

但し、以下は存在しない：

- － 別途の回収金額についての対立手続
- － 保証基金の介入
- － 提携第三者の連帯債務。

請求書に定める日付に支払がない場合は、回収する金額に遅延損害利率が追加される。

## 第3節 停止と終了

### 第47条 一支払期限の停止

#### 第3節 停止と終了

#### 第47条 一支払期限の停止

##### 47.1 条件

[欧州委員会] [執行機関] は、一いかなる時点においても一支払請求（第20条参照）が以下の理由から承認できない場合、支払期限（第21.2条ないし第21.4条参照）を停止することができる。

- (a) 合意書の規定を遵守しない場合（第20条参照）
- (b) 技術報告もしくは財務報告が提出されずもしくは完全でなく、または追加情報が必要な場合、または
- (c) 財務諸表において申告された費用の適格性について疑問が存在し、追加的点検、検討、監査または調査が必要な場合

##### 47.2 手続

[欧州委員会] [執行機関] は、停止および理由をコーディネーターに正式に通知する。

停止は、[欧州委員会] [執行機関] により通知が送付された日に効力を生じる（第52条参照）。

支払期限の停止条件がもはや満たされなくなった場合、停止は解除され—残余期間が再開する。


停止が2か月を超える場合、コーディネーターは、[欧州委員会] [執行機関] に停止が継続するのか問い合わせることができる。

支払期限が技術または財務報告（第20条参照）の不遵守のために停止され、修正報告または諸表が提出されずまたは提出されたがそれらもまた却下された場合、[欧州委員会] [執行機関] は、合意書または受益機関による参加を終了させることもできる（第50.3.1(I)条参照）。



### 1. (欧州委員会／執行機関による) 支払期限の停止

欧州委員会／執行機関は、支払請求が直ちに承認されない場合、本条の記載に基づいて「期限を延長する」（支払期限を停止する）ことができる。

 支払期限の停止は「支払いの停止」と区別する必要がある（第48条参照）。支払期限の停止は、支払請求に関する特定の措置である。支払の停止は、例えば深刻な不正が疑われる受益機関への支払いを回避するための措置である。

支払期限（すなわち、支払請求を受領後の、欧州委員会／執行機関のコンソーシアムに対する支払期限までの日数）は、支払の種類による（第21条参照）：

- 事前融資：30日

- 中間支払および差額支払：90日

支払前に、欧州委員会／執行機関は以下を行う：

- 技術報告および財務報告の分析
- 請求費用の適格性の検証

これは徹底検証ではないため、その遵守性または正確性は保証できない。そのため費用は、さらなる徹底検証において、欧州委員会／執行機関に適格でないことが判明した場合、後で却下される場合がある。

- 支払金額の計算

- 支払請求の承認および支払の許可

欧州委員会／執行機関の支払遅延により遅延利息が発生する（第21.11条参照）。

#### 支払期限停止の根拠:

- 支払請求がGAの条項に準拠していない

報告（またはその文書）が第20条の要件を満たさない場合、欧州委員会／執行機関は、支払期限を停止できる。

*例:財務諸表に関する証明書がテンプレートに準拠せず、技術報告に矛盾する（アクションが評価できないことを意味する）、財務諸表にエラーが含まれている。*

- 支払請求が不完全または分類の必要がある

報告（またはその文書）が不完全または追加情報が必要な場合、欧州委員会／執行機関は支払期限を停止できる。

*例:報告、財務諸表に関する証明書またはその他の根拠文書がない場合、定期的技術報告の情報は不完全である。*

- 追加検証が必要な財務諸表の費用の適格性に対する疑義

財務諸表の費用の適格性に疑義があり（例：その他の助成の監査認定による）、追加的点検、検討、監査または調査が必要である場合、欧州委員会／執行機関は支払期限を停止できる。

*例:財務諸表の請求費用が技術報告に記載するアクションと一致しない。*

停止は、通知（停止の公表）がコーディネーターに送達した日に開始する（およびそれが解除された日に終了する）。

## 2. 手続

欧州委員会／執行機関は、支払期限の停止について、コーディネーターに直ちに正式に通知し理由を説明しなければならない（電子交換システムを通じて：第52条参照）。

事前の対立手続がない。但し、停止が2ヵ月を超える場合、コーディネーターは停止を継続するか否かを欧州委員会／執行機関に尋ねることができる（すなわち、確認するか解除するかを尋ねる）。

## 3. 結果

**問題が満足の行くように解決できた**（例：コーディネーターが請求された情報を送付した、または報告を再提出した）、または欧州委員会／執行機関が必要な**検証**（例：監査）を終了した場合、欧州委員会／執行機関は停止を解除し、正式にコーディネーターに通知する。

停止を解除することで、残りの支払期間が再開される。

複数の理由により期限が停止された場合は、コンソーシアムが全ての理由に対処した場合にのみ解除される。



## 第 48 条 — 支払の停止

### 第 48 条 – 支払の停止

#### 条件

[欧州委員会] [執行機関] は、(いかなる時点においても) ある受益機関が以下の場合、全部または一部において、単一もしくは複数の受益機関についての事前融資もしくは中間支払、またはすべての受益機関についての差額支払を停止することができる。

(a) 重大な誤り、反則、詐欺、または助成金授与手続もしくは合意書下において重大な義務違反を犯し、または犯したことが疑われる場合、

(b) (類似の条件で付与された他のEU またはEuratom助成において) 本助成に重大な影響を有する組織的または反復的誤り、反則、不正、詐欺、または重大な義務違反を犯した場合 (他の助成から本助成への認定の拡張; 第22.5.2 条参照)

#### 48.2 手続

支払を停止する前に、[欧州委員会] [執行機関] は、以下をコーディネーターに正式に通知する。

— 支払を停止するというその意図、および理由をコーディネーターに通知し、

— 通知受領後 30 日以内に所見を提出することをコーディネーターに対して求める。

[欧州委員会] [執行機関] が所見を受領せずまたは受領した所見にもかかわらず支払を停止ことを決定する場合、[欧州委員会] [執行機関] は、停止の**確認**を正式に通知する。そうでない場合には、[欧州委員会] [執行機関] は、停止手続は継続されないことを正式に通知する。

停止は、[欧州委員会] [執行機関] により確認通知が送付された日に**効力を生じる**。

支払再開条件が満たされた場合、停止は**解除**される。[欧州委員会] [執行機関] は、コーディネーターに正式に通知する。

停止中、定期報告 (第 20.3 条参照) には、関連する受益機関 [およびその提携第三者] からの個別財務諸表を含めてはならない。[欧州委員会] [執行機関] が支払を再開する場合、コーディネーターは、それらの財務諸表を次の定期報告に含めることができる。

受益機関は、アクションの実施を中止し (第 49.1 条参照)、または合意書もしくは関連する受益機関による参加を終了させることができる (第 50.1 条および第 50.2 条参照)。



### 1. 支払の停止(欧州委員会／執行機関による)

本条の記載を理由として、欧州委員会／執行機関は事前融資、中間支払または最終支払を停止できる (単一または複数受益機関)。



支払の停止はアクション実施において影響はない。支払の停止につながった問題に対応する一方で、コンソーシアムはアクションにおける業務を継続しなければならず、支払いの停止期間中にかかる費用は適格を有する。

### 支払停止の根拠:

- (この助成において) 重大な誤り、反則、不正、詐欺、または重大な義務違反を犯した (という疑義)

落札手続中かまたは GA に基づくかを問わず、受益機関が重大な誤り、反則、不正、詐欺、または重大な義務違反を犯した、または犯したことが疑われる場合は、欧州委員会／執行機関は支払を停止できる (第 50.3 条も参照)。

*例:* 申告書において受益機関による申告が不正と判明した。

- 重大な誤り、反則、不正、詐欺、または重大な義務違反(その他の助成において)

当該重大な誤り、反則、不正、詐欺、または重大な義務違反がその他の落札手続または GA (「その他の助成から本助成への認定の拡張」) において判明した場合も、以下の場合、欧州委員会／執行機関は支払を停止することができる。

— 類似の条件に基づきその他の助成が落札を受けた場合、および

— 重大な誤り、反則、不正、詐欺、または重大な義務違反が下記の場合:

— 全体的または反復的、および

— 本助成において重大な影響を与える場合。

#### *例:*

その他の助成の監査中、欧州委員会は、複数の H2020 アクションに参加している受益機関の person 費の計算における全体的な重大な誤りを検証する。かかる誤りが person 費を申告する受益機関の方法に起因する場合も、本 GA に影響を与える。

受益機関の現行の GA について、欧州委員会は下記を疑う。

- 問題の受益機関に対する未払の事前融資および／または中間支払
- (必要であれば) 全ての受益機関に対する差額の未決済の支払

受益機関が修正した費用申告を提出するまたは欧州委員会が推定の修正を実施するまで (第 22.5.3 条参照)。

停止は、通知 (停止の公表) がコーディネーターに送達した日に開始する (およびそれが解除された日に終了する)。

但し、必要があればコンソーシアムは下記を決定できる:

- アクション実施を停止する (第 49 条参照)
- 合意書または関連する受益機関の参加を終了する (第 50 条参照)。

## 2. 手続き

支払を停止する前に欧州委員会／執行機関は、コーディネーターと共に**対立手続**に従うものとする。(本格的な対立手続については、第 42 条を参照すること)。

対立手続は、電子交換システムを使用して行う (第 52 条参照)。コーディネーターは、その通常の通信回線を通じて (例: 電子メール、配達証明付書留郵便等)、関連する受益機関にオフラインで通知し、その意見を聞かなければならない。また、その他の受益機関にも通知しなければならない。

欧州委員会／執行機関が複数のアクションと同時に受益機関への支払を停止する場合 (例: 複数の助成に重大な影響を持つ誤りまたは反則のために)、欧州委員会／執行機関は、各コーディネーターと個別に別途の対立手続を作成するものとする。

## 3. 結果

停止中は、関係する受益機関 (複数の場合もある) の**個別財務諸表**は提出しなくてよい。

(停止中にアクション実施を継続するために) 発生した費用は適格であり、停止が解除された後に次回の財務報告に含めることができる。

停止中に提出された技術報告には、関連する受益機関の業務が含まれなければならない。

**例:**

- 5月1日：欧州委員会は、その他のH2020助成の監査によりその人件費の計算における全体的な重大な誤りを検出されたので、受益機関Bのためのその中間支払を停止する意図を、コーディネーターに通知する。
- 5月15日：コーディネーターが、受益機関Bがこれに関するその義務に気付いていなかったと述べた。
- 6月1日：欧州委員会はこの意見を却下し、受益機関Bのための支払停止を確認する。
- 7月1日：コーディネーターは、受益機関Bの個別の財務報告を除く全ての報告を提出する（金額75,000ユーロを対象とする）。
- 8月10日：欧州委員会は、Bを除く全ての受益機関のための支払を行う。
- 10月25日：欧州委員会は、受益機関Bにより講じられる救済措置を承認し（重大な誤りを修正し、修正された財務諸表を提出する）、停止を解除する。受益機関Bの費用については、次の報告期間中に提出されるものとする。

## 第49条—アクション実施の停止

### 第49条—アクション実施の停止

#### 49.1 受益機関によるアクション実施の停止

##### 49.1.1 条件

受益機関は、例外的事情—特に不可抗力（第51条参照）—により実施が不可能または過度に困難になった場合、アクションまたはその一部の実施を停止することができる。

##### 49.1.2 手続

コーディネーターは、直ちに以下を述べて〔欧州委員会〕〔執行機関〕に停止を正式に通知しなければならない（第52条参照）。

—理由、および

—再開予測日

停止は、〔欧州委員会〕〔執行機関〕により当該通知が受領された日に効力を生じる。

合意書もしくは関連する受益機関による参加が終了させられたのではない限り（第50条参照）—事情により実施の再開が可能となった場合、コーディネーターは、直ちに〔欧州委員会〕〔執行機関〕に通知し、アクション再開日を設定し、アクション継続期間を延長し、アクションを新状況に適応させるために必要なその他の変更を行うように合意書を**変更**することを請求しなければならない（第55条参照）。


停止は、変更で規定された再開日に効力を有するものとして**解除**される。当該日付は、変更が効力を生じる日より前であり得る。

アクション停止中に生じた費用は、不適格である（第6条参照）。



### 1.アクション実施の停止(受益機関による)

受益機関は、本条の定めに基づいて（全てまたは一部の）アクションの実施を停止することができる。

 アクション実施の停止は、特定の問題を修正するため、実施を停止する必要がある場合に例外的に用いる。臨時的な中断により解決できない状況に用いるべきでなく、これらの事例では、GAの終了がよい場合がある（第50条参照）。

#### (受益機関による) アクション実施の停止の根拠：

- アクションがもう実施できない（または過度に困難である）

受益機関は、実施が不可能または過度に困難となった場合、（全てまたは一部の）アクションの実施を停止することができる。

*例：* 火災により受益機関の研究所が破壊し、これによりほとんどの技術装置およびアクションのために使用され研究結果が含まれたコンピュータも破壊された。そのため受益機関は、これにより影響を受けたアクションの一部を研究所が復興するまで停止することを請求。

停止は欧州委員会／執行機関が通知を受領した日に**開始**し（および欧州委員会／執行機関により署名された修正版に明記された再開日に**終了**する）。

停止の理由によっては、合意書に基づいてその他の措置も講じることができる（例：第 17.2 条に基づいて欧州委員会／執行機関に通知する、第 51 条に基づく「不可抗力」状況を通知する）。

## 2. 手続

コーディネーターは、欧州委員会／執行機関に、直ちに正式な通知をしなければならない（電子交換システムを通じて：第 52 条参照）。

## 3. Effects

受益機関は、直ちに全ての必要な措置を講じて損害を制御しなければならず、かつ可及的速やかにアクション実施を再開（継続）するために尽力しなければならない。

停止中に発生した費用（停止部分のアクションを実施するための）は、適格ではない（第 6.5 条参照）。アクション実施が再開されたら、再度アクションに費用を課すことができる。

アクションが継続（再開）できる場合、コーディネーターは下記を行わねばならない：

- アクションが再開する日付に、欧州委員会/執行機関ただちに正式な通達を行う。
- 合意書の修正を請求し、それを新しい状況に適用する（例：アクション期間、別紙 1 および 2 を修正する、報告期間を更新する）。

修正は、第 55 条に従って請求されなければならない（例：コーディネーターの法律上の署名者（LSIGN）により署名されなければならない）。

欧州委員会／執行機関が修正を承認した場合、（修正版に定める開始日から）停止が解除される。

*例:* アクションは、2016年3月24日に停止された。コンソーシアムは、60日後、2016年5月22日に停止の解除を希望する旨、欧州委員会に通知する。よって、GAの第54条に従い、2016年5月23日付で停止は解除される。

停止が解除されアクションが継続する場合、アクションの残りの予算をアクション実施に使用することができる。但し、アクションは、新しい状況に適用するために、修正合意されているよりも低価格の予算とすることも可能である）。

*例:* 停止後は、別紙1に記載する全てのタスクは実施しないことが決定されている。

アクション（またはその一部）が継続できない場合（または欧州委員会が修正を承認しない場合：第 55 条参照）、合意書（または単一または複数の受益機関の参加）を終了することができる。

停止により終了となり、報告の提出に関する費用を除き、それ以上の費用（停止日以降に発生した）を申告することはできない（第 6.1 条参照）。

*例:* アクションは2015年1月1日に開始され36週間続く。アクションの実施は、欧州委員会が通知受領後の日付から4ヶ月の期間、2015年12月1日から2016年3月31日までの期間停止され、停止により合意書が終了される。適格な費用は下記となる：

- アクション開始日（2015年1月1日）から通知日（2015年11月30日）までに発生した費用
- 最初の定期報告および最終報告の提出のために発生した費用。

## 49.2 [欧州委員会] [執行機関] によるアクション実施の停止

### 49.2.1 条件

[欧州委員会] [執行機関] はアクションの実施もしくはその一部を停止することができる。

- (a) 受益機関が重大な誤り、反則、詐欺、または付与手続におけるもしくは合意書に基づく義務の重大な違反を犯しまたは犯したことが疑われる場合、
- (b) 受益機関が類似の条件で付与された他のEUまたはEuratom助成において一本助成に具体的な影響を有する全体的または反復的誤り、反則、不正、詐欺、または重大な義務違反を犯した場合（他の助成から本助成への認定の**拡張**；第 22.5.2 条参照）、また
  - (c) アクションがその学術的または技術記関連性を失ったことが疑われる場合

### 49.2.2 手続

アクションの実施を停止する前に、[欧州委員会] [執行機関] は、以下をコーディネーターに正式に通知する。

- 実施を停止するというその意図、および理由を通知し、
- 通知受領後 30 日以内に所見を提出することを求める。

[欧州委員会] [執行機関] が所見を受領せずまたは受領した所見にもかかわらず手続きを遂行することを決定する場合、

[欧州委員会] [執行機関] は、停止の**確認**を正式に通知する。そうでない場合には、[欧州委員会] [執行機関] は、その手続は継続されないことを正式に通知する。

停止は、コーディネーターにより確認通知が受領された日から 5 日後（または通知において特定されたそれよりも後の日）に**効力を生じる**。

アクション実施再開条件が満たされた場合、停止は**解除**される。

コーディネーターは解除を正式に通知され、合意書もしくは関連する受益機関による参加が終了させられたのでない限り（第 50 条参照）—合意書は、アクション再開日を設定し、アクション継続期間を延長し、アクションを新状況に適応させるために必要なその他の変更が行われるように**変更**される（第 55 条参照）。

停止は、変更の規定された再開日に効力を有するものとして**解除**される。当該日付は、変更が効力を生じる日より前であり得る。

アクション停止中に生じた費用は、不適格である（第 6 条参照）。

受益機関は、[欧州委員会] [執行機関] による停止を理由に損害賠償を請求することはできない（第 46 条参照）。

アクション実施の停止によっては、合意書または関連する受益機関による参加を終了させ（第 50 条参照）、助成を削減し、または過払金額を回復する（第 43 条および第 44 条参照） [欧州委員会] [執行機関] の権利は影響されない。



## 1. アクション実施の停止(欧州委員会／執行機関による)

欧州委員会／執行機関は、本条に基づいてアクション実施（全てまたは一部）を停止することができる。



**(欧州委員会／執行機関による) アクション実施を停止する根拠:**

■ **実質的な誤り、反則、詐欺、または深刻な義務違反（本助成における）**

欧州委員会／執行機関は、受益機関が重大な誤り、反則、詐欺、または具体的な義務違反を犯した場合（[第50.3条](#)も参照）、落札手続中であるかまたはGAに基づくかを問わず、アクション実施を停止することができる。

*例:* 受益機関が、EUアクションに参加するために不正文書を提出したことが疑われる。

■ **(その他の助成における) 重大な誤り、反則、詐欺、または重大な義務違反**

欧州委員会／執行機関はまた以下の場合、当該重大な誤り、反則、詐欺、または重大な義務違反がその他の落札手続またはGAにおいて判明した場合でも（「その他の助成から本助成への認定の拡張」）、アクション実施を停止することができる：

- その他の助成が類似の条件に基づいて落札された場合、および
- 重大な誤り、反則、詐欺、または重大な義務違反が以下の場合：
  - 全体的または反復的であり、
  - 本助成に重大な影響を与える場合。

*例:*

複数のH2020に参加する受益機関の監査中、欧州委員会は、人件費の計算においての全体的な重大な誤りを検証する（これには主に別の会社に雇用された者の人件費も含まれる）。かかる誤りは監査を受ける合意書に限らず、監査を受ける受益機関により署名されたその他全てのGAにも影響を与える。

欧州委員会は、現行アクションのために誤りが是正されるまで、監査の認定により関連するアクションの一部を停止することができる（すなわち、監査を受ける受益機関により実施されるアクションの一部）。

■ **アクションがその学術的または技術的関連性を失ったことが疑われる場合**

欧州委員会／執行機関は、アクションが学術的または技術的関連性を失ったか否かを評価するための時間が必要な場合、アクションの実施を停止することができる。

これは特に以下の場合にあてはまる：

- 修正請求の影響を評価するために別紙1の完全改定が必要な場合
- 作業が元の作業計画から大幅に逸脱した場合
- 主要な受益機関がアクションを辞退し、コンソーシアムが代替機関を探すための時間が必要な場合
- アクションの点検、監査または検討の後。

*例:* 別紙1に記載するように、アクションに基づく作業を実施する上での技術的問題があるので、コンソーシアムは、実施する作業を変更することを提案する。これによりその技術的関連性が危うくなる可能性があるため、欧州委員会はその実施を停止して検討を実施することを決定する。

停止は、コーディネーターへの通知から5日後（または通知に明記されたそれより後の日付）に**開始され**、欧州委員会／執行機関により署名された修正版に明記する再開日に**終了する**。

## **2. 手続き**

アクション実施を停止する前に、欧州委員会／執行機関は対立手続に従うものとする。（本的な対立手続については、[第42条](#)を参照すること）。

可能であれば、欧州委員会／執行機関は停止期間の長さの予測を提供する。

対立手続は、電子交換システムを使用して行う（第52条参照）。コーディネーターは、通常の通信回線を通じて（例：電子メール、配達証明付書留郵便等）その他の受益機関にオフラインで通知しなければならない。

欧州委員会／執行機関は、複数のアクションにおける受益機関の参加を同時に停止する場合（例：複数の助成に重大な影響を与える不正）、各コーディネーターと個別に別途の対立手続を行うものとする。

### 3.結果

停止中に発生した費用（アクションの停止された部分を実施するために）は、**適格ではない**（第6.5条参照）。アクション実施が再開された場合は、アクションに再度費用が課されるものとする。

**アクションが継続できる**場合、欧州委員会／執行機関は停止を解除して、正式にコーディネーターに通知する。

コーディネーター（または欧州委員会／執行機関）は、その後、GAの修正を請求し、それを新しい状況に適用する（例：別紙1および2を修正するアクション期間を延長することにより、報告期間を更新する）。

修正は、第55条に従って請求されなければならない（例：コーディネーターの法的署名により署名されなければならない）。

欧州委員会／執行機関が修正を承認した場合、（修正版に定める再開日から）停止は解除される。

**アクション**（またはその一部）が**継続できない**場合、欧州委員会／執行機関はGA（または受益機関の参加）を終了する決定を行う。

停止により終了となった場合、最後の報告期間のための定期報告および最終報告の提出に関する費用を除き、更なる費用（停止日後に発生した）を申告することはできない（第6.1条参照）。

#### 例:

主要な受益機関が、別の会社に雇用された者の人件費についての合意書に基づく適格な人件費の申告について疑われている。欧州委員会は、検討するためにアクション実施を停止する。かかる停止期間中、受益機関はアクションへの参加を中止する。コンソーシアムは、この受益機関の代替機関を見つけられず、第50.1条に従って合意書を終了する。

GAは2015年1月5日に開始し、42ヵ月間継続する。

欧州委員会はその実施を停止する。

コーディネーターは2017年3月18日に停止の通知を受領することを確認する。

停止は2017年3月23日に有効となる。

2017年6月23日に、コンソーシアムは正式に合意書の終了を通知する。

2015年5月1日から2017年3月23日までに発生した費用および最後の報告期間のための定期報告および最終報告の提出のための費用は適格である。

欧州委員会は、不適格な人件費を却下する。

**不適格費用**は却下される。終了が誤り、不足、詐欺または重大な義務違反に基づく場合（例：アクションが正しく実施されなかった場合：第5.3条および43条参照）、**助成金は減額**される。場合によっては、欧州委員会／執行機関もまた、**行政罰および／または罰金**を課することができる（第45条参照）。

## 第50条—単一または複数受益機関の合意書の解除または参加の終了

### 第50条—単一または複数受益機関の合意書の解除または参加の終了

#### 50.1 受益機関による合意書の解除

##### 50.1.1 条件および手続

受益機関は、合意書を解除することができる。

コーディネーターは、以下を述べて [欧州委員会] [執行機関] に解除を正式に通知しなければならない (第52条参照)。

—理由、および

—解除が効力を生じる日。当該日付は、通知後の日でなくてはならない。

理由が述べられない場合、または [欧州委員会] [執行機関] が理由により解除が正当化されないと考える場合、合意書は、「**不適正に解除**」されたとみなされる。

解除は、通知において特定された日に**効力を生じる**。

##### 50.1.2 結果

コーディネーターは、(解除が効力を生じてから60日以内に) 以下を提出しなければならない。

(i) 定期報告 (解除までの開始された報告期間についての ; 第20.3条参照) 、および

(ii) 最終報告 (第20.4条参照)

[欧州委員会] [執行機関] が期限内に報告を受領しない場合 (上記参照) 、承認済みの定期報告に含まれている費用のみが考慮に入れられる。

[欧州委員会] [執行機関] は、提出された報告に基づき最終助成金額 (第5.3条参照) および差額 (第21.4条参照) を**計算**する。解除までに負担された費用のみが、適格である (第6条参照) 。解除後にのみ実施すべきであった契約に関連する費用は、不適格である。


不適正な解除は、助成の削減につながる可能性がある (第43条参照) 。

解除後、受益機関の義務 (特に第20条、第22条、第23条、第4章第3節、第36条、第37条、第38条、および第40条) は適用され続ける。



### 1. (受益機関による) GA の解除

受益機関は GA を解除する権利を有する。

 GA の解除は、アクションを続けるための全ての努力が上手くいかなかった場合の最終手段としなければならない。

アクション実施が一時的に不可能または過度に困難となった場合にのみ、GA を解除せずに停止するほうが良い（第 49 条参照）。この場合、後に実施が再開できないことが明らかになった場合にのみ、合意書は解除される。


*例*: 火災により、アクションで使用されるほとんどの技術装置およびコンピュータを保管した研究所が破壊される。

受益機関が、研究所は交換でき、アクションが適切に実施できると考えた場合、実施を停止して、新しい研究所が稼働可能となつてから再開することができる。但し、アクションが停止されても、新しい研究所が見つからず、アクションが再開できない場合、受益機関は GA を解除できる。

解除は原則として何らかの理由に基づくものとする（例：その実施を不可能または過度に困難とする状況、アクションの学術的または技術的関連性の喪失、不可抗力）。

*例*: コンソーシアムが、アクションを実行不可能とする技術的困難により GA を解除することを決定する。

欧州委員会／執行機関は反対できないが、アクションを中断する法的理由がない場合は、解除は「不適正」と見なされる。

 GA の不適正な解除は助成の減額につながる。（第 5.3 条および第 43 条を参照）。

これには、例えば以下の場合がある：

- 受益機関の意図的な不正行為または重大な過失により、アクション実施が不可能となったまたは過度に困難となった場合
- 提示された理由が、受益機関の戦略的な選択肢の変更に基づくもので、特定の経済的または運営上の困難と関連しない場合
- 受益機関がさらなる（ただし合理的な範囲で）努力を払ったため、実施可能となった場合。

*例*: 受益機関は、内部連絡およびコンソーシアム内の意思決定の問題により合意書を解除する決定を行なって、コーディネーターを通じて欧州委員会に通知する。欧州委員会は、かかる内部問題によりアクション実施が危うくなると考えるが、これらはコンソーシアム合意書に基づいてコンソーシアム内で解決できたため、GA の解除を正当であるとはしない。この不適正な解除は助成の減額につながる可能性がある。

## 2. 手続き

コーディネーターは受益機関を代表して—欧州委員会／執行機関に解除について正式に通知しなければならない（受益機関のポータルを通じて直接：第 52 条参照）。

**ベストプラクティス**: 受益機関は、解除について協議するために、事前に欧州委員会／執行機関に連絡するよう助言される。

- 通知は解除が発行される日付（「解除日」）について記載しなければならない。この日付は通知後の日付でなければならない。解除は遡及できず（とりわけ、解除により発生する義務および期限の履行を確実にするため — 第 3 部の結果を参照）。

## 3. 結果

コーディネーターは（60 日以内）に必要な報告書を提出しなければならない（すなわち、終了および最終報告までの公開報告期間のための定期報告）。

欧州委員会／執行機関は、**最終助成金額**および**差額の支払**を計算する（[第5.3条](#)および[第21.4条](#)参照）。  
解除前に受領された事前支払の合計金額（事前融資および中間支払、もしあれば）が：

- 最終助成金額を超える場合、差額はマイナスとなり回収の形式を取るものとする（[第21.4条](#)および[44.1.2条](#)参照）。
- 最終助成金額未満の場合、欧州委員会／執行機関が差額を支払う（[第21.4条](#)参照）。

修了前に発生した費用のみ（すなわち、解除が有効となる通知日以前）は、以下の例外を除いて、**適格**である。

- 報告書に関する費用（[第6.1条](#)参照）。

*例:*アクションの継続期間は36ヵ月である。開始日は2016年1月1日である。通知された終了日は2017年5月1日である。そのため、2016年1月1日から2017年5月1日まで（16ヵ月）のアクションに関連して発生した費用および最終報告期間の定期報告および最終報告の提出に関する費用のみが適格である。

- 終了前に交付された契約もしくは下請契約（その一部）に関する費用（[第6.1条](#)参照）。

*例:*GAの受益機関の1つがアクション期間中に8回の試験を実施する契約を有する。しかし、GAが終了する前に8回のうち3回の試験しか実施されない。そのため、終了前に実施されたかかるとる3回の試験に関する費用は、アクションにとって適格である。

コーディネーターが**報告を提出しなかった**場合（終了が有効となる日付の**60**暦日以内に）、最終助成金額を計算する際に、承認された定期最終報告に含まれない費用は考慮されない。（欧州委員会／執行機関は遅延通知を送付せず、また支払期限は延長されない。）

アクション終了後にも通常**適用し続ける条項**に基づく終了は、有効とはならない。

**GAの終了後も適用し続ける義務：**

- 記録およびその他の関連文書の保管（[第18.1条](#)）
- 定期報告（終了までの公開報告期間）および最終報告の提出（[第50.1.1条](#)および[第20条](#)）
- 請求された情報の提供およびその敷地および施設への立ち入りの許可（点検、検討、監査、調査またはアクションの影響御の評価のため：[第22条](#)および[第23条](#)参照）
- 知的財産、背景および成果の管理に関する規則の遵守（[第4章第3節](#)参照）
- 秘密保持（[第36条](#)参照）
- セキュリティ関連事項（もしあれば）に関する義務の遵守（[第37条](#)参照）
- アクションの促進およびEU助成の認知度の向上（[第38条](#)参照）
- 支払請求の不譲渡（[第40条](#)参照）

## 複数受益機関：

### 50.2 受益機関による単一または複数受益機関の参加の終了

#### 50.2.1 条件および手続

単一または複数の受益機関の参加は、関連する受益機関の請求によりまたはその他の受益機関の代わりに、コーディネーターにより終了させることができる。

コーディネーターは、*[欧州委員会]* *[執行機関]* に終了を正式に通知し（[第52条](#)参照）、関連する受益機関に通知しなければならない。

コーディネーターの同意なくコーディネーターによる参加が終了となる場合、正式な通知を別の受益機関（その他の受益機関を代表して行う）が行わなければならない。

通知には、以下が記載されなければならない。

- 理由、および
- 関連する受益機関の意見（または当該意見が書面により請求されたという証明）
- 解除が効力を生じる日。当該日付は、通知後の日でなくてはならない。および
- タスクの再割当および関連する受益機関の予算見積もり（別紙1および2参照）、ならびに必要な場合には単一または複数の新受益機関の追加（[第56条](#)参照）についての提案を添えた変更請求（[第55条](#)参照）。終了が第3条に規定されている期間後に効力を生じる場合、関連する受益機関がコーディネーターでない限り、変更請求は含めてはならない。この場合、変更請求により、新コーディネーターが提案されなければならない。

通知が行われない場合、または *[欧州委員会]* *[執行機関]* が理由により終了が正当化されないと考える場合、参加は、「不適正に終了」されたとみなされる。

終了は、通知において特定された日に効力を生じる。

#### 50.2.2 結果

コーディネーターは、（終了が効力を生じてから30日以内に）以下を提出しなければならない。

- (i) 関連する受益機関に対する支払分配に関する報告、および
- (ii) 終了が第3条に規定されている期間中に効力を生じる場合、作業の進捗概要、資源の使用概要、個別財務諸表、および適用のある場合には財務諸表に関する証明を記載した終了までの開始された報告期間についての関連する参加機関からの「終了報告」（[第20.3条](#)および[第20.4条](#)参照）

終了報告に記載される情報を、次の報告期間についての定期報告にも含めなければならない（[第20.3条](#)参照）。

変更請求が *[欧州委員会]* *[執行機関]* により却下された（当該変更により助成金付与決定が疑問視され、または申請者の平等取扱い原則に違反することになるため）場合、合意書は第50.3.1(c)条に従って終了させられる可能性がある。

変更請求が *[欧州委員会]* *[執行機関]* により受け入れられた場合、合意書は、必要な変更を導入するために変更される（[第55条](#)参照）。



[欧州委員会] [執行機関] は、(定期報告、終了報告、および支払分配に関する報告に基づき) 関連する参加機関が受領した(事前融資および中間支払)の支払が当該受益機関のEU出資金(補償率を受益機関 [および提携第三者] )により申告され、[欧州委員会] [執行機関] により承認された適格費用に適用することにより計算した)を超えるかを計算する。終了までに負担された費用のみが、適格である(第6条参照)。終了後にのみ実施すべきであった契約に関連する費用は、不適格である。

・受領した支払が**支払われるべき金額を超える**場合：

—終了が第3条に規定されている期間中に効力を生じ、変更請求が受け入れられた場合、関連する受益機関は過分に受領した金額をコーディネーターに払い戻さなければならない。[欧州委員会] [執行機関] は過分に受領された金額を正式に通知し、通知受領後30日以内に当該金額を払い戻すことを関連する受益機関に請求する。関連する受益機関がコーディネーターに対する払戻しを行わない場合、[欧州委員会] [執行機関] は、コーディネーターに支払うために保証基金を使用し、そして保証基金の代わりに関連する受益機関に**請求書**を通知する(第44条参照)。

—その他の場合はすべて(特に、終了が第3条に規定されている期間後に効力を生じる場合)、[欧州委員会] [執行機関] は、関連する受益機関に**請求書**を正式に通知する。支払が請求書に記載された日までに行われない場合、保証基金は、支払われるべき金額を[欧州委員会] [執行機関] に支払い、[欧州委員会] [執行機関] は、保証基金の代わりに関連する受益機関に**請求書**を通知する(第44条参照)。

—関連する受益機関が元コーディネーターである場合、以下でない限り、当該受益機関は、過分に受領された金額を新コーディネーターに払い戻さなければならない。

—終了が中間支払後に効力を生じ、

—以前のコーディネーターが、事前融資または中間支払として受領した金額をまだ配分していない場合(第21.7条参照)。

この場合、[欧州委員会] [執行機関] は、以前のコーディネーターに**請求書**を正式に通知する。支払が請求書に記載された日までに行われない場合、保証基金は、支払われるべき金額を[欧州委員会] [執行機関] に支払う。次に、[欧州委員会] [執行機関] は、新コーディネーターに支払を行い、保証基金の代わりに以前のコーディネーターに**請求書**を通知する(第44条参照)。

受領した支払が**支払われるべき金額を超えない**場合：関連する受益機関に支払われるべき金額は、次の中間または最終支払に含まれる。

[欧州委員会] [執行機関] が期限内に終了報告を受領しない場合(上記参照)、承認済みの定期報告に含まれている費用のみが考慮に入れられる。

[欧州委員会] [執行機関] が期限内に支払分配に関する報告を受領しない場合(上記参照)、[欧州委員会] [執行機関] は以下とみなす。

—コーディネーターは、関連する受益機関に支払を配分しなかったこと、および

—関連する受益機関はコーディネーターに一切払戻しを行ってはいけないこと。

不適切な終了は補助金の削減(第43条参照)または本契約は終了(第50条参照)につながる可能性がある。

終了後、関連する受益機関の義務(特に第20条、第22条、第23条、第4章第3節、第36条、第37条、第38条および第40条)は適用され続ける。

単一受益機関：

50.2 単一または複数の受益機関による参加の終了

適用なし




### 1. (受益機関による) 単一または複数の受益機関による参加の終了

受益機関は、以下の場合、単一の受益機関（または複数の受益機関）の参加を終了することができる：

- 関連する受益機関が請求した場合、または
- コンソーシアムが（その内部意思決定手順を使って）受益機関の参加を終了することを決定した場合。この場合コンソーシアムは、受益機関のオプションを請求し、取得した場合は欧州委員会／執行機関にそれを提供する。

終了は、原則としていかなる理由に基づくものでもよい。


- 受益機関の正当な理由があれば、GA からの撤退も可能である。

 複数の EU GA に関連する受益機関については、1つの GA を修了することは必然的にその他の GA を修了することを意味しない。

受益機関が破産または清算となった場合、受益機関またはコーディネーターは、遅滞なく欧州委員会／執行機関に連絡をとり、その参加終了を通知しなければならない。遅滞通知は合意書に基づく情報義務違反と見なされる（第17.2条参照）。

終了は提携第三者にも拡張する。受益機関の参加が終了することは、提携第三者もアクションの一部を実施できないことを示唆する。

欧州委員会／執行機関は、受益機関の参加の終了に反対できないが、終了に法的理由がない場合は「不適正」と見なされる。

 受益機関の参加に対する不適切な終了は、GA の終了につながる場合がある（第50.3.1(c)条を参照）および差額の支払い時の助成金減額となる場合もある（第5.3および43条参照）。

## 2. 手続き

コーディネーターは、欧州委員会／執行機関に（参加者ポータルを通じて直接：第52条参照）、終了について直ちに正式な通知をしなければならない。同時にコーディネーターは、（通常の通信回線を通じて書面およびオフライン、すなわち、電子交換システムを介することなく）関連する受益機関に通知しなければならない。

通知は、電子交換システムにおいてそれを行う権限を有する者のみが受益機関ポータル電子交換システムで行うことができる。権限は特定の役割に関連する。（すなわち、機能）：（オンライン・マニュアルを参照すること）。

通知には、本条に定める全ての**情報**（終了が有効となる日付を含む）および**修正請求**が含まれなければならない。

アクション終了後に終了が有効となった場合—コーディネーターに関連しない限り（新コーディネーターは、アクション後も多数の義務を負っているため、例：報告の提出、差額の支払金の受領および支払金の受益機関の間での分配）修正の必要はない。

修正は、第 55 条に従って請求されなければならない。

これが受諾された場合、GA は必要な変更を導入するように修正される（必要な場合は、新受益機関の追加を含む）。

これが却下された場合、受益機関は、欧州委員会／執行機関に別の提案をしなければならない。満足の行く解決が見つからない場合（すなわち、修正請求が、助成落札の決定に疑念を抱く、または応募者の公平な取扱いの原則に違反する）、GA を終了することができる。

**例** 主要な受益機関が GA への参加を終了する。コンソーシアムが代替機関を見つけることができず、アクションの実施を続けることができない。

- 通知は解除が発行される日付（「解除日」）について記載しなければならない。この日付は通知後の日付でなければならない。解除は遡及できず（とりわけ、解除により発生する義務および期限の履行を確実にするため—第 3 部の結果を参照）。

### 3.結果

**合意書が継続される**場合（すなわち、これが修正される）、コンソーシアムの残りのメンバー（および新受益機関）が、別紙 1 に記載するアクションの完全な実施に責任を負うものとする（第 41.1 条参照）。欧州委員会／執行機関が明示的に拒否しない限り、アクションを実施しなければならない—違反した受益機関が実施することになっている部分を含むが、追加的な EU 助成は除くものとする。

（新）コーディネーターは、30 日以内に必要な**報告を提出**しなければならない（すなわち、関連する受益機関への支払の分配に関する報告および終了報告）。

受益機関の終了報告に含まれる情報は、次の報告期間の定期報告にも含まれなければならない。

欧州委員会/執行機関は、参加を終了する受益機関のためその金額を計算する。

- 欧州委員会／執行機関に受益機関に支払うべき金額がある場合、この金額は下記の支払方法によりコンソーシアムに支払われる（中間または最終）。
- 受益機関が欧州委員会／執行機関に支払うべき金額がある場合、この金額は受益機関により払戻しが行われる。

終了以前に発生した費用のみが（すなわち、終了が有効となる日付で通知受領日前の）**適格**である。— 例外は以下の通り。

- **終了報告**の提出に関する費用(第 6.1 条参照)
- 終了以前に交付された契約／下請契約の一部のための、**契約または下請契約**に関する費用(第 6.1 条参照)。

コーディネーターが**終了報告を提出しなかった場合**（終了が有効となった日付から 30 暦日以内に）、出資金を計算する際に承認された定期財務報告に含まれない費用は考慮されない。欧州委員会／執行機関は書面による遅延通知を送付せず、期限が延長されることはない。

コーディネーターが**支払の分配に関する報告を提出しない**場合、参加が終了した受益機関は、いかなる金額についても払戻しを行わない。

アクション終了後も通常適用され続ける条項に基づく終了は、有効とはならない（第50.1条参照）。

#### 特定の事例（終了）

**合意なく終了するコーディネーター**— コーディネーターを終了する決定については、残りのコンソーシアム（内部の意思決定手順に従い）によって行わなければならない。通知および修正要求は受益機関の一つ（その他の受益機関を代表しての行為）が行わなければならない。

複数受益機関:

**50.3 [欧州委員会][執行機関]による単一または複数受益機関の合意書の解除または参加の終了** 条件

[欧州委員会][執行機関]は、以下の場合、合意書または単一もしくは複数の受益機関の参加を終了させることができる。

- (a) 単一または複数の受益機関が合意書に加入しない場合(第 56 条参照)。
- (b) 受益機関の法的、当該受益機関の法的、財務上、技術的、組織的または所有権状態の変更[(または当該受益機関の提携第三者のそれらの状態の変更)]により、アクションの実施に重大な影響が生じもしくは実施が遅滞し、または助成を付与する決定が疑問となる可能性が高い場合。
- (c) 単一または複数の受益機関の参加終了後(上記参照)、助成を付与する決定が疑問となり、または申請者の平等取扱原則の違反となる場合(第 55 条参照)。
- (d) アクションの実施が不可抗力により妨げられ(第 51 条参照)またはコーディネーターにより中止され(第 49.1 条参照)、以下のいずれかの場合。
  - (i) 再開不可能、または
  - (ii) 合意書の必要な変更により、助成を付与する決定が疑問となり、または申請者の平等取扱原則の違反となる場合
- (e) 受益機関が、破産宣告を受け、解散され、その事務を裁判所により管理され、債権者との取決めを行い、事業活動を停止し、または国内法に基づくその他の類似の訴訟手続きもしくはその他の手続に服した場合、
- (f) 受益機関(または受益機関を代表し、もしくは受益機関の代わりに決定を行う権限を有する自然人)がいずれかの方法により証明されるところにより、職業上の不法行為を犯したと認定される場合、
- (g) 受益機関が、租税および社会保障に関する適用ある国内法を遵守しない場合、
- (h) アクションが、学術的または技術的関連性を失った場合。
- (i) *[共同アクション(第三国または国際組織との共同公募)についてのオプション: 第三国または国際組織とのアクション(第 2 条参照)が、別紙 1 に記載されている日までに開始されていない場合。]  
[オプション: 該当しない]*
- (j) *[共同アクション(第三国または国際組織との共同公募)についてのオプション: 第三国または国際組織とのアクション(第 2 条参照)が、終了されまたはアクションにもはや貢献できない場合。]  
[オプション: 該当しない]*
- (k) 受益機関(または受益機関を代表し、もしくは受益機関の代わりに決定を行う権限を有する自然人)が、EUの財務上の利益に影響する詐欺もしくは汚職を行い、または犯罪組織、マネーロンダリングもしくはその他の違法活動に関与している場合。
- (l) 受益機関(または受益機関を代表し、もしくは受益機関の代わりに決定を行う権限を有する自然人)が、(助成金付与手続においてまたは合意書に基づき)以下を犯した場合。
  - (i) 重大な誤り、不正行為もしくは詐欺、または
  - (ii) アクションの不適正な実施、虚偽情報の提出、要求された情報の不提出、倫理原則違反を含む重大な義務違反

(m) 受益機関が、（類似の条件で付与された他のEUまたはEuratom助成において）本助成に重大な影響を有する全体的または反復的誤り、反則、不正、詐欺、または具体的な義務違反を犯した場合（「他の助成から本助成への認定の拡張」）。

### 50.3.2 手続

合意書または単一もしくは複数の受益機関の参加を終了させる前に、[欧州委員会] [執行機関] は、以下をコーディネーターに正式に通知する。

—終了させるというその意図、および理由をコーディネーターに通知し、

—通知受領後30日以内に所見を提出し（上記ポイント(l.ii)の場合）合意書に基づく義務を遵守するようにするための措置を [欧州委員会] [執行機関] に通知することをコーディネーターに対して求める。

[欧州委員会] [執行機関] が所見を受領せずまたは受領した所見にもかかわらず手続を実施することを決定する場合、[欧州委員会] [執行機関] は、終了の**確認**および終了が効力を生じる日を正式に通知する。そうでない場合には、[欧州委員会] [執行機関] は、手続は継続されないことを正式に通知する。

終了は、以下の時点で**効力を生じる**。

—上記ポイント(b)、(c)、(e)、(g)、(h)、(j)および(l.ii)に基づく終了の場合：確認通知に記載された日（上記参照）。

—上記ポイント(a)、(d)、(f)、(i)、(k)、(l.i)および(m)に基づく終了の場合：確認通知がコーディネーターにより受領された翌日。

### 50.3.3 結果

(a) **合意書の終了**について：

コーディネーターは、（終了が効力を生じてから 60 日以内に）以下を提出しなければならない。

(i) 定期報告（終了までの開始された報告期間についての；[第20.3条](#)参照）、および

(ii) 最終報告（[第20.4条](#)参照）

合意書が報告提出義務違反により終了させられた場合（[第20.8条](#)および[第50.3.1\(i\)条](#)参照）、コーディネーターは、終了後いかなる報告書も提出することはできない。

[欧州委員会] [執行機関] が期限内に報告を受領しない場合（上記参照）、承認済みの定期報告に含まれている費用のみが考慮に入れられる。

[欧州委員会] [執行機関] は、提出された報告に基づき最終助成金額（[第5.3条](#)参照）および差額（[第21.4条](#)参照）を**計算**する。終了までに負担された費用のみが、適格である（[第6条](#)参照）。終了後にのみ実施すべきであった契約に関連する費用は、不適格である。

このことによっては、助成を削減し（[第43条](#)参照）、または行政罰もしくは罰金を課する（[第45条](#)参照）

[欧州委員会] [執行機関] 権利に影響を与えない。

受益機関は、[欧州委員会] [執行機関] による終了を理由に損害賠償を請求することはできない（[第46条](#)参照）。

終了後、受益機関の義務（特に第20条、第22条、第23条、第4章第3節、第36条、第37条、第38条、および第40条）は適用され続ける。

(b) **単一または複数の受益機関の参加の終了**について：

コーディネーターは、（終了が効力を生じてから 60 日以内に）以下を提出しなければならない。



(i) 関連する受益機関に対する支払分配に関する報告。

(ii) タスクの再割当および関連する受益機関の予算見積もり（別紙1および2参照）、ならびに必要な場合には単一または複数の新受益機関の追加（第56条参照）についての提案を添えた変更請求（第55条参照）。終了が第3条に規定されている期間後に通知された場合、関連する受益機関がコーディネーターでない限り、変更請求を提出してはならない。この場合、変更請求により、新コーディネーターが提案されなければならない。および

(iii) 終了が第3条に規定されている期間中に効力を生じる場合、作業の進捗概要、資源の使用概要、個別財務諸表および適用ある場合には財務諸表に関する証明を記載した終了までの開始された報告期間についての関連する受益機関からの**終了報告**および、該当する場合、その財務諸表への証明書（第20条参照）。

終了報告に記載される情報は、次の報告期間についての定期報告にも含められなければならない（第20.3条参照）。

変更請求が [欧州委員会] [執行機関] により却下された（当該変更により助成付与決定が疑問視され、または申請者の平等取扱い原則に違反することになるため）場合、合意書は第50.3.1(c)条に従って終了させられる可能性がある。

変更請求が [欧州委員会] [執行機関] により受け入れられた場合、合意書は、必要な変更を導入するために**変更**される（第55条参照）。

[欧州委員会] [執行機関] は、（定期報告、終了報告、および支払分配に関する報告に基づき）関連する参加機関が受領した（事前融資および中間支払）支払が当該受益機関のEU出資金（補償率を受益機関 [および提携第三者] により申告され、[欧州委員会] [執行機関] により承認された適格費用に適用することにより計算した）を超えるかを**計算**する。終了までに負担された費用のみが、適格である（第6条参照）。終了後のみ実施すべきであった契約に関連する費用は、不適格である。

- 受けた支払いが以下の金額を超過した場合：

- 終了が第3条に規定されている期間中に効力を生じ、変更請求が受け入れられた場合、関連する受益機関は過分に受領した金額をコーディネーターに払い戻さなければならない。[欧州委員会] [執行機関] は、過分に受領された金額を正式に通知し、通知受領後30日以内に当該金額を払い戻すことを関連する参加機関に請求する。関連する受益機関がコーディネーターに対する払戻しを行わない場合、[欧州委員会] [執行機関] は、コーディネーターに支払うために保証基金を使用し、そして保証基金の代わりに関連する受益機関に**請求書**を通知する（第44条参照）。

- その他の場合はすべて、特に、終了が第3条に規定されている期間後に効力を生じる場合、[欧州委員会] [執行機関] は、関連する受益機関に**請求書**を正式に通知する。支払が請求書に記載された日までに行われない場合、**保証基金**は、支払われるべき金額を [欧州委員会] [執行機関] に支払い、[欧州委員会] [執行機関] は、**保証基金**の代わりに関連する受益機関に**請求書**を通知する（第44条参照）。

- 関連する受益機関が元コーディネーターである場合、以下でない限り、当該受益機関は、過分に受領された金額を新コーディネーターに払い戻さなければならない。

- 終了が中間支払後に効力を生じ、

- 以前のコーディネーターが、事前融資または中間支払として受領した金額をまだ配分していない場合（第21.7条参照）。

この場合、[欧州委員会] [執行機関] は、元コーディネーターに**請求書**を正式に通知する。支払が請求書に記載された日までに行われない場合、保証基金は、支払われるべき金額を [欧州委員会] [執行機関] に支払う。次に、[欧州委員会] [執行機関] は、新コーディネーターに支払を行い、保証基金の代わりに以前のコーディネーターに請求書を通知する（第 44 条参照）。

受領した支払が**支払われるべき金額を超えない**場合：関連する受益機関に支払われるべき金額は、次の中間または最終支払に含まれる。

[欧州委員会] [執行機関] が期限内に終了報告を受領しない場合（上記参照）、承認済みの定期報告に含まれている費用のみが考慮に入れられる。

[欧州委員会] [執行機関] が期限内に支払分配に関する報告を受領しない場合（上記参照）、[欧州委員会] [執行機関] は以下のようにみなす。

- コーディネーターは、関連する受益機関に支払を配分しなかったこと、および
- 関連する受益機関はコーディネーターに一切払戻しを行ってはいけないこと。

終了後、関連する受益機関の義務（特に第 20 条、第 22 条、第 23 条、第 4 章第 3 節、第 36 条、第 37 条、第 38 条、および第 40 条）は適用され続ける。

## 単一の受益機関

### 50.3 [欧州委員会] [執行機関] による、合意書の終了

[…]



### 1. 合意書または単一あるいは複数受益機関の終了単一（または複数）の受益機関が GA の終了もしくは参加の終了をする場合（欧州委員会／執行機関による）

本条に記載する**根拠**に基づき、欧州委員会／執行機関は、GA または単一（または複数）受益機関の参加を終了させることができる。

 欧州委員会/執行機関が GA が継続できないとみなした場合（第 50.3.1(c) 条を参照）、受益機関の参加の終了は、GA の終了につながる場合がある。

#### 終了の根拠（欧州委員会／執行機関による）：

- **GA への不参加**

単一（または複数）の受益機関が GA に参加しない場合、（すなわち、合意書の効力発生後の 30 日以内に参加書式に署名しなかったもしくは連帯責任によって要求される宣言をしなかった場合、欧州委員会／執行機関は合意書を終了できる。

受益機関に連絡がつかないからといって自動的に GA が終了するわけではない。コンソーシアムは、受益機関なしでアクションを適切に実施するための代替策を見つけることができる（および修正要求、第 55 条参照）。

この場合、欧州委員会／執行機関は、コンソーシアムが適切な解決方法を見つけられない、または **メイン作業プログラム** の一般的な別紙 A および C に定める適格性基準に準拠しない（例：参加者の数、その法的状況またはその設立地に関する規則）<sup>74</sup> 場合、合意書を終了させる。

**例**

1. ポーランド、ポルトガルおよびフランスからの3つの事業体が合意書に参加する予定である。フランスの受益機関は合意書には参加せず、その他の2つの受益機関はこれに対する解決法を見つけることができない。作業プログラムに定める条件が満たされないため（すなわち、かかる3つの法的事業体に参加しなければならないという規則）、欧州委員会は合意書を終了する。

2. 結局、主要な受益機関がアクションに参加しない、提案の公募において公示された落札基準に基づいたアクションの評価が、困難な結果に終わった。

■ **受益機関の状況における変更**

その（または提携第三者の1つ）法的、財務上、技術的、組織的または所有権状態の変更があった場合、それによりアクションの実施に重大な影響が生じるもしくは実施が遅滞する、または助成を付与する決定が疑問となる可能性が高い場合、欧州委員会／執行機関は、受益機関の参加を終了できる。

*例*:アクションの主要な受益機関が、非欧州企業により買収された（セキュリティの理由により参加する権利を失う）。これはアクション実施、成果の所有権、保護、開発および普及に重大な影響を与える。その他の受益機関がこれに対する解決策を見つけれなかった場合、欧州委員会は、受益機関のGAへの参加または合GAを終了することを決定する。

■ **GAは受益機関の参加終了後は修正できない**

受益機関の参加終了後は、欧州委員会／執行機関はGAを終了できる（必要であるGAの変更により、助成落札の決定に疑義が生じる、または参加者の平等な取扱いの原則に違反する（第55条参照）。

*例*:必要であるアクションにおける作業の背景を有し、かつ作業のほとんどが実施された場合の設置を所有する受益機関が、その参加の終了を決定する。欧州委員会は、この受益機関なしにアクション実施を継続することで助成落札の決定に疑義が生じるため、GAの終了を決定する

■ **アクションが実施不可能となる**

アクション実施が不可抗力により妨害された、またはアクション実施が停止され再開が不可能である、若しくは必要な修正が承認されない場合、欧州委員会／執行機関は、GAを終了できる（第49条および第55条参照）。

*例*:火災により、アクションの調査データが保管されたほとんどの技術装置およびコンピュータを保管した研究所が破壊される。コーディネーターは、研究所を再建するためにアクション実施を停止する。欧州委員会は、不可抗力の発生後に検討を実施し、コンソーシアムがアクション実施をできないという結論を出す。そのためGAの終了が決定される。

■ **破産、清算、管理手続、債権者による整理、営業活動停止またはその他の類似手続**

受益機関が破産、清算、裁判所による事業の管理、債権者による整理、営業活動の停止、または国内法に基づくその他類似の手続がとられる場合、欧州委員会／執行機関は、受益機関の参加を終了することができる（これは、通常、受益機関が業務を適正に実施できないことを示唆するため）。

*例*:コーディネーターは、欧州委員会にGAに参加する受益機関が支払不能であることを通知する。コーディネーターは受益機関がアクション実施を継続できると考えているため、受益機関の参加終了についての通知をしない。欧州委員会は、受益機関実施を続ける十分な手段を有しないと考えるため、受益機関の参加を終了する。

受益機関は、当該手続について、直ちに欧州委員会／執行機関に**通知**しなければならない（第17.2条参照）。

■ **職業上の不正行為**

受益機関（またはその代表者の一人）が職業上の不正行為を犯していることが（何らかの手段により証明されて）判明した場合、欧州委員会／執行機関は受益機関の参加を終了できる。

74 参加規則についての第8条も参照すること。

*例* 臨床試験の結果を改竄したことが調査により明らかになった場合、法人の GA への参加が終了される。

■ **租税および社会保障義務への不準拠**

受益機関が国内法に基づく社会保障費または租税の支払義務を履行していない場合（すなわち、設立された国およびアクションが実施された国の法律：第 7 条参照）、欧州委員会／執行機関は受益機関の参加を終了できる。

*例* 政府機関は欧州委員会／執行機関に、受益機関が従業員の社会保障費を支払わなかったことを通知する。かかる受益機関がかかる費用を支払ったことを証明するまたは所定の期限内に状況を明確にすることができない場合、欧州委員会は、受益機関に GA への参加を終了させることができる。

■ **学術的または技術的関連性の喪失**

アクションが学術的または技術的関連性を失った場合、欧州委員会／執行機関は、GA を終了させることができる。

*例* 近発見された物質に基づく新しいシステムに関する研究についての提案が採択される。アクション開始後、欧州の科学出版社は、この物質はヒトの健康に直ちに害を与える化学物質を含むことを証明する。そのため、アクションを継続できなくなり、欧州委員会は GA を終了する決定を下す。

■ **共同アクションに対する特定の根拠**

共同アクション（すなわち、第三国または国際組織（IO）との共同公募：第 2 条参照）については、以下の場合、欧州委員会／執行機関は GA を終了させることができる：

第三国または IO のアクションが、別紙 1 に明記する日付に開始しない場合

この場合、コンソーシアムに発生した費用は承認されない。コンソーシアムに提供された事前融資は全額欧州委員会に返還されねばならない。

第三国または IO のアクションが終了した場合

第三国または IO のアクションが、GA の題材に貢献できなくなった場合。

*例* 協調合意が署名されない場合。

■ **詐欺、汚職またはその他の犯罪行為**

（単一または複数の）受益機関が EU の財務上の利益に影響する詐欺、腐敗を犯した、または犯罪組織、マネーロンダリングもしくはその他の違法活動に関与している場合、欧州委員会／執行機関は受益機関に参加を終了させることができる。

*例* 法人の所有者が不法に欧州基金を取得するために文書偽造したことにより国内裁判所により有罪判決を受けている場合、法人の複数の EU プロジェクトへの参加は終了となる。

■ **重大な誤り、反則、詐欺または深刻な義務違反（本助成またはその他の助成において）**

受益機関（またはその代表者の一人）が、落札手続中または GA に基づく場合のいずれかにおいて重大な誤り、反則、詐欺または深刻な義務違反（不適正なアクションの実施、虚偽情報の提出、必要な情報の未提出または倫理綱領違反）を犯した場合、欧州委員会／執行機関は、受益機関の参加を終了させることができる。

「反則」とは、適用規則への違反を意味し（すなわち、GA または適用する国際法、EU 法または国内法）、これは作為不作為に起因し、（不当な支出により）EU 予算にマイナスの影響を与える（または与えたかもしれない）ものである。

「申告な義務違反」は、コンソーシアムまたは受益機関の GA に基づく義務を意味する。また通常は反則と見なされる。

*例*

合意書のコーディネーターが、別の受益機関に 200,000 ユーロの譲渡を行わず、自分の目的のためにこの基金を使用した。そのため欧州委員会は、コーディネーターの GA への参加を終了させることを決定した。

受益機関が、遅延通知がプロジェクト役員により送付されたにも関わらず、所定の期限内にアクションに必要な報告および支払請求を提出しない。そのため、執行機関は GA の終了を決定する。

*例* 法的代理人の GA への参加は、調査により臨床試験の結果を偽ったことが発覚した時点で終了する。



「不適正なアクションの実施」は、特にアクションタスクの実施に関連する（別紙1に記載するように）。

*例*: 欧州委員会はアクションを検討するが、その重要な目標を達成できておらず、まったく予定通りに行かなかったという結論を出す。その後コンソーシアムに、状況を改善するためにその年の後半に実施する短期的な実施計画の提供を請求する。コンソーシアムは短期実施計画を提出する。欧州委員会／執行機関は、提供された計画は承認できず、GAの終了を決定するという結論を出す。

#### 虚偽の情報の提出

*例*: 監査により、受益機関がその個別の財務諸表において行ったサービスに対応しない費用を請求していること、およびこれが偽造請求に基づくものであったことが明らかになった場合、欧州委員会は、受益機関の参加を終了させることを決定できる。

「必要な情報提供をしない場合」—通常、点検、検討、監査または調査に関連して—受益機関が請求された情報の提供またはその敷地内への立ち入りを拒否した場合に発生する（第22条参照）。

*例*: 欧州委員会は、合意書に参加する受益機関の現地監査の実施を決定する。また受益機関に収支計算書を含む所定の情報の提供を請求する。受益機関はこの情報の提供を拒否する。この拒否の後、欧州委員会は所定の期限内にこの情報を書面にて請求することができる。この場合に受益機関が再度請求された情報を提供しなかった場合、欧州委員会は受益機関のGAへの参加を終了することができる。

「倫理綱領の違反」とは、第34.1および第34.3条に基づく義務または別紙1に定める倫理要件の違反を意味する（第34.2条を参照）。

*例*: コンソーシアムにより提出された学術報告のほとんど全てがウェブサイトの写し（盗作）であったことが発覚した後、執行機関はGAの終了を決定する。

当該重大な誤り、不正行為、詐欺または重大な義務違反があることが、その他の落札手続または合意書において判明し（「その他の助成から本助成への認定の拡張」）、以下の場合において、欧州委員会／執行機関はまた、GAまたは関連する受益機関の参加を終了できる:

- その他の助成が類似の条件に基づいて落札された場合、および
- 重大な誤り、不正行為、詐欺または重大な義務違反:

全体的または反復的、および  
本助成に重大な影響を持つ。

(GA または受益機関の参加を) 終了する前に、欧州委員会／執行機関は、まずアクション実施を停止して（第49.2条参照）、問題を解決して合意書の再遵守を試みることができる。この場合でもアクションが再開できない場合にのみ（GA または受益機関）を終了させることができる。

## 2. 手続き

GA または受益機関の参加を終了させる前に、欧州委員会／執行機関は、**対立手続**に従うものとする（基本的な対立手続については第42条を参照すること）。

対立手続は受益機関ポータルを使用して行われる（第52条参照）。コーディネーターは、その通常の通信回路を通じて（例：電子メール、配達証明付書留郵便等）、関連する受益機関に直ちにオフラインで通知し、その意見を聞かなければならない。またその他の受益機関にも通知しなければならない。

欧州委員会／執行機関が同時に複数のアクションへの受益機関の参加を終了させる場合（例：複数の助成に重大な影響を与える反則のため）、各コーディネーターが個別に別途の対立手続を行うものとする。

受益機関の参加が第50.3.1(e)条に基づき終了される場合（すなわち、破産、清算、管理手続等）、欧州委員会／執行機関は清算人／管財人にも連絡する。

- **終了を確認した場合、欧州委員会／執行機関は終了が有効となる日付を特定する。**この日付は通知後の日付である。解除は遡及できず（とりわけ、解除により発生する義務および期限の履行を確実にするため—第3部の結果を参照）。

場合によって欧州委員会／執行機関は、（受益機関にアクションを終了する可能性を与えるために）将来の日付を選択する場合もある。その他の場合、終了は直ちに、すなわちコーディネーターの通知受領日に、有効となる（[第50.3.2条](#)参照）。

### 3.結果

合意書終了の結果は、受益機関が合意書を終了した場合と同様である（[第50.1.2条](#)参照）。

終了前にかかった費用のみ（例えば終了が有効となる日付の前）は適格である。契約終了後にのみ実行される契約に関連する費用は適格ではない。

不的確な費用は却下できる。終了が重大な誤り、不正行為、詐欺または重大な義務違反に基づく場合、助成は削減される（アクションが適切に実行されなかった場合など：[第5.3条](#)および[第43条](#)参照）。場合によって欧州委員会／執行機関は、さらに行政罰および／または罰金を課すこともある（[第45条](#)参照）。

単一または複数受益機関の参加終了の結果は、受益機関が別の受益機関の参加を終了させた場合と同様である（[第50.2.2条](#)参照）。



## 第4節 不可抗力

### 第51条—不可抗力

#### 第4節 不可抗力

#### 第51条—不可抗力

##### 51.1 不可抗力

「不可抗力」とは、以下の状況または事象を意味する。

- いずれかの当事者が合意書に基づくその義務を果たすことを妨げられる。
- 予見不可能で例外的な状況であり、当事者の支配を超える。
- それぞれの側（またはアクションに関与する第三者側）の過ちまたは過失に起因しない。および
- すべての相当な注意を払ったにもかかわらず回避不可能であることが証明される。

以下は、不可抗力として引用できない。

- サービスの不履行、設備もしくは資材の欠陥、またはそれらを利用可能にすることの遅滞で、それらに関連する不可抗力事由から直接生じるものでない場合。
- 欧州委員会/執行機関—労働紛争またはストライキ、または
- 財政困難

不可抗力を構成する状況は、性質、継続する可能性の高い期間、および予見可能な影響を記載して他方当事者に遅滞なく正式に通知されなければならない。

両当事者は、直ちに不可抗力による損害を制限するためのすべての必要な措置をとり、可能な限り早急にアクションの実施を再開するために最善の努力を行わなければならない。

不可抗力により合意書に基づくその義務を果たすことを妨げられた当事者を、それらの義務に違反しているとみなすことはできない。



### 1. 不可抗力

#### 何か？

不可抗力の場合、当事者はその義務を果たすことを免除される。（そのため、欧州委員会は、その事象が不可抗力であると見なすことに同意しており、GAに基づく義務違反はなく、契約違反を防止するための措置は適用されない。）

「不可抗力」とは、例外的な事象であり当事者の管理力を超えており、GAに基づく義務の履行が難しい状況のことである。

*例(不可抗力):*地震、テロ攻撃または火山噴火、地域/国における洪水による設備引渡遅延。

*例(不可抗力でないもの):*機械の故障、盗難、実験場を建設中の下請業者の倒産。

事象または状況は回避不可能（受益機関が相当な注意を払ったにも関わらず、すなわち、GA に基づくその義務の履行を確保するために受益機関が合理的に予測できる程度の注意）および予測不可能である。不可抗力は、受益機関の過失または合理的に予測できた事象により発生した場合は正当理由とはならない。

下記の場合は、明確に不可抗力とは見なされない。

- サービスの不履行、設備もしくは機材の欠陥、またはそれらを利用可能にすることの遅滞で、それらに関連する不可抗力事由から直接生じるものでない場合
- 労働紛争またはストライキ
- 財政困難。

不可抗力は通常、適格な費用の明確な理由とはならない。

アクションに基づいて発生するその他の費用と同様に、第 6 条に定める条件を満たす場合、費用は適格である。但し、不可抗力がアクション実施のための追加の費用を必要とする場合、通常は受益機関が負担するものとする（これは予算外であり、第 5.1 条に定める最大助成金額は増額できないためである）。

*例:* 受益機関がアクションに関連する会合に参加するために購入した航空券。火山噴火により航空便がキャンセルとなり、受益機関は会合のために渡航できなくなる。航空券の費用が合意書の第 6 条の適格性の条件を満たす場合、受益機関が渡航できず、会合に参加できなくても、これは適格である。

**⚠️ Horizon 2020 の新規事項:** 不可抗力が適格となった日付までに実際に行なわれたタスクのための費用のみが適格である場合、これは FP7 とは異なる。

不可抗力によりアクション実施の停止（第 49 条参照）または合意書の終了（第 50 条参照）がもたらされる場合がある。

どのようにして？

不可抗力による関連する当事者は、ただちに正式に別の当事者に（コーディネーター、もしくは参加者ポータル、第 52 条を参照）。コーディネーターは、別の受益機関にオフラインで通知しなければならない。

関連する当事者は、関連費用を制限するための対策も含め、すべての必要な対策を講じて被害を抑制しなければならない。

## 第 7 章 最終規定

### 第 52 条—当事者間のコミュニケーション

#### 第 7 章 最終規定

##### 第 52 条—当事者間の通信

#### 52.1 通信形態および方法

合意書に基づく通信(情報、請求、提出、「正式通知」等)は、以下でなければならない。

- 書面で作成され、
- 合意書番号が表示される。

**差額支払まで:** 通信はすべて、電子交換システムを通じて、当該システムにおいて提供されている様式およびテンプレートを使用して行わなければならない。

**差額支払後:** 正式通知は、配達証明付きの書留郵便により行わなければならない(「紙面上の正式通知」)。

電子交換システムにおける通信は、「電子交換システムの使用条件」に従って授權された者により行わなければならない。授權する者を指名するためには、各受益機関は、(本合意書の署名前に)「法人指名代表者(LEAR)」を指定してはならない。LEAR の役割およびタスクは、その者の任命書に記載される(電子交換システムの使用条件参照)。

電子交換システムが一時的に使用不可能な場合、指示が [執行機関および] 欧州委員会のウェブサイトに掲示される。

#### 52.2 通信日

**通信**は、送付当事者により送付された時(すなわち、電子交換システムを通じて送信された日時)に行われたとみなされる。

**電子交換システムを通じての正式通知**は、受領当事者により受領された時(すなわち、タイムスタンプにより表示される受領当事者による受領日時)に行われたとみなされる。送付後 10 日以内に受け入れられなかった正式通知は、受け入れたとみなされる。

配達証明付きの**書留郵便**による**紙面上の正式通知**(差額支払後のみ)は、以下のいずれかの時点に行われたとみなされる。

- 郵便サービスにより記録された配達日、または
- 郵便局での引取期限

電子交換システムが一時的に使用不可能な場合、送付当事者を、特定の期限内に通知を送付すべきその義務に違反しているとみなすことはできない。

#### 52.3 通信先住所

電子交換システムは、以下の URL からアクセスされなければならない。:

[URL を挿入]

[欧州委員会][執行機関]は、この URL の変更を事前にコーディネーターおよび受益機関に正式に通知する。

[欧州委員会] [執行機関] に宛てた紙面上の正式通知（差額支払後のみ）は、以下の住所に送付されなければならない。

[欧州委員会] [執行機関の名称]  
[総局] [部] [完成する]  
[局] [完成する]  
ユニット [完成する]  
[郵便番号、市および国]

受益機関に宛てた紙面上の正式通知（差額支払後のみ）は、「受益機関登録簿」に記載されているそれぞれの法律上の住所に送付されなければならない。




## 1. 当事者間のコミュニケーション— 受益機関のポータル電子交換システム

コンソーシアムと欧州委員会／執行機関の間の全ての通信（差額支払後の正式な通知を除く）は、**受益機関ポータル電子交換システム**を通じて電子的形態で行われなければならない

このシステムは以下の異なる機能を提供する：

- 「**受益機関登録**」において自身の法人データを閲覧および変更できる。
- 報告、提出および修正のために必要な書式および申請書に、直接アクセスして提出できる。
- 欧州委員会／執行機関に連絡するために「メッセージ」機能が利用できる。
- 正式な通知をするために（すなわち、合意書に「正式通知」または「正式に通知する」と記載する場合）、「正式通知」機能を利用できる。
- 必要があれば、電子交換システムにより保護された電子署名を行うことができる（例：GA の署名、合意書、修正版および財務諸表への加入のため）。

これは全ての通信のログを保存するので、**配達証明付書留郵便**による正式通知を行うことができる。

 （受領した受益機関が電子交換システムの通知を閲覧しない場合でも、例：受領拒否または不作為）正式通知は送付日の 10 日後に受領されたと見なされる。  
受領日から数えた期日は、11 日目の時点で計算される。

全てのメッセージは（日付および時刻と共に）「助成ファイル」に記録される。

正式通知はまた「正式通知」機能を通じても記録される（送付および受領の日付と共に、すなわち、時刻印により示されるように受領当事者が最初に通知を閲覧した日付および時刻）

**電子交換システムへのアクセスは、ユーザーアカウントを持ちかつ受益機関により授権された者により行われなければならない。**授権は、（各受益機関の法人指名代表者（LEAR）が、助成合意書および修正版または財務諸表に署名する権限を有する者（LSIGN、FSIGN）のために、これを行う者に帰属する「役割」（すなわち、機能）に関連するものである。これらの職務の 1 つを譲渡された者のみが電子交換システムを使用できる（[オンラインマニュアル](#)を参照）。

■例:

1. 法律上の署名者(PLSIGN)のみが合意書および修正版に署名できる。
2. 財務上の署名者(PFSIGN)のみが財務諸表に署名できる。
3. 前のコーディネーター窓口(PCoCos)のみが欧州委員会に情報を提出でき、またコーディネーター窓口(CoCo)のみが欧州委員会に情報を提出できる。初等のコーディネーター窓口は、事務管理部門で(プロジェクト)役員によるのみ変更が可能である。一方で、他の役割はポータルを通じて参加者自身で管理できる。  
(提案書で同定された監督者がPCoCoとなったMSCA-IFの場合には、ERC助成金にて提案識別されたPIはPCoCoとなる)。
4. 参加者窓口(PaCos)のみがコーディネーターに情報を提出できる(情報は受益機関のポータルを通じて提出されなければならない)。欧州委員会に直接情報を提出することはできない。
5. 受領者である受益機関の参加者窓口(PaCo またはコーディネーターの場合は CoCo)、法律上の署名者(PLSIGN)または財務上の署名者(PFSIGN)のみが、最初に正式通知にアクセスできる(すなわち、正式にこれを受領できる)。
6. タスク責任者(TaMa)は、助成へのその組織の参加に関する文書を、完了してウェブ形式で保存し、かつアップロードすることのみできる。コーディネーターまたは欧州委員会に情報を提出することはできない。
7. チームメンバー(TeMe)は、プロジェクト情報の閲覧のみ可能である。書式を完了、保することはできず、また情報をコーディネーターあるいは欧州委員会に提出することはできない。

① 受益機関のポータル電子交換システムにおけるアクセスおよび役割に関する詳細情報については、オンライン・マニュアルを参照すること。

原則として、欧州委員会／執行機関から／への全ての通信は、**コーディネーターを通じて**行われなければならない(但し、その他の受益機関との直接通信のための合意書またはその他の規則により規定される場合は除く。例: [第 20, 22, 23, 30, 41, 55 条](#)、[OLAF 規則](#))。

## ARTICLE 53 — 合意書の解釈

### 第53条—合意書の解釈

#### 53.1 別紙に対する諸条件の優先

合意書の諸条件が、その別紙に優先する。

別紙2は、別紙1に優先する。

#### 53.2 特権および免除

[すべての国際組織についてのオプション：合意書のいずれの規定も、[国際組織の名称を挿入] に対してその設立書面または国際法により付与されている特権または免除の放棄と解釈することはできない。]



### 1. 特権と免除

- 欧州委員会/執行機関は国際機関に反して施策を施さない。これは、構成文書または国際法による特権と免除に反するものである。

「国際機関」とは国際公法(国際機関によって構築される特別機関を含む)に基づいた法人格をもって政府間機関(EU 以外)を意味する。

*例：赤十字国際委員会(ICRC); 国際赤十字赤新月社連盟*

従ってほとんどの場合(すなわち、法に関与する文書が定めない限り)、公法決定は適用されず契約の処置が取られる。

それゆえに、欧州委員会/執行機関は第299TFEU条に基づき、強制決定を適用しない。  
(第44条を参照)もしくは行政上か財政的刑罰の決定(第45条を参照)。

同様に、第44GA条(一決して直接財政的規制 No 966/2012 の第80条(1)を基準とした公法処置としてでなく)の基準上、契約の処置としてのみ相殺が適用される。

結果的に、紛争解決は通常、仲裁に限られる(第57.2条を参照)。公法救済(すなわち第263条アクション)は適用しない。



## 第54条—期間計算、日付および期限

### 第54条—期間計算、日付および期限

規則 No 1182/71<sup>52</sup>号に従い、日、月または年で表現されている期間は、契機となる事象が生じた瞬間から計算される。

当該事象が生じた日は、当該期間内に入るとはみなされない。

<sup>52</sup> 期間、日付、および時間制限に適用される規則を決定する1971年6月3日の理事会規則(EEC、Euratom) 1182/71号(官報 L 124、1971年6月8日 p. 1)。



### 1. 日数で表現されている期間

日数で表現されている期間は、契機となる事象が生じた日の翌日に開始し、期間最終日の午前零時に終了する。日数は暦日。

*例: 第20.3条に基づいてコーディネーターは、定期報告の各報告期間の最終日から60日以内に提出しなければならない。*

アクションは、下記の報告期間に分割される:

報告期間 1: 2015年3月1日から2016年8月31日

報告期間 2: 2016年9月1日から2017年2月28日

そのため、期限60日間の報告期間1は、2016年9月1日に始まり、2016年10月30日に終わる。

期限60日の報告期間2および最終報告期間は、2017年3月1日に始まり、2017年4月29日に終わる。

### 2. 月数または年数で表現されている期間

月数または年数で表現されている期間は、期間最後の月または年における期間開始日と同じ日付の午前零時に終わる。

*例: 支払請求を承認できない場合、第47条に基づいて欧州委員会／執行機関は、支払期限を停止できる。停止は、欧州委員会／執行機関が通知を送付した日に有効となる。停止が2カ月を超える場合、コーディネーターは欧州委員会／執行機関に、それが継続するか否かを尋ねることができる。*

欧州委員会が、2016年7月31日に助成支払期限の通知を送付した。そのため、停止は2016年9月30日に2カ月を超えることになる。

かかる日付が存在しない場合(例: 4月31日)、期間はその月の最終日の午前零時に終わる(例: 4月30日)。

*例: 第22.1.2条に基づいて、検討は差額が支払われてから2年の間に開始される。助成の差額は2016年2月29日に支払われる。そのため、2年の期間は2016年3月1日に始まり、2018年2月28日に終わる。*

## 第 55 条—合意書の変更

### 第 55 条—合意書の変更

#### 55.1 条件

合意書は、変更が助成を付与する決定が疑問視され、または申請者の平等取扱原則の違反となるような合意書の変更を引き起こすものでない限り、変更することができる。

変更は、いずれの当事者からも請求することができる。

#### 55.2 手続

変更を請求する当事者は、署名した変更請求を電子交換システムを通じて提出しなければならない(第 52 条参照)。

コーディネーターは、受益機関の代わりに変更請求を提出し、受領する(別紙 3 参照)。

コーディネーターの同意なくコーディネーターの変更が請求される場合、提出は、別の受益機関(その他の参加機関の代わりに行為する)により行われなければならない。

修正請求には、以下が含まれなければならない。

—理由

—適切な根拠書面、および

—コーディネーターの同意なきコーディネーターの変更について:コーディネーターの意見(または当該意見が書面により請求されたという証明)

[欧州委員会][執行機関]は、追加的情報を要求することができる。

請求を受領した当事者が同意する場合、当該当事者は、通知(または[欧州委員会][執行機関]が要求した追加的情報)受領後 45 日以内に電子交換システムを通じて変更を署名しなければならない。請求を受領した当事者が同意しない場合、当該当事者は、同一の期限内にその不同意を正式に通知しなければならない。期限は、請求の評価のために必要である場合、延長することができる。期限内に通知が受領されない場合、請求は却下されたとみなされる。

変更は、受領当事者の署名日に**発効する**。

変更は、当事者により合意された日、または当該合意が存在しない場合、変更が発効した日に**効力を生じる**。



### 1. 修正

#### いつ、そしてどんなもの？

修正は、GA の**変更**がやむを得ない度に必要である(例えば、「条件」およびまたは別紙)。

**⚠** GAの一般的な条件は修正を経由して変更ができない。特定のGAデータ(例:報告持続期間、開始日、など)とGAにおける選択肢のみ、修正を通じて追加や削除、アップデートができる。

**例:**

1. JRCは受益機関であるべきであったが、GAに聞き入れない場合、JRCの選択肢は削除される。
2. JRCがアクションの間に受益機関として追加された場合、JRCに関連するGAの選択肢はGAへと追加される。
3. 第三者が参加を終了した場合、第14.1条の選択肢は確定「終了日」とアップデートされる。

**⚠** 以下の変更については、もし助成開始前に判明した場合、採択(助成金付与の決定)に影響を及ぼしていたという内容の変更を行ってはならない:

- コンソーシアムの構成を含む変更、およびワークプログラムの一般付属書(Annex) A および Cにある適格性基準への影響を伴う変更。  
(例)公募条件が最低3つの加盟国からなるコンソーシアムである事が定められている場合で、3つの異なる加盟国(例えばベルギー、ポーランド、フランス)をそれぞれ代表する受益機関のうち、ポーランドの受益機関をベルギーの受益機関へ変更した場合
- アクションおよびまたは予算の変更を含み、作業プログラム/公募で発表された報酬の基準に影響を与える。  
(例えば、別紙1のタスクは大幅に変更され、アクションはもはや公募の範囲に対応しない。)
- 応募者の均等待遇原則を破る
- GAに適用される規則(例えば、金融規制 No. 966/2012、参加規制 No.1290/2013 など)、またはGA自体の規定(例えば、コーディネーターのタスクの外注における修正)に従わない。

**⚠**

氏名、住所、法的形式及び組織型の変更、または法的、財政的、技術的、組織的や所有権情勢の変更は修正を必要とする場合と、しない場合がある(下記参照)。しかし、それらはすべて第17.2条下にて、情報義務のきっかけとなる。

このような変化は、アクション実施に影響を与え、修正が必要な場合、欧州委員会/執行機関は状況を調べ、コーディネーターに通知する。

**例(修正を必要とする変更):**

1. 受益機関Aが破産する。その参加を終了するために、GAの修正が必要となる。
2. 受益機関Bは助成実施中に欧州からオーストラリアへ移住する。住所変更が受益機関のEU資金調達の対象外を意味する場合、「EU資金提供を受けない受益機関」にするためにGAの修正が必要となる。
3. 受益機関Cはイノベーション活動に参加し、補助金活動中に非営利団体の座を失う。償還率を変更するには、GAの修正が必要である。

**例(修正を必要としない変更):**

1. 受益機関Dは氏名を変更する。受益機関登録の更新で十分で、修正の必要はない。
2. 受益機関Eは助成実施中に欧州からオーストラリアへ移住する。助成金署名の瞬間にEU資金提供の受領に不適合であった受益機関/提携第三者は、後に対象となることはないので、この住所変更は適格性に影響を与えない。
3. 受益機関Fは中小企業の機器活動に参加し、助成実施中にSMEの立場を失う。参加規制No.1290/2013の第53条(2)に明示的に例外があるので、修正は必要でない。

通常、修正はコンソーシアムの主導で行われるが、欧州委員会/執行機関も提案することがある。(例:誤りを是正、またはアクションの検討後別紙1を修正する必要がある場合)。

修正された条項は、GAの不可分の一部となり、その他の全ての条項は変更されずに完全に有効であり続ける。

**修正が必要な場合の例一覧：**

- **参加が終了した受益機関の削除** (第50.2条および第50.3条参照)。

受益機関削除のための主要な2事例：

- 一度も受益機関となることがない場合 (GA に非加入もしくは、連帯責任として要求される宣言に関し非提供であるため)。  
この場合、修正は欧州委員会／執行機関によって提議され、受益機関は最初から削除される(元々受益機関ではないので)。
- 第50条に定められる他の理由：

修正は受益機関または欧州委員会／執行機関により提議される。

受益機関による終了の場合：

- 修正依頼は終了通知書の一部でなくてはならない
- 参加が終了した受益機関の意見を含めなければならない(あるいは、書面で意見を要求された証拠)。

欧州委員会／執行機関による終了の場合：

- 矛盾する手順でなければならない(第50条3.2を参照)
- 終了後、コーディネーターは(終了日から60日以内に)修正依頼を関係書類と併せて提出しなければならない(第50条3.3を参照)。  
終了がアクション終了後に有効になる場合、修正の依頼は必要ない(第3条参照) — 当該受益機関がコーディネーターでない限り、修正は報告書の提出と支払いの配布の義務を厳守しなければならない。

コーディネーターが策書された場合、修正は新コーディネーターを提案しなければならない。

「終了日」は前書きに追加され、受益機関はその日までの費用を提出する権利を有する。

受益機関による終了の場合：「終了日」は通知に指定する必要がある。

受益機関は、通知テンプレートで日付を選択する必要がある。これは確定日か「終了通知後の日付」のいずれかでなければならない。確定日は先物期日でなければならない(すなわち通知後：終了は、終了から生じる義務と期限の履行を確保するために、著しく遡ることができない；参照記事第50条2.1)

欧州委員会／執行機関による終了の場合：「終了日」のいずれかになる

- 通知確認終了で指定した日付、または
- コーディネーターが通知確認終了を受け取った翌日。

**その他の変更との併用：** 受益機関は、提携第三者と参加していた場合、(同日をもって)削除される必要があり、「参加の終了日」は第14条に追加される。

通常、終了は別紙1と2の変更を意味する。

これとは対照的に、受益機関(および提携第三者)のための GA 選択肢は削除や不適用にならない(彼らは GA の一部で、(多くの)義務は終了後も適応し続けるからである)。

**Adding a new beneficiary (see Article 56.2) 新受益機関の追加 (第56.2条参照)**

- 新受益機関は、一すでに有効な参加者認証コード(PIC)を有する場合は除き—まず参加者のポータルサイトの「[受益機関登録](#)」に登録し(かつ正当性を確認する)ことを忘れてはならない。

修正依頼は(以下を)含まなければならない：

- 別紙3(加入様式) — 修正依頼提出前に、参加者ポータルにおいて新受益機関による署名済み(第52条参照)

- 別紙 3a の PDF コピー（欧州委員会／執行機関による依頼の際、提携第三者の連帯責任に関する申告）
- 別紙 3b(該当する場合、共同研究センター(JRC)によって署名された行政取り決め)。

■ 「加入日」は GA の前書きに追加され、受益機関はその日から費用を提出する権利を持つ。

新受益機関は、加入様式（修正依頼に添付）にて日付を選択しなければならない。（以下のいずれかでなければならない）：

- 「加入様式の日付署名」
- 「修正の効力発生日」または
- 確定日：
  - 遡及日のいずれか（すなわち、加入様式への署名前）または
  - 将来の日付（すなわち、加入様式への署名後—これは正当な理由で例外的なケースであるべきである）。

受益機関変更のため新受益機関がアクションに参加する場合、終了日（受益機関が置き換えられる）前に加入日を設定することができる—従って、両方は一定期間のために費用を負担する。

*例*：前受益機関は、参加を 2015 年 6 月 1 日に終了し、新受益機関は 2015 年 5 月 1 日、GA に継承した。

他の変更との組み合わせ：追加は別紙 1 及び 2 に適応され、受益機関の種類と H2020 のステータスによって—GA 選択肢が追加される。

*例*：

新受益機関が国際的な組織であれば、第 22.4 条と第 53.2 条に基づいて、国際機関の選択は GA へ追加され、国際的な組織に該当する場合、第 57.1 条と第 57.2 条の下の選択肢が追加される。

JRC については、前書きの選択肢、第 20.3 条 (b)(iii) と d 第 21.2 条が追加される。

#### ■ 部分買収による受益機関の変更（「FP7 においては「権利および義務の部分移動」と称する」

 GA に基づく権利及び義務は、-「終了」（第 50 条）または「新受益機関の追加」（第 56 条）を経由せず、受益機関から新受益機関へと移転されている。

前受益機関がコンソーシアムを脱退せず、コンソーシアムの一部として留まる場合、この修正の種類は使用されるべきではない。この場合、単に「受益機関の追加」のための修正タイプを使用する。

#### どのような？

「部分買収」とは、受益機関の一部資産が別の企業体（1 団体もしくは複数）に移行することを意味する（「継続企業としてのビジネスユニットの移転」、すなわち、部分的な買収、解散／清算においてビジネスユニットの分配、部門／会社分割、など）。

「部分買収」とは、元の法人が存在し続けることを意味するが、新しい法人が部門、事業単位、あるいは類似を購入する（そして、吸収するか、元の法人の権利と義務の一部を引き継ぐ）。このように、元の法人の権利と義務（と契約）の一部は、新しい法人に移転される。（すなわち、元の法人の権利と義務の一部譲渡）。受益機関は法人として存在し続けるだけで、権利と義務の一部だけが影響を受けるので、事情に応じた分析が必要である（そして修正が必要）。

*例*：X 社は、Z 社へ携帯電話部門を売却する。X 社の携帯電話部門が関与していたすべての GA は、権利と義務の移転によって影響を受ける。X 社の他部門の仕事は他の GA に影響を与えることはない。




「解散／清算における事業単位の分配」は、元の法人が消えることを意味する（解散や清算に伴う）。しかし、その（1または複数の）新しい法人の部門、事業単位あるいは類似（および吸収または元の法人の権利と義務の引き継ぎ）を購入する。受益機関の権利や義務は一部のみ移転されるので、ケースバイケースの分析が必要である（そして修正が必要）。

「部門／会社分割」は、元の法人が消え、いくつかの法人に置き換えることを意味する。元の法人の異なる部分は、新しい法人に移転される（すなわち、いくつかの部分が異なる法人へ移転）。

例:

1. X社はいくつかの継続的助成金を持つ。X社は(Y社とZ社)の二社に買収され、どちらかの一社が携帯電部門を、もう一社が残りの部門を吸収する。一部のGAについては、X社からY社への権利と義務の移転、そしてその他のGAについてはX社からZ社へと移転される。

2. Ω社は、継続的な助成金を持つ(エンジニア部門によっていくつかのアクションが実施され、その他の部門によっていくつかのアクションが実施される)。Ω社は、(EとO)の二社に買収され、どちらかの一社がエンジニア部門を、もう一社が残りの部門を吸収する。二つの部分買収となる。ひとつはE社へ、そしてもうひとつはO社へ。

 新受益機関は（それぞれが）、第44条の下、前受益機関の回収のために完全な連帯責任を負うことになる。（これとは対照的に：第45条と46条の下、罰金と賠償に関連付けられる負債に対する連帯責任はない。）

しないものは？ 受益機関の(1以上の)資産の単なる売却は、「部分買収」ではない。受益機関がもはやアクションタスクをできない場合、GAの移転を伴わず、多くても、(いくつかの)アクションタスクの移転にすぎない。(後者の場合、また、資産の売却は、受益機関の参加終了および／もしくは、新受益機関追加のために修正を必要とする)。

例: アクションで、(エンジニアリングとテスト)の二つの異なるタスクを実施するΩ社は、E社がエンジニアリングのタスクを実施することを理解した上で、エンジニアリング部門をE社へ売却する。E社を新受益機関として追加するために、GAは修正の必要がある。Ω社は、アクションタスクのためにGAにおける受益機関をそのままにする(例えば、検査)。(E社がGAにおいて既に受益機関である場合、GAはアクションタスクと予算を調整するために、別紙1と2のみの変更を修正しなければならない。新受益機関としてE社を追加する必要はない)。

**ベストプラクティス:** 疑わしい場合には、受益機関は(参加者ポータル機能を経由して)欧州委員間／執行機関に問い合わせるべきである。

「普遍的買収」のは修正の必要はない(下記参照)。

どのように? コーディネーターは修正を依頼しなければならない。欧州委員会／執行機関が同意すれば、新法人がGAの当事者として(「新受益機関」として)元の法人に置き換えられる。

「新受益機関」は、唯一の修正目的のためここで使用される。それは、コンソーシアムに参加し、あるいは、他の受益機関の事業の一部を引き継いだ既存の受益機関を意味する。

部分買収が国内法によって管理されている場合、修正依頼は明確に法的状況とGAのための結果を設定する必要がある(両欧州委員会／執行機関に向けて、および他の受益機関へ)。特に、前受益機関の財政負担を説明しなければならず、買収契約のコピーを添付し、適用可能なルールを引用する(可能であれば、文書へのハイパーリンクで)。(修正依頼で説明されていない任意の要素は、その後、欧州委員会／執行機関に対して保持されないことがある)。

「移転日」はGAの前文に追加される。

受益機関は、修正依頼の日付を選択しなければならない。(新受益機関がアクションに参加する場合、移転日は加入日と同日でなければならない。遡及日は例外的な場合のみ、特別な正当事由で許可される)。



新受益機関が GA に参加する場合、既に有効な「参加者識別コード(PIC)」を持っていない限り、**受益者名簿**にまずは登録しなければならない(そして有効となる)。

■ **② 提携第三者の追加または削除(第 14 条参照)**

提携第三者は受益機関ではないが、彼らの変更(すなわち、その参加の終了またはアクションに参加する場合)も第 14 条を更新するには(名前の名言/削除や開始日/終了日を明確するには)修正が必要である。

提携第三者を追加する場合:

新提携第三者は、既に有効な「参加者識別コード(PIC)」を持っていない限り、まず**受益者名簿**に登録されなければならない(そして検証される)

「参加開始日」は第 14 条に追加される。


受益機関は修正依頼の日付を選択しなければならない。これは、確定日、または「修正の効力発生日」のいずれかでなければならない。

提携第三者が受益機関と同時にアクションに参加する場合、参加開始日は受益機関の加入日と同じでなければならない。

提携第三者を削除する場合:

受益機関は、欧州委員会/執行機関に対して修正依頼を通じて提携第三者を削除することができる(なぜなら、参加終了は提携第三者に適用されないため。受益機関にのみ適用される。第 50.2 条を参照)

欧州委員会/執行機関が、提携第三者の参加を終了しなければならないと考慮した場合(例えば、監査結果や OLAF 調査のため)、コンソーシアムに提携第三者の削除を依頼する(修正依頼を介して)。

 コンソーシアムは、この要求を追求しない場合、欧州委員会/執行機関が受益機関の参加を終了する可能性がある(従って、自動的に提携第三者も削除する)。

「参加の終了日」は第 14 条に追加される。

受益機関は、修正依頼の日付を選択しなければならない。これは、確定日、または「修正依頼提出後の効力発生日」のいずれかでなければならない。確定日は将来の日付でなければならない(すなわち、要求後、参加の終了は遡及することはできない)。

■ 「EU の資金提供を受けない」受益機関/提携第三者に関する変更

受益機関/提携第三者が(例外的に)アクションの実施中に EU 資金の提供を受ける資格がなくなった場合(例えば設立の変更による)、この変更は修正が必要である(別紙2及び第9条の選択肢を変更するために)。

*例: 受益機関 R は欧州からオーストラリアへ移住する。住所の変更は、EU 資金調達のために不適格であることを意味する。そして、関与する GA を修正する必要があるかもしれない。*

対照的に、受益機関/提携第三者はアクションの実施中、適格者になれない。受益機関/提携第三者が助成金署名の段階で EU 資金調達に不適正の場合、アクションの実施中に変更はない。

新関連契約(EU と第三国間)は継続的な助成金に影響を与えない。

■ **コーディネーターの変更**

新しいコーディネーターが GA の受益機関でない場合、新受益者として最初に GA に参加しなければならない(第 56.2 条参照)。前コーディネーターは受益機関としてアクションに参加し続けることができ、また、その参加を終了することもできる。

コーディネーターを変更する修正は、アクション終了後もそのままに留まる(必要に応じて)(第3条参照)。

「引渡し日」は GA の前文に追加される。

受益機関は、修正依頼の日付を選ばなくてはならない(前コーディネーターがコンソーシアムを離れた場合、この日付は「終了日」の後でなければならない。新コーディネーターがコンソーシアムに参加した場合、日付は「加入日」でなければならない)。それ以外の場合は、効力発生日となる(すなわち、修正の最後の署名日)。

■ 「執行の権限」のためのオプション変更

第 41 条 2 のオプションは、追加/削除、または変更が可能である(すなわち「執行の権限」とともに法人名の変更)。

■ 支払のためのコーディネーターの銀行口座の変更

口座番号/IBAN コードの変更を意味するすべての変更のための修正が必要である。

*例:* コーディネーターが銀行を変更する

銀行口座のデータは、まず受益者名簿上で更新されなければならない(そして有効となる)。銀行名、支店所在地、または口座名義人名の修正は必要でない。受益者名簿の銀行口座のデータ変更(と検証)は十分である。

■ アクションの表題および/または頭文字の変更

*例:* コンソーシアムがそのアクションの頭文字が保護された商標であることに気付いた。

■ アクションの開始日、継続期間または報告期間の変更

*例:* アクションのための GA には、GA の発効日以前の既定の開始日がある。気候条件により、コンソーシアムが当該日付に開始できないため、欧州委員会に変更を請求する。

アクションの延長はアクションが終了する前に請求されねばならず、例外的な場合にのみ承認される。

 アクションが延長されたとしても、助成金の上限は (第 5 条 1 参照) 増えない。

■ アクション実施停止後にアクションを再開するための修正


停止開始と終了の際に修正依頼は日付を指定しなければならない。アクション実施は自動的に翌日から再開される(再開日)。

■ 別紙 1 の変更(アクションの説明)、特に以下の場合がある:

- **アクションタスク**(例:タスクが追加/削除された場合)または受益機関の間でのその分配の大幅な変更
- 第三者(無償の支払に対しての)または下請契約による現物出資に関する変更  
当該変更は、原則としてまた、「正式な修正なしの承認」として行うことができる(第 11 条、第 12 条および第 13 条参照)。但し、受益機関が修正を請求した場合、欧州委員会/執行機関の GA の事前保証があるものとする(現物出資または下請契約に関して)。修正が請求された場合、欧州委員会/執行機関は、それが GA に準拠しないと見なし、その費用が不適格であると申告する(報告を承認する場合)。
- **提携第三者**により実施されるタスクおよび関連費用に関する変更
- GA のオプションに関する条項に関する変更(オプションは削除または追加される、例:研究施設への越境アクセスを提供するオプションの追加は、通常、別紙 1 および/または別紙 2 の修正が必要となる)。

■ **助成金額上限、アクションの予測適格費、事前融資の金額または保証基金への出資**

助成金額上限の変更(第5.1条参照)および/またはアクションの予測適格費(第5.2条参照)は、特に例外的な場合にのみ承認される(例:誤記による場合)。

 助成金額上限(第5.1条参照)は増額できない。

助成金額上限の変更は、事前融資(および保証基金への出資)において有効である。

■ 修正が必要な別紙2aの変更(予算見積もり)(第4条参照)、特に以下の場合である:

– アクションの作用に影響する重大な変更起因する、受益機関の間または予算分類間(またはその両方)における予算移動(すなわち、別紙1)。

– 別紙2に記載しない費用形態に対する予算移動(例:実費から単価費用への)

**例:**

1. アクション実施期間中、直接人件費を実費として通知した受益機関は、これを変更し、通常の会計処理に従って単価として通知することを決定づける(平均的人件費)。

2. アクション実施期間中、直接人件費を実費として別紙2に申告した受益機関は、これを変更して、通常の会計処理に従って、直接人件費を単価として申告する(平均的な人件費)。

3. SMEが現行のGAに参加する。SME所有者は給料がないので、SME所有者の単価に基づくその人件費の払戻しを請求する。この場合、合意書を修正して、第5.2条に基づく適正なオプションを追加し、別紙1および2aのアクションの予算見積もりを修正する必要がある。

**ベストプラクティス:** 別紙2aの変更が必要な場合、受益機関は欧州委員会/執行機関へ(参加者ポータルメッセージ機能を経由して)問い合わせるべきである。

■ **変更に関する具体的な費用群(「特定の単価」)**

第5条2と第6条2のオプションは追加/削除されなければならない場合、GAの修正は必要不可欠である。

**ベストプラクティス:** 変更によって特定の単価に関し懸念がある場合、受益機関は欧州委員会/執行機関へ(参加者ポータルメッセージ機能を経由して)問い合わせるべきである。

**修正が不要な場合の例一覧:**

■ **上記に記載のない予算移転**

受益機関間の移転金額や費用群(または両方)は、アクションが別紙1に沿って実施されていることを条件に修正を必要としない(第4条2参照)。

■ **氏名、住所、またはその他の(受益機関/提携第三者の)法的情報の変更**

単なる名称や法的形式(例えば株式会社 S.A.)、公式登録番号や住所、VAT番号の変更は修正を必要とする。つまり受益機関/LEARによるデータ(と検証)の**受益者名簿**上の更新で通常は十分である。

提携第三者は、(LEARを持っていないので)欧州委員会/執行機関に通知することのできる受益機関へ通知しなければならない。(参加者ポータル経由)(第17条2を参照)。データは欧州委員会/執行機関によって受益者名簿上で更新され、有効となる。

もし、(例外的に)欧州委員会/執行機関が登録の変更がアクションの実施に影響を与えると考慮した場合、コーディネーターへ通知する。GAの修正が必要な場合、コーディネーターはGAの修正を要求してもよい。

**例:** R社は、欧州からオーストラリアへ移転する。住所の変更が、受益機関はEU資金調達に不適格であることを意味する場合、GAの修正は必要不可欠である(「EUの資金提供を受けていない受益機関/提携第三者に関する変更」)。

- **短縮名**は、法的な価値を持たず、GA内での簡易識別のみ提供する。従って、短縮名は専用の修正タイプを介して変更することはできない。これらは最終的に、他の理由によって修正が開始された過程で変更される可能性がある。

GA署名目的のための**代表を権限する人物の変更**は、対照的に、全く追跡しない(氏名はGA署名の際のみ適切なため、受益者名簿でさえ変更はない)。

- **一般的な引き継ぎによる受益機関の変更**(FP7において「権利と義務の一般移転」と呼ばれる)。

一般的な引き継ぎに関連したGAの移転は、修正を要しない。LEARによる**受益者名簿上の受益機関のデータ**のアップデート(と検証)で通常十分である。(元の法人は、ひとつの新しい法人に置き換えられ、すべての権利と義務はこの新しい法人に移転される。例:合併または完全買収)

**例:** 受益機関Xは、他の既存の法人によって合併する:

- 一部になる(よってXとYは一緒に「Y」として知られ、法人Xは存在を終結する)、もしくは
- 新しく独立した法人を設立(X及びYは一緒に「Z」として知られる)。

もし(例外的に)欧州委員会/執行機関が登録移転がアクション実施に影響を与えると考慮した場合、それはコーディネーターに通知する。GAの修正が必要な場合、コーディネーターはそれを要求することができる。

**例:**

新しい法人の法的形式や種類は、前受益機関または提携第三者とは異なり、これはアクションの実施に影響を与える。

**ケース1:** コーディネーターは他の法人にすべての権利と義務を移転する。これが**第21.8条**で銀行口座番号の変更に伴う場合、コーディネーターとして参加する各GAはこの情報を更新修正しなければならない。

**ケース2:** 非営利法人Xは、大規模な非営利会社Yによって買収される。買収の結果として、Y会社は進行中の革新GAの権利と義務を前提とする。新受益機関は100%の償還率ではなく70%しか受けることができないので、継続的のGAのYに適用される償還率はXのものとは異なる。修正を介してGAの変更と、特に原価要素の更新が必要になる可能性がある)。

継続中のRIA助成金については、償還率はすべての受益機関に対して同様であるため(100%)、別紙2の変更は必要ない。

受益者名簿の日付更新に加えて、**第17.2条**の下、一般的引き継ぎが起こった場合、受益機関はコーディネーターに(オフラインで)通知しなければならない。

:

- 大幅に影響を与えたり、アクションの実施やEUの金融利益を遅らせる、または
- 助成金受理の決定やGAに基づく用件の遵守に影響を与える。

コーディネーターは欧州委員会/執行機関に(参加ポータルを経由して)通知しなければならず、もし必要であれば、修正を依頼する。

一般的引き継ぎが連携第三者に関係する場合も、同様である。

## どのように?

修正依頼は、**参加者ポータルにて、直接依頼者が準備しなければならない**(すなわち、コーディネーターあるいは欧州委員会/執行機関)(**第52条**を参照)。

**ベストプラクティス:** 利用可能な修正条項のいずれも適合しない場合、修正を議論するために、受益機関は欧州委員会/執行機関へ問い合わせるべきである(参加者ポータルメッセージ機能を経由して)。

**!** 修正依頼の前に、新受益機関、新提携第三者またはその他の新しい受益機関データは**受益者名簿**に登録し検証されなければならない。

**例:**

新受益機関は検証される必要がある（「法人検証」）。これは、新受益機関がまず**受益者名簿**に登録し、認証され、**LESR**を任命し、参加者ポータルを介して必要な情報及びその支持文書を提出しなければならないことを意味する。

銀行口座の変更のための新銀行口座の検証。

**!** 修正依頼は、必須情報とその関係書類を含まなければならない。

受け入れ、拒否、または撤回の場合のみ--署名入り提出済みの修正依頼の変更は不可である。しかし、（電子交換システムを介して）説明、または追加情報／文書を提供することが可能である。

**依頼**は明確で、時間通りに完全に提出されなければならない（すなわち、有効期限前（一般的にアクションの終了前、例：**第3条**に提示された日付）に事前の適切な分析と準備を十分にすること）。アクション終了後に導入された依頼は非常に特定の（証拠立てられた）ケース（例：銀行口座の変更、差額支払いのためのコーディネーターの変更）に対して例外的に受け入れられる）。

コーディネーターは、コンソーシアムの契約が締結していることを確認する必要がある（内部の意思決定のプロセスに従い、例えば、全会一致、単純または特定多数決など、コンソーシアムで設定された契約）。

完了後、（すべてのアップロード支持書類添付の）依頼はコーディネーターの PLSIGN による**署名された形で提出されなければならない**（受益機関に代わって。別紙3を参照）。

それが承認または拒否される前に**撤回される**ことがある。

修正依頼を**変更**するためには、撤回し、再提出しなければならない（提出済みの依頼の変更は不可である）。

**例:** コーディネーターは、銀行口座番号及び別紙1、2の予算タスクの再割当を変更するために修正を依頼する。欧州委員会は中間納付を作成せねばならず、別紙改正はより多くの時間を要し、銀行口座の変更は急務であるため、コーディネーターが撤回を要求し、銀行口座ともうひとつ別紙の変更し、新依頼を作成する。

受け入れられた場合、受信者（重複するが、PLSIGN によって参加者ポータルに直接）によって副署される。

## 2. 手続き

請求当事者は、（**参加者ポータル**を通じて）他方当事者に正式に修正請求の通知を行わねばならない。

他の当事者は－45日以内に－（コンソーシアム宛てに：コーディネーターの法律上の署名者（PLSIGN）により署名された）受益機関のポータルを通じて正式通知を送付して、合意または合意しないものとする。

合意書に対する複数の変更を含む請求は、複数の請求に分割できない**包括提案**と見なされる。請求は一括して他方当事者により承認または却下される。

受領当事者が追加的な情報／文書を請求した場合、新しい期限を適用する。すなわち、追加的な情報／文書の却下から45日後。

**例:** コーディネーターは、複数の提携第三者と共にを加えるための請求を提出する（**第14条**参照）。欧州委員会は、提携第三者による連帯債務のための署名済み申告書を請求する（別紙3a）。評価および検証のための新しい45日の期限は、欧州委員会が申告書を受領した時点から適用される。



第三者(別紙3a)。評価と検証のための新たな45日間の期限は、欧州委員会が通知を受理した時点から適用される。

請求の評価のために必要な場合、期限は受領当事者により、決定される期間を**延長**されることができる(例:変更を評価するために必要な検討)。

期限内に**反応がない**場合、依頼は**拒否**されたとみなす。(⚠️ new in Horizon 2020: FP7 に反して、修正の承認が暗黙)。当初の依頼を完全にまたは一部繰り返していたとしても一新修正依頼は提出することができる。

修正は、受領当事者がそれに同意した時から有効となり**拘束力を有するもの**となる(すなわち、受益機関のポータルにおいて署名される)。

修正が有効となる(すなわち、GAの変更が適用され始める)のは下記のいずれか:

- 効力発生日(すなわち、修正の最後の署名日)または、
- 修正に提示された(同意を得た)特定の日付(複数可)。

日付は通常、修正の効力発生日後でなければならない。

正当なケースでは(例外的に)前でも良い(修正の遡及)。(いくつかのケースでは、GA 自体遡及を提供する。)

**例(合意書において予見される遡及):**

または提携第三者が合意書に加わった場合、加入書式に明記されたその加入日から、権利および義務を再開しなければならない。この遡及は、その費用が合意書へのその加入日から適格となることを示唆する(つまり修正版が有効となった日からではない)。

受益機関または欧州委員会によるアクション実施の停止から、停止は修正版に定める再開日から解除され、有効となる。かかる日付は、修正版が有効となる日付より前となる(第49.2.2条参照)。

修正がエラーを定性しようとする場合、GAの効力発生日(すなわち最初から)から変更が実施される。

修正の性質により、発効日は、費用の適格性に影響を与える場合もある。

修正請求に多数の変更が含まれる場合、これらは異なる日付に有効となる。

**例:**

2016年5月1日に、コーディネーターが、銀行口座を変更し、かつ新規受益者を追加する修正を請求する。受益機関の追加は、追加書式で示された加入日から有効となり(2016年4月1日)、また銀行口座の変更は、両当事者が合意した日付または修正が有効となった日付に有効となる(すなわち、2016年6月10日、受領当事者がこれに署名した日付)。



## 第 56 条—合意書への加入

### 複数の受益機関 第 56 条 6—合意書への加入

#### 56.1 前文に記載されている受益機関による合意書への加入

その他の受益機関は、合意書の発効（第 58 条参照）後 30 日以内に電子交換システム（第 52 条参照）を通じて加入書式（別紙 3 参照）に署名することにより **〔第 14 条が適用され、連帯責任が要求された場合に使用されるオプション：および〔欧州委員会〕〔執行機関〕が提携第三者の連帯責任を要求した受益機関については、（加入時に）第三者が署名した連帯責任に関する宣言（別紙 3a 参照）も提出することにより〕** 合意書に加入しなければならない。

当該受益機関は、合意書の発効から効力を生じるものとして、合意書に基づく権利および義務を引き受ける（第 58 条参照）。

その他の受益機関が上記期限内に合意書に加入しない場合、コーディネーターは、（30 日以内に）アクションが適正に実施されるようにするために必要な変更を行うことを請求しなければならない。このことによっては、合意書を終了させる **〔欧州委員会〕〔執行機関〕** の権利（第 50 条参照）は影響されない。



### 1. 前文に記載された受益機関による GA への加入

全ての受益機関（コーディネーターを除く）は、**受益機関ポータル**を通じて（該当すれば、連帯責任の宣言とともに）、加入書式に署名することにより（別紙 3 参照）合意書に加入しなければならない。これは GA が発効してから 30 日以内になさなければならない（第 58 条参照）。


受益機関の法律上の署名者（PLSIGN）のみが、加入書式に署名することができる。

連帯責任に関する申告（別紙 3a 参照）は提携第三者によって紙面上に署名され、受益機関に送信する必要がある。受益機関はそれをスキャンし、PDF にし、加入用紙と一緒にアップロードしなければならない。

受益機関は原本を保持しなければならない。

受益機関がかかる申告書を提出しない場合、GA に加入することはできない（故に GA の当事者とはみなされない）。

第三者は助成の当事者ではないから加入書式に署名する**必要はない**。

コーディネーターは、GA の**プリントアウトされた用紙と加入書式**をその他の受益機関に**配布する義務はない**（ **Horizon 2020 の新規事項**）。全ての文書は参加者ポータルの「**マイエリア**」において入手可能である。

#### 特定の事例（加入）

JRC—JRC が受益機関の場合、その加入書式として別紙 3b に署名しなければならない（別紙 3 の代わりに）

## 56.2 新受益機関の追加

正当な理由がある場合、受益機関は、新受益機関の追加を請求することができる。

このためには、コーディネーターは、第55条に従って変更請求を提出しなければならない。コーディネーターは、電子交換システム（第52条参照）において新受益機関が署名した加入様式（別紙3参照）を含めなければならない。

新受益機関は、加入様式（別紙3参照）において特定されているそれぞれの加入日から効力を生じるものとして、合意書に基づく権利および義務を引き受けなければならない。

## 単一の受益機関: 第56条—合意書への加入

適用なし



### 1. 新受益機関の追加

正当化される場合、受益機関は、新受益機関の追加を請求することができる。

新受益機関は、公募の適格性基準に準拠し、提案されたタスクを履行するために十分な運営および財務能力を有し、排他的ではない基準に従い、かつその他の受益機関と同じ条件に基づいてアクションを実施することを約束しなければならない。

第56条は単一受益機関に適用しない。単一受益機関のアクションは、従って、複数受益機関のアクションになることはできない。

#### どのように?

新受益機関が行うべきことは以下の通り:

- 認証済みの「参加者識別コード(PIC)」を既に持ち合わせていない限り—受益者名簿に登録し、認証される
- 参加者ポータルにおいて、直接加入用紙へ署名する(第52条を参照)
- (欧州委員会/執行機関に必要とされる場合)、提携第三者の連帯責任に関する申告を提出する。

コーディネーターは、新受益機関を追加するための修正を要求しなければならない(第55条参照)。

■ 加入用紙(修正依頼に添付)は「加入日」を指定する必要がある。それは、(以下の)いずれかでなければならない:

- 「加入用紙に署名した日付」
- 「修正の効力発生日」または
- 「確定日」:
  - 遡及日のいずれか(すなわち、加入用紙への署名前)または

- － 将来の日付(すなわち、加入用紙への署名後—これは正当な理由で例外的な場合でなければならぬ)。

新受益機関が脱退する受益機関に代わってアクションに参加する場合、終了日前(置き換えられる受益機関の)に加入日を設定することができる—従って、双方とも一定期間の費用を負担する。

## 第 57 条—適用法および紛争解決

### 第57条—適用法および紛争解決

#### 57.1 適用法

合意書は、*[EU法の適用を受け入れない国際組織についてのオプション：[関連する国際組織の名称を挿入] についてを除き、]*必要な場合にはベルギー法によって追補され、適用可能な EU 法に準拠する。

*[EU法の適用は受け入れるが、ベルギー法の適用は受け入れない国際組織についてのオプション： [関連する国際組織の名称を挿入]については、合意書は、必要な場合には[加盟国または EFTA 国の国名を挿入] 法[ならびに適切な場合には、国際組織の法を規律する一般原則および一般国際法の規則]により追補され、適用可能な EU 法に準拠する。]*



### 1.適用法

原則として、その解釈、適用および正当性の問題において Horizon 2020 合意書は、EU 法に従うものとする(必要な場合はベルギー法により追補される)。

#### 例外(適用法):

**国際組織(IO)**—GA は、国際組織から請求があった場合、国際組織に対する特例を提供できる:

|                            | 適用法  |
|----------------------------|--|
| EU 法を承認しない国際組織             | <p>適用法への参照なし 75。</p> <p>適用法は、常設仲裁裁判所により決定される(ポイント 2 も参照)。</p> <p>国際組織および国家が関与する仲裁については、の常設仲裁裁判所の仲裁選択的規則に従い、適用法は下記となる:</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>- 関連組織の規則</li> <li>- 合意または当事者間の関係に適用可能な法律、および</li> <li>- 該当する場合は、国際組織の法を規律する一般原則および一般国際法の規則。</li> </ul> |
| EU 法は承認するが、ベルギー法を承認しない国際組織 | EU 法に準拠し、GA に記載する加盟国または EFTA 国の法律により追補される。   |

75 参加規則第 180(1) 参照のこと。

|  |   |
|--|---|
|  | さらに、国際組織の法律を支配する一般原則および一般国際法の規則への準拠を GA に含めることができる。 |
|--|---|

**⚠ new in Horizon 2020:** ホライズン2020は、(EU法を受け入れられないすべての国際機関のための統合的なアプローチに代わり) 特定条項(特別条項 3)を作成するのに必要不可欠であった FP7 と比べ新しいプロジェクトであり、例えば、ホライズン2020において専門機関と国際連合ファミリーの国際機関の参加に対応するためである。これは国際機関がホライズン2020に参加することを容易にするものである。

## 57.2 紛争解決

解釈に関する紛争の場合、協定の適用性や有効性は友好的に解決されない。一般裁判所（または控訴上、欧州連合司法裁判所が）唯一の管轄権を有する。このようなアクションは、EU 運営条約 (TFEU) の第 72 条に基づいてもたらせなければならない。

**[非欧州連合受益機関のオプション (欧州司法裁判所の唯一の管轄権を規定する Horizon 2020 への関連協定に関連する国にて設立された受益機関を除く): 例外として、このような紛争が、[欧州委員会][執行機関]と[非欧州連合受益機関名(複数可)を挿入]の間で起きた場合、資格のあるベルギー裁判所が唯一の管轄権を持つ。]**

**[欧州連合の資金提供を受けず、非欧州連合国に設立された国際組織、またはその国の法律に基づいた関連国のオプションは、欧州司法裁判所の管轄を受けられない。例外として、以下の受益機関がある:**

- [国際組織または欧州連合の資金提供を受けない受益機関名を挿入]
- [国際組織または欧州連合の資金提供を受けない受益機関名を挿入]  
国際組織または欧州連合の資金提供を受けない受益機関はその他の受益機関と同様 ]

[欧州委員会][執行機関]が協定に関連するこのような紛争は、一友好的に解決できない場合—仲裁に付託しなければならない。

協定の効力発生日に国際組織と行政が関わる常設仲裁裁判所の仲裁のための随意規則は適用される。

仲裁人選定機関は、いずれかの当事者によって提出された書面による依頼通り、常設仲裁裁判所の事務総長となる。

仲裁手続きは、ブリュッセルにて行われなければならない、使用される言語は英語となる。

仲裁判断は、すべての当事者を拘束し、かつ、上訴の対象ではない。]

紛争が第 299 条の下、行政や罰金、相殺または強制力のある意思決定に関連する場合 (第 44,445、46 条を参照)、受益機関は一般裁判所に、または控訴上、欧州連合司法裁判所に訴訟を提起しなければならない—第 263 TFEU の下。

**[受益機関助成金のオプション: 強制的決定に対するアクションは、欧州委員会 (執行機関に対してではなく) に対して提起されなければならない。]**



### 1.紛争解決

通則として Horizon 2020 合意書には、GA の解釈、適用または正当性に関する紛争については欧州司法裁判所に付託するという、第 272 条 TFEU 仲裁条項が含まれるものとする。

第 272 条のアクションは、欧州委員会／執行機関のポジションが最終的なものとなった際のみ可能である (例: 「確認状」、「借方票」などに反する。「監査報告書」、「監査結論状」、「前情報書」などに反さない)。

欧州委員会の補助金については、欧州委員会に対してアクションが提起されなければならない。執行機関の補助金については、執行機関に対して提起されなければならない。



公法性質の紛争(すなわち、第 299 TFEU に基づいた**行政や罰金、相殺や強制力の決定の懸念**。第 44、45、46 条を参照)については、(非欧州連合受益機関、「欧州連合の資金提供を受けない受益機関」を含む受益機関による)アクションは、第 263 TFEU の下、**欧州裁判所**に提起されなければならない(いかなる裁判所の前でもなく、第 272 条に基づいたものでもない)。

 すべての手順は、受益機関が**救済利用可能な手順が通知される**よう編成される(文書上、「救済条項」を介して)。

 苦情についての更なる詳細情報については、オンラインマニュアルを参照のこと。

### 具体例 (紛争解決):

**非欧州連合受益機関**—非欧州連合受益機関については、GA の解釈、適用性や有効性に関する紛争は通常、資格のあるベルギー裁判所に附される。(これまでのところ、(すなわち 2014 年末まで)Horizon 2020 プログラムに対する第三国に関連したどの協定も、唯一の管轄権欧州司法裁判所に提供されていない。)

公法性のある紛争は欧州司法裁判所が管轄する。

**欧州連合の資金提供を受けない非欧州連合受益機関**—その国の法律に基づき欧州連合の資金提供を受けない受益機関については、GA の解釈、適用性または有効性に関する紛争は、**常設仲裁裁判所**に附される(ポイント 1 も参照)。

欧州連合の資金提供を受けない非欧州連合受益機関は通常、非欧州連合受益機関と同様に扱われる(例:ベルギー裁判所)。

公法性のある紛争は欧州司法裁判所が管轄する。

- **国際組織**—国際組織については、GA の解釈、適用性や有効性に関する紛争は、**常設仲裁裁判所**(ポイント 1 も参照)に附される。(従って、例えば、国際連合<sup>76</sup>にともなう財務管理枠組合意(FAFA))。

国際組織は通常公法上の意思決定(それらを構成する文書や国際法の下で)から免責されるので、公法の紛争はほとんどの場合発生しない。従って、このような国際組織は、契約上の措置や、契約上の紛争解決(すなわち仲裁)のみに従うことになる。

このため、欧州委員会/執行機関は通常、第 299 TFEU(第 44 条参照)の下、強制的な意思決定や行政や罰金の意思決定(第 45 条参照)を適用しない。

同様に、相殺は常に第 44 条 GA に基づいて契約措置として適用される(決して、金融規制 No966/2012 の第 80 条(1)に直接基づいて公法対策としない)。

免責を持たない国際組織に関して、公法性のある紛争は欧州司法裁判所が管轄する。

<sup>76</sup> 財務管理枠組合意(FAFA)は、欧州委員会が代表する欧州共同体および国際連合により 2003 年 4 月 29 日に締結され、2014 年 1 月 22 日の改正第 1 版(C(2014) 238)により改定される。<https://ec.europa.eu/europeaid/node/45445> で入手可能。

## 第 58 条－ 協定の発効

### 第 58 条－ 協定の発効

協定は、[欧州委員会] [執行機関]または、コーディネーターによって署名された日付より効力が発生する。



### 1. 発効

以下の2機関が最後に署名すると GA が発効する:

- － コーディネーター
- － 欧州委員会／執行機関。

通常、欧州委員会／執行機関が最後に署名する。

### 1.3 特定国への適用問題

---

欧州委員会は特定の状況や特定国に適用可能な法的枠組みによって提起された問題を記録保存する – 参加者ポータル上の [特定国に適用される問題の一覧](#) を参照。

欧州委員会が特定問題の正式評価を行って来た唯一の国は、このセクションに表示される。